

くまもと
市政概要
2015

熊本市議会事務局

くまもと

市政概要

2015

熊本市議会事務局

46



この冊子は再生紙を使用しています。

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために一

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都市宣言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りを持ち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

| | |
|---------|-----|
| 市勢 | 1 |
| 議会 | 17 |
| 総務・財政 | 33 |
| 市民生活 | 83 |
| 健康福祉子ども | 131 |
| 環境 | 223 |
| 農水商工 | 249 |
| 観光文化交流 | 287 |
| 都市建設 | 333 |
| 消防 | 381 |
| 交通 | 395 |
| 水道 | 405 |
| 病院 | 431 |
| 教育 | 439 |

市 勢

| | | | |
|---|-------------|----|---|
| 1 | 沿 | 革 | 3 |
| 2 | 位 置 及 び 地 勢 | 4 | |
| 3 | 市 域 の 変 遷 | 5 | |
| 4 | 歴 代 市 長 | 6 | |
| 5 | 名 誉 市 民 | 7 | |
| 6 | 人 | 口 | 9 |
| 7 | 総 合 計 画 | 12 | |

1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されることもない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新(645年)が行われると、託麻の三宅郡(今の出水地方)には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月(平安の初期)に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君^{みちのきみのおびと}首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部(現在の菊池市)の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城(熊本城の始め)を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間(1490年代)に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年(1588年)加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。(築城年については異説もある)

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺(成趣園)は、幽斎ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550k㎡、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積389,530k㎡、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年の春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業するなど、九州中央の拠点都市として着実な発展を続けている。

現在は、平成21年3月に策定した第6次総合計画に基づき、子育てしやすく子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進や、水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実など、めざすまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に向け市民・事業者・行政がお互いの役割を担い、責任を果たしながら協働のまちづくりを進めている。なお、平成22年10月に、「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい 政令市くまもと」を熊本市が目指すべき政令指定都市の姿とする「熊本市政令指定都市ビジョン」を策定し、区役所の設置や区バス路線の導入、条例の制定改廃等、政令指定都市移行に向けたさまざまな取組を行い、平成24年4月1日、政令指定都市への移行が実現した。

平成25年度には第6次総合計画の中間見直しを行い、様々な危機事象から市民生活の安全を守るための総合的な危機管理体制の構築を進めるため、危機管理の基本方針について新たに項目立てを行い、さらに、政令指定都市移行に伴い設置した5つの区において、区行政を進めるうえでの指針として区別計画を新たに盛り込んだ。また、中間見直しに際しては、今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来にわたって人口70万人規模を維持し都市機能や住民生活の質を向上させることができる、持続可能で創造的な都市を目指すという視点から、定住促進、少子化対策、交流人口の増加の3つの取組を強化することとしている。

2 位置及び地勢（政策企画課）

(1) 位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地としても大きな役割を果たしている。



(2) 地 勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷（政策企画課）

| | |
|-------------|---|
| 明治 22. 4. 1 | 市制・町村制施行により、熊本市が発足 |
| 大正 10. 6. 1 | 黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町 |
| 14. 4. 1 | 出水村 |
| 昭和 6. 6. 1 | 白坪村 |
| 7.12. 5 | 画図村 |
| 11.10. 1 | 健軍村 |
| 14. 8. 1 | 清水村 |
| 15.12. 1 | 川尻町・力合村・日吉村 |
| 28. 4. 1 | 田迎村・御幸村 |
| 28. 7. 1 | 高橋村・城山村・池上村 |
| 29.10. 1 | 秋津村 |
| 30. 4. 1 | 松尾村 |
| 31. 4. 1 | 託麻村の一部 |
| 32. 1. 1 | 龍田村・小島町 |
| 33. 4. 1 | 中島村 |
| 45.11. 1 | 託麻村 |
| 平成 3. 2. 1 | 北部町・河内町・飽田町・天明町 |
| 20.10. 6 | 富合町 |
| 22. 3.23 | 城南町・植木町 |

389.53km²



4 歴代市長（秘書課）

| 代 | 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 1 | 杉村 大八 | 明22. 5. 6 | 明26. 7. 9 |
| 2 | 松崎 為己 | 26. 9.15 | 30. 8. 2 |
| 3 | 辛島 格 | 30. 9.13 | 大 2. 1.20 |
| 4 | 山田 珠一 | 大 2. 4. 2 | 3.10.10 |
| 5 | 依田 昌兮 | 4. 1.14 | 6. 9. 3 |
| 6 | 佐柳 藤太 | 6.11.20 | 10.11.19 |
| 7 | 高橋 守雄 | 11. 1.19 | 14. 7.13 |
| 8 | 辛島 知己 | 14. 9.14 | 昭 4. 7. 4 |
| 9 | 山田 珠一 | 昭 5. 2. 5 | 9. 4.17 |
| 10 | 山隈 康 | 9. 5.14 | 17. 5.13 |
| 11 | 平野 龍起 | 17. 6.25 | 20. 8.10 |
| 12 | 石坂 繁 | 20.10. 4 | 21. 3.11 |
| 13・14 | 福田 虎亀 | 21. 6.14 | 23. 2. 9 |
| 15 | 佐藤 真佐男 | 23. 4. 7 | 27. 3. 7 |
| 16 | 林田 正治 | 27. 3.20 | 31. 2.23 |
| 17・18 | 坂口 主税 | 31. 3.16 | 38. 1. 4 |
| 19・20 | 石坂 繁 | 38. 2.15 | 45.11.26 |
| 21～24 | 星子 敏雄 | 45.12.20 | 61.12. 6 |
| 25・26 | 田尻 靖幹 | 61.12. 7 | 平 6.12. 6 |
| 27・28 | 三角 保之 | 平 6.12. 7 | 14.12. 2 |
| 29～31 | 幸山 政史 | 14.12. 3 | 26.12. 2 |
| 32 | 大西 一史 | 26.12. 3 | 在任中 |

5 名 誉 市 民 (秘書課)

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

塙山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

安永露子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めるなど日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である遼空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に多大な功績。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（昭和50年顕彰）

明治9年7月12日生まれ。明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前を付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去（58歳）

上塚司氏（昭和53年顕彰）

明治23年5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去（88歳）

林田正治氏（昭和53年顕彰）

明治25年8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去（87歳）

小林久雄氏（平成元年顕彰）

明治28年6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去（66歳）

東家嘉幸氏（平成12年顕彰）

昭和2年10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去（78歳）

（旧植木町）

境米蔵氏（昭和51年顕彰）

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去（80歳）

木村学氏（昭和58年顕彰）

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去（89歳）

6 人 口（統計課）

（1）年次別人口及び世帯数

| 年次 | 世帯数 | 人 口 | | | 男女比 (女100人 につき) | 1世帯 当たり 人 口 | 備 考 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|-------------------|---------------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | | | |
| 明治22年 | 11,797 | 42,725 | | | | 3.6 | |
| 大正元年 | 12,736 | 66,488 | 35,938 | 30,550 | 117.6 | 5.2 | |
| 8年 | 13,129 | 74,544 | 39,385 | 35,159 | 112.0 | 5.7 | |
| 昭和元年 | 27,157 | 150,075 | 75,680 | 74,395 | 101.7 | 5.5 | |
| 5年 | 32,418 | 164,460 | 81,957 | 82,503 | 99.3 | 5.1 | |
| 10年 | 38,336 | 214,270 | 105,480 | 108,790 | 97.0 | 5.6 | |
| 15年 | 39,813 | 243,574 | 116,838 | 126,736 | 92.2 | 6.1 | 川尻町・日吉村・力合村合併 |
| 20年 | 37,981 | 180,643 | 84,935 | 95,708 | 88.7 | 4.8 | |
| 25年 | 59,853 | 267,506 | 128,067 | 139,439 | 91.8 | 4.5 | (国勢調査) |
| 30年 | 72,008 | 332,493 | 159,500 | 172,993 | 92.2 | 4.6 | 松尾村合併 |
| 35年 | 90,949 | 373,922 | 178,014 | 195,908 | 90.9 | 4.1 | (国勢調査) |
| 40年 | 107,634 | 407,052 | 192,538 | 214,514 | 89.8 | 3.8 | (〃) |
| 45年 | 128,559 | 440,020 | 206,854 | 233,166 | 88.7 | 3.4 | (〃) 含旧託麻村 |
| 50年 | 153,540 | 488,166 | 231,188 | 256,978 | 90.0 | 3.2 | (〃) |
| 55年 | 180,239 | 525,662 | 251,011 | 274,651 | 91.4 | 2.9 | (〃) |
| 60年 | 194,486 | 555,719 | 265,037 | 290,682 | 91.2 | 2.9 | (〃) |
| 平成2年 | 211,207 | 579,306 | 275,424 | 303,882 | 90.6 | 2.7 | (〃) 含旧飽託4町 |
| 7年 | 246,700 | 650,341 | 310,118 | 340,223 | 91.2 | 2.6 | (〃) |
| 12年 | 260,672 | 662,012 | 314,455 | 347,557 | 90.5 | 2.5 | (〃) |
| 17年 | 270,530 | 669,603 | 316,048 | 353,555 | 89.4 | 2.5 | (〃) |
| 22年 | 302,413 | 734,474 | 344,291 | 390,183 | 88.2 | 2.4 | (国勢調査) |

(2) 人口の動態

| 区分 | 年 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----|---|-------|-------|-------|-----|-----|
| 自然増 | | 1,299 | 794 | 793 | 814 | 589 |
| 社会増 | | △569 | 742 | 1,343 | 133 | 50 |
| 計 | | 730 | 1,536 | 2,136 | 947 | 639 |

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

| 調査年次 | | 平成17年国調 | | | | 調査年次 | | 平成22年国調 | | | |
|-----------------------|--|---------|--------|---------|---------|-----------------------|--|---------|--------|---------|---------|
| 区分 | | 総数 | 構成比(%) | 男 | 女 | 区分 | | 総数 | 構成比(%) | 男 | 女 |
| 総数 | | 669,603 | — | 316,048 | 353,555 | 総数 | | 734,474 | — | 344,291 | 390,183 |
| 昼間人口 | | 698,089 | — | 328,519 | 369,570 | 昼間人口 | | 757,093 | — | 354,251 | 402,842 |
| 15歳以上人口 | | 568,632 | — | 264,263 | 304,369 | 15歳以上人口 | | 620,785 | — | 286,243 | 334,542 |
| 就業者総数 | | 314,641 | 100 | 172,205 | 142,436 | 就業者総数 | | 334,217 | 100 | 178,812 | 155,405 |
| 第1次産業 | | 10,719 | 3.4 | 6,043 | 4,676 | 第1次産業 | | 12,280 | 3.7 | 7,040 | 5,240 |
| 農業 | | 9,577 | 3.0 | 5,277 | 4,300 | 農業 | | 11,318 | 3.4 | 6,362 | 4,956 |
| 林業 | | 171 | 0.1 | 154 | 17 | 林業 | | 237 | 0.1 | 209 | 28 |
| 漁業 | | 971 | 0.3 | 612 | 359 | 漁業 | | 725 | 0.2 | 469 | 256 |
| 第2次産業 | | 52,315 | 16.6 | 38,413 | 13,902 | 第2次産業 | | 53,403 | 16.0 | 38,906 | 14,497 |
| 鉱業 | | 22 | 0.0 | 16 | 6 | 鉱業、採石業、 砂利採取業 | | 33 | 0.0 | 26 | 7 |
| 建設業 | | 25,623 | 8.1 | 21,229 | 4,394 | 建設業 | | 23,924 | 7.2 | 19,821 | 4,103 |
| 製造業 | | 26,670 | 8.5 | 17,168 | 9,502 | 製造業 | | 29,446 | 8.8 | 19,059 | 10,387 |
| 第3次産業 | | 243,968 | 77.5 | 123,470 | 120,498 | 第3次産業 | | 251,965 | 75.4 | 124,506 | 127,459 |
| 電気・ガス・熱供給・ 水道業 | | 1,363 | 0.4 | 1,203 | 160 | 電気・ガス・熱供給・ 水道業 | | 1,424 | 0.4 | 1,225 | 199 |
| 情報通信業 | | 7,147 | 2.3 | 4,753 | 2,394 | 情報通信業 | | 6,795 | 2.0 | 4,518 | 2,277 |
| 運輸業 | | 12,498 | 4.0 | 10,564 | 1,934 | 運輸・郵便業 | | 14,430 | 4.3 | 12,158 | 2,272 |
| 卸売・小売業 | | 68,354 | 21.7 | 33,484 | 34,870 | 卸売・小売業 | | 63,230 | 18.9 | 31,196 | 32,034 |
| 金融・保険業 | | 10,480 | 3.3 | 5,266 | 5,214 | 金融・保険業 | | 10,104 | 3.0 | 4,845 | 5,259 |
| 不動産業 | | 4,966 | 1.6 | 2,836 | 2,130 | 不動産業・物品賃貸業 | | 6,987 | 2.0 | 3,998 | 2,989 |
| 飲食店・宿泊業 | | 18,140 | 5.8 | 7,554 | 10,586 | 学術研究、専門・技術 サービス業 | | 10,782 | 3.2 | 6,893 | 3,889 |
| 医療、福祉 | | 36,763 | 11.7 | 9,116 | 27,647 | 宿泊業、 飲食サービス業 | | 21,912 | 6.6 | 8,419 | 13,493 |
| 教育、学習支援業 | | 17,268 | 5.5 | 8,161 | 9,107 | 生活関連サービス業、 娯楽業 | | 13,667 | 4.0 | 5,654 | 8,013 |
| 複合サービス事業 | | 3,631 | 1.2 | 2,503 | 1,128 | 教育、学習支援業 | | 18,160 | 5.4 | 8,360 | 9,800 |
| サービス業(他に分類さ れないもの) | | 46,989 | 14.9 | 24,970 | 22,019 | 医療、福祉 | | 45,363 | 13.57 | 11,232 | 34,131 |
| 公務(他に分類されな いもの) | | 16,369 | 5.2 | 13,060 | 3,309 | 複合サービス事業 | | 2,133 | 0.6 | 1,270 | 863 |
| | | | | | | サービス業(他に分類 されないもの) | | 19,511 | 5.8 | 11,195 | 8,316 |
| | | | | | | 公務(他に分類されな いもの) | | 17,467 | 5.2 | 13,543 | 3,924 |
| 分類不能の産業 | | 7,639 | 2.4 | 4,279 | 3,360 | 分類不能の産業 | | 16,569 | 5.0 | 8,360 | 8,209 |

(注) 平成17年国調はH14年日本標準産業分類改訂、平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成22年国勢調査)

| 校区 | 人口 | 男 | 女 | 世帯数 | 校区 | 人口 | 男 | 女 | 世帯数 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 734,474 | 344,291 | 390,183 | 302,413 | 松尾東 | 2,247 | 1,070 | 1,177 | 813 |
| 中央区計 | 184,353 | 85,341 | 99,012 | 92,242 | 松尾西 | 1,159 | 511 | 648 | 359 |
| 壺川 | 8,122 | 3,703 | 4,419 | 3,919 | 松尾北 | 231 | 116 | 115 | 64 |
| 碩台 | 6,945 | 2,986 | 3,959 | 3,898 | 小島 | 3,201 | 1,522 | 1,679 | 1,073 |
| 白川 | 8,121 | 3,620 | 4,501 | 4,578 | 中島 | 3,860 | 1,799 | 2,061 | 1,120 |
| 城東 | 2,591 | 1,093 | 1,498 | 1,370 | 芳野 | 2,090 | 965 | 1,125 | 598 |
| 慶徳 | 3,856 | 1,710 | 2,146 | 2,623 | 河内 | 4,577 | 2,147 | 2,430 | 1,278 |
| 一新 | 9,991 | 4,354 | 5,637 | 4,994 | 南区計 | 122,600 | 57,412 | 65,188 | 43,499 |
| 五福 | 3,481 | 1,478 | 2,003 | 1,784 | 日吉 | 6,232 | 2,901 | 3,331 | 2,551 |
| 向山 | 10,954 | 5,107 | 5,847 | 5,279 | 川尻 | 8,512 | 3,961 | 4,551 | 3,340 |
| 黒髪 | 16,482 | 8,427 | 8,055 | 9,742 | 力合 | 15,747 | 7,299 | 8,448 | 5,712 |
| 大江 | 10,273 | 4,811 | 5,462 | 5,751 | 御幸 | 11,188 | 5,074 | 6,114 | 3,682 |
| 本荘 | 3,808 | 1,600 | 2,208 | 2,377 | 田迎 | 12,547 | 5,927 | 6,620 | 4,775 |
| 春竹 | 14,949 | 6,777 | 8,172 | 7,178 | 城南 | 6,328 | 2,909 | 3,419 | 2,608 |
| 出水 | 9,398 | 4,160 | 5,238 | 4,714 | 田迎南 | 6,800 | 3,275 | 3,525 | 2,441 |
| 砂取 | 9,843 | 4,460 | 5,383 | 4,426 | 飽田東 | 6,875 | 3,207 | 3,668 | 2,385 |
| 託麻原 | 18,734 | 9,383 | 9,351 | 9,338 | 飽田南 | 2,092 | 952 | 1,140 | 609 |
| 帯山 | 14,675 | 6,811 | 7,864 | 6,412 | 飽田西 | 2,489 | 1,188 | 1,301 | 777 |
| 白山 | 11,317 | 5,225 | 6,092 | 5,383 | 中緑 | 1,005 | 466 | 539 | 330 |
| 帯山西 | 8,472 | 3,931 | 4,541 | 3,674 | 銭塘 | 2,261 | 1,074 | 1,187 | 661 |
| 出水南 | 12,341 | 5,705 | 6,636 | 4,802 | 奥古閑 | 3,364 | 1,576 | 1,788 | 964 |
| 東区計 | 188,082 | 88,720 | 99,362 | 74,942 | 川口 | 2,090 | 998 | 1,092 | 680 |
| 画図 | 12,741 | 5,842 | 6,899 | 4,801 | 日吉東 | 6,586 | 3,146 | 3,440 | 2,748 |
| 健軍 | 12,358 | 5,739 | 6,619 | 5,411 | 富合 | 8,314 | 3,918 | 4,396 | 2,595 |
| 秋津 | 12,562 | 5,889 | 6,673 | 4,753 | 杉上 | 6,276 | 2,927 | 3,349 | 1,986 |
| 泉ヶ丘 | 6,811 | 3,087 | 3,724 | 2,907 | 隈庄 | 7,055 | 3,374 | 3,681 | 2,438 |
| 若葉 | 5,411 | 2,491 | 2,920 | 2,325 | 豊田 | 6,839 | 3,240 | 3,599 | 2,217 |
| 尾ノ上 | 12,987 | 5,982 | 7,005 | 5,466 | 北区計 | 145,634 | 69,051 | 76,583 | 54,120 |
| 西原 | 14,140 | 6,740 | 7,400 | 6,323 | 清水 | 12,255 | 5,567 | 6,688 | 5,074 |
| 託麻東 | 12,831 | 6,145 | 6,686 | 4,455 | 龍田 | 16,828 | 8,056 | 8,772 | 6,349 |
| 託麻西 | 15,914 | 7,683 | 8,231 | 6,427 | 城北 | 10,186 | 5,426 | 4,760 | 3,528 |
| 託麻北 | 8,771 | 4,206 | 4,565 | 3,232 | 高平台 | 14,231 | 6,693 | 7,538 | 5,659 |
| 桜木 | 7,518 | 3,505 | 4,013 | 2,981 | 楠 | 6,787 | 3,201 | 3,586 | 2,772 |
| 東町 | 8,418 | 4,078 | 4,340 | 3,127 | 麻生田 | 9,055 | 4,128 | 4,927 | 3,452 |
| 月出 | 10,909 | 5,075 | 5,834 | 5,003 | 武蔵 | 6,259 | 2,906 | 3,353 | 2,455 |
| 健軍東 | 4,743 | 2,262 | 2,481 | 1,880 | 弓削 | 5,527 | 2,696 | 2,831 | 2,200 |
| 託麻南 | 14,127 | 6,828 | 7,299 | 5,102 | 楡木 | 7,196 | 3,261 | 3,935 | 2,836 |
| 山ノ内 | 9,513 | 4,507 | 5,006 | 3,830 | 川上 | 10,102 | 4,734 | 5,368 | 3,575 |
| 長嶺 | 12,172 | 5,699 | 6,473 | 4,644 | 西里 | 7,769 | 3,645 | 4,124 | 2,645 |
| 桜木東 | 6,156 | 2,962 | 3,194 | 2,275 | 北部東 | 9,552 | 4,533 | 5,019 | 3,592 |
| 西区計 | 93,805 | 43,767 | 50,038 | 37,610 | 植木 | 3,778 | 1,796 | 1,982 | 1,332 |
| 古町 | 3,114 | 1,417 | 1,697 | 1,549 | 山本 | 2,300 | 1,106 | 1,194 | 688 |
| 春日 | 5,772 | 2,807 | 2,965 | 2,567 | 田原 | 2,328 | 1,082 | 1,246 | 713 |
| 城西 | 12,647 | 5,693 | 6,954 | 5,131 | 菱形 | 4,828 | 2,277 | 2,551 | 1,628 |
| 花園 | 11,390 | 5,289 | 6,101 | 5,028 | 桜井 | 6,122 | 2,944 | 3,178 | 2,115 |
| 池田 | 14,346 | 7,005 | 7,341 | 6,814 | 山東 | 4,385 | 2,142 | 2,243 | 1,501 |
| 白坪 | 11,883 | 5,393 | 6,490 | 5,195 | 吉松 | 3,339 | 1,570 | 1,769 | 1,100 |
| 高橋 | 480 | 218 | 262 | 188 | 田底 | 2,807 | 1,288 | 1,519 | 906 |
| 池上 | 6,324 | 2,919 | 3,405 | 2,311 | | | | | |
| 城山 | 10,484 | 4,896 | 5,588 | 3,522 | | | | | |

※平成22年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成24年4月の行政区による校区ごとに熊本市統計課が再設定したもの

7 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成している。

（1）熊本市第6次総合計画基本構想

わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を向かえ、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方には地域の個性や特徴を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められている。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、第5次総合計画の目標年次である平成22年度を繰り上げ、平成21年度から第6次総合計画へと移行した。

この基本構想は、平成19年度から策定に着手し、平成20年6月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成30年度（西暦2018年度）としている。

（以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。）

ア めざすまちの姿

『^{わくわく}湧々都市くまもと』

～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～

地下水の^{たた}湛え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした「^{わくわく}湧々都市」。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなのいろいろな^{わくわく}湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトを掲げます。

① 「くらし わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていく必要があります。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

② 「めぐみ わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③ 「おでかけ わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④ 「出会い わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ 分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ①一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- ②ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- ③生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保健・福祉の充実
- ④子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- ⑤豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- ⑥水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- ⑦地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- ⑧安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ 構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- ① 協働と自主自立によるまちづくり
 - ・自主自立の地域づくりの推進
 - ・市民公益活動の支援
- ② 信頼される市政運営
 - ・開かれた市政の推進
 - ・市民の視点に立ったサービスの提供
 - ・法令順守の徹底
- ③ 効率的で質の高い行政運営
 - ・行財政運営の効率化
 - ・行政評価制度の充実
 - ・協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上
- ④ 市域を越えた広域的連携
 - ・熊本都市圏市町村との連携強化
 - ・九州各都市との連携強化

(2) 熊本市第6次総合計画基本計画

平成20年6月に市議会の議決を経て決定した基本構想を受け、平成21年3月に同じく市議会の議決を経て基本計画を決定した。さらに、平成22年3月の城南町、植木町との合併及び平成24年4月の政令指定都市移行、また中間年にあたる平成25年度の全体的な見直しに伴い、それぞれ市議会の議決を経て基本計画の一部を変更した。

なお、基本計画を推進するため実施計画を作成し、毎年度見直しを行いながら進捗管理を行っている。

(以下、本基本計画の原文を一部抜粋して掲載。)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

『湧々都市くまもと』～ 九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ～

を実現するための具体的な取り組みを体系化したもので、市民の皆さんと行政の共通・共有するまちづくりの指針であり、総合的・計画的な市政運営のための設計書となるものである。

本計画では、全ての施策分野にわたり、市民、地域団体・NPO等、事業者、行政それぞれの活動の目安となる役割分担を示しており、また、各分野の取り組みの目的を明確にし、成果を重視するとともに、市民の皆さんへの説明責任を徹底するため、それぞれの取り組みの基本方針ごとに、達成度を測る指標と目標値を掲げている。

イ 計画の期間と対象

- ◆計画期間 この計画は、平成30年度（西暦2018年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成25年度に全体的に見直しを行った。
- ◆対象区域 平成24年4月1日の政令指定都市移行後の市域を対象とし、必要に応じて広域的な対応を図る。
- ◆実施主体 本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体・NPO等、事業者を含む）と行政の役割分担に基づいて、市民の皆さんの参画と協働により実施する。分野別施策における「協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担」の取り組み例は、「協働と自主自立によるまちづくり検討会議」で取りまとめられたものである。この会議は、公募市民を含め、各分野の学識者、地域団体、NPOなどの代表者で構成され、平成20年6月5日～8月22日の期間に計8回にわたり開催された。

ウ まちづくりの重点的取り組み

基本構想に掲げるめざすまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、今後10年間、特に重点的に取り組む4つのわくわくプロジェクトとそれを具体化する7つの夢わくわくプラン(「夢わく」)を設定している。

1 「くらし わくわく」プロジェクト

夢わく 1. 子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

- ① 子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり
- ② 社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり

夢わく 2. だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

- ① 暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり
- ② 暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

2 「めぐみ わくわく」プロジェクト

夢わく 3. ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

- ① 地球温暖化防止をリードする都市づくり
- ② 見て、ふれて、豊かさを体感できる水と緑の空間づくり
- ③ 地球環境を守るライフスタイルの実践

夢わく 4. 伝統と文化が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

- ① 地域に息づく伝統や市民の力が生み出す新しい熊本文化の振興
- ② 豊かな農と食の恵みを生かしたまちづくり

3 「おでかけ わくわく」プロジェクト

夢わく 5. だれもおでかけしたくなるまちをつくる

- ① にぎわいと楽しさあふれるまちづくり
- ② 自然の豊かさと安らぎに満ちたオアシスの創出

夢わく 6. バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

- ① だれもが利用しやすい公共交通システムの整備
- ② 自転車が利用しやすい環境や快適な歩行空間の整備
- ③ 駅、港、空港、高速インターチェンジと都心とのアクセス向上

4 「出会い わくわく」プロジェクト

夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、楽しい交流が生まれるまちをつくる

- ① 世界に誇る熊本シティブランドづくりと国内外への「くまもと」の魅力の発信
- ② おもてなしの心でもてなす人と仕組みづくり
- ③ 九州、アジアの交流拠点にふさわしいまちづくりと内外との活発な交流の促進

エ 分野別施策

基本構想で掲げた分野別取り組みの基本方針に基づき、めざすまちの姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示している。

- 第1章 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- 第2章 とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実
- 第4章 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- 第5章 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- 第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- 第7章 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- 第8章 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

オ 危機管理

近年、風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は多様化している。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えるとともに、発生時には関係機関との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須であり、そのための総合的な危機管理体制の構築を進める。

カ 区別計画

暮らしやすさを実感できる都市としてさらに発展していくために、各区において、それぞれの魅力と特性を生かしたまちづくりを進める。

中央区 新たな出会いと未来創造の都会^{まよ} ～つながる、中央区。～

東 区 自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

西 区 金峰望む 華のあるまち西区

南 区 ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる ～いきいき暮らしのまち 南区

北 区 ず～っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～

キ 基本計画の推進に向けて

重点的取り組み、各分野別施策、危機管理及び区別計画を確実に推進し、成果をあげるため、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組む。

- 1 協働と自主自立によるまちづくり
- 2 信頼される市政運営
- 3 効率的で質の高い行政運営
- 4 市域を越えた広域的連携

議 会

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 議 員 名 簿 | 19 |
| 2 | 歴代議長・副議長 | 20 |
| 3 | 議 会 構 成 | 21 |
| 4 | 議会活性化の取組み | 22 |
| 5 | 委 員 会 等 | 23 |
| 6 | 各 種 委 員 | 24 |
| 7 | 報 酬 等 | 25 |
| 8 | 議 会 活 動 状 況 | 26 |
| 9 | 議 会 事 務 局 | 28 |

1 議員名簿

定数 48名 現員数 48名

| | | | | | |
|------------|----|------------|---|---------|---|
| 自由民主党熊本市議団 | 17 | 日本共産党熊本市議団 | 3 | 自由クラブ | 1 |
| 市民連合 | 9 | くまもと創生 | 2 | 善進会 | 1 |
| 公明党熊本市議団 | 7 | 市政クラブ | 1 | 地域創世 | 1 |
| くまもと未来 | 4 | 日本の教育を考える会 | 1 | 和の会くまもと | 1 |

(平成27年6月18日現在)

| 議席 番号 | 氏 名 | 会 派 | 当選 回数 | 議席 番号 | 氏 名 | 会 派 | 当選 回数 |
|----------|---------|----------------|----------|----------|-----------|----------------|----------|
| 議長 1 | 満 永 寿 博 | 自由民主党 熊本市議団 | 4 | 25 | 村 上 博 | 市民連合 | 4 |
| 副議長 2 | 藤 岡 照 代 | 公 明 党 熊本市議団 | 5 | 26 | 上 田 芳 裕 | 市民連合 | 3 |
| 3 | 光 永 邦 保 | 自由民主党 熊本市議団 | 1 | 27 | 園 川 良 二 | 公 明 党 熊本市議団 | 2 |
| 4 | 大 塚 信 弥 | 市民連合 | 1 | 28 | 倉 重 徹 | 自由民主党 熊本市議団 | 4 |
| 5 | 山 部 洋 史 | 日本共産党 熊本市議団 | 1 | 29 | 澤 田 昌 作 | 自由民主党 熊本市議団 | 4 |
| 6 | 緒 方 夕 佳 | 和 の 会 くまもと | 1 | 30 | 三 島 良 之 | 自由民主党 熊本市議団 | 4 |
| 7 | 小 池 洋 恵 | 地 域 創 世 | 1 | 31 | 齊 藤 聰 | 自由民主党 熊本市議団 | 4 |
| 8 | 三 森 至 加 | 公 明 党 熊本市議団 | 1 | 32 | 大 石 浩 文 | くまもと創生 | 4 |
| 9 | 高 本 一 臣 | 自由民主党 熊本市議団 | 2 | 33 | 田 尻 善 裕 | 善 進 会 | 4 |
| 10 | 小佐井 賀瑞宜 | 自由民主党 熊本市議団 | 2 | 34 | 上 野 美 恵 子 | 日本共産党 熊本市議団 | 5 |
| 11 | 寺 本 義 勝 | 自由民主党 熊本市議団 | 2 | 35 | 白 河 部 貞 志 | くまもと未来 | 4 |
| 12 | 西 岡 誠 也 | 市民連合 | 2 | 36 | 鈴 木 弘 | 公 明 党 熊本市議団 | 6 |
| 13 | 福 永 洋 一 | 市民連合 | 2 | 37 | 津 田 征 士 郎 | 自由民主党 熊本市議団 | 5 |
| 14 | 田 上 辰 也 | 市民連合 | 2 | 38 | 坂 田 誠 二 | 自由民主党 熊本市議団 | 6 |
| 15 | 浜 田 大 介 | 公 明 党 熊本市議団 | 2 | 39 | 竹 原 孝 昭 | 自由民主党 熊本市議団 | 7 |
| 16 | 井 本 正 広 | 公 明 党 熊本市議団 | 2 | 40 | 江 藤 正 行 | 自由民主党 熊本市議団 | 9 |
| 17 | 藤 永 弘 | 公 明 党 熊本市議団 | 2 | 41 | 藤 山 英 美 | くまもと未来 | 6 |
| 18 | 原 亨 | 自由民主党 熊本市議団 | 3 | 43 | 田 尻 清 輝 | くまもと未来 | 7 |
| 19 | 原 口 亮 志 | 自由民主党 熊本市議団 | 3 | 44 | 落 水 清 弘 | 市政クラブ | 8 |
| 20 | 紫 垣 正 仁 | 自由民主党 熊本市議団 | 3 | 45 | 古 川 泰 三 | 日本の教育を 考える会 | 6 |
| 21 | くつき 信哉 | 自由民主党 熊本市議団 | 3 | 46 | 北 口 和 皇 | 自由クラブ | 6 |
| 22 | 田 中 敦 朗 | くまもと創生 | 3 | 47 | 田 尻 将 博 | 市民連合 | 7 |
| 23 | 那 須 円 | 日本共産党 熊本市議団 | 3 | 48 | 家 入 安 弘 | 市民連合 | 7 |
| 24 | 重 村 和 征 | くまもと未来 | 3 | 49 | 田 辺 正 信 | 市民連合 | 7 |

議会

2 歴代議長・副議長

| 議 長 | | | | 副 議 長 | | | |
|-----|-------|--------------|--------------|-------|-------|--------------|--------------|
| 代 | 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 | 代 | 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| 1 | 有馬源内 | 明治 22. 4. 26 | 明治 24. 1. 21 | 1 | 下田一直 | 明治 22. 4. 26 | 明治 24. 1. 21 |
| 2 | 興津景章 | " 24. 1. 22 | " 28. 5. 13 | 2 | 下田耕造 | " 24. 1. 22 | " 31. 5. 22 |
| 3 | 河原惟親 | " 28. 5. 14 | " 31. 5. 22 | 3 | 片山甚十郎 | " 31. 5. 23 | " 32. 2. 7 |
| 4 | 吉永為己 | " 31. 5. 23 | " 36. 2. 5 | 4 | 林定男 | " 32. 2. 8 | " 36. 2. 5 |
| 5 | 山田珠一 | " 36. 2. 6 | " 37. 4. 30 | 5 | 出田彦太郎 | " 36. 2. 6 | " 36. 2. 11 |
| 6 | 吉永為己 | " 37. 5. 27 | 大正 2. 4. 30 | 6 | 園部交雅 | " 36. 2. 12 | " 36. 5. 11 |
| 7 | 林千八 | 大正 2. 5. 10 | " 6. 4. 30 | 7 | 板垣正軌 | " 36. 5. 12 | " 37. 2. 12 |
| 8 | 山隈康 | " 6. 5. 15 | " 10. 9. 30 | 8 | 有働格四郎 | " 37. 2. 13 | " 40. 11. 4 |
| 9 | 迫源次郎 | " 10. 10. 14 | " 14. 9. 30 | 9 | 板垣正軌 | " 40. 11. 14 | " 42. 1. 27 |
| 10 | 山隈康 | " 14. 10. 12 | 昭和 9. 5. 7 | 10 | 河田巖 | " 42. 1. 28 | 大正 2. 4. 30 |
| 11 | 平野龍起 | 昭和 9. 5. 8 | " 17. 6. 14 | 11 | 井場熊喜 | 大正 2. 5. 10 | " 6. 4. 30 |
| 12 | 佐藤真佐男 | " 17. 7. 23 | " 22. 4. 29 | 12 | 峽謙齋 | " 6. 5. 15 | " 7. 3. 10 |
| 13 | 佐藤真佐男 | " 22. 6. 9 | " 23. 4. 7 | 13 | 藤野乱 | " 7. 3. 11 | " 10. 9. 30 |
| 14 | 大塚勇次郎 | " 23. 6. 5 | " 26. 4. 29 | 14 | 水上誠規 | " 10. 10. 14 | " 14. 9. 30 |
| 15 | 大塚勇次郎 | " 26. 5. 15 | " 30. 4. 30 | 15 | 河田巖 | " 14. 10. 12 | 昭和 4. 9. 30 |
| 16 | 兼坂安次 | " 30. 5. 21 | " 34. 4. 8 | 16 | 平野龍起 | 昭和 4. 10. 12 | " 9. 5. 7 |
| 17 | 打出信行 | " 34. 6. 12 | " 36. 3. 24 | 17 | 橋本寿七 | " 9. 5. 8 | " 17. 5. 20 |
| 18 | 寸坂幸夫 | " 36. 3. 24 | " 38. 4. 30 | 18 | 西郷一恵 | " 17. 6. 11 | " 22. 4. 29 |
| 19 | 阿部次郎 | " 38. 5. 18 | " 40. 3. 18 | 19 | 大塚勇次郎 | " 22. 6. 9 | " 23. 6. 5 |
| 20 | 井上常八 | " 40. 3. 18 | " 40. 12. 7 | 20 | 加川恒次 | " 23. 6. 5 | " 26. 4. 29 |
| 21 | 石井辰雄 | " 41. 7. 4 | " 42. 4. 30 | 21 | 北利民 | " 26. 5. 15 | " 28. 9. 5 |
| 22 | 阿部次郎 | " 42. 5. 20 | " 43. 7. 3 | 22 | 上野勉 | " 28. 9. 25 | " 30. 4. 30 |
| 23 | 坂梨日露 | " 43. 7. 13 | " 45. 12. 4 | 23 | 森光吉 | " 30. 5. 21 | " 32. 12. 28 |
| 24 | 黒田弥一郎 | " 45. 12. 4 | " 46. 4. 30 | 24 | 吉村貞次 | " 34. 6. 12 | " 35. 3. 21 |
| 25 | 落水清 | " 46. 5. 20 | " 48. 6. 6 | 25 | 坂梨日露 | " 35. 3. 21 | " 37. 7. 9 |
| 26 | 古川国雄 | " 48. 6. 6 | " 50. 4. 30 | 26 | 吉村貞次 | " 37. 7. 9 | " 38. 4. 30 |
| 27 | 紫垣正良 | " 50. 5. 16 | " 52. 6. 4 | 27 | 石井辰雄 | " 38. 5. 18 | " 41. 7. 4 |
| 28 | 上田堅太 | " 52. 6. 4 | " 54. 4. 30 | 28 | 吉村貞次 | " 41. 7. 4 | " 42. 4. 30 |
| 29 | 島永慶孝 | " 54. 5. 14 | " 56. 12. 8 | 29 | 佐藤寿子 | " 42. 5. 20 | " 44. 3. 24 |
| 30 | 藤山増美 | " 56. 12. 8 | " 58. 4. 30 | 30 | 古川国雄 | " 44. 3. 25 | " 44. 6. 28 |
| 31 | 宮原光男 | " 58. 5. 18 | " 60. 9. 6 | 31 | 岩尾恵 | " 44. 9. 13 | " 46. 4. 30 |
| 32 | 大石文夫 | " 60. 9. 6 | " 61. 12. 15 | 32 | 阪本富 | " 46. 5. 20 | " 48. 6. 6 |
| 33 | 内村幸吉 | " 61. 12. 15 | " 62. 4. 3 | 33 | 荒木昇 | " 48. 6. 6 | " 50. 4. 30 |
| 34 | 西村建治 | " 62. 5. 22 | " 63. 12. 16 | 34 | 藤山増美 | " 50. 5. 16 | " 52. 6. 4 |
| 35 | 村上春生 | " 63. 12. 16 | 平成 2. 3. 26 | 35 | 矢野昭三 | " 52. 6. 4 | " 54. 4. 30 |
| 36 | 矢野昭三 | 平成 2. 3. 26 | " 3. 4. 30 | 36 | 上妻重蔵 | " 54. 5. 14 | " 56. 12. 8 |
| 37 | 嶋田幾雄 | " 3. 5. 17 | " 5. 12. 3 | 37 | 田尻武男 | " 56. 12. 8 | " 58. 4. 30 |
| 38 | 中村徳生 | " 5. 12. 3 | " 7. 4. 30 | 38 | 白石正 | " 58. 5. 18 | " 60. 9. 6 |
| 39 | 荒木哲美 | " 7. 5. 19 | " 9. 3. 27 | 39 | 北口政義 | " 60. 9. 6 | " 61. 12. 15 |
| 40 | 主海偉佐雄 | " 9. 3. 27 | " 11. 4. 30 | 40 | 吉村潔 | " 61. 12. 15 | " 62. 4. 30 |
| 41 | 江藤正行 | " 11. 5. 21 | " 13. 6. 8 | 41 | 竹本勇 | " 62. 5. 22 | " 63. 12. 16 |
| 42 | 白石正 | " 13. 6. 8 | " 14. 6. 18 | 42 | 村上裕人 | " 63. 12. 16 | 平成 2. 3. 26 |
| 43 | 宮原政一 | " 14. 6. 18 | " 15. 4. 30 | 43 | 佐藤公平 | 平成 2. 3. 26 | " 3. 4. 30 |
| 44 | 落水清弘 | " 15. 5. 23 | " 16. 9. 7 | 44 | 西田続 | " 3. 5. 17 | " 5. 12. 3 |
| 45 | 古川泰三 | " 16. 9. 7 | " 17. 12. 20 | 45 | 伊形寛治 | " 5. 12. 3 | " 7. 4. 30 |
| 46 | 税所史熙 | " 17. 12. 20 | " 19. 4. 30 | 46 | 宮原正一 | " 7. 5. 19 | " 9. 3. 27 |
| 47 | 牛嶋弘 | " 19. 5. 24 | " 20. 12. 22 | 47 | 中沢誠 | " 9. 3. 27 | " 11. 4. 30 |
| 48 | 竹原孝昭 | " 20. 12. 22 | " 22. 3. 2 | 48 | 鈴木昌彦 | " 11. 5. 21 | " 13. 6. 8 |
| 49 | 坂田誠二 | " 22. 3. 2 | " 23. 4. 30 | 49 | 岡田健士 | " 13. 6. 8 | " 14. 6. 18 |
| 50 | 津田征士郎 | " 23. 5. 23 | " 25. 3. 26 | 50 | 奥田光弘 | " 14. 6. 18 | " 15. 4. 30 |
| 51 | 齊藤聰 | " 25. 3. 26 | " 26. 3. 24 | 51 | 竹原孝昭 | " 15. 5. 23 | " 16. 9. 7 |
| 52 | 三島良之 | " 26. 3. 24 | " 27. 4. 30 | 52 | 家入安弘 | " 16. 9. 7 | " 17. 12. 20 |
| 53 | 満永寿博 | " 27. 5. 13 | 在任中 | 53 | 田尻清輝 | " 17. 12. 20 | " 19. 4. 30 |
| | | | | 54 | 磯道文徳 | " 19. 5. 24 | " 21. 3. 25 |
| | | | | 55 | 田中誠一 | " 21. 3. 25 | " 23. 4. 30 |
| | | | | 56 | 田尻将博 | " 23. 5. 23 | " 25. 3. 26 |
| | | | | 57 | 鈴木弘 | " 25. 3. 26 | " 27. 4. 30 |
| | | | | 58 | 藤岡照代 | " 27. 5. 13 | 在任中 |

3 議会構成

(1) 議員数

定 数 48人 (平成25年12月25日議決)

現 員 数 48人

(2) 年齢別

(平成27年6月18日現在)

| 会派 年齢 | 自 民 党 | 市 民 連 合 | 公 明 党 | 未 来 | 共 産 党 | 創 生 | 市 政 夕 | 日 本 教 育 | 自 由 夕 | 善 進 会 | 地 域 創 世 | 和 の 会 | 計 |
|-----------|-------|------------|-------|-----|-------|-----|-------|------------|-------|-------|------------|-------|----|
| 25～30 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 31～40 | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 4 |
| 41～50 | 2 | 1 | | | 1 | 1 | | | | | 1 | | 6 |
| 51～60 | 6 | | 4 | | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | | 14 |
| 61～70 | 8 | 7 | 3 | 3 | | | | 1 | | | | | 22 |
| 71歳 以上 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 2 |
| 計 | 17 | 9 | 7 | 4 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 48 |
| 平均 年齢 | 60 | 58 | 57 | 68 | 48 | 44 | 58 | 70 | 57 | 52 | 45 | 40 | 59 |

議
会

(3) 当選回数別

(平成27年6月18日現在)

| | 自 民 党 | 市 民 連 合 | 公 明 党 | 未 来 | 共 産 党 | 創 生 | 市 政 夕 | 日 本 教 育 | 自 由 夕 | 善 進 会 | 地 域 創 世 | 和 の 会 | 計 |
|---|-------|------------|-------|-----|-------|-----|-------|------------|-------|-------|------------|-------|----|
| 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 6 |
| 2 | 3 | 3 | 4 | | | | | | | | | | 10 |
| 3 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 8 |
| 4 | 5 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | 9 |
| 5 | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | | | 3 |
| 6 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | 3 |
| 7 | 1 | 3 | | 1 | | | | 1 | 1 | | | | 7 |
| 8 | | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 9 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 計 | 17 | 9 | 7 | 4 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 48 |

4 議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

| 項 目 | 導 入 時 期 | 内 容 |
|---------------------------------|----------|---|
| 市議会のモニター放映 | 平成17年4月 | 市庁舎ほか各区役所において常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、協議等の場を放映できるよう規程及び設備の整備を行った。 |
| 市議会のインターネット中継 | 平成19年9月 | 本会議については平成19年第2回定例会より生中継及び録画放映を、予算決算委員会については平成22年第1回定例会より録画放映、平成25年第3回定例会より生中継を開始した。 |
| 市議会広報紙の発行 | 平成23年12月 | 議会広報委員会を設置し、定例会の都度協議を行い、市内全戸に議会だより「いちょう」を配布している。また、平成25年6月号からは、従来の紙面に加え、点字・音声版を作成し発行している。 |
| 政務活動費及び市議会議員の資産公開 | 平成24年3月 | 議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。 |
| 市議会ホームページのリニューアル及び市議会フェイスブックの導入 | 平成24年4月 | 議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。 |
| 議会棟の改修 | 平成24年9月 | 議会棟2階の一面を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事會室を整備した。 |
| 議会図書室の整備 | 平成24年10月 | 市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。 |
| 議会顧問弁護士の設置 | 平成26年4月 | 議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。 |
| 代表質問の実施 | 平成27年6月 | 会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。 |

5 委員会等

(1) 常任委員会

(平 27 年 5 月 13 日現在)

| 名 称 (定数) | 正・副委員長 | 委 員 | 所 管 事 項 |
|-----------------------|-------------------------|---|---|
| 予 算 決 算 委 員 会 (48) | (正) 三島 良之博 (副) 田 尻 | 正副委員長を除く全議員 | 予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項 |
| 総 務 委 員 会 (8) | (正) 寺本 義勝也 (副) 西岡 | 山部 洋史 三島 良之博 藤永 弘 田尻 清輝 原口 亮志 北口 和皇 | 市長政策総室、総務局、財政局、東京事務所、都市政策研究所、会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、議会事務局の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項 |
| 教 育 市 民 委 員 会 (8) | (正) 高本 一臣 (副) 田 辺 正信 | 藤岡 照代 紫垣 正仁 塚代 弥弥 齊藤 聰 小池 洋恵 古川 泰三 | 市民局、教育委員会の所管に属する事項 |
| 厚 生 委 員 会 (8) | (正) 村上 博 (副) 重村 和征 | 浜田 大介 上田 芳裕 くつき 信哉 上野 美恵子 田中 敦朗 坂田 誠二 | 健康福祉子ども局、病院局の所管に属する事項 |
| 環 境 水 道 委 員 会 (8) | (正) 園川 良二博 (副) 田 尻 | 満永 寿博 大石 浩文 光永 邦保 竹原 孝昭 三森 至加 家入 安弘 | 環境局、上下水道局の所管に属する事項 |
| 経 済 委 員 会 (8) | (正) 小佐井賀瑞宜 (副) 井本 正広 | 田上 辰也 田尻 善裕 那須 円 津田 征士郎 澤田 昌作 藤山 英美 | 農水商工局、観光文化交流局、農業委員会の所管に属する事項 |
| 都 市 整 備 委 員 会 (8) | (正) 原 亨 (副) 福永 洋一 | 緒方 夕佳 鈴木 弘 倉重 徹 江藤 正行 白河部 貞志 落水 清弘 | 都市建設局、交通局の所管に属する事項 |

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会

(平 27 年 5 月 13 日現在)

| 名 称 (定数) | 正・副委員長 | 委 員 |
|-----------------------|-------------------------|---|
| 議 会 運 営 委 員 会 (13) | (正) 澤田 昌作 (副) 田 尻 将博 | 高本 一臣 上野 美恵子 西岡 誠也 津田 征士郎 井本 正広 坂田 誠二 藤永 弘 江藤 正行 原口 亮志 田尻 清輝 上田 芳裕 |

(3) 特別委員会

(平 27 年 5 月 13 日現在)

| 名 称 (定数) | 正・副委員長 | 委 員 | 設 置 目 的 | 設置年月日 |
|--|-------------------------|---|--|-------------|
| 公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 調 査 特 別 委 員 会 (12) | (正) 江藤 正行 (副) 藤永 弘 | 寺本 義勝 重村 和征 田上 辰也 三島 良之 浜田 大介 坂田 誠二 原那 須 北口 和正 | 社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるための公共施設マネジメントに関する調査を行うこと。 | 平 27. 5. 13 |
| 人 口 減 少 社 会 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会 (12) | (正) 上田 芳裕 (副) 白河部 貞志 | 緒方 夕佳 くつき 信哉 小池 洋恵 倉重 徹 三森 至加 大石 浩文 西岡 誠也 竹原 孝昭 福永 洋一 紫垣 正仁 | 少子化に伴う人口減少社会への対策及び地方創生に関する調査を行うこと。 | 平 27. 5. 13 |

(4) 協議等の場（地方自治法第100条第12項）

(平27年7月3日現在)

| 名称(定数) | 正・副委員長等 | 構 成 員 | 設 置 目 的 |
|-----------------------------|------------------------------|--|--------------------------------------|
| 全 員 協 議 会 (48) | | 全 議 員 | 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため |
| 予 算 決 算 委 員 会 理 事 会 (10) | (正) 齊 藤 聰 (副) 上 田 芳 裕 | 大 塚 信 弥 三 島 良 之 原 亨 (予 算 決 算) くつき 信 哉 委 員 長) 園 川 良 二 田 尻 将 博 上 野 美 恵 子 (予 算 決 算) 藤 山 英 美 副 委 員 長) | 予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため |
| 議 会 広 報 委 員 会 (10) | (正) 井 本 正 広 (副) 紫 垣 正 仁 | 光 永 邦 保 小 佐 井 賀 瑞 宜 大 塚 信 弥 福 永 洋 一 山 部 洋 史 澤 田 昌 作 三 森 至 加 白 河 部 貞 志 | 議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため |
| 政 策 条 例 検 討 会 (10以内) | (正) 上 田 芳 裕 (副) 倉 重 徹 | 小 佐 井 賀 瑞 宜 重 村 和 征 田 上 辰 也 三 島 良 之 藤 永 弘 齊 藤 聰 那 須 円 鈴 木 弘 | 議員が提出する条例のうち政策の実現に係るものに関し協議又は調整を行うため |
| 議 会 活 性 化 検 討 会 (10) | (正) 津 田 征 士 郎 (副) 浜 田 大 介 | 高 本 一 臣 上 野 美 恵 子 寺 本 義 勝 鈴 木 弘 原 口 亮 志 藤 山 英 美 村 上 博 家 入 安 弘 | 議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため |

6 各種委員

(平27年8月1日現在)

| 名 称 | 議員数 | 任 期 | 委 員 名 |
|--|-----|--------|---|
| 監 査 委 員 | 2 | 議員の任期中 | 坂 田 誠 二 家 入 安 弘 |
| 農 業 委 員 | 4 | 3 年 | 田 上 辰 也 園 川 良 二 津 田 征 士 郎 竹 原 孝 昭 |
| 都 市 計 画 審 議 会 委 員 | 6 | 議員の任期中 | 寺 本 義 勝 井 本 正 広 那 須 円 重 村 和 征 澤 田 昌 作 田 辺 正 信 |
| 町 界 町 名 審 議 会 委 員 | 5 | 2 年 | 緒 方 夕 佳 くつき 信 哉 村 上 博 大 石 浩 文 古 川 泰 三 |
| 市 民 会 館 運 営 委 員 | 3 | 2 年 | 小 池 洋 恵 三 森 至 加 落 水 清 弘 |
| 青 少 年 問 題 協 議 会 委 員 | 2 | 議員の任期中 | 浜 田 大 介 原 亨 |
| ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員 | 2 | 2 年 | 田 尻 善 裕 北 口 和 皇 |
| 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員 | 3 | 2 年 | 福 永 洋 一 三 島 良 之 江 藤 正 行 |
| 環 境 審 議 会 委 員 | 3 | 3 年 | 光 永 邦 保 大 塚 信 弥 山 部 洋 史 |
| 社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会 所 属) | 1 | 3 年 | 白 河 部 貞 志 |
| 公 共 交 通 協 議 会 委 員 | 7 | 2 年 | 高 本 一 臣 西 岡 誠 也 紫 垣 正 仁 倉 重 徹 上 野 美 恵 子 鈴 木 弘 藤 山 英 美 |
| 多 核 連 携 都 市 推 進 協 議 会 委 員 | 5 | 3 年 | 藤 永 弘 原 口 亮 志 上 田 芳 裕 齊 藤 聰 田 尻 清 輝 |
| 山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員 | 4 | 議員の任期中 | 小 佐 井 賀 瑞 宜 田 中 敦 朗 園 川 良 二 家 入 安 弘 |

7 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

| 区 分 | 現 行 報 酬 月 額 | 適 用 年 月 日 | 改 正 前 報 酬 月 額 | 適 用 年 月 日 | 議 員 期 末 手 当 |
|-------|-------------|-----------|---------------|-----------|------------------|
| 議 長 | 818,000 円 | 平 27.4.1 | 814,000 円 | 平 24.4.1 | 6 月 1475/1000 |
| 副 議 長 | 744,000 円 | | 741,000 円 | | 12 月 1625/1000 |
| 議 員 | 674,000 円 | | 671,000 円 | | (傾斜配分 20/100 加算) |

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

| 支 給 対 象 | 適 用 年 月 日 | 直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額 |
|----------------------------------|------------------|---|
| 本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会 | 平成 19 年 9 月 6 日 | 4 キロメートル未満 日額 5,000 円 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円 8 キロメートル以上 日額 7,000 円 (公用車を利用して出席したときは2分の1の額) |
| 全員協議会 予算決算委員会理事会 | 平成 22 年 3 月 2 日 | |
| 議会広報委員会 | 平成 23 年 7 月 1 日 | |
| 政策条例検討会 | 平成 24 年 3 月 21 日 | |
| 議会活性化検討会 | 平成 27 年 5 月 13 日 | |
| | | |

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

| 交付対象 | 交 付 額 及 び 方 法 | 収 支 報 告 | 適 用 年 月 日 |
|-------------------|--|--|-----------------|
| 議 員 又 は 会 派 | 月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円 | 交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出 | 平成 27 年 3 月 6 日 |

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

8 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成26年)

| 区分 会議 | 会期 | 本会議 日数 | 会議時間数 | 傍聴人数 | | |
|----------|--------------------|-----------|---------|------|-----|-------|
| | | | | 男 | 女 | 計 |
| 第1回定例会 | 2.21～3.24 (32日間) | 8日 | 19時間47分 | 443 | 264 | 707 |
| 第2回定例会 | 6.6～6.23 (18日間) | 6日 | 17時間13分 | 282 | 190 | 472 |
| 第3回定例会 | 9.11～10.6 (26日間) | 5日 | 12時間19分 | 173 | 196 | 369 |
| 第1回臨時会 | 11.28 (1日間) | 1日 | 33分 | 0 | 0 | 0 |
| 第4回定例会 | 12.11～12.25 (15日間) | 7日 | 17時間16分 | 206 | 110 | 316 |
| | (92日間) | 27日 | 67時間08分 | 1104 | 760 | 1,864 |

(2) 本会議審議状況

(平成26年)

| | 市長提出議案 | | | | | | | | 議員提出議案 | | | | | その他 | | | | | | | | | | |
|--------|--------|----|----|------|--------|------|-------|-----|--------|----|------|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|---|
| | 条例 | 予算 | 決算 | 契約締結 | 財産取得処分 | 専決処分 | 公務員任命 | その他 | 計 | 条例 | 会議規則 | 意見書 | 決議 | 懲罰 | 計 | 動議 | 請求 | 諮問 | 請願 | 質問 | 選挙 | 調査 | 議員派遣 | |
| 1 定 例 | 36 | 39 | | | 1 | 1 | 4 | 193 | 274 | | | 6 | | | 6 | | 2 | 3 | 1 | 9 | 3 | | 1 | |
| 2 定 例 | 13 | 2 | | 3 | | 2 | 1 | 30 | 51 | | | 9 | 1 | | 10 | | | 6 | 2 | 8 | | | 1 | |
| 3 定 例 | 18 | 5 | 6 | 4 | 2 | | | 65 | 100 | | | 12 | | | 12 | | 1 | 7 | 3 | 6 | | | 2 | |
| 1 臨 時 | 6 | 12 | | | | 1 | | 2 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 定 例 | 19 | 7 | | 6 | 1 | | | 99 | 132 | | | 6 | | | 6 | | | 1 | 1 | 9 | | | 1 | |
| 計 | 92 | 65 | 6 | 13 | 4 | 4 | 5 | 389 | 578 | | | 33 | 1 | | 34 | | 3 | 17 | 7 | 32 | 3 | | 5 | |
| 可 決 | 92 | 65 | | 13 | 4 | | | 389 | 563 | | | 21 | 1 | | 22 | | | | | | | | | 5 |
| 可決及び認定 | | | 3 | | | | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 修正可決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 否 決 | | | | | | | | | | | | 12 | | | 12 | | | | | | | | | |
| 承認 | | | | | | 4 | | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同意 | | | | | | | 5 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同意しない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定 | | | 3 | | | | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 異議がない | | | | | | | | | | | | | | | | | | 17 | | | | | | |
| 採 択 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不採択 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | |
| 継続審査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議未了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 撤回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 了承 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | | | |
| 議決不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 92 | 65 | 6 | 13 | 4 | 4 | 5 | 389 | 578 | 0 | 0 | 33 | 1 | 0 | 34 | 0 | 3 | 17 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |

(3) 委員会審査状況

(平成26年)

| 委員会別 | 区分 | 開催回数 | 市長提出議案 | | | | | | | 議員提出議案 | | 請願 | 陳情 | 計 | |
|------|----------------------------|--------|--------|----|----|----|-------|------|-----|--------|----|----|----|----|-----|
| | | | 予算 | 決算 | 条例 | 契約 | 財産取得等 | 専決処分 | その他 | 計 | 条例 | | | | その他 |
| | 予算 決算 | 13(0) | 53 | 6 | 35 | 1 | 2 | 1 | 138 | 236 | | | | | 0 |
| 分科会 | 総務 | 6(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 企画教育市民 | 5(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 福祉子ども | 5(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 環境水道 | 5(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 経済 | 5(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 都市整備 | 5(0) | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 総務 | 5(1) | | | 11 | 12 | 2 | 1 | 1 | 27 | | | 4 | 17 | 21 |
| | 企画教育市民 | 4(0) | | | 6 | | | | 67 | 73 | | | | 24 | 24 |
| | 福祉子ども | 4(0) | | | 21 | | | | 3 | 24 | | | 1 | 18 | 19 |
| | 環境水道 | 4(0) | | | | | | | 3 | 3 | | | | 4 | 4 |
| | 経済 | 6(1) | | | 2 | | 1 | | 8 | 11 | | | 1 | 1 | 2 |
| | 都市整備 | 5(0) | | | 10 | 1 | | 1 | 165 | 177 | | | | | 0 |
| | 議会運営委員会 | 15(9) | | | | | | | | | | | | 5 | 5 |
| | 総合的なまちづくり対策に関する特別委員会 | 2(2) | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心市街地の活性化に関する特別委員会 | 2(0) | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 6 |
| | 財政運営のあり方に関する特別委員会 | 3(2) | | | | | | | | | | | | | |
| | 議会活性化特別委員会 | 2(1) | | | | | | | | | | | | | |
| | 桜町・花畑地区再開発事業の附帯決議に関する特別委員会 | 0(0) | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 96(16) | 53 | 6 | 85 | 14 | 5 | 3 | 385 | 551 | 0 | 0 | 7 | 74 | 81 |

※開催回数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

議会

9 議会事務局

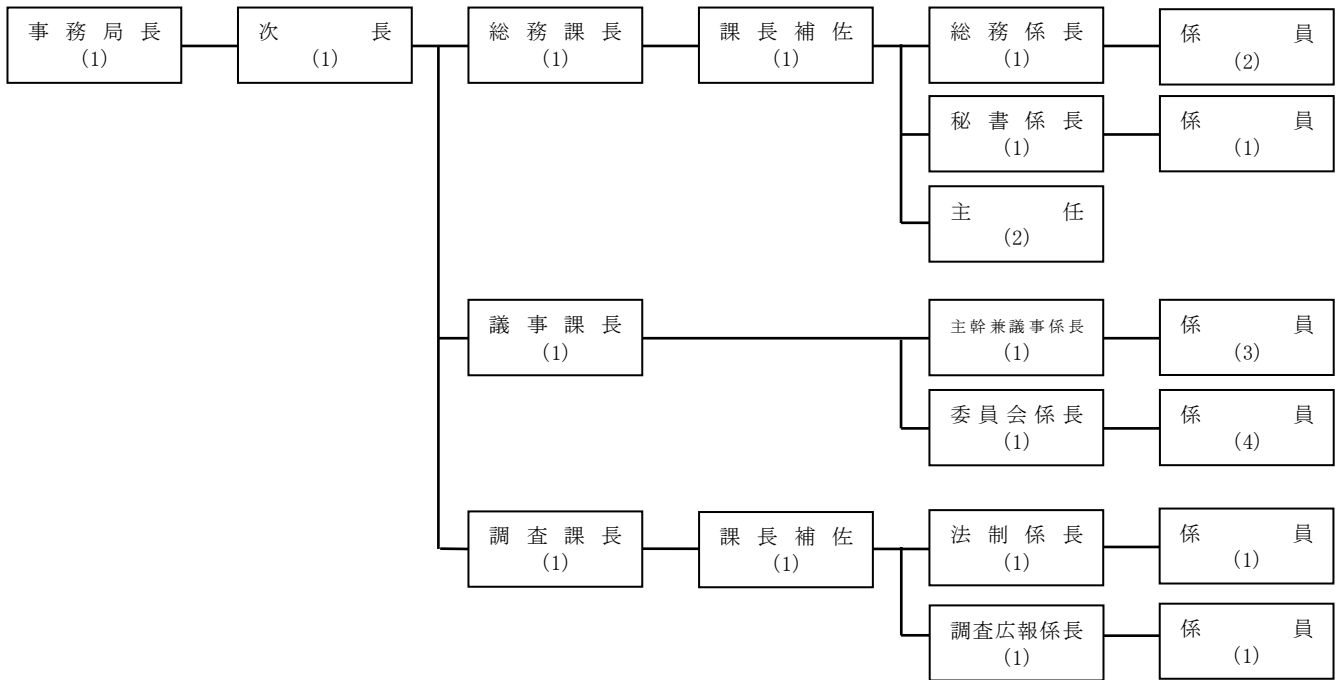
(1) 事務分掌

| 総務課 | 議事課 | 調査課 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公印の保管に関する事。 ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。 ③ 秘書及び渉外に関する事。 ④ 予算及び決算に関する事。 ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。 ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。 ⑦ 議員共済会に関する事。 ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。 ⑨ 職員の給与等及び旅費に関する事。 ⑩ 儀式及び交際に関する事。 ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。 ⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。 ⑭ 物品の出納、保管に関する事。 ⑮ 乗用自動車に関する事。 ⑯ 他の課の所管に属しない事。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 本会議に関する事。 ② 議案その他会議に関する文書に関する事。 ③ 請願書及び陳情書に関する事。 ④ 委員会に関する事。 ⑤ 公聴会に関する事。 ⑥ 会議録の編集に関する事。 ⑦ 議会関係規程(議事課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動に関する事。 ② 議会広報に関する事。 ③ 行政調査に関する事。 ④ 資料の収集整理及び保管に関する事。 ⑤ 図書室に関する事。 ⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。 |

(2) 組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

定 数 28人

現員数 27人



議会

(3) 議会刊行物等

| 区分 刊行物 | 発行回数 | 1回当たり 発行部数(部) | 規格 | 印刷方法 | 予算(円) | 配布先 |
|--------------------|-----------------|------------------|-------------|-------------|------------|---------------|
| 市政概要 | 年1回 | 220 | A4 | PTO | 504,000 | 議員、執行部、来訪議員 |
| 本会議会議録 | 定例会ごと (臨時会舎) | 120 | A4 | オンデマンド* | 3,098,000 | 議員、執行部、関係機関 |
| 委員会会議録 | 定例会ごと | 120 | A4 | オンデマンド* | 4,776,000 | 議員、執行部、関係機関 |
| 特別委員会会議録 | 議員任期 | 120 | A4 | PTO | 2,942,000 | 議員、執行部、関係機関 |
| 市議会だより | 年4回 | 320,000 | タブロイド版 | オフセット 印刷 | 13,610,000 | 市内全世帯、市の主要施設 |
| 市議会だより (点字・音声版) | 年4回 | 点字 100 音声 100 | — | — | | 申出による希望者 |
| 市議会DVD | 不定 | 100 | NTSC PAL | — | — | 国外(姉妹都市等)の関係者 |

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平成27年4月1日現在)

| 分類 | 蔵書数(冊) | 分類 | 蔵書数(冊) |
|---------|--------|---------|--------|
| 0 総記 | 95 | 6 産業 | 263 |
| 1 哲学 | 93 | 7 芸術・美術 | 103 |
| 2 歴史 | 480 | 8 語学 | 90 |
| 3 社会科学 | 2,263 | 9 文学 | 97 |
| 4 自然科学 | 121 | 9 議会資料 | 1,703 |
| 5 技術・工学 | 227 | 9 行政資料 | 1,090 |
| 合計 | | | 6,625 |

イ 雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

エ 図書購入予算

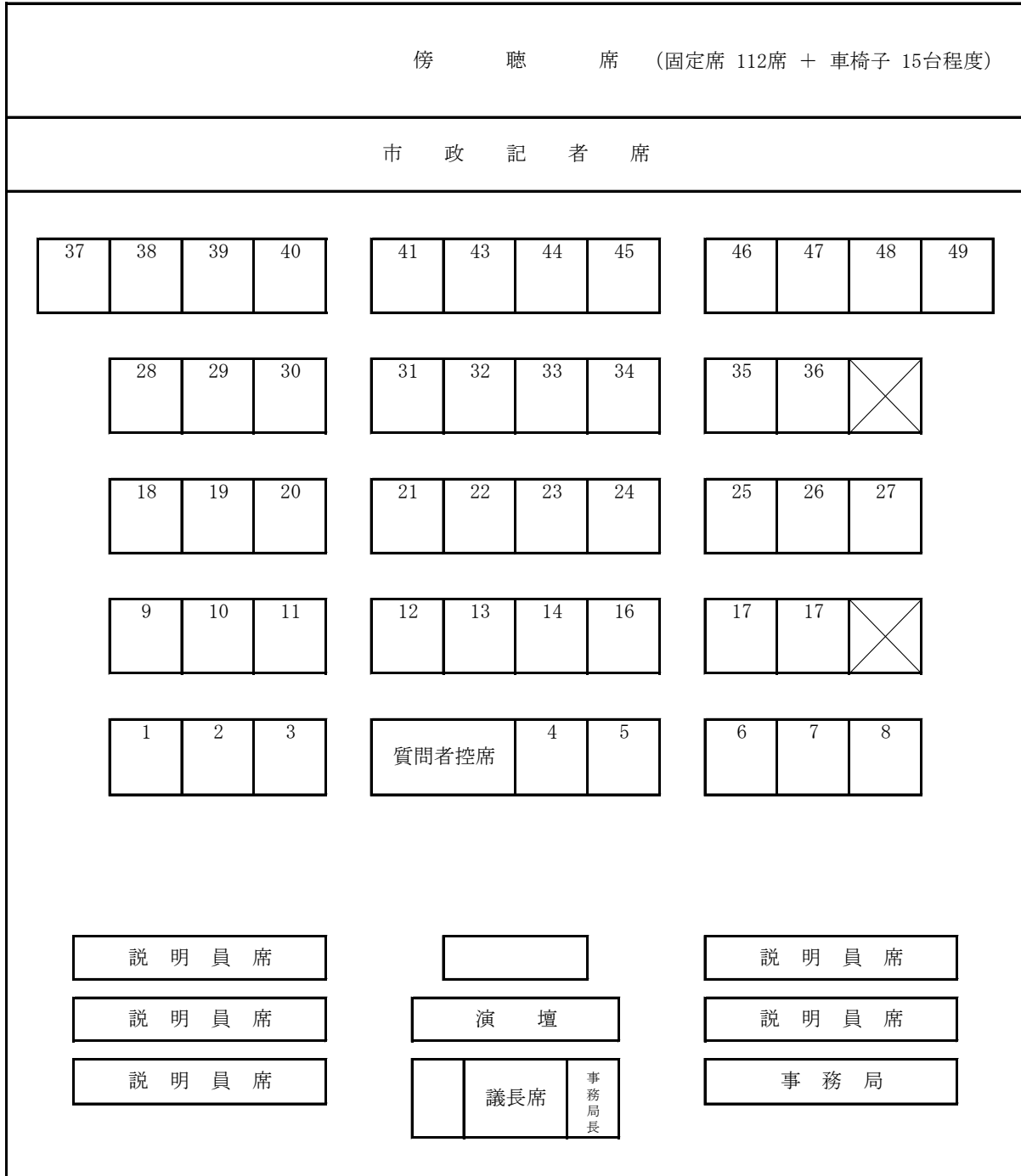
平成27年度 図書室用蔵書 2,000千円
追録、雑誌等 1,005千円

(5) 視察来訪状況

(平成26年)

| 月(年)別 | 来訪市数 | 来訪人員 | 月(年)別 | 来訪市数 | 来訪人員 |
|---------|------|------|----------|------|-------|
| 平成26年1月 | 29 | 234 | 平成26年10月 | 34 | 277 |
| 平成25年2月 | 19 | 111 | 平成25年11月 | 15 | 87 |
| 平成25年3月 | 8 | 44 | 平成25年12月 | 0 | 0 |
| 平成25年4月 | 7 | 37 | 平成26年合計 | 175 | 1,317 |
| 平成25年5月 | 21 | 177 | 平成25年平均 | 15 | 110 |
| 平成25年6月 | 4 | 16 | 平成25年合計 | 164 | 1,351 |
| 平成25年7月 | 24 | 204 | 平成24年合計 | 175 | 1,438 |
| 平成25年8月 | 14 | 130 | 平成23年合計 | 153 | 1,319 |
| 平成25年9月 | 0 | 0 | 平成22年合計 | 118 | 872 |

議場見取図

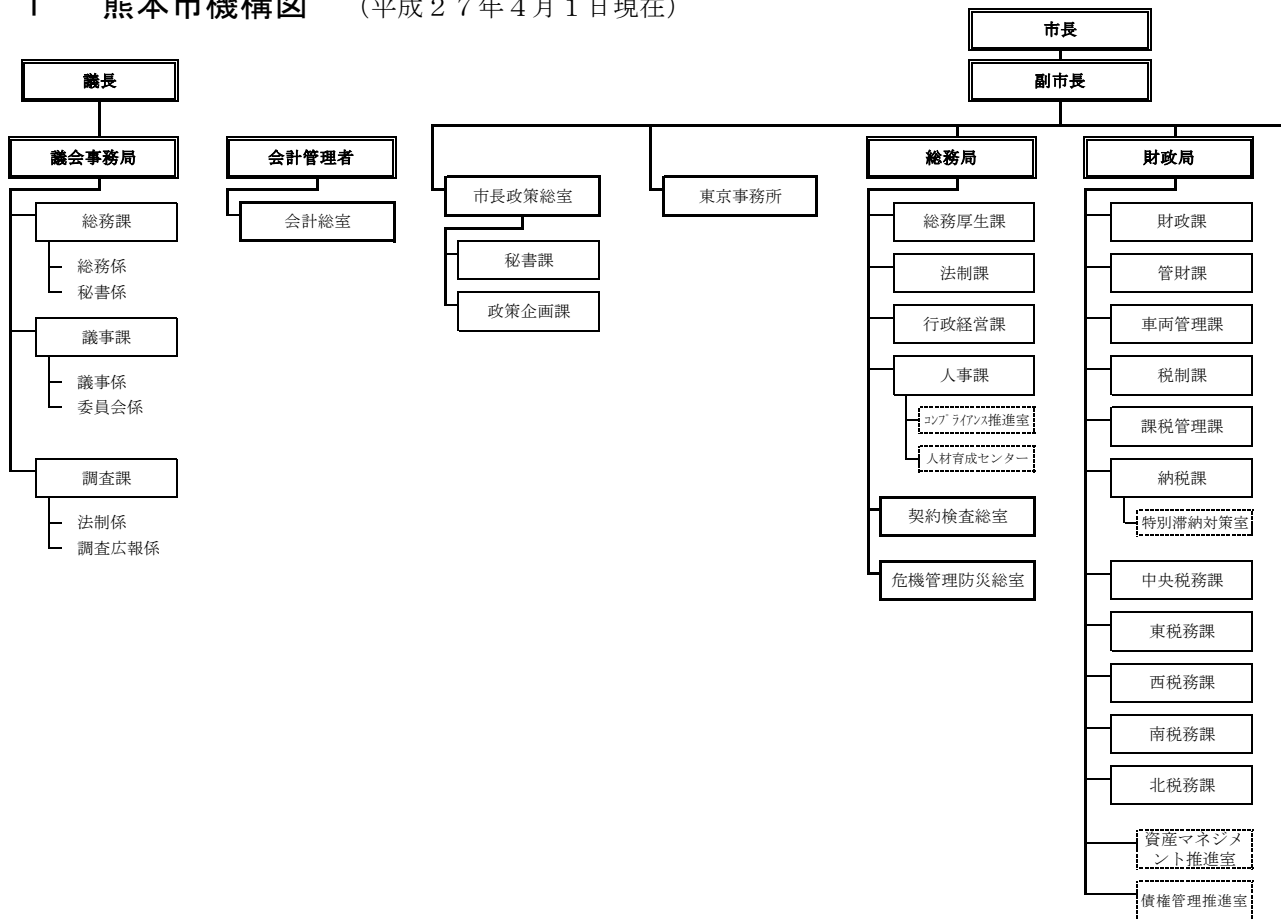


議
会

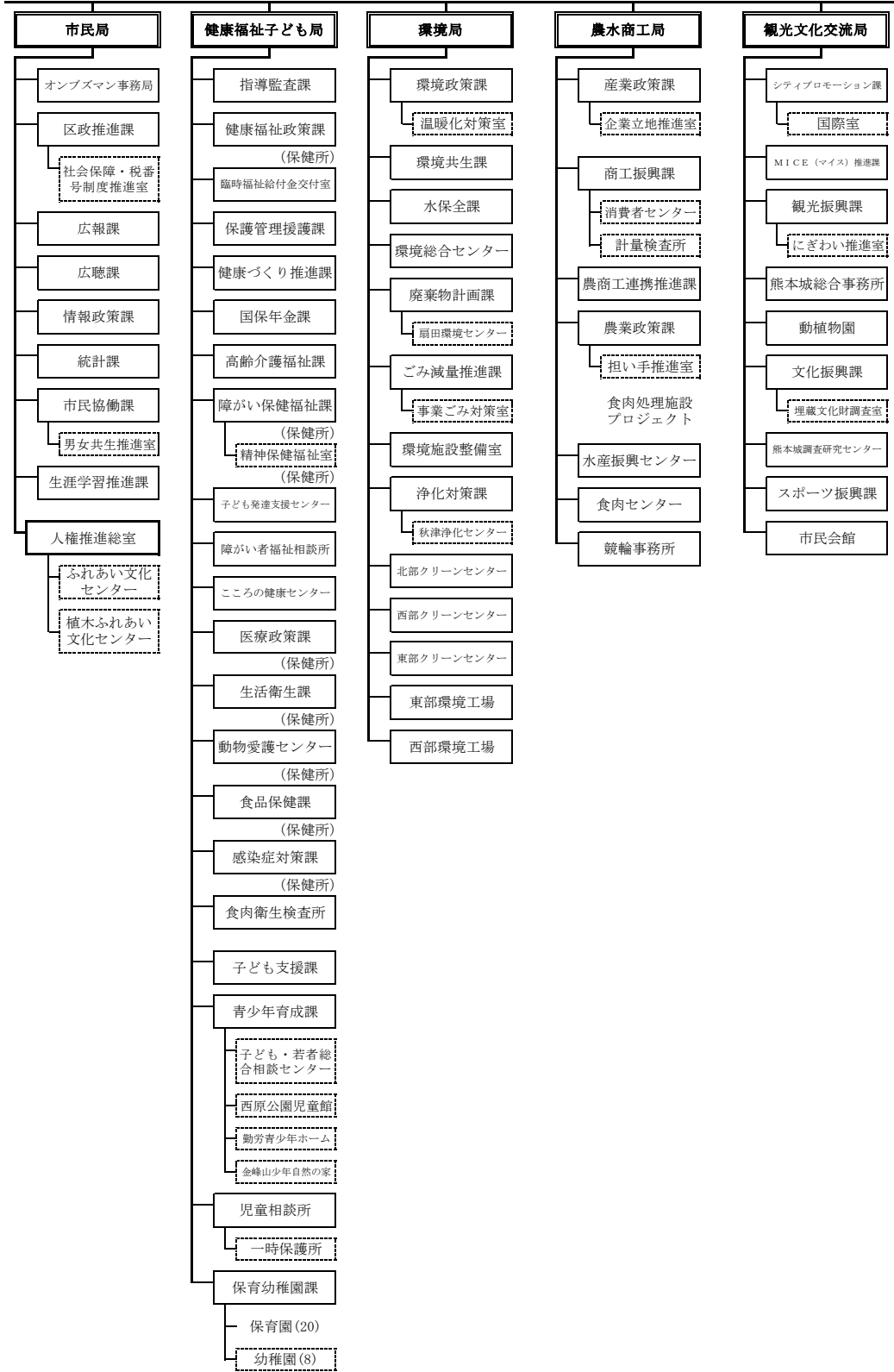
総務・財政

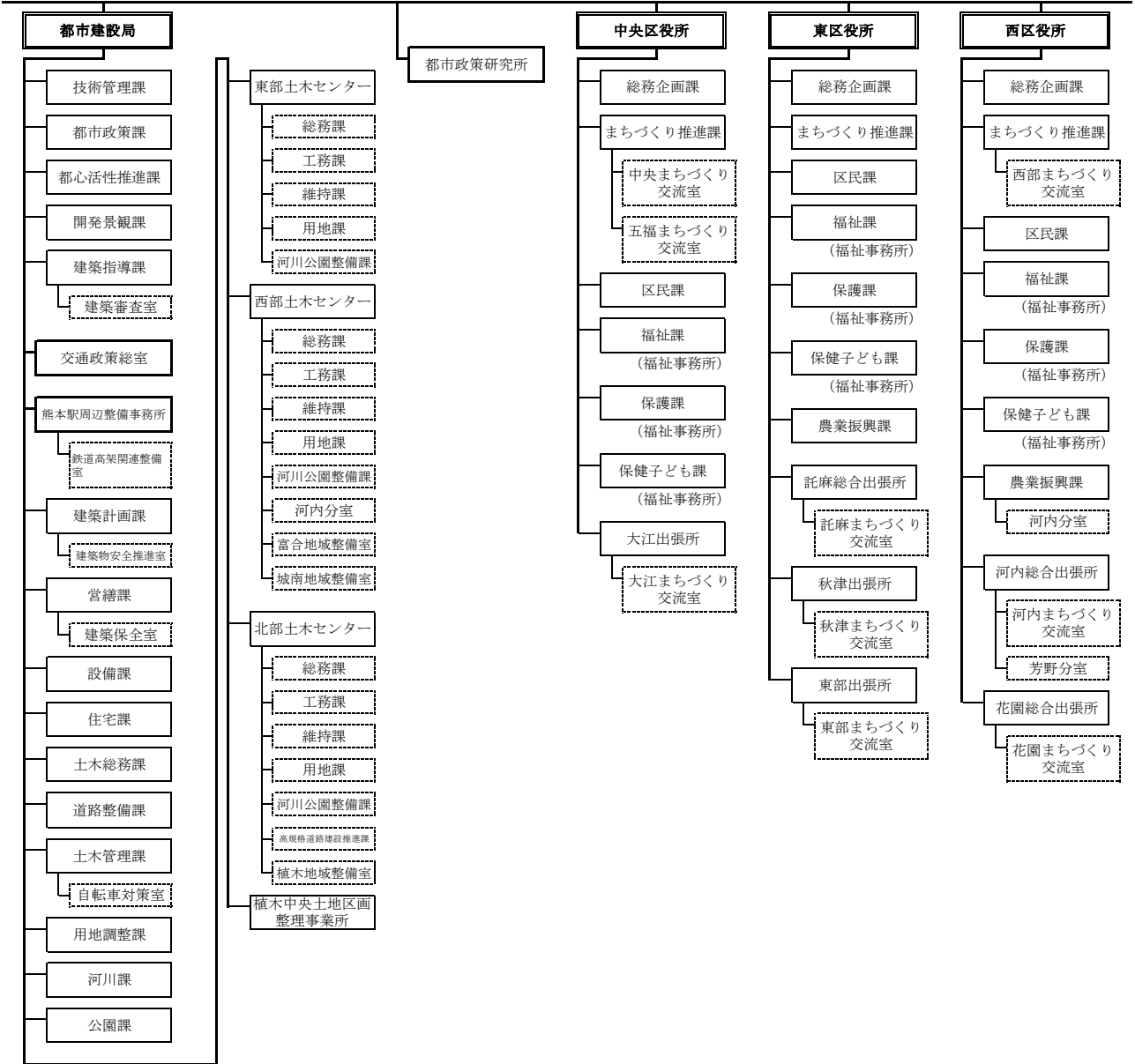
| | | |
|----|-------------|----|
| 1 | 熊本市機構図 | 35 |
| 2 | 情報公開・個人情報保護 | 42 |
| 3 | 行財政改革 | 45 |
| 4 | 指定管理者制度 | 47 |
| 5 | 職員数 | 50 |
| 6 | 給与 | 50 |
| 7 | 職員研修 | 53 |
| 8 | 契約 | 56 |
| 9 | 危機管理防災 | 57 |
| 10 | 財政 | 59 |
| 11 | 公共施設等総合管理計画 | 64 |
| 12 | 土地開発基金 | 65 |
| 13 | 市庁舎概要 | 65 |
| 14 | 市税 | 70 |
| 15 | 選挙 | 73 |
| 16 | 人事委員会 | 78 |
| 17 | 都市政策研究所 | 80 |

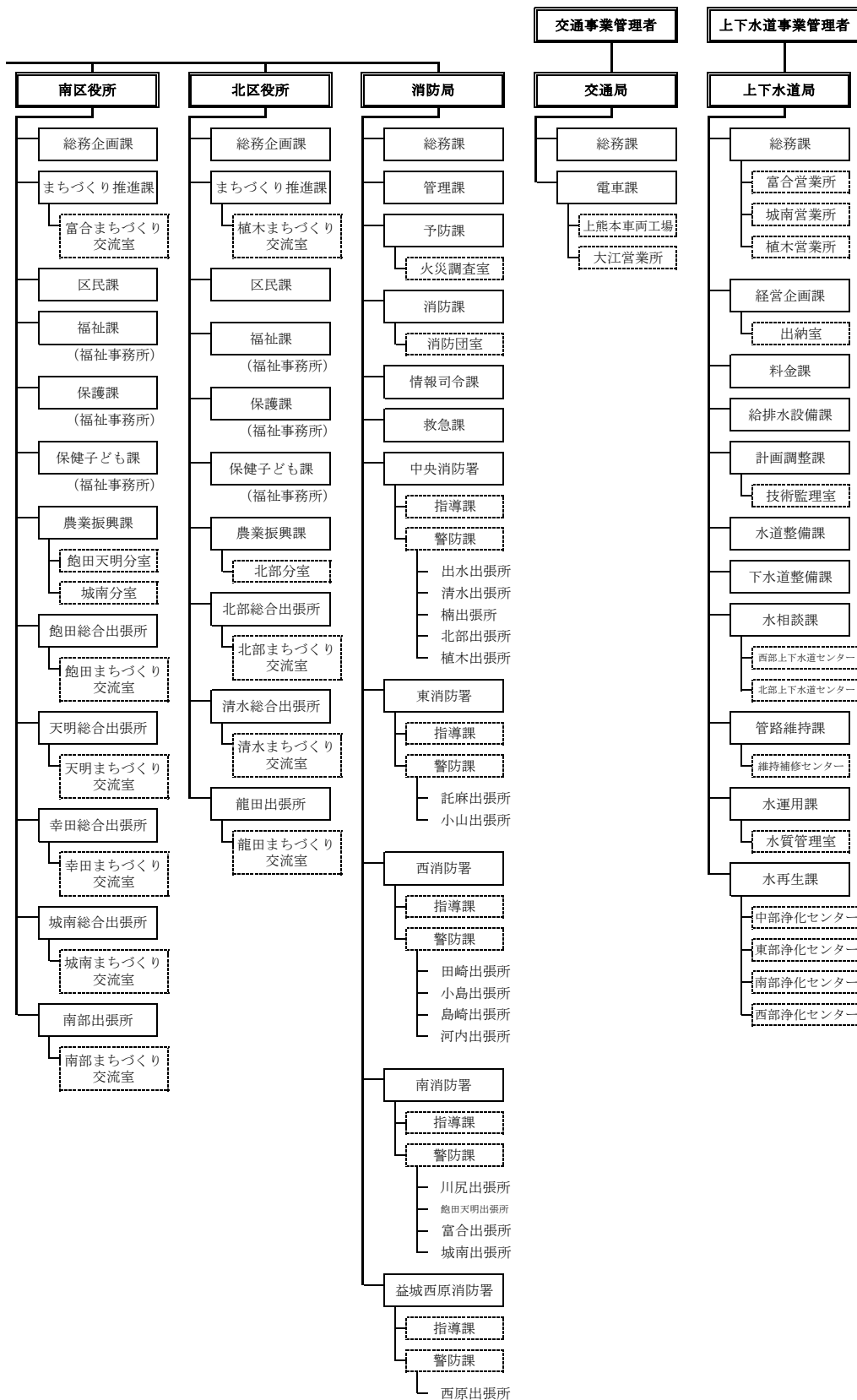
1 熊本市機構図 (平成27年4月1日現在)

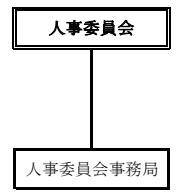
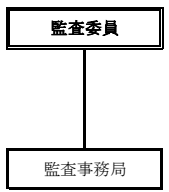
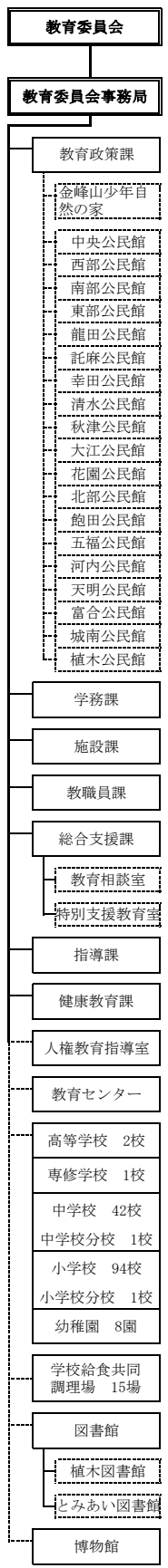
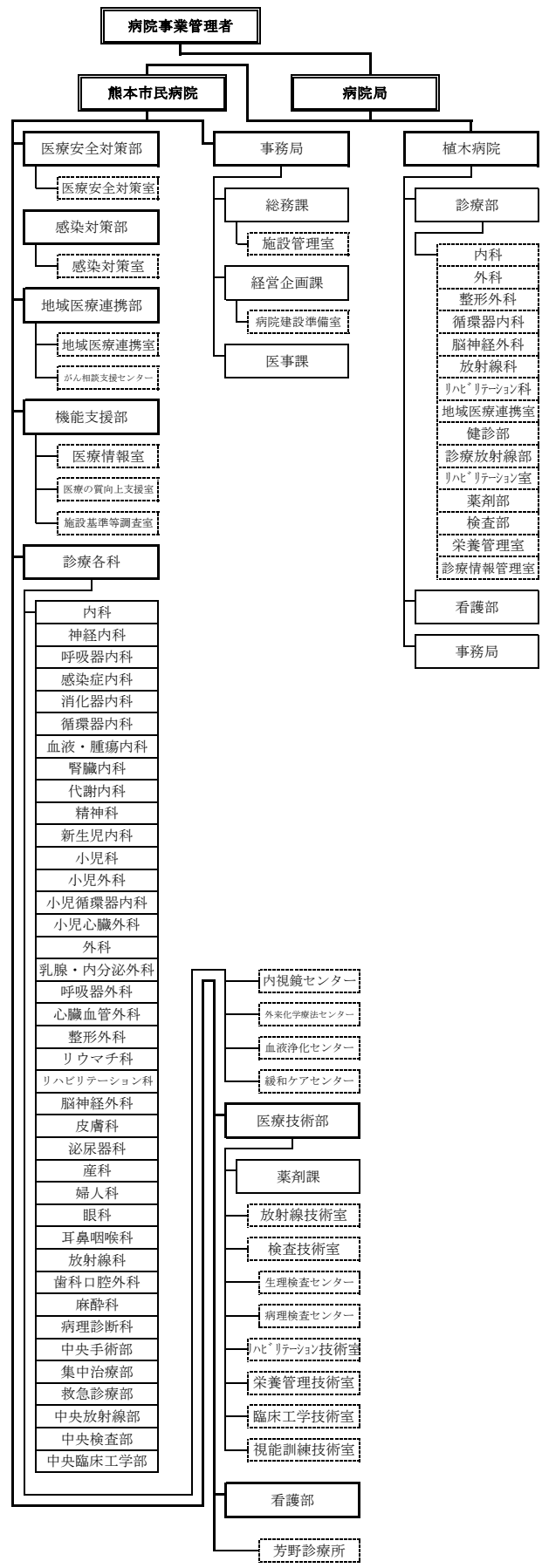


総財

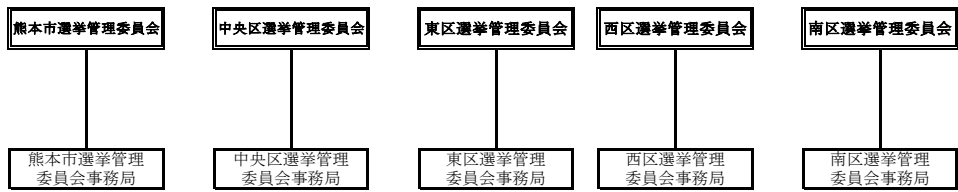


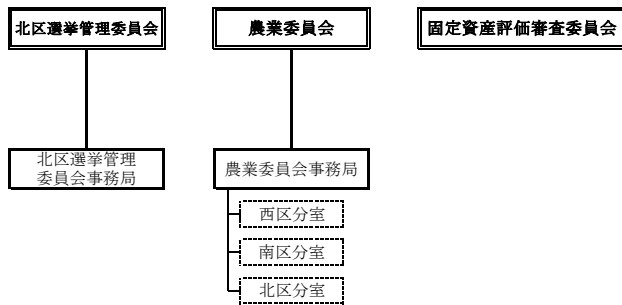






総財





| | 職員数 | | 組織数 | | | | 備考 |
|-------------|-------|-------|-----|------|-----|------|------------------------------------|
| | 人数 | 定数 | 局相当 | 総室相当 | 課相当 | 課内室等 | |
| 議会事務局 | 27 | 28 | 1 | 0 | 3 | 0 | 職員数：平成27年5月1日現在 組織数：平成27年4月1日現在 |
| 会計総室 | 18 | 3,742 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 市長政策総室 | 30 | | 0 | 1 | 2 | 0 | |
| 総務局 | 110 | | 1 | 2 | 4 | 2 | |
| 財政局 | 284 | | 1 | 0 | 11 | 3 | |
| 市民局 | 127 | | 1 | 1 | 8 | 4 | |
| 健康福祉子ども局 | 690 | | 1 | 0 | 21 | 14 | |
| 環境局 | 368 | | 1 | 0 | 13 | 4 | |
| 農水商工局 | 118 | | 1 | 0 | 7 | 4 | |
| 観光文化交流局 | 240 | | 1 | 0 | 9 | 3 | |
| 都市建設局 | 639 | | 1 | 2 | 19 | 25 | |
| 東京事務所 | 16 | | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 都市政策研究所 | 4 | | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 区役所 | 1,036 | | 5 | 0 | 48 | 24 | |
| 消防局 | 780 | | 810 | 1 | 0 | 11 | |
| 交通局 | 100 | 150 | 1 | 0 | 2 | 2 | |
| 上下水道局 | 422 | 520 | 1 | 0 | 11 | 13 | |
| 病院局 | 772 | 790 | 1 | 1 | 4 | 2 | |
| 教育委員会事務局 | 604 | 770 | 1 | 0 | 11 | 4 | |
| 監査事務局 | 15 | 17 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 人事委員会事務局 | 12 | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 市選挙管理委員会事務局 | 10 | 22 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 区選挙管理委員会事務局 | | | 0 | 5 | 0 | 0 | |
| 農業委員会事務局 | 28 | 35 | 0 | 1 | 0 | 3 | |
| 総計 | 6,450 | 6,900 | 19 | 19 | 184 | 119 | |

※組織数に係る特記事項
(病院局)
熊本市民病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、機能支援部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。
(教育委員会事務局)
学校、幼稚園、共同調理場を除く。

※職員数に係る特記事項
教育委員会事務局の職員数は教育長を含む。

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成26年度情報公開制度の実施状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

| 開示請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|-------------|-------|-----|-----|-----|------|-----|----|
| | 開示決定 | 部分開示決定 | 請 求 拒 否 決 定 | | | | | 合 計 | 取下げ | 却下 |
| | | | 不開示 | 存否不回答 | 不存在 | その他 | 計 | | | |
| 1219 | 822 | 345 | 15 | 1 | 78 | 6 | 100 | 1267 | 13 | 0 |

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったものについて、却下したものをいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

| 不服申立て件数 | | | 処 理 状 況 | | | | |
|---------|-------|--------|---------|-----|-------------|--------------|-----|
| 年度 | 区分 | 件数 (件) | 決定済 | 裁決済 | 審議会で 審議中 | 実施機関 で検討中 | 取下げ |
| 22 | 異議申立て | 18 | 4 | | 3 | 13 | 0 |
| | 審査請求 | 0 | | | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 異議申立て | 2 | 11 | | 2 | 5 | 0 |
| | 審査請求 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 異議申立て | 2 | 4 | | 1 | 5 | 0 |
| | 審査請求 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 異議申立て | 7 | 2 | | 3 | 7 | 1 |
| | 審査請求 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 | 異議申立て | 6 | 10 | | 5 | 1 | 0 |
| | 審査請求 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 35 | 31 | 0 | 14 | 31 | 1 |

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成26年度個人情報保護制度の実施状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

ア 開示請求件数及びその処理状況

| 開示請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|--------|---------|--------|-----|-----|-------|-----|----|
| | 開示決定 | 一部開示決定 | 不開示 | 不存在 | 存否不回答 | 取下げ | 却下 |
| 94 | 52 | 30 | 3 | 14 | 1 | 2 | 0 |

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

| 不服申立て件数 | | | 処 理 状 況 | | | | |
|---------|------------|----|---------|-----|---------|----------|-----|
| 年度 | 区分 | 件数 | 決定済 | 裁決済 | 審議会で審議中 | 実施機関で検討中 | 取下げ |
| 22 | 異議申立て・審査請求 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 異議申立て・審査請求 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 異議申立て・審査請求 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 異議申立て・審査請求 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 26 | 異議申立て・審査請求 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 合 計 | | 5 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 |

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

| 年度 | 訂正請求 | | 利用停止請求 |
|----|------|------|--------|
| | 請求件数 | 処理状況 | 請求件数 |
| 26 | 0 | | 0 |

3 行財政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）、平成16年3月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、また、平成21年3月には、行財政改革計画（第4次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第6次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第5次となる「行財政改革計画」（期間：26年度から30年度）を平成26年4月に策定した。

この計画に基づき、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など71項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革：第1次行政改革大綱

（単位：百万円）

| 区分 | | 年度 | | | |
|----|-------------|----|-----|-------|-------|
| | | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 1 | 事務事業の見直し | 83 | 517 | 1,830 | 2,118 |
| | 廃止・縮小・統合 | | 5 | 143 | 204 |
| | 簡素・効率化・経費節減 | 83 | 512 | 1,490 | 1,624 |
| | 民間委託等の推進 | | | 197 | 290 |
| | その他 | | | | |
| 2 | 財政の健全化 | | | 1,040 | 1,677 |
| 3 | 人事管理制度の見直し | | 77 | 332 | 1,096 |
| 合計 | | 83 | 594 | 3,202 | 4,891 |

第2次行革：第2次行政改革大綱

（単位：百万円）

| 区分 | | 年度 | | | |
|----|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 1 | 事務事業の見直し | 329 | 511 | 1,005 | 1,619 |
| | 廃止・縮小・統合 | 81 | 83 | 89 | 96 |
| | 簡素・効率化・経費節減 | 242 | 340 | 744 | 1,336 |
| | 民間委託等の推進 | 6 | 79 | 149 | 158 |
| | その他 | | 9 | 23 | 29 |
| 2 | 財政の健全化 | 2,079 | 1,273 | 1,959 | 1,599 |
| 3 | 人事管理制度の見直し | 578 | 1,315 | 1,696 | 2,065 |
| 合計 | | 2,986 | 3,099 | 4,660 | 5,283 |

第3次行革：行財政改革推進計画

（単位：百万円）

| 区分 | | 年度 | | | | |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 市民サービスの改革 | | 176 | 254 | 355 | 394 | 443 |
| 組織の改革 | | 150 | 854 | 1,262 | 1,949 | 1,840 |
| 外郭団体の改革 | | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業の経営健全化 | | 0 | 0 | 2,137 | 2,096 | 2,381 |
| 財政健全化の推進 | | 1,402 | 2,365 | 3,850 | 5,042 | 5,921 |
| 合計 | | 1,958 | 3,473 | 7,604 | 9,481 | 10,585 |

第4次行革：行財政改革計画

(単位：億円)

| 区分 | 計画額 | 効果額 | 計画差 |
|------------------|-----|-----|-----|
| 定員管理・民間委託等の推進 | 41 | 90 | 49 |
| 職員給与の適正化 | 6 | 40 | 34 |
| 時間外勤務の縮減 | 10 | ▲31 | ▲41 |
| 市税等の収納率の向上 | 24 | 13 | ▲11 |
| 受益者負担等の見直し | 8 | 2 | ▲6 |
| 市有財産等の活用による歳入の確保 | 5 | 8 | 3 |
| 組織・事務事業の見直し | 68 | 48 | ▲20 |
| 合計 | 162 | 170 | 8 |

(2) 職員数の推移

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 職員総数 ① | | 6,741 | 6,732 | 6,702 | 6,612 |
| 市民数 ② | | 648,543 | 651,605 | 654,613 | 657,850 |
| 職員一人あたり市民数 (②÷①) | | 96.2 | 96.8 | 97.7 | 99.5 |

第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 職員総数 ① | | 6,544 | 6,458 | 6,407 | 6,364 |
| 市民数 ② | | 659,942 | 661,115 | 664,279 | 666,698 |
| 職員一人あたり市民数 (②÷①) | | 100.8 | 102.4 | 103.7 | 104.8 |

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職員総数 ① | | 6,322 | 6,249 | 6,231 | 6,156 | 6,119 |
| 市民数 ② | | 667,746 | 668,797 | 667,169 | 667,899 | 668,021 |
| 職員一人あたり市民数 (②÷①) | | 105.6 | 107.0 | 107.1 | 108.5 | 109.2 |

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職員総数 ① | | 6,123 | 6,486 | 6,402 | 6,455 | 6,441 |
| 市民数 ② | | 677,375 | 728,332 | 733,012 | 734,361 | 737,294 |
| 職員一人あたり市民数 (②÷①) | | 110.6 | 112.3 | 114.5 | 113.8 | 114.5 |

第5次行革：行財政改革計画

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 26 | 27 |
|------------------|----|---------|---------|
| 職員総数 ① | | 6,420 | 6,432 |
| 市民数 ② | | 738,371 | 739,015 |
| 職員一人あたり市民数 (②÷①) | | 115.0 | 114.9 |

4 指定管理者制度

概 況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況（平成27年4月1日現在）

（1）公募により指定管理者を選定した施設

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|---------------|--------------------------------|-------|-----|---------------|---------------------|-----------------|
| 23 | 熊本市立雁回敬老園 | 23.4 | 1 | 高齢介護福祉課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 23.4.1~28.3.31 |
| | 熊本市城南老人福祉センター | 23.4 | 1 | 高齢介護福祉課 | (株) オカムラ | 23.4.1~28.3.31 |
| | 熊本市子ども文化会館 | 23.4 | 1 | 青少年育成課 | (一財) 熊本市社会教育振興事業団 | 23.4.1~28.3.31 |
| | 東部交流センター | 19.4 | 1 | 東部環境工場 | (株) パブリックビジネスジャパン | 23.4.1~28.3.31 |
| | くまもと森都心プラザ | 23.4 | 1 | 産業政策課 | くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体 | 23.10.1~28.3.31 |
| 24 | 熊本市男女共同参画センターはあもにい | 24.4 | 1 | 市民協働課 男女共生推進室 | はあもにい管理運営共同企業体 | 24.4.1~29.3.31 |
| | 熊本市母子・父子福祉センター | 18.4 | 1 | 子ども支援課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 24.4.1~29.3.31 |
| | リサイクル情報プラザ | 24.4 | 1 | ごみ減量推進課 | リサイクルプラザ管理運営共同企業体 | 24.4.1~29.3.31 |
| | 熊本市勤労者福祉センター | 18.4 | 1 | 産業政策課 | (一財) 熊本市勤労者福祉センター | 24.4.1~29.3.31 |
| | 熊本市健軍文化ホール | 24.4 | 1 | 市民会館 | 健軍文化ホール事業推進共同企業体 | 24.4.1~29.3.31 |
| | 水前寺江津湖公園 | 24.4 | 1 | 公園課 | (一社) 熊本市造園建設業協会 | 24.4.1~29.3.31 |
| 25 | 熊本市畜場 | 25.4 | 1 | 健康福祉政策課 | 熊本M・K・G畜場管理共同企業体 | 25.4.1~30.3.31 |
| | 熊本市植木温泉福祉交流館 | 22.4 | 1 | 北区役所 総務企画課 | ゆうしんグループ共同企業体 | 25.4.1~28.3.31 |
| | 熊本市水の科学館 | 18.4 | 1 | 上下水道局 経営企画課 | 熊本市水の科学館運営共同企業体 | 25.4.1~30.3.31 |
| | 熊本市富合老人福祉センター | 25.10 | 1 | 高齢介護福祉課 | 富合老人福祉センター管理運営共同企業体 | 25.10.6~30.3.31 |
| | 熊本市ふれあい広場(戸島) | 25.9 | 1 | 廃棄物計画課 | 戸島ふれあい広場管理運営共同企業体 | 25.9.1~29.3.31 |
| | 熊本市ふれあい広場(扇田) | 25.9 | 1 | 廃棄物計画課 | 田上アクト共同企業体 | 25.9.1~29.3.31 |
| | 熊本市立城南図書館 | 26.3 | 1 | 熊本市立図書館 | 城南図書館管理運営共同企業体 | 26.3.1~30.3.31 |
| | 熊本市城南児童館 | 26.3 | 1 | 青少年育成課 | | |
| 26 | 熊本市辛島公園地下駐車場(施設) | 18.4 | 1 | 車両管理課 | (一財) 熊本市駐車場公社 | 26.4.1~31.3.31 |
| | 熊本市辛島公園地下通路 | 26.4 | 1 | 車両管理課 | | |
| | 熊本市辛島公園地下自転車駐車場 | 18.4 | 1 | 土木管理課 自転車対策室 | | |
| | 熊本市植木健康福祉センター | 21.4 | 1 | 健康福祉政策課 | かがやき館管理運営共同企業体 | 26.4.1~31.3.31 |
| | 熊本市老人福祉センター(中央・北・西・南・川上・河内・天明) | 18.4 | 7 | 高齢介護福祉課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 26.4.1~31.3.31 |
| | 熊本市お達者文化会館 | 18.4 | 3 | 高齢介護福祉課 | 介護予防施設管理運営共同企業体 | 26.4.1~31.3.31 |
| | 熊本市南部万年青年会館 | 18.4 | | | | |
| 熊本市東部はつらつ交流会館 | 18.4 | | | | | |

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|----------------|---------------------|------|--------------|--------------------|------------------------|----------------|
| 26 | 熊本市障害者福祉センター希望荘 | 18.4 | 1 | 障がい保健福祉課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 26.4.1～31.3.31 |
| | 熊本市国際交流会館 | 18.4 | 1 | シティプロモーション課 国際室 | 熊本市国際交流会館共同企業体 | 26.4.1～31.3.31 |
| | 熊本市総合体育館・青年会館 | 18.4 | 7 | スポーツ振興課 | (一財) 熊本市社会教育振興事業団 | 26.4.1～31.3.31 |
| | 熊本市総合屋内プール | 18.4 | | | | |
| | 南部総合スポーツセンター | 18.4 | | | | |
| | 託麻スポーツセンター | 18.4 | | | | |
| | 田迎公園運動施設 | 18.4 | | | | |
| | 水前寺競技場 | 18.4 | | | | |
| | 水前寺野球場 | 18.4 | | | | |
| | 熊本市現代美術館 | 18.4 | | 文化振興課 | (公財) 熊本市美術文化振興財団 | 26.4.1～31.3.31 |
| 熊本市城南地域物産館 | 26.10 | 1 | 南区役所 農業振興課 | 九州総合サービス 株式会社 | 26.10.1～31.3.31 | |
| 27 | 熊本市祖崇廟納骨堂 | 20.4 | 1 | 人権推進総室 | (公社) 熊本市シルバー人材センター | 27.4.1～30.3.31 |
| | 熊本市夢もやい館 | 19.4 | 1 | 健康福祉政策課 | 夢もやい館管理運営共同企業体 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 熊本市南部在宅福祉センター | 18.4 | 1 | 健康福祉政策課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 熊本市東部在宅福祉センター | 18.4 | 1 | 健康福祉政策課 | 東部福祉センター管理運営共同企業体 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 熊本市東老人福祉センター | 18.4 | 1 | 高齢介護福祉課 | | |
| | 熊本市森林学習館 | 18.4 | 1 | 環境共生課 | 森林学習館管理運営共同企業体 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 熊本市食品交流会館 | 17.4 | 1 | 商工振興課 | (株) フードバル熊本 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 熊本市流通情報会館 | 17.4 | 1 | 商工振興課 | 熊本流通団地協同組合 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 熊本市くまもと工芸会館 | 17.4 | 1 | 文化振興課 | くまもと工芸協会共同企業体 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 公営住宅(中央区・北区・西区) | 18.4 | 69 | 住宅課 | 熊本市営住宅管理(中央・北・西) 共同企業体 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 改良住宅(中央区・北区・西区) | 18.4 | 4 | | | |
| | 単独住宅(中央区・北区・西区) | 18.4 | 3 | | | |
| | 特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区) | 18.4 | 7 | | | |
| | 小集落改良住宅(中央区・北区・西区) | 18.4 | 2 | | | |
| | 公営住宅(東区・南区) | 18.4 | 44 | 住宅課 | 熊本市営住宅管理センター共同企業体 | 27.4.1～32.3.31 |
| | 改良住宅(東区・南区) | 18.4 | 4 | | | |
| | 単独住宅(東区・南区) | 18.4 | 2 | | | |
| | 特定優良賃貸住宅(東区・南区) | 18.4 | 6 | | | |
| | 小集落改良住宅(東区・南区) | 18.4 | 1 | | | |
| | 熊本市辛島公園地下自転車駐車場(運営) | 18.4 | - | 土木管理課 自転車対策室 | 株式会社 パースト24 | 27.4.1～30.3.31 |
| 熊本市自転車駐車場 | 18.4 | 1 | | | | |
| 熊本市庁舎北側自転車駐車場 | 18.4 | 1 | | | | |
| 熊本市上通自転車駐車場 | 18.4 | 1 | | | | |
| 熊本市庁舎自転車駐車場 | 18.4 | 1 | | | | |
| 熊本市健軍自転車駐車場 | 24.4 | 1 | 土木管理課 自転車対策室 | (公社) 熊本市シルバー人材センター | 27.4.1～30.3.31 | |
| 熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場 | 24.4 | 1 | 土木管理課 自転車対策室 | 武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体 | 27.4.1～30.3.31 | |

(2) 地域密着型施設

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|------|-----------------|------------------|-----|---------------|------------------------|----------------|
| 25 | 地域コミュニティセンター | 17.4 から 順次 | 9 | 各区役所 まちづくり推進課 | 各地域コミュニティセンター運営委員会 | 25.4.1～28.3.31 |
| 26 | 地域コミュニティセンター | 20.4 から 順次 | 9 | 各区役所 まちづくり推進課 | 各地域コミュニティセンター運営委員会 | 26.4.1～29.3.31 |
| | 熊本市老人憩の家 | 18.4 | 131 | 高齢介護福祉課 | 各老人憩の家運営委員会 | 26.4.1～31.3.31 |
| 27 | 熊本市共同利用施設託麻東部会館 | 18.4 | 1 | 環境政策課 | 熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 三山荘 | 18.4 | 1 | 東部環境工場 | 熊本市戸島地域環境保全協議会 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 熊本市九州自然歩道利用拠点施設 | 18.4 | 1 | 観光振興課 | 九州自然歩道利用拠点施設管理委員会 | 27.4.1～30.3.31 |
| | 地域コミュニティセンター | 18.4 から 順次 | 53 | 各区役所 まちづくり推進課 | 各地域コミュニティセンター運営委員会 | 27.4.1～30.3.31 |

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(3) 小規模施設

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|------|----------------|------|-----|---------|--------------------|----------------|
| 26 | 熊本市高齢者技能習得センター | 18.4 | 1 | 高齢介護福祉課 | (公社) 熊本市シルバー人材センター | 26.4.1～31.3.31 |
| 27 | 熊本市事業内高等職業訓練校 | 18.4 | 1 | 産業政策課 | 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会 | 27.4.1～28.3.31 |
| | リデル、ライト両女史記念館 | 18.4 | 1 | 文化振興課 | リデル、ライト両女史顕彰会 | 27.4.1～30.3.31 |

※管理委託料が年間 500 万円以下の施設

(4) PFI 事業者を指定管理者に選定した施設

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|------|-----------------------------|------|-----|-------|----------------|----------------|
| 22 | 桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場 | 23.3 | 2 | 観光振興課 | 熊本城観光交流サービス(株) | 23.3.5～43.3.31 |

(5) その他非公募施設

| 指定年度 | 施設名 | 導入年月 | 施設数 | 所管課 | 指定管理者の名称 | 指定期間 |
|------|-----------------|------|-----|---------|--------------------|----------------|
| 26 | 熊本市老人福祉センター(西里) | 26.4 | 1 | 高齢介護福祉課 | (社福) 熊本市社会福祉事業団 | 26.4.1～31.3.31 |
| 27 | 熊本市職業訓練センター | 18.4 | 1 | 産業政策課 | 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター | 27.4.1～28.3.31 |

5 職 員 数 (人事課)

(平27.4.1現在)

| 区 分 | 定 数 | 現 員 数 |
|----------------------|-------|-------|
| 市 長 事 務 部 局 | 3,742 | 3,678 |
| 議 会 事 務 局 | 28 | 27 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 22 | 10 |
| 監 査 事 務 局 | 17 | 15 |
| 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関 | 770 | 604 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 16 | 12 |
| 消 防 局 | 810 | 780 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | 35 | 28 |
| 交 通 局 | 150 | 100 |
| 上 下 水 道 局 | 520 | 422 |
| 病 院 局 | 790 | 756 |
| 計 | 6,900 | 6,432 |

6 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平27.4.1現在)

| 局 別 \ 区 分 | 給 料 月 額 (円) | | | 平均年齢 | 平 均 勤続年数 |
|---------------------|-------------|---------|---------|--------|-------------|
| | 最 高 | 最 低 | 平 均 | | |
| 市 長 事 務 部 局 | 565,500 | 147,000 | 329,772 | 42歳10月 | 19年 2月 |
| 議 会 事 務 局 | 515,200 | 205,900 | 342,453 | 42歳 5月 | 19年 7月 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 512,300 | 267,900 | 378,410 | 47歳 3月 | 23年 3月 |
| 監 査 事 務 局 | 471,500 | 304,600 | 385,387 | 49歳 4月 | 25年11月 |
| 教育委員会事務局 | 484,801 | 174,700 | 368,335 | 47歳 9月 | 16年11月 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 471,500 | 204,100 | 326,535 | 41歳 1月 | 18年 6月 |
| 消 防 局 | 505,300 | 158,200 | 302,274 | 37歳10月 | 15年 1月 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | 466,900 | 207,700 | 382,661 | 50歳 9月 | 28年 4月 |
| 交 通 局 | 464,600 | 205,900 | 335,419 | 47歳 9月 | 22年 3月 |
| 上 下 水 道 局 | 470,000 | 148,400 | 343,822 | 45歳 4月 | 22年 6月 |
| 病 院 局 | 568,200 | 158,200 | 331,792 | 41歳 5月 | 14年10月 |
| 全 体 | 568,200 | 147,000 | 331,783 | 42歳10月 | 18年 3月 |

(注) 給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(平27.4.1現在)

| 区分 | 職種 | 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 | | |
|-----------|---|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | 級 | 号給 | 金額(円) |
| 行政職員給料表 | 一般 | 正規の試験 | 上級職 | | 1 | 29 | 181,300 |
| | | | 初級職 | | 1 | 9 | 147,000 |
| | 保育士 | 正規の試験 | 短大卒 | 1 | 19 | 161,200 | |
| | 獣医師 | | 大学6卒 | 1 | 42 | 200,400 | |
| | 薬剤師 | | 大学6卒 | 1 | 42 | 200,400 | |
| | 管理栄養士 | | 大学卒 | 1 | 29 | 181,300 | |
| | | | 大学卒 | 1 | 29 | 181,300 | |
| | 保健師 | | 短大卒 | 1 | 19 | 161,200 | |
| | | | 大学卒 | 1 | 29 | 181,300 | |
| | 看護師 | | 短大3卒 | 1 | 25 | 174,700 | |
| | | | 短大3卒 | 1 | 23 | 169,400 | |
| | 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士 | | 短大2卒 | 1 | 19 | 161,200 | |
| | | | 大学卒 | 1 | 28 | 179,800 | |
| | | | 短大3卒 | 1 | 24 | 172,000 | |
| | | | | 1 | 24 | 172,000 | |
| | | | 短大3卒 | 1 | 24 | 172,000 | |
| | | | 短大2卒 | 1 | 19 | 161,200 | |
| | | | 高校専攻科卒 | 1 | 15 | 155,300 | |
| | | | 大学卒 | 1 | 29 | 181,300 | |
| | | | その他 | 大学卒 | 1 | 29 | 181,300 |
| 短大卒 | | | | 1 | 19 | 161,200 | |
| 高校卒 | 1 | | | 9 | 147,000 | | |
| 業務職 | | | 高校卒 | 1 | 17 | 142,100 | |
| | | | 中学卒 | 1 | 9 | 134,100 | |
| 消防料職表 | 上級消防職 | 正規の試験 | 上級職 | 1 | 37 | 193,900 | |
| | 初級消防職 | | 初級職 | 1 | 17 | 158,200 | |
| 医職給料療表 | 医歯科医師 | | 博士課程修了 | 1 | 25 | 325,800 | |
| | | | 大学6卒 | 1 | 1 | 240,100 | |
| 教育職給料表(一) | 教養教諭 | 正規の試験 | 博士課程修了 | 2 | 33 | 268,376 | |
| | | | 修士課程修了 | 2 | 17 | 224,649 | |
| | | | 大学卒 | 2 | 5 | 202,485 | |
| | 短大卒 | | 1 | 15 | 177,413 | | |
| | 講養助実習助教助手 | | 大学卒 | 1 | 25 | 198,674 | |
| | | | 短大卒 | 1 | 15 | 177,413 | |
| | | | 高校卒 | 1 | 5 | 157,555 | |
| 博士課程修了 | | 2 | 45 | 268,376 | | | |
| 教育職給料表(二) | 教諭 | 修士課程修了 | 2 | 29 | 224,649 | | |
| | | 大学卒 | 2 | 17 | 202,485 | | |
| | | 短大卒 | 2 | 7 | 180,020 | | |
| | 講助教諭 | 大学卒 | 1 | 25 | 198,674 | | |
| | | 短大卒 | 1 | 15 | 177,413 | | |
| | | 高校卒 | 1 | 5 | 157,555 | | |
| | | 博士課程修了 | 2 | 45 | 268,376 | | |

総財

(3) 特別職の給料及び報酬

| 区 分 | 現行給料月額 (円) | 適用年月日 | 改正前給料月額 (円) | 適用年月日 |
|--------------|------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長 | 1,186,000 | 平27. 4. 1 | 1,132,000 | 平24. 4. 1 |
| 副市長 | 944,000 | 〃 | 883,000 | 〃 |
| 常勤監査委員 | 688,000 | 平24. 4. 1 | 691,000 | 平23. 4. 1 |
| 企業管理者(水道・病院) | 703,000 | 平27. 4. 1 | 700,000 | 平24. 4. 1 |
| 企業管理者(交通) | 633,000 | 〃 | | |
| 教育長 | 703,000 | 〃 | 700,000 | 〃 |

| 区 分 | | 現行報酬額 (円) | 適用年月日 | 改正前報酬額 (円) | 適用年月日 |
|---|---|-------------|-------------|------------|-----------|
| 教育委員会 | 委 員 長 | 月 額 144,000 | 平16. 4. 1 | 146,000 | 平10. 4. 1 |
| | 委 員 | 月 額 88,000 | 〃 | 89,000 | 〃 |
| 監 査 委 員 | 識見を有する者の中から選任された監査委員(非常勤) 市議会議員の中から選任された監査委員 | 月 額 137,000 | 〃 | 139,000 | 〃 |
| | | 月 額 71,000 | 〃 | 72,000 | 〃 |
| 人事委員会 | 委 員 長 | 月 額 165,000 | 〃 | 167,000 | 〃 |
| | 委 員 | 月 額 139,000 | 〃 | 140,000 | 〃 |
| 市の 選 挙 管 理 委 員 会 | 委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員 | 月 額 90,000 | 〃 | 92,000 | 〃 |
| | | 月 額 59,000 | 〃 | 60,000 | 〃 |
| | | 日 額 10,000 | 平 4. 1. 1 | 7,000 | 昭61. 4. 1 |
| 区の 選 挙 管 理 委 員 会 | 委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員 | 月 額 60,000 | 平24. 4. 1 | - | - |
| | | 月 額 40,000 | 〃 | - | - |
| | | 日 額 10,000 | 〃 | - | - |
| 投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者 | | 1回につき13,000 | 平10. 6. 1 | 11,000 | 平 4. 4. 1 |
| 選 挙 長 | | 1回につき13,000 | 〃 | 11,000 | 〃 |
| 投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人 | | 1回につき12,000 | 〃 | 10,000 | 〃 |
| 期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者 | | 1回につき12,000 | 平15. 12. 22 | | |
| 期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人 | | 1回につき10,000 | 平15. 12. 22 | | |
| 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 | | 日 額 10,000 | 平 4. 1. 1 | 7,000 | 昭61. 4. 1 |
| 農 業 委 員 会 | 会 長 副会長、部会長及び副部会長 部会の委員及びその他の委員 | 月 額 90,000 | 平16. 4. 1 | 92,000 | 平10. 4. 1 |
| | | 月 額 59,000 | 〃 | 60,000 | 〃 |
| | | 月 額 55,000 | 〃 | 56,000 | 〃 |
| そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員 | | ※1 | 平 9. 4. 1 | ※2 | 昭63. 4. 1 |

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては3,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

| 区 分 | | 鉄 道 賃 | 船 賃 | 日当：円 (1日につき) | 宿泊料：円 (1夜につき) | 食卓料：円 (1夜につき) |
|-----|---------------------------------|---|--|-----------------|------------------|------------------|
| 1号 | 市長・副市長 | 運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。） | 運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。 | 3,300 | 16,500 | 3,300 |
| 2号 | 企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者 | | | 2,600 | 13,100 | 2,600 |
| 3号 | 1級から7級までの職務にある者 | | | 2,200 | 10,900 | 2,200 |

- (注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

総財

7 職 員 研 修（人事課）

(1) 研修受講人員

(平成26年度)

| 区 分 | 特別研修 | 基本研修 | 選択研修 (公募型) | 内部講師 養成研修 | 派遣研修 | 職場研修 | 自主研修 | 合 計 |
|-----|-------|-------|---------------|--------------|------|--------|------|--------|
| 延人員 | 6,270 | 1,280 | 182 | 43 | 99 | 21,549 | 131 | 29,554 |

(2) 特別研修

(平成26年度)

| 研 修 名 | 対 象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 (月) |
|-----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| トップセミナー | 課長級以上の管理職 | 1 | 170 | 1.5h | 8 |
| 職員セミナー | 主幹級以下の一般職員 | 1 | 174 | 1.5h | 1 |
| 政策形成実践研修 | 主幹級以下の一般職員 | 1 | 15 | 5 | 8~10 |
| 管理職コンプライアンスセミナー | 課長級以上の管理職 | 1 | 259 | 1.5h | 2 |
| 階層別倫理研修 | 階層別研修受講者 | 6 | 982 | 1.5h | 11, 12, 2 |

(3) 基本研修

(平成26年度)

| 研修名 | 対象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 (月) |
|-----------------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 新規採用職員研修(前期) | 4月採用者(事務・技術・保健師・薬剤師・保育士) | 1 | 85 | 8 | 4 |
| | 4月採用者(看護師等) | 1 | 20 | 5 | 4 |
| | 10月採用者(看護師) | 1 | 20 | 2 | 10 |
| 新規採用職員研修(フォロー) | H25年10月及びH26年4月採用者 | 3 | 112 | 2 | 10 |
| 職種変更試験合格者研修 | 平成26年度職種変更試験合格者 | 1 | 14 | 3 | 1~3 |
| 職種変更職員フォロー研修 | 職種変更した職員 | 1 | 24 | 1 | 9 |
| 採用3年目職員研修 | 採用3年目の職員 | 9 | 250 | 1 | 9 |
| 採用5年目職員研修 | 採用5年目の職員 | 2 | 106 | 1 | 11 |
| 採用7年目職員研修 | 採用7年目の職員 | 4 | 103 | 2 | 8 |
| 採用11年目職員研修 | 採用11年目の職員 | 4 | 108 | 1 | 7 |
| 新任作業長・主任研修 | 新任作業長・主任 | 1 | 11 | 1 | 8 |
| 主査級昇任者研修 | 主査級昇任者 | 2 | 163 | 2 | 5~6 |
| 主幹級昇任者研修 | 主幹級昇任者 | 4 | 131 | 1 | 10~11 |
| 課長級試験合格者研修 | 平成26年度課長級昇任試験合格者 | 1 | 42 | 2 | 2 |
| 課長級昇任者研修 | 課長級昇任者 | 2 | 50 | 2 | 5, 8 |
| 課長ブラッシュアップ研修(e-ラーニング) | 課長級昇任3年目の職員 | — | 41 | — | 5~3 |

(4) 選択研修

(平成26年度)

| 研修名 | 対象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 (月) |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 段取り力強化講座 | 主査級以下の一般職員 | 1 | 30 | 1 | 12 |
| 文書作成講座 | 主査級以下の一般職員 | 1 | 26 | 1 | 12 |
| ロジカル問題解決講座 | 主査級以下の一般職員 | 1 | 29 | 1 | 11 |
| 説明力強化講座 | 主査級以下の一般職員 | 1 | 30 | 1 | 12 |
| 行政法研修 | 全職員 | 1 | 20 | 6 | 11~12 |
| 民法研修 | 全職員 | 2 | 47 | 5 | 7~9 |

(5) 内部講師養成研修

(平成26年度)

| 研修名 | 対象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 (月) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 接遇リーダー養成研修 | 全職員(各局推薦) | 1 | 14 | 4 | 1 |
| 接遇リーダーブラッシュアップ研修 | 接遇リーダー | 2 | 29 | 1 | 2 |

(6) 派遣研修

(平成26年度)

| 研修名 | 場所 | 人員 (人) | 期間 |
|-------------------|-------------------------------|-----------|-------|
| 事例調査派遣研修 | 東京都、埼玉県、茨城県、神奈川県、千葉県、愛媛県、鹿児島県 | 8 | 2～3日 |
| 自治大学校派遣 | 東京都立川市 | 一般課程 | 5ヶ月 |
| | | 特別課程 | 17日 |
| 早稲田大学マニュフェスト研究所派遣 | 東京都中央区 | 3 | 11日 |
| 国際文化アカデミー派遣 | 滋賀県大津市 | 15 | 2～17日 |
| 市町村アカデミー派遣 | 千葉県美浜区 | 20 | 5～11日 |
| 熊本県市町村研修協議会派遣 | 熊本市東区自治会館 | 50 | 1～2日 |

(7) 職場研修

(平成26年度)

| 研修名 | 対象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 (月) |
|--------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 他課主催全庁研修 | 全職場・全職員 | — | 1,387 | — | 4～3 |
| 職場集合研修 | 全職場・全職員 | — | 196 | — | 4～3 |
| 職場派遣研修 | 全職場・全職員 | — | 8 | — | 4～3 |
| OJT研修会 | 主幹級職員 | 4 | 247 | 半日 | 7 |
| 職場指導員研修 | 新規採用職員の職場指導員 | 3 | 104 | 半日 | 5 |
| すまいる向上キャンペーン | 全職場・全職員 | 1 | 9,765 | 1ヶ月 | 7 |
| 倫理月間 | 全職場・全職員 | 1 | 9,842 | 1ヶ月 | 12 |

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成26年度)

| 研修名 | 対象 | 回数 (回) | 人員 (人) | 日数 (日) | 実施時期 |
|--------------|--------------------|-----------|----------------|-----------|------|
| eラーニング | 全職員 | — | 82 | — | 通年 |
| 自主学習グループ活動支援 | 5人以上の本市職員で構成するグループ | — | 26人 (4グループ) | — | 随時 |
| 資格取得支援 | 全職員 | — | 13 | — | 随時 |
| 大学公開講座受講支援 | 全職員 | — | 10 | — | 随時 |

8 契 約（契約検査総室）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成26年度は223件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（1）競争入札有資格者（平成27年度） ※業者数は実数

| | 工 事 | 委託その他 |
|---------|-------|-------|
| 県内業者（社） | 1,122 | 576 |
| 県外業者（社） | 590 | 452 |
| 計 | 1,712 | 1,028 |

（2）契約件数及び金額（平成26年度）（単位 千円）

| | 件 数 | 金 額 |
|--------|-------|------------|
| 工事請負契約 | 1,074 | 45,565,773 |
| 測量等委託 | 666 | 4,366,007 |
| 保守点検 | 82 | 185,906 |
| 計 | 1,822 | 50,117,686 |

（3）契約額及び件数・業者別集計表（単位 千円）

| 年度 | 土木一式工事 | | 建築一式工事 | | 電気工事 | | 管工事 | |
|----|------------|-----|-----------|-----|------------|-----|-----------|-------|
| | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 |
| 22 | 11,540,363 | 377 | 6,069,464 | 99 | 2,992,836 | 117 | 1,873,473 | 108 |
| 23 | 13,653,927 | 421 | 7,183,203 | 97 | 2,423,671 | 111 | 2,190,521 | 105 |
| 24 | 16,326,087 | 431 | 5,939,953 | 87 | 3,449,148 | 104 | 1,938,404 | 91 |
| 25 | 19,342,548 | 414 | 3,637,131 | 90 | 2,725,617 | 111 | 1,662,120 | 103 |
| 26 | 20,893,823 | 364 | 5,327,926 | 81 | 3,463,562 | 97 | 2,609,548 | 101 |
| 年度 | 舗装工事 | | 造園工事 | | 水道施設工事 | | その他工事 | |
| | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 |
| 22 | 1,433,429 | 90 | 163,872 | 12 | 3,344,136 | 112 | 5,313,961 | 298 |
| 23 | 1,181,285 | 96 | 576,380 | 20 | 3,257,241 | 109 | 3,683,455 | 242 |
| 24 | 1,435,751 | 85 | 409,759 | 11 | 4,215,210 | 101 | 5,323,567 | 273 |
| 25 | 2,472,688 | 125 | 468,135 | 13 | 3,725,369 | 96 | 6,448,851 | 307 |
| 26 | 1,611,945 | 74 | 133,202 | 7 | 3,461,424 | 79 | 8,064,342 | 271 |
| 年度 | 測量等委託 | | 保守点検 | | 合 計 | | | |
| | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 | 契約額 | 件数 |
| 22 | 3,567,579 | 755 | 196,407 | 105 | 36,495,520 | | | 2,073 |
| 23 | 2,677,744 | 707 | 212,505 | 113 | 37,039,932 | | | 2,021 |
| 24 | 4,108,132 | 814 | 238,580 | 114 | 43,384,596 | | | 2,111 |
| 25 | 4,790,380 | 837 | 186,318 | 88 | 45,459,158 | | | 2,184 |
| 26 | 4,366,007 | 666 | 185,906 | 82 | 50,117,686 | | | 1,822 |

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

9 危機管理防災（危機管理防災総室）

（1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（2）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和28年の白川大水害・平成24年の九州北部豪雨災害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成7年の阪神・淡路大震災後には、本市に存する布田川・日奈久断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についても推進しているところであるが、25年度に実施した南海トラフを含む防災アセスメント調査の結果を踏まえ、本年度から3年間で大幅に改訂することとしている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成27年度実績〉

平成27年5月20日 訓練参加者 2,600人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主導型で年2回「まなぼうさい」を実施している。また、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。25年度より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 655クラブ（平成27年3月現在）

○まなぼうさい

〈平成26年度実績〉

第18回 平成27年 2月22日 泉ヶ丘小学校

※雨天中止も校区における避難訓練は実施 参加者 511人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型、携帯型の移動系無線を設置している。また、旧町単位で運用していた防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため、既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行う。

③ 緊急告知ラジオの配備

災害情報の迅速な伝達のため、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行っている。

オ 防災倉庫等の整備

市内10箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、区役所、総合出張所や出張所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧約21万9千食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等149箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

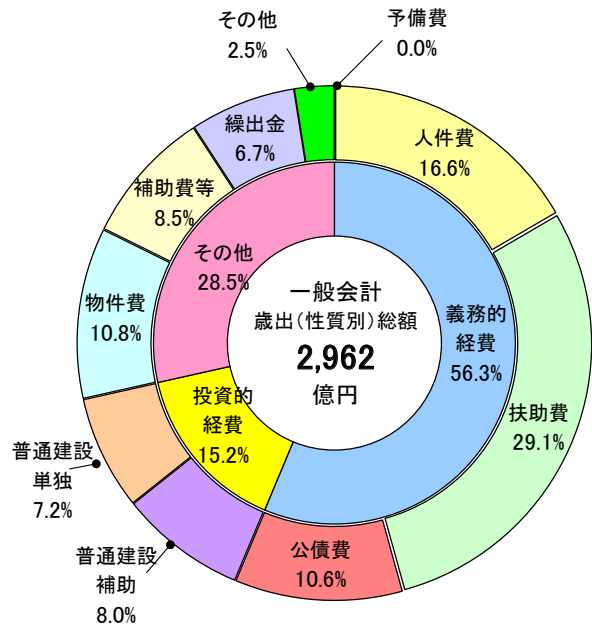
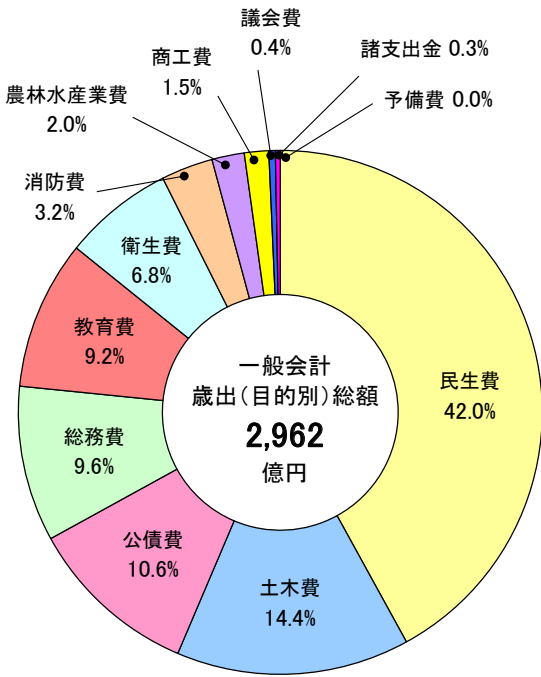
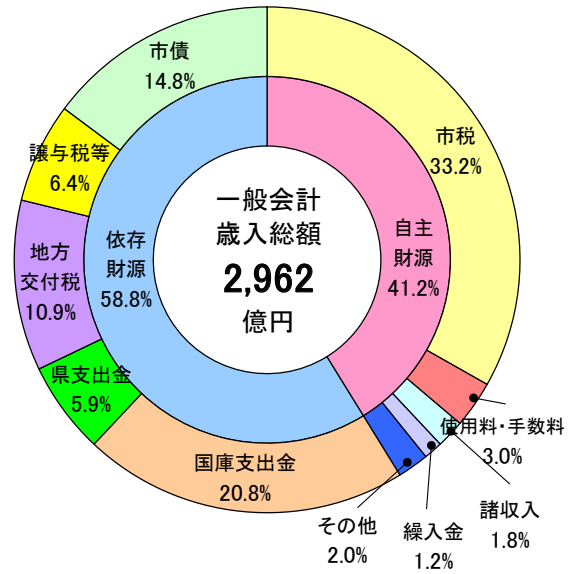
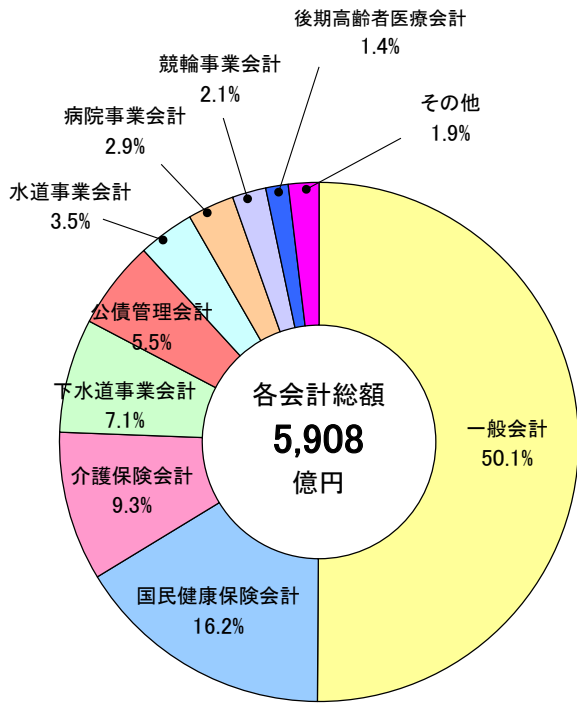
(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

10 財政（財政課）

(1) 平成27年度当初予算図表



総財

(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

| 区 分 会 計 名 | 平成26年度 (A) | | 平成27年度 (B) | | 比 較 (B - A) | 伸率 (%) |
|------------------|---------------|------------|---------------|------------|----------------|-----------|
| | | 構成比 (%) | | 構成比 (%) | | |
| 一 般 会 計 | 288,910,000 | 50.1 | 296,210,000 | 50.1 | 7,300,000 | 2.5 |
| 特 別 会 計 | 197,542,861 | 34.2 | 212,058,783 | 35.9 | 14,515,922 | 7.3 |
| 国民健康保険会計 | 83,318,000 | 14.5 | 95,596,549 | 16.2 | 12,278,549 | 14.7 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計 | 242,000 | 0.1 | 240,000 | 0.1 | △ 2,000 | △ 0.8 |
| 介護保険会計 | 54,543,256 | 9.5 | 54,834,619 | 9.3 | 291,363 | 0.5 |
| 後期高齢者医療会計 | 8,035,000 | 1.4 | 8,123,200 | 1.4 | 88,200 | 1.1 |
| 食肉センター会計 | 192,182 | 0.0 | 162,838 | 0.0 | △ 29,344 | △ 15.3 |
| 農業集落排水事業会計 | 183,243 | 0.0 | 196,108 | 0.0 | 12,865 | 7.0 |
| 産業振興資金会計 | 3,528,000 | 0.6 | 3,528,000 | 0.6 | 0 | 0.0 |
| 食品工業団地用地会計 | 70,022 | 0.0 | 67,160 | 0.0 | △ 2,862 | △ 4.1 |
| 競輪事業会計 | 12,305,908 | 2.1 | 12,569,803 | 2.1 | 263,895 | 2.1 |
| 地下駐車場事業会計 | 217,182 | 0.0 | 174,870 | 0.0 | △ 42,312 | △ 19.5 |
| 都市開発資金貸付事業会計 | | | 2,010,000 | 0.4 | 2,010,000 | 皆増 |
| 熊本駅西土地区画整理事業会計 | 733,927 | 0.1 | 762,913 | 0.1 | 28,986 | 3.9 |
| 植木中央土地区画整理事業会計 | 1,183,085 | 0.2 | 1,354,228 | 0.2 | 171,143 | 14.5 |
| 奨学金貸付事業会計 | 173,653 | 0.0 | 173,650 | 0.0 | △ 3 | 0.0 |
| 公債管理会計 | 32,817,403 | 5.7 | 32,264,845 | 5.5 | △ 552,558 | △ 1.7 |
| 一般会計・特別会計合計 | 486,452,861 | 84.3 | 508,268,783 | 86.0 | 21,815,922 | 4.5 |
| 企 業 会 計 | 90,322,165 | 15.7 | 82,511,633 | 14.0 | △ 7,810,532 | △ 8.6 |
| 病院事業会計 | 22,799,054 | 4.0 | 17,180,262 | 2.9 | △ 5,618,792 | △ 24.6 |
| 水道事業会計 | 22,376,996 | 3.9 | 20,420,405 | 3.5 | △ 1,956,591 | △ 8.7 |
| 下水道事業会計 | 41,149,428 | 7.1 | 41,685,537 | 7.1 | 536,109 | 1.3 |
| 工業用水道事業会計 | 28,307 | 0.0 | 7,425 | 0.0 | △ 20,882 | △ 73.8 |
| 交通事業会計 | 3,968,380 | 0.7 | 3,218,004 | 0.5 | △ 750,376 | △ 18.9 |
| 総 計 | 576,775,026 | 100.0 | 590,780,416 | 100.0 | 14,005,390 | 2.4 |

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

| 性質別 | 区分 | | | | 比較 (B-A) | 伸率 (%) |
|----------|---------------|------------|---------------|------------|-------------|-----------|
| | 平成26年度 (A) | 構成比 (%) | 平成27年度 (B) | 構成比 (%) | | |
| 人件費 | 47,536,440 | 16.5 | 49,075,315 | 16.6 | 1,538,875 | 3.2 |
| 扶助費 | 82,696,472 | 28.6 | 86,162,783 | 29.1 | 3,466,311 | 4.2 |
| 公債費 | 32,069,209 | 11.1 | 31,461,897 | 10.6 | △ 607,312 | △ 1.9 |
| 義務的経費 | 162,302,121 | 56.2 | 166,699,995 | 56.3 | 4,397,874 | 2.7 |
| 普通建設(補助) | 22,115,016 | 7.7 | 23,685,212 | 8.0 | 1,570,196 | 7.1 |
| 普通建設(単独) | 21,558,509 | 7.5 | 21,317,949 | 7.2 | △ 240,560 | △ 1.1 |
| 投資的経費 | 43,673,525 | 15.2 | 45,003,161 | 15.2 | 1,329,636 | 3.0 |
| 物件費 | 30,264,869 | 10.5 | 32,118,350 | 10.8 | 1,853,481 | 6.1 |
| 維持補修費 | 3,171,867 | 1.1 | 3,131,761 | 1.1 | △ 40,106 | △ 1.3 |
| 補助費等 | 26,275,046 | 9.1 | 25,140,305 | 8.5 | △ 1,134,741 | △ 4.3 |
| 積立金 | 1,470,219 | 0.5 | 1,739,735 | 0.6 | 269,516 | 18.3 |
| 投資及び出資金 | 1,640,408 | 0.6 | 2,229,220 | 0.8 | 588,812 | 35.9 |
| 貸付金 | 40,000 | 0.0 | 40,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 繰出金 | 19,951,945 | 6.8 | 19,987,473 | 6.7 | 35,528 | 0.2 |
| その他の経費 | 82,814,354 | 28.6 | 84,386,844 | 28.5 | 1,572,490 | 1.9 |
| 予備費 | 120,000 | 0.0 | 120,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 288,910,000 | 100.0 | 296,210,000 | 100.0 | 7,300,000 | 2.5 |

総財

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

| 区 分 | 年 度 | 22 | | | 23 | | | 24 | | | 25 | | | 26 | | |
|-----------------------------------|-----|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) |
| 自 主 財 源 | | 118,878,715 | 44.4 | 5.1 | 120,303,478 | 44.5 | 1.2 | 119,320,183 | 43.3 | △ 0.8 | 121,477,973 | 41.2 | 1.8 | 128,255,200 | 43.0 | 5.6 |
| 市 税 | | 92,749,420 | 34.6 | 4.7 | 93,863,490 | 34.7 | 1.2 | 94,594,913 | 34.2 | 0.8 | 96,099,841 | 32.6 | 1.6 | 98,325,268 | 33.0 | 2.3 |
| 分担金及び負担金 | | 3,926,122 | 1.5 | 7.9 | 3,923,438 | 1.4 | △ 0.1 | 4,048,455 | 1.5 | 3.2 | 4,112,353 | 1.4 | 1.6 | 4,792,934 | 1.6 | 16.5 |
| 使用料及び手数料 | | 8,319,709 | 3.1 | △ 2.0 | 8,282,296 | 3.1 | △ 0.4 | 8,788,545 | 3.2 | 6.1 | 8,816,465 | 3.0 | 0.3 | 8,874,742 | 3.0 | 0.7 |
| 財 産 収 入 | | 554,752 | 0.2 | △ 31.1 | 781,338 | 0.3 | 40.8 | 710,171 | 0.3 | △ 9.1 | 356,858 | 0.1 | △ 49.8 | 371,439 | 0.1 | 4.1 |
| 寄 附 金 | | 181,385 | 0.1 | △ 20.0 | 57,272 | 0.0 | △ 68.4 | 61,396 | 0.0 | 7.2 | 61,165 | 0.0 | △ 0.4 | 200,039 | 0.1 | 227.0 |
| 繰 入 金 | | 1,734,064 | 0.6 | △ 31.8 | 4,738,860 | 1.7 | 173.3 | 2,991,911 | 1.1 | △ 36.9 | 3,747,128 | 1.3 | 25.2 | 5,973,327 | 2.0 | 59.4 |
| 繰 越 金 | | 8,256,306 | 3.1 | 149.3 | 4,474,558 | 1.7 | △ 45.8 | 3,707,361 | 1.4 | △ 17.1 | 3,273,353 | 1.1 | △ 11.7 | 4,808,137 | 1.6 | 46.9 |
| 諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く) | | 2,856,957 | 1.1 | △ 37.6 | 3,982,226 | 1.5 | 39.4 | 2,659,178 | 1.0 | △ 33.2 | 3,012,883 | 1.0 | 13.3 | 2,994,157 | 1.0 | △ 0.6 |
| 収 益 事 業 収 入 | | 300,000 | 0.1 | △ 66.7 | 200,000 | 0.1 | △ 33.3 | 1,758,253 | 0.6 | 779.1 | 1,997,927 | 0.7 | 13.6 | 1,915,157 | 0.6 | △ 4.1 |
| 依 存 財 源 | | 149,142,269 | 55.6 | 15.1 | 150,072,786 | 55.5 | 0.6 | 157,017,557 | 56.7 | 4.6 | 173,056,977 | 58.8 | 10.2 | 170,120,870 | 57.0 | △ 1.7 |
| 地 方 譲 与 税 | | 1,876,855 | 0.7 | 6.5 | 1,834,772 | 0.7 | △ 2.2 | 2,293,283 | 0.8 | 25.0 | 2,203,108 | 0.7 | △ 3.9 | 2,084,479 | 0.7 | △ 5.4 |
| 利 子 割 交 付 金 | | 330,315 | 0.1 | 3.6 | 234,402 | 0.1 | △ 29.0 | 186,942 | 0.1 | △ 20.2 | 186,237 | 0.1 | △ 0.4 | 156,772 | 0.1 | △ 15.8 |
| 配 当 割 交 付 金 | | 89,200 | 0.0 | 18.3 | 99,625 | 0.0 | 11.7 | 127,196 | 0.0 | 27.7 | 180,931 | 0.1 | 42.2 | 566,107 | 0.2 | 212.9 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 38,392 | 0.0 | 11.7 | 31,667 | 0.0 | △ 17.5 | 32,505 | 0.0 | 2.6 | 36,799 | 0.0 | 13.2 | 565,063 | 0.2 | 1,435.5 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 7,168,391 | 2.7 | 6.5 | 7,227,957 | 2.7 | 0.8 | 7,289,235 | 2.6 | 0.8 | 7,225,800 | 2.5 | △ 0.9 | 8,689,916 | 2.9 | 20.3 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | 323,428 | 0.1 | △ 13.4 | 262,270 | 0.1 | △ 18.9 | 489,715 | 0.2 | 86.7 | 393,236 | 0.1 | △ 19.7 | 183,988 | 0.1 | △ 53.2 |
| 軽 油 引 取 税 交 付 金 | | | | | | | | 2,911,265 | 1.1 | 皆増 | 3,155,939 | 1.1 | 8.4 | 2,371,485 | 0.8 | △ 24.9 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | | 14,023 | 0.0 | 257.3 | 14,747 | 0.0 | 5.2 | 14,080 | 0.0 | △ 4.5 | 13,187 | 0.0 | △ 6.3 | 12,467 | 0.0 | △ 5.5 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | | 1,129,866 | 0.4 | 6.0 | 927,251 | 0.3 | △ 17.9 | 325,534 | 0.1 | △ 64.9 | 346,055 | 0.1 | 6.3 | 362,777 | 0.1 | 4.8 |
| 地 方 交 付 税 | | 40,522,904 | 15.1 | 28.8 | 44,938,393 | 16.6 | 10.9 | 38,982,155 | 14.1 | △ 13.3 | 36,428,866 | 12.4 | △ 6.5 | 35,109,040 | 11.8 | △ 3.6 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | | 162,510 | 0.1 | △ 0.2 | 158,080 | 0.1 | △ 2.7 | 348,477 | 0.1 | 120.4 | 332,404 | 0.1 | △ 4.6 | 286,552 | 0.1 | △ 13.8 |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | | 6,316 | 0.0 | 0.9 | 5,685 | 0.0 | △ 10.0 | 5,117 | 0.0 | △ 10.0 | 5,155 | 0.0 | 0.7 | 5,016 | 0.0 | △ 2.7 |
| 国 庫 支 出 金 | | 46,471,732 | 17.3 | 1.0 | 49,275,854 | 18.2 | 6.0 | 50,064,654 | 18.1 | 1.6 | 61,024,988 | 20.7 | 21.9 | 62,227,547 | 20.8 | 2.0 |
| 県 支 出 金 | | 14,709,770 | 5.5 | 36.8 | 13,244,069 | 4.9 | △ 10.0 | 13,426,591 | 4.9 | 1.4 | 17,699,545 | 6.0 | 31.8 | 13,944,577 | 4.7 | △ 21.2 |
| 受 託 事 業 収 入 | | 248,467 | 0.1 | △ 76.3 | 144,114 | 0.1 | △ 42.0 | 110,008 | 0.0 | △ 23.7 | 247,427 | 0.1 | 124.9 | 392,484 | 0.1 | 58.6 |
| 市 債 | | 36,050,100 | 13.5 | 21.1 | 31,673,900 | 11.7 | △ 12.1 | 40,410,800 | 14.6 | 27.6 | 43,577,300 | 14.8 | 7.8 | 43,162,600 | 14.4 | △ 1.0 |
| うち臨時財政対策債 | | 12,492,300 | 4.7 | 80.9 | 12,604,500 | 4.7 | 0.9 | 20,004,000 | 7.2 | 58.7 | 22,031,600 | 7.5 | 10.1 | 21,939,100 | 7.4 | △ 0.4 |
| 合 計 | | 268,020,984 | 100.0 | 10.4 | 270,376,264 | 100.0 | 0.9 | 276,337,740 | 100.0 | 2.2 | 294,534,950 | 100.0 | 6.6 | 298,376,070 | 100.0 | 1.3 |

(歳出)

| 区 分 | 年 度 | 22 | | | 23 | | | 24 | | | 25 | | | 26 | | |
|-------------|-----|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) |
| 議 会 費 | | 988,378 | 0.4 | 1.9 | 1,255,792 | 0.5 | 27.1 | 1,160,893 | 0.4 | △ 7.6 | 1,079,424 | 0.4 | △ 7.0 | 1,120,026 | 0.4 | 3.8 |
| 総 務 費 | | 31,144,359 | 11.8 | △ 13.3 | 30,984,168 | 11.6 | △ 0.5 | 27,410,999 | 10.1 | △ 11.5 | 32,256,260 | 11.1 | 17.7 | 29,694,665 | 10.1 | △ 7.9 |
| 民 生 費 | | 102,751,909 | 39.0 | 29.7 | 109,587,226 | 41.1 | 6.7 | 113,880,313 | 41.7 | 3.9 | 116,828,191 | 40.3 | 2.6 | 122,483,204 | 41.8 | 4.8 |
| 衛 生 費 | | 19,506,247 | 7.4 | 17.6 | 20,322,128 | 7.6 | 4.2 | 18,866,296 | 6.9 | △ 7.2 | 18,584,687 | 6.4 | △ 1.5 | 19,807,410 | 6.8 | 6.6 |
| 農 林 水 産 業 費 | | 6,252,424 | 2.4 | 53.4 | 4,271,120 | 1.6 | △ 31.7 | 4,335,711 | 1.6 | 1.5 | 10,586,266 | 3.6 | 144.2 | 5,433,488 | 1.9 | △ 48.7 |
| 商 工 費 | | 6,684,077 | 2.5 | △ 4.3 | 7,788,667 | 2.9 | 16.5 | 5,198,578 | 1.9 | △ 33.3 | 4,519,919 | 1.6 | △ 13.1 | 4,667,661 | 1.6 | 3.3 |
| 土 木 費 | | 26,945,337 | 10.2 | 0.5 | 27,543,279 | 10.3 | 2.2 | 35,231,837 | 12.9 | 27.9 | 40,243,307 | 13.9 | 14.2 | 41,703,153 | 14.2 | 3.6 |
| 消 防 費 | | 7,999,373 | 3.0 | 15.1 | 7,716,038 | 2.9 | △ 3.5 | 8,003,106 | 2.9 | 3.7 | 8,275,824 | 2.8 | 3.4 | 8,816,843 | 3.0 | 6.5 |
| 教 育 費 | | 23,096,164 | 8.8 | 3.3 | 22,627,553 | 8.5 | △ 2.0 | 24,466,999 | 9.0 | 8.1 | 23,713,912 | 8.2 | △ 3.1 | 25,997,669 | 8.9 | 9.6 |
| 災 害 復 旧 費 | | 0 | | | 138,509 | 0.1 | 皆増 | 338,883 | 0.1 | 144.7 | 181,831 | 0.1 | △ 46.3 | 53,580 | 0.0 | △ 70.5 |
| 公 債 費 | | 36,254,158 | 13.8 | 10.7 | 32,783,623 | 12.3 | △ 9.6 | 32,593,072 | 11.9 | △ 0.6 | 32,040,892 | 11.1 | △ 1.7 | 31,628,269 | 10.8 | △ 1.3 |
| 諸 支 出 金 | | 1,924,000 | 0.7 | 7.0 | 1,650,800 | 0.6 | △ 14.2 | 1,577,700 | 0.6 | △ 4.4 | 1,416,300 | 0.5 | △ 10.2 | 1,387,100 | 0.5 | △ 2.1 |
| 合 計 | | 263,546,426 | 100.0 | 12.4 | 266,668,903 | 100.0 | 1.2 | 273,064,387 | 100.0 | 2.4 | 289,726,813 | 100.0 | 6.1 | 292,793,068 | 100.0 | 1.1 |

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

| 年度 区分 | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | | 26 | | | | | | |
|----------------|-------------|------|-----------|-------------|-----------|-----|-------------|-----|-----------|-------------|------|-----|-------------|-----|-----|
| | 伸率 (%) | 指数 | 伸率 (%) | 指数 | 伸率 (%) | 指数 | 伸率 (%) | 指数 | 伸率 (%) | 指数 | | | | | |
| 基準財政需要額 | 111,030,781 | △0.3 | 100 | 114,037,005 | 2.7 | 103 | 114,629,853 | 0.5 | 103 | 113,667,858 | △0.8 | 102 | 114,449,344 | 0.7 | 103 |
| 基準財政収入額 | 73,193,678 | △5.1 | 100 | 74,656,128 | 2.0 | 102 | 78,017,418 | 4.5 | 107 | 79,431,345 | 1.8 | 109 | 81,511,700 | 2.6 | 111 |
| 標準税収入額 | 94,769,972 | △5.5 | 100 | 96,891,527 | 2.2 | 102 | 101,434,508 | 4.7 | 107 | 103,496,890 | 2.0 | 109 | 105,647,856 | 2.1 | 111 |
| 標準財政規模 | 145,712,300 | 2.3 | 100 | 152,134,398 | 4.4 | 104 | 158,050,999 | 3.9 | 108 | 159,765,089 | 1.1 | 110 | 160,524,751 | 0.5 | 110 |
| 財政力指数 | 0.68 | | | 0.67 | | | 0.66 | | | 0.68 | | | 0.70 | | |
| 実質収支比率 (%) | 2.6 | | | 2.2 | | | 1.8 | | | 2.1 | | | 1.9 | | |
| 経常収支比率 (%) | 91.1 | | | 90.5 | | | 89.1 | | | 89.5 | | | 90.6 | | |
| 公債費比率 (%) | — (指標廃止) | | | — | | | — | | | — | | | — | | |
| 実質赤字比率 | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | |
| 連結実質赤字比率 | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | | — (赤字なし) | | |
| 実質公債費比率 (%) | 12.2 | | | 11.8 | | | 11.1 | | | 10.6 | | | 9.9 | | |
| 将来負担比率 (%) | 135.7 | | | 125.3 | | | 120.7 | | | 122.5 | | | 122.4 | | |

1.1 公共施設等総合管理計画 (資産マネジメント推進室)

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、国は「インフラ長寿命化基本計画」(H25.11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)及び「公共施設等の総合的な管理の推進について」(H26.4.22 総務大臣通知)において、全地方公共団体に対して、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、少子高齢化の進展や人口減少社会を見据えた公共施設等の適正配置を実現すべく「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しているところである。

本市は、今後、国の要請を踏まえて、平成27年度に施設白書を策定し、平成28年度までに当該計画を策定することとしている。

1.2 土地開発基金（管財課）

| | |
|------|--|
| 設 置 | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する |
| 基金の額 | 1,601,224千円（平成27.3.31現在） |
| 運 用 | 基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。 |

1.3 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要（管財課）

| | | |
|-------|----------------------------|-------------------|
| 所 在 地 | 中央区手取本町1番1号 | |
| 敷地面積 | 10,007.20㎡ | |
| 建築面積 | 5,583.54㎡ | |
| 延床面積 | 39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある） | |
| 構造・規模 | 高層棟 | 鉄骨造 地下2階地上15階建 |
| | 議会棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建 |
| 高 さ | 高層棟 | 軒高62.10m |
| | 議会棟 | 軒高26.00m |
| 工 期 | 着 工 | 昭和54年 3月17日 |
| | 竣 工 | 昭和56年10月31日 |
| 総事業費 | 112億2,000万円 | |
| 財源内訳 | 基 金 | 62億5,000万円 |
| | 起 債 | 47億3,000万円 |
| | 一般財源 | 2億4,000万円 |
| 事業費内訳 | 建築工事 | 65億3,000万円 |
| | 設備その他工事 | 36億6,000万円 |
| | 委託費 | 5億6,000万円 |
| | 備品費 | 4億7,000万円 |

庁舎位置図



住友生命ビル

| | |
|--------------------------------|---|
| 選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会室) | 9 |
| 農業委員会事務局 (農業委員会室) | |
| 人事委員会事務局 (人事委員会室) | |
| 監査事務局 (監査委員会室) | 6 |
| 都市政策研究所 情報化研修ルーム ごみゼロコール | 5 |
| 熊本市歴史文書資料室 | 4 |
| 情報政策課分室 | 3 |

市役所別館

| | |
|--|--------|
| 大会議室 | 8 |
| (国保年金課分室) (情報政策課分室) (危機管理防災総室分室) | 7 |
| 統計課 | 6 |
| 消費者センター | 5 |
| 自転車駐車場 | 4 1 |

マスマチュアル生命ビル

| | |
|-------------------------------------|---|
| 人権教育指導室 人教職員課 | 8 |
| 施設教育委員会課 | 7 |
| 教育長策室 教育政策課 | 6 |
| 学務指導課 | 5 |
| 健康教育課 総合支援課 (特別支援教育室) | 4 |
| 契約検査総室 (総務班 工事契約班 検査班) 契約検査監室 | 3 |
| 契約検査総室(物品契約班) オンブズマン事務局 | 2 |

古京町別館

| | |
|---------------------------------------|---|
| 人材育成センター | 2 |
| 熊本城総合事務所 熊本城調査研究センター 熊本城マラソン事務局 | 1 |

※数字は階層

本 庁 舎

| | | | |
|---|------|---|---|
| 機械室 | | 階段 | 15 |
| レストラン | | 展望ロビー | 大ホール |
| 土木管理課 (自転車対策室) | | 人権推進総室 | 用地調整課 |
| 技術管理課 (積算室) | | 公園課 | 土木総務課 道路整備課 河川課 |
| 文化振興課 スポーツ振興課 | | 区政推進課 | 市民局長室 (社会保障税番号室) |
| (埋蔵文化財調査室) | | 観光振興課 (にぎわい推進室) | MICE推進課 シティプロモーション課 (国際室) 観光文化交流局長室 |
| 高齢介護福祉課 | | 開発景観課 | 交通政策総室 |
| 建築指導課 | | 建築審査室 | 都市政策課 都市建設局長室 |
| 保育幼稚園課 | | 保護管理援護課 | 子ども支援課 |
| 健康づくり推進課 | | 青少年育成課 | 健康福祉政策課 健康福祉子ども局長室 |
| 建築計画課 (建築物安全推進室) | | 住宅課 | 市営住宅管理センター |
| 設備課 | | 営繕課 (建築保全室) | 都心活性化推進課 外部監査入室 |
| 障がい保健福祉課 | | 農商工連携推進課 | 農業政策課 (食肉処理施設プロジェクト) (担い手推進室) |
| 広聴課 (精神保健福祉室) | | 商工振興課 | 産業政策課 (企業立地推進室) 農水商工局長室 |
| 環境施設整備室 | | 浄化対策課 | ごみ減量推進課 (事業ごみ対策室) 廃棄物計画課 |
| 水保全課 | | 環境共生課 | 環境政策課 (温暖化対策室) 環境局長室 |
| 人事課 (コンプライアンス推進室) | | 職員厚生会事務センター | 生涯学習推進課 管財課 |
| 市民協働課 (男女共生推進室) | | 指導監査課 | 行政経営課 法制課 総務厚生課 総務局長室 |
| 常任委員会室 特別委員会室 | 秘書課 | | 副市長室 市長室 |
| 議場 | 議員控室 | 渡り廊下 | 理事室 市長政策総室政策企画課 資産マネジメント推進室 債権管理推進室 車両管理課 |
| 議長室 副議長室 議員控室 議会事務局長室 議会事務局 総務課 議事課 調査課 | | 熊本市役所職員組合 情報政策課 浄書室 第一職員労働組合 危機管理防災総室 保健子ども課 | |
| 常任委員会室 予算決算委員会室 | | 保護課 | 税制課 課税管理課 中央税務課 納税課 (特別滞納対策室) 会計管理者室 |
| 議運・理事会室 議会図書室 | | 福祉相談支援センター 自立支援センター 会計総室 | |
| 福祉課 | | 中央区長室 | 総務企画課 市政情報プラザ 国保年金課 区民課 |
| まちづくり推進課 | | ATM | 水道料金納入所 総案内 パスポートセンター (時間外証明窓口) 指定金融機関 |
| 展示コーナー | | 美容室 | 文書集配室 ATM 衛生管理室 食堂 防災センター 守衛室 時間外出入口 |
| 写真店 | | 時計店 | 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場 |
| 機械室 | | 中央監視室 | |
| | | 地下1 | 地下2 |

総財

議会棟

行政棟

(2) 熊本市役所駐車場（車両管理課）

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

| | | | |
|---|---|-----------------------|---|
| 所在地 | 中央区下通1丁目1番8号 | | |
| 供用開始年月 | 昭和55年4月 | | |
| 床面積 | 8,001.2㎡ | | |
| 収容台数 | 333台 | | |
| 駐車料金 | 区 分 | | 駐車料金 |
| | ・月曜日から金曜日まで (休日を除く) (午前8時30分から 午後5時30分まで) | 規則で定める用務先 確認印がある場合 | (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 |
| | | 規則で定める用務先 確認印がない場合 | (1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 |
| | ・月曜日から金曜日まで (休日の除く) (午後5時30分から 午後10時まで) | 規則で定める用務先 確認印がある場合 | (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 |
| | | 規則で定める用務先 確認印がない場合 | (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 |
| | ・土曜日、日曜日及び休日 (午前8時30分から 午後10時まで) | | |
| 備考 駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。 | | | |
| 利用状況 (平成26年度) | 利用台数 | 318,671台 | |
| | 駐車料金収入 | 49,366,130円 | |

(3) 辛島公園地下駐車場（車両管理課）

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

| | |
|----------|--|
| 所在地 | 中央区辛島町1番地下1号 |
| 敷地面積 | 10,300㎡ |
| 延面積 | 22,775㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造地下2階4層 |
| 供用開始 | 平成5年2月1日 |
| 供用日 | 年中無休 |
| 収容台数 | 自動車625台（地下駐車場） 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台（自転車駐車場） |
| 入出庫できる時間 | 午前7時～翌日午前1時（地下駐車場） 午前7時～翌日午前1時（自転車駐車場） |

駐車料金

| 区 分 | 駐 車 料 金 | | |
|---------------|---------------------|----------|------------|
| 基 本 料 金 | 30分までごとに 100円 | | |
| 打 切 料 金 | 午前7時から午後7時まで 1,000円 | | |
| | 午後7時から翌日午前7時まで 800円 | | |
| 全日定期駐車料金（機械式） | 1月 | 25,000円 | |
| 全日定期駐車料金（自走式） | 1月 | 27,000円 | |
| 平日定期駐車料金（機械式） | 1月 | 13,000円 | |
| 平日定期駐車料金（自走式） | 1月 | 17,000円 | |
| カード式回数券 | 50円分券 | 11枚 | 500円 |
| | 100円分券 | 11枚 | 1,000円 |
| | 200円分券 | 11枚 | 2,000円 |
| | 400円分券 | 11枚 | 4,000円 |
| | 100円分券 | 6,000枚 | 500,000円 |
| | 100円分券 | 25,000枚 | 2,000,000円 |
| | 200円分券 | 6,000枚 | 1,000,000円 |
| | 400円分券 | 6,000枚 | 2,000,000円 |
| | プリペイド | 3,300円分券 | 3,000円 |
| | 〃 | 5,500円分券 | 5,000円 |

| | | |
|---------------------|--------|--------------|
| 利 用 状 況 (平成26年度) | 利用台数 | 317,347台 |
| | 駐車料金収入 | 165,878,750円 |

熊本市駐車場公社（車両管理課）

| | |
|-----------|--|
| 名 称 | 一般財団法人 熊本市駐車場公社（平成25年4月1日～） |
| 設 立 年 月 日 | 平成5年1月18日 |
| 目 的 | 道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民の安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。 |
| 事 業 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理 (2) 路外駐車場の設置及び管理 (3) 熊本市の駐車場施策に協力する事業 (4) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む。） (5) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 (6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業 (7) カーシェアリング・カーケア等に関する事業 (8) コインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 (9) IT等の情報処理・管理に関する事業 (10) 安全・安心まちづくり及び人材育成に関する事業 (11) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業 (12) 前各号に付帯する一切の業務 (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 基 本 財 産 | 50,000千円（市出損金） |

14 市 税

(1) 市税の税率及び納期

| 税 目 | | 税 率 | 納 期 (限) | |
|--|--------|--|--|---|
| 市 民 税 | 個人 | 均 等 割 | 3,500 円 | 1 期 6/1 ~ 6/30 2 期 8/1 ~ 8/31 3 期 10/1 ~ 11/2 4 期 1/1 ~ 2/1 |
| | | 所 得 割 | 課税所得金額の 6% | |
| | 法 人 | 均 等 割 | (1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの 年額 60,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日 |
| | | | (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 144,000 円 | |
| | | | (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 | |
| | | | (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円 | |
| | | | (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 | |
| | | | (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円 | |
| | | | (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 | |
| | | | (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 | |
| (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円 | | | | |
| | 法人税割 | $\frac{12.1}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{※平成 26 年 10 月 1 日以前に} \\ \text{開始する事業年度分からは} \end{array} \right. \frac{14.7}{100}$ | | |
| 県 民 税 | 個人 | 均 等 割 | 2,000 円 | 個人市民税と同じ |
| | | 所 得 割 | 課税所得金額の 4% | |
| 固定資産税 | | $\frac{1.4}{100}$ | 1 期 5/1 ~ 6/1 2 期 7/1 ~ 7/31 3 期 9/1 ~ 9/30 4 期 12/1 ~ 1/4 | |
| 都市計画税 | | $\frac{0.2}{100}$ | 固定資産税と同じ | |

| 税 目 | 税 率 | 納 期 (限) |
|-------|--|-----------------------------------|
| 軽自動車税 | 1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 1,000円 イ 90cc以下 1,200円 ウ 125cc以下 1,600円 エ ミニカー 2,500円 2 軽自動車 ア 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円 イ 三輪のもの 3,100円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用7,200円(新税率) 10,800円 営業用5,500円(新税率) 6,900円 貨物用のもの自家用4,000円(新税率) 5,000円 営業用3,000円(新税率) 3,800円 ※平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されます。 エ 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 1,600円 イ その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円 | 5/1~6/1 |
| 市たばこ税 | 1,000本につき5,262円(旧3級品は2,495円) | 毎月1日から末日分を翌月末日まで |
| 事業所税 | (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25 | 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日 |
| 入湯税 | 入湯客1人1日につき 150円 | 毎月1日から末日分を翌月15日まで |

(2) 納税義務者の推移

| 税 目 | | 年 度 | | | | | |
|-----------|---------------------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 市 民 税 | 個 人 普 通 徴 収 | 均 等 割 の み | 15,028 | 15,171 | 13,928 | 11,237 | 11,216 |
| | | 所 得 割 の み | 18,578 | 15,749 | 15,879 | 15,729 | 15,815 |
| | | 均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者 | 90,901 | 91,243 | 83,530 | 58,000 | 53,146 |
| | | 計 | 124,507 | 122,163 | 113,337 | 84,966 | 80,177 |
| | 特 別 徴 収 | 均 等 割 の み | 16,986 | 17,261 | 16,679 | 20,119 | 21,133 |
| | | 所 得 割 の み | — | — | — | — | — |
| | | 均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者 | 200,878 | 201,921 | 214,325 | 243,896 | 252,305 |
| | | 計 | 217,864 | 219,182 | 231,004 | 264,015 | 273,438 |
| | 小 計 | | 317,606 | 318,685 | 322,310 | 325,758 | 329,621 |
| | 法 人 調 定 件 数 | | 28,630 | 28,367 | 29,087 | 29,757 | 30,515 |
| 固 定 資 産 税 | 土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産 | 221,678 | 221,408 | 222,282 | 234,808 | 236,692 | |
| | 小 計 | (6,159) | (5,852) | (6,088) | (7,351) | (7,753) | |
| 軽 自 動 車 税 | | 221,678 | 221,408 | 222,282 | 234,808 | 236,692 | |
| 合 計 | | 247,131 | 249,907 | 253,587 | 259,024 | 265,736 | |
| 対 前 年 度 | | 815,045 | 818,367 | 827,266 | 849,347 | 862,564 | |
| 増 加 数 | | 39,634 | 3,322 | 8,901 | 22,081 | 13,217 | |
| 伸 率 (%) | | 105 | 100 | 101 | 103 | 102 | |

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
 2. 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

| 年度 税目 | | | 25 | | | 26 | | |
|----------|------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | | | 調定額 | 収入額 | 収入率 (%) | 調定額 | 収入額 | 収入率 (%) |
| 市民税 | 個人分 | 普通徴収 | 6,854,131 | 6,370,440 | 92.9 | 6,484,185 | 6,002,488 | 92.6 |
| | | 特別徴収 | 27,622,180 | 27,556,354 | 99.8 | 28,701,141 | 28,624,304 | 99.7 |
| | | 計 | 34,476,311 | 33,926,794 | 98.4 | 35,185,326 | 34,626,792 | 98.4 |
| | 法人分 | | 9,436,357 | 9,394,017 | 99.6 | 10,452,666 | 10,414,902 | 99.6 |
| | 小計 | | 43,912,668 | 43,320,811 | 98.7 | 45,637,992 | 45,041,693 | 98.7 |
| 固定資産税 | 固定資産 | 土地・家屋・償却資産 | 37,525,368 | 36,925,445 | 98.4 | 38,443,845 | 37,880,056 | 98.5 |
| | | 交付金 | 328,724 | 328,724 | 100.0 | 334,313 | 334,313 | 100.0 |
| | 小計 | | 37,854,092 | 37,254,169 | 98.4 | 38,778,158 | 38,214,369 | 98.5 |
| 軽自動車税 | | | 1,256,674 | 1,225,391 | 97.5 | 1,305,442 | 1,276,555 | 97.8 |
| 特別土地保有税 | | | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 入湯税 | | | 21,008 | 19,727 | 93.9 | 22,889 | 22,889 | 100.0 |
| 事業所税 | | | 2,003,053 | 1,998,966 | 99.8 | 2,015,590 | 2,011,894 | 99.8 |
| 都市計画税 | | | 4,896,041 | 4,817,768 | 98.4 | 4,989,723 | 4,916,547 | 98.5 |
| 市たばこ税 | | | 5,652,693 | 5,652,693 | 100.0 | 5,507,993 | 5,507,993 | 100.0 |
| 合計 | | | 95,596,229 | 94,289,525 | 98.6 | 98,257,787 | 96,991,940 | 98.7 |
| 滞納繰越分 | | | 6,503,902 | 1,810,316 | 27.8 | 5,335,898 | 1,333,328 | 25.0 |
| 総計 | | | 102,100,131 | 96,099,841 | 94.1 | 103,593,685 | 98,325,268 | 94.9 |

(4) 徴収対策の強化

- ① 現年度徴収の強化
初期段階での滞納処分の実施
民間コールセンターによる「初期滞納対策業務」の実施
- ② 財産調査の充実による差押及び捜索・公売の強化
- ③ 徴収困難案件の適切な処理による滞納額の圧縮

(5) 債権管理の適正化の推進（債権管理推進室）

本市の未収債権額は、平成25年度決算（企業会計を除く）において約158億円となっている。このうち市税及び国民健康保険料での未収額は年々減少しているものの、その他の債権においては増加傾向にあり、これらの未収債権額の縮減に向けた取組みが必要となっている。

このような中、本市における債権管理の適正化を図り、その円滑な運用を行うために、法令等に規定されている債権管理に関する一連の事務手続きをまとめた債権管理条例の制定や、未収債権に関する一元的な管理手法について検討する部署として、平成27年度に「債権管理推進室」を設置した。

今後の取り組みとしては、本市の債権管理に関する基本的な方向性や、課題に対する具体的な取組みをまとめた「債権管理の基本方針」の策定、また債権管理に関する法的措置や事務処理基準などをまとめた「運用マニュアル」等の整備を行うとともに、「債権管理条例」の制定及び総括組織（一元化組織）の設置に向けた準備を進める。

15 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

※H24.4.1政令指定都市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載

(平27.6.2現在)

| 開票区 | 投票区 | 投 票 所 | 男 | 女 | 計 |
|-----|-----------|----------------|--------|--------|---------|
| 中央区 | 101 | 熊本市役所 | 966 | 1,313 | 2,279 |
| | 102 | 慶徳小学校 | 1,349 | 1,721 | 3,070 |
| | 103 | 五福まちづくり交流センター | 1,263 | 1,773 | 3,036 |
| | 104 | 一新小学校 | 2,166 | 2,781 | 4,947 |
| | 105 | 一新幼稚園 | 911 | 1,225 | 2,136 |
| | 110 | 京陵中学校 | 1,343 | 1,712 | 3,055 |
| | 111 | 壺川小学校 | 1,421 | 1,805 | 3,226 |
| | 112 | 藤園中学校 | 1,161 | 1,601 | 2,762 |
| | 113 | 碩台小学校 | 1,348 | 1,788 | 3,136 |
| | 114 | 竜南中学校 | 1,687 | 2,039 | 3,726 |
| | 115 | 黒髪小学校 | 1,226 | 1,333 | 2,559 |
| | 116 | 桜山中学校 | 2,161 | 2,120 | 4,281 |
| | 131 | 白川小学校 | 1,648 | 2,082 | 3,730 |
| | 132 | 鎮西学園 | 1,281 | 1,653 | 2,934 |
| | 133 | 九州学院 | 1,667 | 2,232 | 3,899 |
| | 134 | 大江小学校 | 1,592 | 1,818 | 3,410 |
| | 135 | 渡鹿団地集会室鹿乃家 | 1,911 | 1,792 | 3,703 |
| | 136 | 託麻原小学校 | 3,280 | 3,617 | 6,897 |
| | 137 | 白山保育園 | 1,041 | 1,274 | 2,315 |
| | 138 | 白山小学校 | 2,497 | 2,998 | 5,495 |
| | 139 | 出水小学校 | 1,975 | 2,659 | 4,634 |
| | 140 | 出水校区戸井の外集会所 | 1,909 | 2,546 | 4,455 |
| | 141 | 東水前寺公民館 | 2,343 | 2,990 | 5,333 |
| | 142 | 熊本県庁 | 852 | 983 | 1,835 |
| | 143 | 砂取小学校 | 2,575 | 3,394 | 5,969 |
| | 144 | 出水中学校 | 3,037 | 3,634 | 6,671 |
| | 145 | 出水南中学校 | 1,525 | 1,861 | 3,386 |
| | 160 | 帯山西小学校 | 2,072 | 2,558 | 4,630 |
| | 161 | 帯山小学校 | 3,200 | 3,860 | 7,060 |
| | 162 | 帯山校区第6町内公民館 | 2,064 | 2,376 | 4,440 |
| | 205 | 横手保育園 | 425 | 535 | 960 |
| | 208 | 向山小学校 | 2,872 | 3,303 | 6,175 |
| 209 | 世安町公民館 | 1,182 | 1,402 | 2,584 | |
| 210 | 本荘小学校 | 1,349 | 1,655 | 3,004 | |
| 211 | 春竹小学校 | 3,009 | 3,746 | 6,755 | |
| 212 | 熊本市技術専門学院 | 2,224 | 2,580 | 4,804 | |
| | 小 計 | | 64,532 | 78,759 | 143,291 |
| 東区 | 146 | 江津湖団地第2集会所 | 1,469 | 1,944 | 3,413 |
| | 147 | 画図地域コミュニティセンター | 3,395 | 3,936 | 7,331 |
| | 148 | 湖東中学校 | 1,770 | 2,179 | 3,949 |
| | 149 | 泉ヶ丘小学校 | 1,382 | 1,671 | 3,053 |
| | 150 | 泉ヶ丘校区公民館 | 1,135 | 1,409 | 2,544 |
| | 151 | 若葉小学校 | 1,982 | 2,381 | 4,363 |
| | 152 | 東野中学校 | 2,754 | 3,295 | 6,049 |
| | 153 | 秋津第2公民館 | 1,970 | 2,251 | 4,221 |
| | 154 | 桜木小学校 | 4,387 | 4,977 | 9,364 |
| | 155 | 東町小学校 | 2,236 | 2,279 | 4,515 |
| | 156 | 健軍東小学校 | 2,342 | 2,902 | 5,244 |
| | 157 | 健軍小学校 | 2,719 | 3,203 | 5,922 |
| | 158 | 尾ノ上小学校 | 2,936 | 3,697 | 6,633 |

総財

| 開票区 | 投票区 | 投 票 所 | 男 | 女 | 計 |
|-----|-------|-----------------|--------|--------|--------|
| 東区 | 159 | 錦ヶ丘中学校 | 1,713 | 2,028 | 3,741 |
| | 163 | 月出小学校 | 3,166 | 3,529 | 6,695 |
| | 164 | 山ノ内小学校 | 4,349 | 5,009 | 9,358 |
| | 165 | 長嶺小学校 | 4,482 | 5,058 | 9,540 |
| | 166 | さくら幼稚園 | 2,509 | 2,941 | 5,450 |
| | 167 | 託麻南小学校 | 3,068 | 3,447 | 6,515 |
| | 168 | 託麻東小学校 | 5,105 | 5,484 | 10,589 |
| | 169 | 託麻北小学校 | 3,112 | 3,411 | 6,523 |
| | 170 | 託麻総合出張所 | 2,443 | 2,567 | 5,010 |
| | 171 | 託麻西小学校 | 3,396 | 3,736 | 7,132 |
| | 172 | 下南部公民館 | 1,180 | 1,335 | 2,515 |
| | 173 | 西原公民館 | 1,026 | 1,331 | 2,357 |
| | 174 | 西原小学校 | 4,265 | 4,668 | 8,933 |
| | | 小 計 | | 70,291 | 80,668 |
| 西区 | 106 | 上熊本老人憩の家 | 880 | 1,101 | 1,981 |
| | 107 | 池田地域コミュニティセンター | 1,595 | 1,724 | 3,319 |
| | 108 | 池田小学校 | 1,565 | 1,686 | 3,251 |
| | 109 | 京町台保育園 | 976 | 1,216 | 2,192 |
| | 201 | 花園小学校 | 2,794 | 3,327 | 6,121 |
| | 202 | 花園(牧崎)公民館 | 1,454 | 1,808 | 3,262 |
| | 203 | 城西一町内ふれあいセンター | 1,574 | 1,943 | 3,517 |
| | 204 | 城西小学校 | 2,907 | 3,503 | 6,410 |
| | 206 | 春日小学校 | 1,809 | 2,100 | 3,909 |
| | 207 | 春日保育園 | 859 | 1,043 | 1,902 |
| | 224 | 古町小学校 | 1,233 | 1,430 | 2,663 |
| | 225 | 花陵中学校 | 1,877 | 2,528 | 4,405 |
| | 226 | 白坪小学校 | 2,460 | 2,795 | 5,255 |
| | 227 | 城山小学校 | 3,783 | 4,492 | 8,275 |
| | 228 | 西部上下水道センター | 2,023 | 2,486 | 4,509 |
| | 229 | 高橋小学校 | 1,121 | 1,316 | 2,437 |
| | 230 | 中島地域コミュニティセンター | 771 | 915 | 1,686 |
| | 231 | 二番公民館 | 728 | 819 | 1,547 |
| | 232 | 小島小学校 | 1,020 | 1,149 | 2,169 |
| | 233 | 有明保育園 | 255 | 279 | 534 |
| | 234 | 松尾東小学校 | 282 | 300 | 582 |
| | 235 | 松尾西小学校 | 433 | 505 | 938 |
| | 236 | 松尾北地域コミュニティセンター | 84 | 90 | 174 |
| | 237 | 河内小学校 | 1,022 | 1,152 | 2,174 |
| | 238 | 河内公民館 | 709 | 782 | 1,491 |
| | 239 | 椎亀公民館 | 366 | 429 | 795 |
| 240 | 芳野中学校 | 453 | 511 | 964 | |
| | 小 計 | | 35,033 | 41,429 | 76,462 |
| 南区 | 213 | 託麻中学校 | 2,346 | 2,739 | 5,085 |
| | 214 | 田迎南小学校 | 2,719 | 3,051 | 5,770 |
| | 215 | 御幸小学校 | 3,769 | 4,417 | 8,186 |
| | 216 | 川尻小学校 | 1,574 | 1,854 | 3,428 |
| | 217 | 城南中学校 | 2,364 | 2,832 | 5,196 |
| | 218 | 城南小学校 | 911 | 1,200 | 2,111 |
| | 219 | そよかぜ保育園 | 1,621 | 1,837 | 3,458 |
| | 220 | 日吉小学校 | 1,904 | 2,251 | 4,155 |
| | 221 | 日吉東小学校 | 2,523 | 2,827 | 5,350 |
| | 222 | 力合小学校 | 2,684 | 3,196 | 5,880 |

| 開票区 | 投票区 | 投票所 | 男 | 女 | 計 |
|-----|-----|----------------|---------|---------|---------|
| 南区 | 223 | 力合西小学校 | 2,435 | 2,892 | 5,327 |
| | 241 | 飽田東小学校 | 2,619 | 3,023 | 5,642 |
| | 242 | 飽田南小学校 | 906 | 1,030 | 1,936 |
| | 243 | 飽田西小学校 | 1,006 | 1,128 | 2,134 |
| | 244 | 中緑小学校 | 411 | 487 | 898 |
| | 245 | 銭塘小学校 | 889 | 983 | 1,872 |
| | 246 | 奥古閑小学校 | 1,328 | 1,504 | 2,832 |
| | 247 | 川口小学校 | 824 | 916 | 1,740 |
| | 248 | 田迎西小学校 | 2,411 | 2,752 | 5,163 |
| | 401 | 南区役所 | 2,602 | 3,026 | 5,628 |
| | 402 | 坂本公民館 | 1,275 | 1,412 | 2,687 |
| | 403 | 杉上地域コミュニティセンター | 1,102 | 1,235 | 2,337 |
| | 404 | 城南福祉センター | 2,309 | 2,603 | 4,912 |
| | 405 | 六田公民館 | 316 | 348 | 664 |
| | 406 | 豊田小学校 | 987 | 1,087 | 2,074 |
| | 407 | 鰐瀬公民館 | 534 | 619 | 1,153 |
| | 408 | 下宮地コミュニティセンター | 868 | 963 | 1,831 |
| | 409 | 東阿高公民館 | 867 | 939 | 1,806 |
| | 410 | 富合中学校武道場 | 1,016 | 1,082 | 2,098 |
| | | 小計 | 47,120 | 54,233 | 101,353 |
| 北区 | 117 | 清水小学校 | 2,221 | 2,736 | 4,957 |
| | 118 | 亀井公民館 | 1,347 | 1,573 | 2,920 |
| | 119 | 高平台小学校 | 3,808 | 4,435 | 8,243 |
| | 120 | 化学及血清療法研究所 | 1,744 | 2,014 | 3,758 |
| | 121 | 八景水谷公民館 | 1,405 | 1,684 | 3,089 |
| | 122 | 城北小学校 | 2,727 | 2,095 | 4,822 |
| | 123 | 清水北老人憩の家 | 1,215 | 1,397 | 2,612 |
| | 124 | 麻生田小学校 | 2,885 | 3,662 | 6,547 |
| | 125 | 楡木小学校 | 2,477 | 3,060 | 5,537 |
| | 126 | 楠小学校 | 2,281 | 2,737 | 5,018 |
| | 127 | 武蔵小学校 | 2,431 | 2,868 | 5,299 |
| | 128 | 弓削小学校 | 2,044 | 2,211 | 4,255 |
| | 129 | 龍田小学校 | 3,576 | 3,946 | 7,522 |
| | 130 | 宝積寺公民館 | 2,599 | 2,949 | 5,548 |
| | 175 | 西里地域コミュニティセンター | 1,065 | 1,195 | 2,260 |
| | 176 | 熊本保健科学大学 | 1,491 | 1,659 | 3,150 |
| | 177 | 明德体育館 | 1,066 | 1,207 | 2,273 |
| | 178 | 北部総合出張所 | 2,929 | 3,314 | 6,243 |
| | 179 | 北部東小学校 | 3,746 | 4,347 | 8,093 |
| | 301 | 植木地域コミュニティセンター | 1,322 | 1,561 | 2,883 |
| | 302 | かがやき館 | 1,539 | 1,684 | 3,223 |
| | 303 | 山東地域コミュニティセンター | 442 | 475 | 917 |
| | 304 | 吉松スポーツ公園 | 487 | 491 | 978 |
| | 305 | 吉松地域コミュニティセンター | 978 | 1,120 | 2,098 |
| | 306 | 山本地域コミュニティセンター | 752 | 810 | 1,562 |
| | 307 | 田原地域コミュニティセンター | 626 | 706 | 1,332 |
| | 308 | 鹿南中学校 | 904 | 993 | 1,897 |
| | 309 | 菱形地域コミュニティセンター | 634 | 650 | 1,284 |
| | 310 | 桜井小学校 | 1,214 | 1,325 | 2,539 |
| | 311 | 千本桜公民館 | 730 | 801 | 1,531 |
| | 312 | 田底地域コミュニティセンター | 627 | 840 | 1,467 |
| | 313 | 植木ふれあい文化センター | 367 | 404 | 771 |
| | 314 | 大和地域コミュニティセンター | 983 | 1,188 | 2,171 |
| | | 小計 | 54,662 | 62,137 | 116,799 |
| 合 | 計 | 271,638 | 317,226 | 588,864 | |

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

| 区分 | 選挙執行年月日 | 平20. 11. 16 | 平22. 4. 25 | 平23. 4. 24 | 平23. 4. 24 |
|----------|------------|----------------|----------------|------------|------------|
| | 平19. 4. 22 | 富合町選挙区 増員選挙 | 植木町選挙区 増員選挙 | 熊本市選挙区 | 富合町選挙区 |
| 有権者総数 | 518,153 | 6,661 | 24,676 | 564,316 | 6,963 |
| 投票者数 | 244,041 | 4,921 | 14,081 | 248,461 | 3,861 |
| 投票率(%) | 47.10 | 73.88 | 57.06 | 44.03 | 55.45 |
| 立候補者数 | 62 | 2 | 5 | 66 | 2 |
| 定数 | 48 | 1 | 2 | 48 | 1 |
| 最高得票数 | 7,529 | 2,771 | 3,934 | 11,196.000 | 2,465 |
| 当選者最低得票数 | 3,134 | 2,771 | 3,551 | 3,163.343 | 2,465 |
| 立候補者最高年齢 | 71 | 63 | 63 | 68 | 65 |
| 〃最低年齢 | 25 | 61 | 35 | 30 | 47 |

| 区分 | 選挙執行年月日 | 平27. 4. 12 | 平27. 4. 12 | 平27. 4. 12 | 平27. 4. 12 | 平27. 4. 12 |
|----------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 中央区選挙区 | 東区選挙区 | 西区選挙区 | 南区選挙区 | 北区選挙区 | |
| 有権者総数 | 139,989 | 148,120 | 75,385 | 100,025 | 115,153 | |
| 投票者数 | 59,270 | 64,376 | 38,466 | 53,288 | 無投票 | |
| 投票率(%) | 42.34 | 43.46 | 51.03 | 53.27 | — | |
| 立候補者数 | 16 | 14 | 8 | 11 | 10 | |
| 定数 | 11 | 13 | 6 | 8 | 10 | |
| 最高得票数 | 6,185 | 8,386.143 | 6,490 | 5,524 | — | |
| 当選者最低得票数 | 3,016 | 2,982.856 | 3,532 | 4,515 | — | |
| 立候補者最高年齢 | 64 | 71 | 71 | 69 | 68 | |
| 〃最低年齢 | 26 | 34 | 36 | 43 | 37 | |

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

| 選挙別(実施日) | 開票区 | 第1 | 第2 | 全体 |
|----------|----------------|--------------|-------|-------|
| | 参議院議員通常選挙(選挙区) | (平22. 7. 11) | 58.77 | 57.96 |
| 熊本県知事選挙 | (平24. 3. 25) | 30.74 | 30.45 | 30.65 |

平24. 4. 1政令指定都市以降後の選挙

| 選挙別(実施日) | 開票区 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 全体 |
|-------------------|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 参議院議員通常選挙(選挙区) | (平25. 7. 21) | 47.81 | 49.96 | 49.17 | 47.63 | 49.87 |
| 熊本市長選挙 | (平26. 11. 16) | 40.44 | 39.55 | 40.68 | 40.89 | 40.43 | 40.32 |
| 衆議院議員総選挙(小選挙区第1区) | (平26. 12. 14) | 48.55 | 48.21 | 48.65 | | 49.00 | 48.53 |
| 衆議院議員総選挙(小選挙区第2区) | (平26. 12. 14) | 38.68 | | 42.44 | 42.34 | | 41.84 |
| 衆議院議員総選挙(小選挙区第3区) | (平26. 12. 14) | | | | | 41.62 | 41.62 |
| 衆議院議員総選挙(小選挙区第4区) | (平26. 12. 14) | | | | 41.79 | | 41.79 |
| 市議会議員一般選挙 | (平27. 4. 12) | 42.34 | 43.46 | 51.03 | 53.27 | 無投票 | 46.47 |
| 県議会議員一般選挙 | (平27. 4. 12) | 42.16 | 43.26 | 50.90 | 53.08 | 38.20 | 44.68 |

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

| 選挙別 | 党派別 | 区分 | 自民党 | 社民党 | 公明党 | 共産党 | 民主党 | 維新 | 次世代 | 諸派 | 無所属 | 計 |
|--|---------|----|---------|-----|--------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|---------|
| 参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 22.7.11) | 総得票数 | | 125,579 | | | 11,688 | 141,586 | | | 49,234 | | 328,087 |
| | 最高 " | | 125,579 | | | 11,688 | 141,586 | | | 42,075 | | |
| | 最低 " | | 125,579 | | | 11,688 | 141,586 | | | 7,159 | | |
| | 得票率 (%) | | 38.28 | | | 3.56 | 43.16 | | | 15.01 | | 100 |
| | 候補者数 | | 1 | | | 1 | 1 | | | 2 | | 5 |
| 熊本県知事選挙 (平 24.3.25) | 総得票数 | | | | | | | | | | 175,562 | 175,562 |
| | 最高 " | | | | | | | | | | 158,075 | |
| | 最低 " | | | | | | | | | | 17,487 | |
| | 得票率 (%) | | | | | | | | | | 100 | 100 |
| | 候補者数 | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 25.7.21) | 総得票数 | | 162,763 | | | 23,677 | 85,971 | | | 4,479 | | 276,890 |
| | 最高 " | | 162,763 | | | 23,677 | 85,971 | | | 4,479 | | |
| | 最低 " | | 162,763 | | | 23,677 | 85,971 | | | 4,479 | | |
| | 得票率 (%) | | 58.78 | | | 8.55 | 31.05 | | | 1.62 | | 100 |
| | 候補者数 | | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | | 4 |
| 熊本市長選挙 (平 26.11.16) | 総得票数 | | | | | | | | | | 232,271 | 232,271 |
| | 最高 " | | | | | | | | | | 129,994 | |
| | 最低 " | | | | | | | | | | 25,769 | |
| | 得票率 (%) | | | | | | | | | | 100 | 100 |
| | 候補者数 | | | | | | | | | | 3 | 3 |
| 衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平 26.12.14) | 総得票数 | | 87,111 | | | 14,947 | | 73,274 | | | | 175,332 |
| | 最高 " | | 87,111 | | | 14,947 | | 73,274 | | | | |
| | 最低 " | | 87,111 | | | 14,947 | | 73,274 | | | | |
| | 得票率 (%) | | 49.68 | | | 8.52 | | 41.79 | | | | 100 |
| | 候補者数 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | | 3 |
| 衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平 26.12.14) | 総得票数 | | 45,624 | | | 18,672 | | | | | | 64,296 |
| | 最高 " | | 45,624 | | | 18,672 | | | | | | |
| | 最低 " | | 45,624 | | | 18,672 | | | | | | |
| | 得票率 (%) | | 70.96 | | | 29.04 | | | | | | 100 |
| | 候補者数 | | 1 | | | 1 | | | | | | 2 |
| 衆議院 小選挙区選挙第3区 定数1 (平 26.12.14) | 総得票数 | | 7,048 | | | 2,532 | | | | | | 9,580 |
| | 最高 " | | 7,048 | | | 2,532 | | | | | | |
| | 最低 " | | 7,048 | | | 2,532 | | | | | | |
| | 得票率 (%) | | 73.57 | | | 26.43 | | | | | | 100 |
| | 候補者数 | | 1 | | | 1 | | | | | | 2 |
| 衆議院 小選挙区選挙第4区 定数1 (平 26.12.14) | 総得票数 | | | | | 2,482 | | | 7,019 | | | 9,501 |
| | 最高 " | | | | | 2,482 | | | 7,019 | | | |
| | 最低 " | | | | | 2,482 | | | 7,019 | | | |
| | 得票率 (%) | | | | | 26.12 | | | 73.88 | | | 100 |
| | 候補者数 | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 市議会議員選挙 定数48 (平 27.4.12) | 総得票数 | | 64,893 | | 29,610 | 15,645 | 9,753 | 3,762 | | | 86,479 | 210,142 |
| | 最高 " | | 8,386 | | 5,555 | 5,304 | 5,238 | 3,762 | | | 6,490 | |
| | 最低 " | | 4,153 | | 4,232 | 2,467 | 4,515 | 3,762 | | | 588 | |
| | 得票率 (%) | | 30.88 | | 14.09 | 7.44 | 4.64 | 1.79 | | | 41.15 | 100 |
| | 候補者数 | | 16 | | 7 | 5 | 2 | 1 | | | 28 | 59 |
| 県議会議員選挙 定数17 (平 27.4.12) | 総得票数 | | 95,714 | | 36,696 | 16,354 | 26,352 | | | | 79,343 | 254,459 |
| | 最高 " | | 18,535 | | 12,509 | 10,985 | 13,472 | | | | 18,784 | |
| | 最低 " | | 9,902 | | 11,748 | 5,369 | 12,880 | | | | 699 | |
| | 得票率 (%) | | 37.61 | | 14.42 | 6.43 | 10.36 | | | | 31.18 | 100 |
| | 候補者数 | | 7 | | 3 | 2 | 2 | | | | 8 | 22 |

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成26年度職員採用試験の実施状況

| | 職 種 | | 申込者数 (人) | 第 一 次 受 験 者 数 (人) A | 第 一 次 合 格 者 数 (人) | 第 二 次 | | 最 終 | | 倍率(倍) A/B |
|------------|-----------------|-----|-------------|---------------------------|-------------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| | | | | | | 受 験 者 数 (人) | 合 格 者 数 (人) B | 合 格 者 数 (人) B | 合 格 者 数 (人) B | |
| 上 級 職 | 事 務 職 | 行 政 | 480 | 355 | 78 | 72 | 34 | 10.4 | | |
| | | 法 律 | 163 | 132 | 27 | 27 | 20 | 6.6 | | |
| | | 経 済 | 76 | 61 | 11 | 9 | 2 | 30.5 | | |
| | 社 会 福 祉 職 | | 34 | 32 | 9 | 9 | 3 | 10.7 | | |
| | 技 術 職 | 土 木 | 60 | 42 | 30 | 27 | 15 | 2.8 | | |
| | | 建 築 | 28 | 16 | 8 | 8 | 3 | 5.3 | | |
| | | 機 械 | 24 | 21 | 10 | 9 | 5 | 4.2 | | |
| | | 電 気 | 58 | 43 | 22 | 20 | 11 | 3.9 | | |
| | 化 学 | 29 | 20 | 6 | 4 | 2 | 10.0 | | | |
| 民間企業等経験者 | 事務職 | | 281 | 238 | 41 | 二次 39 | 二次 20 | 47.6 | | |
| | 技術職 | 土木 | 30 | 28 | 28 | 三次 19 | 最終 5 | 5.6 | | |
| | | 建築 | 9 | 9 | 9 | 二次 23 | 二次 20 | 5 | | |
| | | | | | | 三次 20 | 最終 5 | 4.5 | | |
| 民間企業等経験者等 | 事務職(情報) | | 8 | 7 | 7 | 7 | 2 | 3.5 | | |
| | 事務職(法務) | | 30 | 22 | 8 | 7 | 2 | 11.0 | | |
| 免許資格職(上級職) | 保 健 師 | | 28 | 23 | 8 | 8 | 3 | 7.7 | | |
| 免許資格職(中級職) | 保 育 士 | | 50 | 47 | 24 | 21 | 12 | 3.9 | | |
| 初 級 職 | 事 務 職 | | 138 | 115 | 17 | 16 | 8 | 14.4 | | |
| | 学校事務職(県費負担) | | 19 | 16 | 6 | 6 | 2 | 8.0 | | |
| | 技 術 職 | 土 木 | 8 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2.5 | | |
| 消 防 職 | 上 級 消 防 職 | | 253 | 225 | 50 | 47 | 25 | 9.0 | | |
| | 初 級 消 防 職 | | 473 | 419 | 51 | 45 | 25 | 16.8 | | |
| | 初級消防職(救急救命士) | | 40 | 35 | 8 | 8 | 3 | 11.7 | | |
| 採用選考試験 | 文 化 財 専 門 職 | | 39 | 35 | 10 | 9 | 5 | 7.0 | | |
| | 薬 剤 師 | | 8 | 5 | 5 | 4 | 2 | 2.5 | | |
| | 管 理 栄 養 士 | | 29 | 28 | 4 | 4 | 1 | 28.0 | | |
| | 助 産 師 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 1.3 | | |
| | 看護師(H26.10.1採用) | | 41 | 41 | 40 | 37 | 20 | 2.1 | | |
| | 看護師(H27.4月以降採用) | | 21 | 21 | 21 | 19 | 10 | 2.1 | | |
| | 診 療 放 射 線 技 師 | | 15 | 12 | 4 | 4 | 1 | 12.0 | | |
| | 臨 床 検 査 技 師 | | 26 | 24 | 4 | 3 | 1 | 24.0 | | |
| | 言 語 聴 覚 士 | | 19 | 17 | 9 | 9 | 3 | 5.7 | | |
| | 身体障害者対象(事務職) | | 26 | 20 | - | - | 3 | 6.7 | | |
| | 身体障害者対象(学校事務) | | 1 | 1 | - | - | 1 | 1.0 | | |
| 計 | | | 2549 | 2120 | 563 | 518 | 242 | 8.8 | | |

※任期付、任命権者実施分を除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成26年職種別民間給与実態調査をもとに、平成26年10月7日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成26年4月現在）

| 区分 | 職員数 | 平均給与 | 平均年齢 | 平均経験年数 |
|---------|--------|----------|--------|--------|
| 調査対象職員 | 4,424人 | 354,589円 | 41歳11月 | 20年1月 |
| うち一般行政職 | 2,839人 | 357,693円 | 42歳7月 | 20年5月 |

イ 民間の状況

調査対象は、市内の123事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の288事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

（単位：円）

| 民間給与（A） | 職員給与（B） | 較差（A）－（B） |
|---------|---------|-----------|
| 359,560 | 358,016 | 1,544 |

エ 勧告の内容

月例給については、民間給与が職員給与を1,544円（0.43%）上回ったことから、較差の解消を行うため、人事院勧告を踏まえ、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、給料表の改定を行うことが必要である。

特別給（期末手当及び勤勉手当）については、民間の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.16月上回ったことから、人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げることが必要である。

医療職員給料表の適用を受ける職員（医師及び歯科医師）の初任給調整手当については、人事院勧告を考慮のうえ、改定することが必要である。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

平成26年度は新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

係属事案2件

（平成27年3月31日現在）

| 事案名 | 審査の状況 |
|----------------------------|---|
| 平成25年不第1号事案（平成25年7月4日申立て） | 平成26年4月16日 第1回口頭審理 平成26年7月1日 第2回口頭審理 平成26年10月17日 第3回口頭審理 平成26年12月1日 第4回口頭審理 平成27年2月16日 第5回口頭審理 |
| 平成25年不第2号事案（平成25年8月22日申立て） | 平成26年4月22日 準備手続 平成26年7月23日 第1回口頭審理 平成26年10月28日 第2回口頭審理 平成26年12月9日 第3回口頭審理 平成27年2月9日 第4回口頭審理 平成27年3月17日 第5回口頭審理（結審） |

ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができるのは、地方公務員法上の一般職の職員（企業局職員及び技能労務職員を除く。）であり、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成26年度の相談者数（件数）は7件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

| 区 分 | 任 用 | 給 与 | 勤 務 条 件 服 務 | 福 利 厚 生 | セクハラ いじめ等 | そ の 他 | 計 |
|-----|-----|-----|----------------|------------|--------------|-------|---|
| 件 数 | - | - | 3 | - | 1 | 3 | 7 |

17 都市政策研究所

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。このような中、今後、さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②情報収集・発信機能、③人材育成機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下9名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、主任研究員（市職員）3名、研究員（非常勤）3名、及び嘱託事務員（非常勤）1名〕の体制を取っており、専任職員の配置や外部からの研究員の採用などにより、体制を充実させている。

また、平成26年度からは職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等における行政課題や問題の解決に向けて、各局・区等に現在所属している職員が、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を新たに設けている。また、アドバイザーの活用や大学等との連携による研究等も行っていく。

（2）調査・政策研究に関する活動について

ア 歴史認識・地域認識の共有化に関する研究

平成24年10月からの“スタート研究”として、歴史認識・地域認識の共有化を図り、今後の様々な研究の基礎となる調査・研究に着手しており、その成果として、明治22年の市制施行から戦後復興期初期の昭和22年までの本市の都市形成の変遷について各種図面・都市図等で概観する「熊本都市形成史図集」を平成26年11月に発行した。

また、地理的・地勢的状况を共有できるような地図情報の構築を進めている。

イ 分野別研究

地域認識、歴史認識共有化に関する研究を基礎としながら、都市の本質、都市の生活、都市の産業に関する分野別の研究を行っている。平成26年度における研究内容は次のとおり。

■都市の本質に関する研究

- ・熊本市の人口動態に関する現状分析、少子化対策に見る出生に係る分析等
- ・学官連携を利用した若者の少子化に関する意識把握調査と子育てに関するニーズと行政の施策のマッチングについて
- ・熊本城下・新町地区における勢屯の広場化及び非広場化について

■都市の生活に関する研究

- ・熊本市におけるコミュニティ政策の変遷とその特性に関する研究
- ・熊本市における人口集約による自動車交通に伴う二酸化炭素削減効果のシミュレーション
- ・熊本市の小規模公園の現状と課題
- ・民族文化を使った新たな行政政策の可能性について一祭りを通じた地域づくりを中心に

■都市の産業に関する研究

- ・少子化社会における企業促進政策の考察
- ・熊本都市圏についての分析レポート
- ・熊本市における企業分布の研究
- ・リノベーションまちづくりの実態と政令市比較による熊本市の特性

ウ 政策支援機能の充実

平成26年度からの拡充事業として、各部局、各区における課題や問題解決のための調査研究支援や政策の基礎データとなる、本市の人口分析情報の提供を行っている。

(3) 情報収集・発信に関する活動について

ア 研究所パンフレットの作成

研究所の概要を広く発信するためのパンフレットを作成し、関係機関へ配付のほか、講演会等で配付を行っている。

イ 研究所ホームページによる情報発信

研究所のホームページの充実を図り、目的、機能、組織、活動内容等について広く情報発信を行っている。

ウ ニュースレターの発行

ニュースレターを発行し、研究所の活動内容や研究報告等の情報発信を行う。

エ 学会への参加

最新の情報を収集するとともに、各部局へ情報提供を行っている。

※加入学会、日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

オ 「熊本都市政策」(熊本市都市政策研究所年報)の刊行

平成26年度の活動報告書を作成し、関係機関等へ配付を行っている。

(4) 人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、講演会を開催している。(4回/年)

講演会については、市職員のほか市民や各関係機関職員、熊本都市圏をはじめ県内の基礎自治体職員も対象とするなど、県内他都市自治体職員にも資するテーマで開催している。

イ 政策研究会等の開催

政策研究会や勉強会のほか講演会テーマを踏まえた市職員対象の事前・事後研修会の開催などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

職員併任研究員制度により、各部署に所属する職員が研究所の併任研究員となり政策研究に携わることで政策形成能力の向上を図っている。

| 回数 | 日時・場所 | 講師・テーマ（下段は研究員報告） | 参加者数 |
|------|--|--|------|
| 第1回 | 平成24年10月23日（火） 午後2時～4時 | 一般財団法人計量計画研究所 代表理事 黒川 洸 氏 『熊本市都市政策研究所に期待すること ～少子高齢社会に向けて～』 | 200名 |
| 第2回 | 平成25年2月15日（金） 午後2時～4時 | 国立大学法人熊本大学理事・副学長 両角 光男 氏 『環境未来都市：くまもとの都市計画ビジョンと課題』 | 170名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 太江田 真宏 『指定都市「熊本」の合併の変遷』 | |
| 第3回 | 平成25年5月10日（金） 午後3時～5時 | 名古屋大学農学部教授 生源寺 真一 氏 『日本農業の活路を探る』 | 232名 |
| 第4回 | 平成25年7月2日（火） 午後3時～5時 | 東京都市大学教授・造園家 涌井 雅之 氏 『都市づくりと流域環境思考』 | 210名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 松永 歩 『明治後期における熊本の地域認識に関する一考察』 —「地理教育鉄道唱歌」をてがかりに— | |
| 第5回 | 平成25年8月22日（木） 午後3時～5時 | 慶應義塾常任理事・慶應義塾大学名誉教授 清水 雅彦 氏 『地域経済の再生と構造変化』 | 120名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『近代の熊本市における経済発展と社会環境』 | |
| 第6回 | 平成25年10月11日（金） 午後3時～5時 | 熊本県立大学教授 明石 照久 氏 『市民協働のまちづくり～ワークショップを知らう～』 | 127名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 久保 由美子 『江戸の都市空間「勢だまり」の果たした役割の考察』 —近世熊本城下町におけるその特性と変遷について— | |
| 第7回 | 平成26年2月7日（金） 午後3時～5時 | 公益財団法人日本交通公社シニア・フェロー 小林 英俊 氏 『元気で楽しい都市に観光客はやってくる』 | 200名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 武村 勝寛 『ソーシャル・キャピタルの今日的意義と都市政策への応用可能性』 | |
| 第8回 | 平成26年5月22日（木） 午後3時～5時 | NPO法人ジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長 小川 全夫 氏 『生涯現役社会づくり』 | 121名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 長 和史 『熊本市の都市緑化政策の評価と課題』 | |
| 第9回 | 平成26年8月12日（火） 午後3時～5時 | 千賀 裕太郎 氏（東京農工大学名誉教授） 『子どもが地域愛を育むプロセス』 —まちづくり・地域活性化原論として— | 114名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『熊本地域の地下水保全事業』 —持続的協働モデルとしての特徴と課題— | |
| 第10回 | 【開設2周年記念講演会】 平成26年11月5日（水） 午後3時～5時 | 谷口 博文 氏（九州大学産学連携センター教授） 『地域を担う人材育成と地域の自立』 ～パブリックガバナンス改革～ | 190名 |
| | | <鼎談>『持続可能で創造的な都市づくりと人材育成』 谷口 博文氏（同上） 幸山 政史 熊本市長（当時） 藁茂 壽太郎 熊本市都市政策研究所長 | |
| 第11回 | 平成27年2月5日（木） 午後3時～5時 | 久野 諳也 氏（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授） 『超高齢・人口減社会に挑戦する健「幸」まちづくり』 ～スマートウェルネスシティを目指して～ | 165名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 草野 泰宏 『歴史のまち・熊本におけるリノベーションまちづくりの可能性』 | |
| 第12回 | 平成27年5月21日（木） 午後3時～5時 | 上野 眞也 氏（熊本大学 政策創造研究教育センター教授） 『政策創造と人材育成』 | 113名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 中野 啓史 『熊本市におけるコミュニティ政策の変遷と特性』 | |
| 第13回 | 平成27年7月31日（金） 午後3時～5時 | 大西 隆 氏（豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長） 『縮小時代の都市政策』 | 176名 |
| | | <研究員報告>都市政策研究所 研究員 荒木 新吾 『多核連携都市における人口集約によるCO2削減ソリューション』 | |

市民生活

| | | | |
|----|-------------------------------|---|-----|
| 1 | 区 | 政 | 85 |
| 2 | 広 | 報 | 99 |
| 3 | 広 | 聴 | 100 |
| 4 | 情 報 化 推 進 | | 105 |
| 5 | 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 推 進 | | 110 |
| 6 | 統 | 計 | 113 |
| 7 | 市 民 協 働 | | 114 |
| 8 | 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ づ く り 支 援 | | 116 |
| 9 | 安 全 安 心 ま ち づ く り 交 通 安 全 対 策 | | 118 |
| 10 | 男 女 共 同 参 画 | | 121 |
| 11 | 人 権 推 進 | | 123 |
| 12 | 生 涯 学 習 | | 126 |
| 13 | 熊本市オンブズマン制度 | | 129 |

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約7万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・総合出張所・出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

イ 総合出張所・出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所及び出張所を設置し、住民の利便性の向上を図る。また、まちづくり交流室をコミュニティ活動の拠点として、地域自治の振興や地域のまちづくり活動を支援する。

| 課 (かい) | 主な取扱業務 |
|-------------------|---|
| 区民課 | 戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、住民基本台帳カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など |
| 税務課 | 個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など |
| 福祉課〔福祉事務所〕 | 介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など |
| 保護課〔福祉事務所〕 | 生活保護法関係業務 |
| 保健子ども課〔福祉事務所〕 | 健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など |
| 総務企画課 | 区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理など |
| まちづくり推進課 | 地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など |
| 農業振興課※1 | 地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など |
| (地域整備室※2) | 旧富合、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること |
| (植木中央土地区画整理事業所※3) | 植木中央土地区画整理事業 |
| 選挙管理委員会事務局※4 | 選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど |
| 農業委員会事務局分室※5 | 農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など |

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は総務企画課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

| 総合出張所、出張所 | 主な取扱業務 |
|---|--|
| 出張所（龍田・大江・東部・南部・秋津） | 戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務 |
| 総合出張所（北部・清水・河内（芳野分室含む）・花園・託麻・飽田・天明・幸田・城南） | 戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務 |

ウ 建物概要及び職員数

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

| 区 | 所属 | 所在地 | 建設年月日 | 構造 | 敷地面積(㎡) | 職員数(再任用数) | | |
|-----|-------------|-----------------------------|--|--------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|----------|
| | | | 建設費(千円) | | 建物延面積(㎡) | 区役所・出張所等 | まちづくり交流室 | 公民館 |
| 中央区 | 中央区役所 | 中央区手取本町1番1号 (市庁舎1~3階の一部) | S56.9.30 — | — | — — | 218 (18) | 10 (2) | 2 |
| | 大江出張所 | 中央区大江6丁目 1番85号 | S63.7.11 486,435 | RC造2階建 | 5,029.40 1,534.62 | 10 (0) | 5 (2) | 1 |
| 東区 | 東区役所 | 東区東本町16番30号 | H24.1.31 1,804,453 | SRC造3階建 一部S造 | 8,394.62 5,172.88 | 217 (16) | — (—) | — |
| | 託麻 総合出張所 | 東区长嶺東7丁目 11番15号 | S56.5.30 483,590 | RC造2階建 | 6,248.20 2,010.00 | 16 (0) | 3 (2) | 1 |
| | 秋津出張所 | 東区秋津3丁目 15番1号 | S60.8.10 521,448 | RC造2階建 | 11,165.53 1,910.34 | 7 (0) | 3 (2) | 1 |
| | 東部出張所 | 東区錦ヶ丘1番1号 | S52.7.4 311,552 | RC造2階建 一部S造 | 8,008.30 2,030.14 | 10 (0) | 4 (1) | 1 |
| 西区 | 西区役所 | 西区小島2丁目7番1号 | H14.3.29 1,857,437 H24.1.31増築 1,481,994 | RC造2階建 RC造3階建 一部S造 | 14,970.66 7,501.86 | 156 (9) | 5 (2) | 1 |
| | 河内 総合出張所 | 西区河内町 船津2069番地5 | S59.3.20 559,947 | RC造 地下1階 地上4階建 | 2,009.66 2,766.50 | 16 (0) | 6 (3) | 1 |
| | 花園 総合出張所 | 西区花園5丁目8番3号 | H2.8.27 591,608 | RC造2階建 | 5,145.00 1,864.30 | 11 (1) | 5 (2) | 1 |
| | 芳野分室 | 西区河内町野出 1410番地 | S58.3.18 149,786 | S造2階建 | 6,717.00 761.02 | 4 (1) | (コミュニティセンター業務を兼務) | |
| 南区 | 南区役所 | 南区富合町清藤 405番地3 | H7.3.6 1,317,243 | RC造3階建 | 5,545.71 3,455.33 | 190 (9) | 4 (1) | 1 |
| | 飽田 総合出張所 | 南区会富町1333番地1 | H8.3.15 1,840,000 | RC造2階建 | 6,544.00 2,999.79 | 13 (4) | 4 (1) | 1 (1) |
| | 天明 総合出張所 | 南区奥古閑町2035番地 | H6.3.30 127,988 | RC造2階建 | 7,426.00 720.00 | 11 (2) | 4 (1) | 1 |
| | 幸田 総合出張所 | 南区幸田2丁目4番1号 | S57.6.2 492,240 | RC造2階建 | 5,578.00 1,937.30 | 16 (1) | 5 (2) | 1 |
| | 城南 総合出張所 | 南区城南町宮地1050番地 | S60.4.5 862,172 | RC造3階建 | 29,083.40 3,465.02 | 21 (1) | 6 (1) | 1 |
| | 南部出張所 | 南区南高江6丁目 7番35号 | S62.7.6 541,115 | RC造2階建 | 8,284.61 1,917.27 | 6 (0) | 4 (1) | 1 |
| 北区 | 北区役所 | 北区植木町岩野 238番地1 | H3.10.14 2,141,203 | RC造3階建 一部4階建 | 22,754.75 5,988.30 | 223 (15) | 7 (0) | 1 |
| | 北部 総合出張所 | 北区鹿子木町66番地 | H1.12.4 730,800 | RC造2階建 | 8,034.92 4,513.26 | 15 (2) | 3 (0) | 1 |
| | 清水 総合出張所 | 北区清水亀井町 14番7号 | S59.7.10 449,829 | RC造2階建 | 8,363.26 1,793.38 | 14 (1) | 5 (2) | 1 |
| | 龍田出張所 | 北区龍田弓削1丁目 1番10号 | S54.7.11 350,428 | RC造2階建 | 5,380.00 1,803.26 | 13 (3) | 5 (2) | 1 |

※()の再任用の人数は、職員数の内数

市民

エ 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

| 区 | 所属 | 所在地 | 開設年月日 | 建設費 (千円) | 構造 | 建物延面積 (㎡) |
|-----|-----------------------|---------------|---------|-------------------------------|------------------------|--------------|
| 中央区 | 五福まちづくり交流センター | 中央区細工町2丁目25番地 | H3.4.15 | 2,816,050 | RC造 地下1階 地上4階建 | 8,227.00 |
| 西区 | 芳野コミュニティセンター (再掲) | 西区河内町野出1410番地 | S58.4.1 | 149,786 | S造2階建 | 761.02 |
| 南区 | 天明ホール | 南区奥古閑町2035番地 | H3.6.15 | 841,897 (天明公民館含む) | S造2階建 一部3階建 | 1,331.00 |
| | 富合ホール | 南区富合町清藤400番地 | | H15.4.1 | 1,630,000 (富合公民館含む) | |
| | 火の君文化ホール | 南区城南町舞原394番地1 | H9.4.27 | 1,408,764 (城南公民館、保健センター含む) | RC造一部 SRC造 地上2階建 | 5,156.67 |
| 北区 | 植木文化センター (植木文化ホール) | 北区植木町岩野238番地1 | H5.10.1 | 2,069,503 | RC造2階建 一部4階建 | 4,921.76 |

オ ホール等の利用状況

(平成26年度実績)

| 区 | 所属 | 主要施設 | 件数 | 人数 | 利用料(千円) |
|-----|------------------------|-----------------------|------|---------|---------|
| 中央区 | 五福まちづくり交流センター | センター会議室 | 972件 | 14,240人 | 395千円 |
| | | プール(一般開放) | — | 6,858人 | 975千円 |
| 西区 | 芳野コミュニティセンター | 多目的ホール(200名) | 44件 | 3,004人 | 27千円 |
| | | 1階和室、2階和室、料理室 | 104件 | 3,788人 | 7千円 |
| 南区 | 天明ホール | 大ホール(401名) | 256件 | 16,745人 | 2,754千円 |
| | 富合ホール | ホール(406名) | 253件 | 27,501人 | 4,717千円 |
| | 火の君文化ホール | ホール(594名) | 179件 | 49,592人 | 7,453千円 |
| | | 舞台のみ | 98件 | 2,561人 | 366千円 |
| | | リハーサル室 | 568件 | 11,094人 | 1,096千円 |
| 北区 | 植木文化センター (植木町文化ホール) | 文化ホール(固定席601名、車椅子席4席) | 152件 | 31,500人 | 4,150千円 |
| | | リハーサル室 | 264件 | 4,553人 | 1,001千円 |
| | | ホワイエのみ | 13件 | 979人 | 133千円 |

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一带や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただよまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、①参画と協働によるまちづくり②情報の共有と住民対話の推進を基本として次の体制で取り組む。

- (1) 中央区まちづくり懇話会 まちづくりに区民の意見を反映させるため区民で構成された組織
- (2) 中央区まちづくり推進委員会 行政の推進体制として中央区役所関係課で組織

また、熊本市中央区まちづくりビジョンに基づく区のまちづくりを推進するためのアイデアとして地域で抱えている課題の解決や地域の魅力向上に資する具体的な取組みを募集する「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」を設け、提案いただいたアイデアや「中央区まちづくり懇話会」などの意見を基に、まちづくり事業を展開する。

エ まちづくり事業

27年度事業は以下のとおりである。

- ①「みんなのまちづくり情報発信事業」、②「区だよりの制作・発行」、③「中央区・校区カルタ制作事業」、④「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」、⑤「中央区お宝探検事業」、⑥「アクティブシニア増殖プロジェクト」、⑦「校区の町内割入電子地図の作成と活用」、⑧「水前寺賑わいづくり支援事業」、⑨「中央区ぼうさいキャラバン」の9つの新規事業に加え、平成25年度から実施している「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」によるアイデアを基とした⑩「井手の魅力再発見事業」、⑪「食べて、話して、つながろう中央区」の2つの新規事業を実施する。

東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの担い手たちがそれぞれの役割を認識し、推進体制を整えることが必要である。そこで、区民、地域団体、NPO等、事業者、学校、区役所等の連携のもと、それぞれが役割を明確にし、実効性のあるまちづくりの推進体制を構築する。

また、区の様々な分野の住民で構成し、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行う「東区まちづくり懇話会」を設置し、参画と協働のまちづくりを進める。

エ まちづくり事業

27年度は、東区まちづくり懇話会において提案のあった「若い力の活用」、「地域での子どもの育成」、「校区単位のマップ作成」をキーワードとした6つの新規事業をはじめ、前年度からの継続事業と合わせた以下の18事業に取り組んでいる。

- ①「東区民まつり開催経費」、②「地域情報発信充実事業」、③「東区民文化スポーツ交流事業」、④「地域コミュニティづくり支援補助金」、⑤「東区の歴史学習講座」、⑥「地域防災合同訓練事業」、⑦「安全安心のまちづくり事業東区管内の史跡等文献整理事業」、⑧「東区健康まちづくりサポーター養成事業」、⑨「高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり」、⑩「子どもの遊びプランナー養成事業」、⑪「校区単位の子育てネットワーク推進のためのマップ作成」、⑫「東区スマートライフプロジェクト事業」、⑬「フットパス in 秋津」、⑭「東区農業者ネットワークづくり推進経費」、⑮「東区校区マップデータ作成経費」、⑯「東区区政モニター事業」、⑰「地域課題検討会改善策実施経費」、⑱「まちづくり懇話会開催経費」

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」を掲げることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進体制として、大きく3つあり、まずは「市民協働」の推進体制である。まちづくりの取り組みについて区民のみなさんと合意形成を図る場として、区民が参画できる「西区まちづくり懇話会」を設置している。次に、区役所の推進体制として、西区役所の全課長等で構成される「西区まちづくり推進会議」において、ビジョンの実現に向けてのまちづくり事業の検討や推進、他局や関係機関との連絡調整等を行っている。3つ目として、まちづくりの推進のための予算を計上し、区のめざす姿の実現のためこのまちづくり予算をソフト事業に活用するとともに、ハード事業については本庁関係各局との連携を図っていく。

エ まちづくり事業

西区においては、区民意識の醸成やまちづくり人材の育成のためのまちづくり支援事業及び4つの重点的取り組みの推進のための事業を展開しているところであり、まちづくり予算に基く平成27年度は次の14事業である。

- (1) まちづくり支援事業・・・西区だより作成、西区地域コミュニティづくり支援補助事業、西区活性化支援事業、宝マップ作成、伝統文化保存継承事業、
- (2) 重点的取り組み事業・・・安心安全のまちづくり推進、熊本駅周辺エリア魅力発信事業、西区フェスタ・スポーツ大会開催、四季をとおして花のあるまちづくり事業、上熊本周辺エリア魅力発信事業、金峰山系エリア魅力発信事業、有明海沿岸エリア魅力発信事業、特産品PR事業
- (3) まちづくり推進体制・・・西区まちづくり懇話会開催

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区 ” とし、その実現のために以下の6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 基本目標 1 農と漁業を誇れるまち | 基本目標 2 歴史・文化を育むまち |
| 基本目標 3 自然と共生した住みやすいまち | 基本目標 4 みんなが健康で元気なまち |
| 基本目標 5 地域ぐるみで子どもを育てるまち | 基本目標 6 安全・安心なまち |

ウ まちづくりの推進体制

南区まちづくりビジョンの実現に向け、次のような推進体制により、区民、地域団体等と行政とが連携して、協働のまちづくりに取り組む。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 市民協働の推進体制 | 南区の特性を活かしたまちづくりに関する事項を協議するため、南区内の各分野で活動される方々などによる「南区まちづくり懇話会」を設置する。 |
| (2) 行政の推進体制 | 行政と区民との協働のまちづくりを進めるため、「南区まちづくり推進本部」を設置する。 |
| (3) まちづくりの担い手の育成 | 行政と地域団体等が連携し、まちづくりの担い手の育成支援等を行う。 |

エ まちづくり事業

26年度に引き続き、「連携・交流」をキーワードに、次のような南区の魅力・特性を活かしたまちづくり事業に取り組んでいる。

① 「南区を知ろう」情報発信事業の充実

PRグッズの作成、「南区を歩こう～まち歩き手帖～改訂版」の作成など

② まちづくりを担う人材育成の充実

「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催や子どもたちが地域の歴史や伝統等を学ぶ場の創出など

③ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

「南区 “いきいき” フェスタ 2015」の開催、南区ウォーキングキャンペーン事業、「南区親善スポーツ大会」の開催、地域間連携による自然を活かしたイベントの開催など

④ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、南区フットパスコースづくりなど

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と6つの基本目標達成のための事業を区民参画と協働のもと推進していく。

北区役所

【シンボルマーク】



北区の花とシンボルマークを決定した。区の花を決定するにあたっては、明るいイメージ、上に向かって成長していく、家庭でも育てやすいなどの理由から「ひまわり」になった。シンボルマークは、全国各地から224点の応募があり、住民からの投票やまちづくり懇話会での厳正な審査を経て、左のマークに決まった。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジが設置され、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパスなどの新たな幹線道路の整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、まちづくりビジョン策定のための住民ワークショップでの意見を集約し、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後は「ず〜っと住みたい“わがまち北区”」の実現に向け、5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくりの推進体制

小学校区や地域のまちづくり活動を活かしながら、北区全体としての一体感のあるまちづくりを進めるとともに、隣接自治体との連携した取り組みを進める。

さらに、地域間の連携を深めながら、区民同士がまちづくりを話し合う場としてワークショップを開催し、住民ニーズの把握に努めるとともに、ビジョンに基づく、区の特性を活かしたまちづくりについて協議を行う北区まちづくり懇話会を設置し、行政と区民が協働してまちづくりの推進を図る。

また、行政の推進体制として、北区役所関係課で組織する北区まちづくり検討委員会を設置し、まちづくり懇話会と連携しながら、様々な活動に取り組む。

エ まちづくり事業

平成27年度のまちづくり推進事業は、北区民としての一体感の醸成を目的とした「北区シンボルマーク等周知事業」「北区いきいき交流スポーツ大会」や北区の魅力を再発見する「北区Wooooo区ラリー大会」「北区幸せ絵巻作成事業」等、昨年からの継続11事業に加え、新たに、園児のダンスや中高生の吹奏楽等の演奏、農産物販売等を同時に行う「北区子どもまつり」の開催や、区内の8中学校から生徒の参加を求めて行う宿泊交流事業「北区中学生交流事業」を開催する。

また、北区幸せ絵巻を活用し散策イベントや案内人の養成等を行う「北区幸せ絵巻活用事業」や、北区の農業や地域の魅力を知ってもらうため農家の協力を受けて行う農業体験事業「グリーン・ツーリズム in 北区」など新規事業4事業を計画し、27年度は15事業を実施します。

(4) 住居表示

ア 住居表示整備事業（区政推進課）

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平27. 3. 31現在)

| 種別 区分 | 整備区域 | 面積(K㎡) | 対象件数(件) | 実施期日 |
|------------|--|--------|---------|-----------|
| 1次 | 東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町 | 1.28 | 6,600 | 昭40. 4. 1 |
| 2次 | 妙徳寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目 | 1.61 | 4,700 | 40. 11. 1 |
| 3次 | 新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目 | 1.62 | 4,700 | 41. 7. 1 |
| 4次 | 新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目 | 1.97 | 8,800 | 42. 7. 1 |
| 5次 | 本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町 | 1.21 | 6,800 | 43. 11. 1 |
| 6次 | 迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目 | 2.33 | 8,100 | 44. 8. 1 |
| 7次 | 水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加） 本荘一丁目 | 2.53 | 9,000 | 45. 10. 1 |
| 8次 | 坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目 | 2.84 | 10,600 | 47. 4. 1 |
| 9次 (前期) | 国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町 | 2.36 | 7,700 | 47. 12. 1 |
| 9次 (後期) | 神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 柴町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目 | 2.67 | 8,900 | 48. 8. 1 |
| 10次 | 津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町 | 7.53 | 14,900 | 49. 10. 1 |
| 11次 | 新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目 | 3.87 | 10,700 | 50. 10. 1 |
| 12次 | 帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目 | 1.21 | 4,700 | 51. 10. 1 |
| 13次 | 渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加） | 0.97 | 4,200 | 52. 10. 1 |
| 14次 | 田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加） | 1.15 | 2,900 | 53. 10. 1 |
| 15次 | 横手一丁目～横手五丁目 | 0.90 | 2,500 | 54. 10. 1 |
| 16次 | 大江二丁目（追加） | 0.08 | 700 | 55. 10. 1 |
| 17次 | 帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加） | 0.17 | 700 | 56. 10. 1 |
| 18次 | 帯山五丁目（追加） | 0.07 | 300 | 57. 10. 1 |

| | | | | |
|-----|--|------|--------|----------|
| 19次 | 出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目 | 0.59 | 1,500 | 58.10.1 |
| 20次 | 本山一丁目～本山四丁目 | 0.40 | 1,400 | 59.10.1 |
| 21次 | 出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目 | 1.01 | 2,500 | 62.10.1 |
| 22次 | 打越町 高平一丁目～高平三丁目 | 1.43 | 2,300 | 63.10.11 |
| 23次 | 東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目 | 1.70 | 3,600 | 平元.11.27 |
| 24次 | 秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町 | 3.66 | 6,300 | 平3.2.25 |
| 25次 | 東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目 | 2.60 | 6,000 | 4.2.10 |
| | 渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目 | 3.06 | 8,600 | 4.2.24 |
| 26次 | 楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目 | 2.93 | 10,800 | 5.2.22 |
| 27次 | 清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帶山四丁目 (追加) 帶山五丁目 (追加) 帶山六丁目 帶山七丁目 | 1.12 | 2,700 | 6.2.28 |
| 28次 | 八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目 (追加) | 4.63 | 7,800 | 7.2.27 |
| 29次 | 大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目 | 4.30 | 6,800 | 8.3.4 |
| 30次 | 御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帶山八丁目 帶山九丁目 | 5.40 | 7,500 | 9.2.24 |
| 31次 | 近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目 | 4.63 | 6,300 | 10.2.23 |
| 32次 | 龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目 | 6.60 | 6,700 | 11.2.22 |
| 33次 | 田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目 | 5.74 | 8,200 | 12.2.28 |
| 34次 | 近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目 | 3.68 | 6,000 | 13.2.26 |
| 35次 | 清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目 (追加) 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加) | 1.80 | 7,200 | 14.2.25 |
| 36次 | 戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目 | 4.58 | 4,700 | 15.2.24 |
| 37次 | 小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目 | 3.74 | 3,600 | 16.2.23 |
| 38次 | 江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目 | 1.05 | 1,600 | 17.2.28 |
| 39次 | 上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目 | 3.93 | 3,750 | 18.2.27 |

| | | | | |
|-------|---|------|-------|----------|
| 40次 | 城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加) | 2.44 | 2,500 | 19.2.26 |
| 41次 | 小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加) | 2.56 | 1,350 | 20.2.18 |
| 42次 | 徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加) | 0.47 | 900 | 21.2.23 |
| 43次 | 鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加) | 0.93 | 1,600 | 22.2.22 |
| 44次 | 下硯川一丁目～下硯川二丁目 | 0.51 | 675 | 23.2.28 |
| 45-1次 | 松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更: 中松尾町、上松尾町、西松尾町) | 0.42 | 800 | 26.10.27 |
| 45-2次 | 松尾一丁目 (追加) | 0.02 | 20 | 27.3.12 |

(5) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

| 区分 | | 年度 | | 24 | | | | | | |
|------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 22 | 23 | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | |
| 住民登録 | 人口 | 男 | 341,235 | 341,073 | 342,503 | 79,554 | 90,183 | 43,314 | 59,591 | 69,861 |
| | | 女 | 383,538 | 383,932 | 385,242 | 93,420 | 99,675 | 49,455 | 66,167 | 76,525 |
| | | 合計 | 724,773 | 725,005 | 727,745 | 172,974 | 189,858 | 92,769 | 125,758 | 146,386 |
| | 世帯数 | | 314,749 | 320,165 | 320,877 | 87,676 | 81,580 | 40,986 | 49,727 | 60,908 |
| | 人口 (外国人) | 男 | - | - | 1,733 | 913 | 313 | 214 | 105 | 188 |
| | | 女 | - | - | 2,337 | 1,125 | 450 | 244 | 208 | 310 |
| | | 合計 | - | - | 4,070 | 2,038 | 763 | 458 | 313 | 498 |
| | 世帯数(外国人) | | - | - | 1,969 | 1,143 | 280 | 210 | 143 | 193 |
| | 外国人登録※ | | 4,275 | 4,184 | - | - | - | - | - | - |
| 戸籍 | 本籍数 | 277,983 | 279,650 | 281,119 | 82,414 | 52,415 | 45,807 | 49,447 | 51,036 | |
| | 本籍人口数 | 687,935 | 689,385 | 690,815 | 191,908 | 135,584 | 110,310 | 122,792 | 130,221 | |

| 区分 | | 年度 | | 25 | | | | | |
|------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| | | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | | |
| 住民登録 | 人口 | 男 | 343,014 | 79,581 | 90,428 | 43,318 | 60,077 | 69,610 | |
| | | 女 | 385,584 | 93,504 | 99,749 | 49,457 | 66,678 | 76,196 | |
| | | 合計 | 728,598 | 173,085 | 190,177 | 92,775 | 126,755 | 145,806 | |
| | 世帯数 | | 323,964 | 88,264 | 82,372 | 41,403 | 50,724 | 61,201 | |
| | 人口 (外国人) | 男 | 1,874 | 969 | 360 | 237 | 114 | 194 | |
| | | 女 | 2,405 | 1,192 | 451 | 251 | 209 | 302 | |
| | | 合計 | 4,279 | 2,161 | 811 | 488 | 323 | 496 | |
| | 世帯数(外国人) | | 2,092 | 1,190 | 325 | 236 | 141 | 200 | |
| | 外国人登録※ | | - | - | - | - | - | - | |
| 戸籍 | 本籍数 | 282,298 | 82,370 | 53,165 | 51,356 | 45,769 | 49,638 | | |
| | 本籍人口数 | 691,833 | 191,469 | 137,234 | 130,547 | 109,701 | 122,882 | | |

| 区分 | | 年度 | 26 | | | | | |
|----------|-------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 |
| 住民登録 | 人口 | 男 | 345,137 | 80,659 | 90,845 | 43,427 | 60,778 | 69,428 |
| | | 女 | 388,379 | 94,935 | 100,207 | 49,500 | 67,458 | 76,279 |
| | | 合計 | 733,516 | 175,594 | 191,052 | 92,927 | 128,236 | 145,707 |
| | 世帯数 | | 328,961 | 90,307 | 83,337 | 41,871 | 51,755 | 61,691 |
| | 人口 (外国人) | 男 | 1,939 | 955 | 370 | 242 | 134 | 238 |
| | | 女 | 2,416 | 1,212 | 421 | 261 | 210 | 312 |
| | | 合計 | 4,355 | 2,167 | 791 | 503 | 344 | 550 |
| 世帯数(外国人) | | 2,201 | 1,239 | 313 | 237 | 157 | 255 | |
| 外国人登録※ | | - | - | - | - | - | - | |
| 戸籍 | 本籍数 | | 283,194 | 82,275 | 53,849 | 45,585 | 49,835 | 51,650 |
| | 本籍人口数 | | 692,798 | 190,889 | 138,698 | 108,991 | 123,032 | 131,188 |

※H24以降は住民登録へ移行

イ 各種証明取扱件数

| 区分 | | 年度 | 22 | 23 | 24 | | | | |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|
| | | | | | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 |
| 戸籍関係 | 有料 | 188,954 | 189,549 | 188,565 | 85,060 | 32,074 | 17,742 | 25,767 | 27,922 |
| | 無料 | 63,085 | 67,272 | 69,171 | 53,051 | 6,572 | 3,690 | 2,239 | 3,619 |
| | 合計 | 231,195 | 256,821 | 257,736 | 138,111 | 38,646 | 21,432 | 28,006 | 31,541 |
| 住民票関係 | 有料 | 378,565 | 371,304 | 374,519 | 126,062 | 93,501 | 40,483 | 56,002 | 58,471 |
| | 無料 | 40,791 | 33,863 | 40,884 | 34,083 | 2,473 | 1,390 | 644 | 2,294 |
| | 合計 | 419,356 | 405,167 | 415,403 | 160,145 | 95,974 | 41,873 | 56,646 | 60,765 |
| 印鑑証明 | 有料 | 295,008 | 278,151 | 279,859 | 61,790 | 77,162 | 35,220 | 53,936 | 51,751 |
| | 無料 | 1,173 | 1,113 | 1,673 | 271 | 290 | 237 | 265 | 610 |
| | 合計 | 296,181 | 279,264 | 281,532 | 62,061 | 77,452 | 35,457 | 54,201 | 52,361 |
| 合計 | 有料 | 862,527 | 839,004 | 842,943 | 272,912 | 202,737 | 93,445 | 135,705 | 138,144 |
| | 無料 | 105,049 | 102,248 | 111,728 | 87,405 | 9,335 | 5,317 | 3,148 | 6,523 |
| | 合計 | 967,576 | 941,252 | 954,671 | 360,317 | 212,072 | 98,762 | 138,853 | 144,667 |

| 区分 | | 年度 | 25 | | | | | |
|-------|----|----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 |
| 戸籍関係 | 有料 | | 185,166 | 82,860 | 32,042 | 18,066 | 24,687 | 27,511 |
| | 無料 | | 66,596 | 50,547 | 6,632 | 2,769 | 2,128 | 4,520 |
| | 合計 | | 251,762 | 133,407 | 38,674 | 20,835 | 26,815 | 32,031 |
| 住民票関係 | 有料 | | 417,439 | 142,459 | 103,132 | 47,528 | 60,703 | 63,617 |
| | 無料 | | 36,099 | 30,364 | 1,605 | 1,852 | 647 | 1,631 |
| | 合計 | | 453,538 | 172,823 | 104,737 | 49,380 | 61,350 | 65,248 |
| 印鑑証明 | 有料 | | 300,101 | 69,280 | 79,287 | 39,501 | 55,430 | 56,603 |
| | 無料 | | 1,520 | 272 | 352 | 166 | 270 | 460 |
| | 合計 | | 301,621 | 69,552 | 79,639 | 39,667 | 55,700 | 57,063 |
| 合計 | 有料 | | 902,706 | 294,599 | 214,461 | 105,095 | 140,820 | 147,731 |
| | 無料 | | 104,215 | 81,183 | 8,589 | 4,787 | 3,045 | 6,611 |
| | 合計 | | 1,006,921 | 375,782 | 223,050 | 109,882 | 143,865 | 154,342 |

| 区分 | | 年度 | 26 | | | | | |
|-------|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 合計 | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 |
| 戸籍関係 | 有料 | | 181,978 | 80,557 | 31,572 | 17,785 | 25,208 | 26,856 |
| | 無料 | | 67,696 | 52,587 | 5,783 | 2,424 | 2,936 | 3,966 |
| | 合計 | | 249,674 | 133,144 | 37,355 | 20,209 | 28,144 | 30,822 |
| 住民票関係 | 有料 | | 379,349 | 130,652 | 93,630 | 43,405 | 54,665 | 56,997 |
| | 無料 | | 40,587 | 31,649 | 2,010 | 3,729 | 1,910 | 1,289 |
| | 合計 | | 419,936 | 162,301 | 95,640 | 47,134 | 56,575 | 58,286 |
| 印鑑証明 | 有料 | | 283,996 | 64,532 | 78,927 | 37,117 | 51,761 | 51,609 |
| | 無料 | | 1,347 | 283 | 301 | 214 | 214 | 335 |
| | 合計 | | 285,343 | 64,815 | 79,228 | 37,331 | 51,975 | 51,944 |
| 合計 | 有料 | | 845,323 | 275,741 | 204,129 | 98,307 | 131,634 | 135,462 |
| | 無料 | | 109,630 | 84,519 | 8,094 | 6,367 | 5,060 | 5,590 |
| | 合計 | | 954,953 | 360,260 | 212,223 | 104,674 | 136,694 | 141,052 |

2 広 報（広報課）

（1）広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

（2）広報刊行物

| タ イ ト ル | 発行状況 | 発行部数 | 概要・その他 |
|-------------------|--------|--------------------------|--------------|
| 市政だより | 毎月1日発行 | 323,370部 (平成27年4月号実績) | 委託業者から各世帯に配付 |
| 点字市政だより（視覚障がい者向け） | 〃 | 98部 | 郵送 |
| 声の市政だより（視覚障がい者向け） | 〃 | 108本 | 郵送 |

※1城南町については嘱託員が配布

（3）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

| タ イ ト ル | 放 送 局 ・ 時 間 |
|-----------------|---|
| 市っとなるね! ? マナブくん | TKU 毎週水曜日 午前10時半頃から5分程度（「英太郎のかたらんね」内の5分コーナー） |
| クローズアップ熊本 | ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 （再放送）毎日 午後6時15分から |
| テレビスポット | 民間放送局 市の施策や事業を適時放映 |

ラジオ広報

| タ イ ト ル | 放 送 局 ・ 時 間 |
|----------------------------|---|
| とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！ 内 | RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間 |
| 小学生の時間 内 | RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時 20秒間 |
| フレッシュ・フラッシュ・くまもと | FM熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間 |
| I LOVE WOMAN | FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間 |
| おはよう熊本市 | 熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間 |
| 熊本市民あんぜんあんしん大作戦 | 熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 （再放送）午後6時55分から |
| もっと知りたい熊本市 | 熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後1時から 20分間 |
| 子どもラジオ局 内5分コーナー番組 | 熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時 5分間 |
| 声の市政だより | 熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前10時から 15分間 |

(4) 新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

(5) ホームページなどによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信する。

| | |
|-----------------|---|
| ホームページアドレス | http://www.city.kumamoto.jp/ |
| 携帯電話用ホームページアドレス | http://www.city.kumamoto.jp/defaultM.aspx |
| メールマガジンの配信 | k1500@123123.tv |
| フェイスブックによる情報発信 | http://www.facebook.com/KumamotoCity |

(6) 報道機関（市政記者クラブ）を通じたパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に2回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間1,643件※平成26年度実績）

※記者クラブ加入社（14社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・時事通信・共同通信・産経

3 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

(1) 広聴業務

ア まちづくりトーク

本市のまちづくりについて、市長が市民と意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 開催数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 参加グループ数 | 2 | 4 | 6 | 6 | 3 |
| 参加者数 | 2 | 8 | 8 | 24 | 3 |

イ おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| 開催数 | 2 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| 参加者数 | 49 | 271 | 264 | 227 | 101 |
| 意見交換件数 | 23 | 56 | 73 | 43 | 38 |

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、市長がNPOやボランティア団体等の会合等に出向いて意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 開催数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 参加グループ数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 参加者数 | 12 | 30 | 20 | 26 | 18 |

エ 子どもたちとのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が中学校に出向いて中学生と意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|-----|----|----|----|
| 開催数 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 参加グループ数 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 参加者数 | 0 | 161 | 57 | 36 | 0 |

オ 高校生とのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が高校に出向いて高校生と意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|----|----|----|
| 開催数 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 参加グループ数 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 参加者数 | 16 | 18 | 19 | 0 |

カ 校区自治協トーク

校区のまちづくりの課題等について、市長が各校区に出向いて校区自治協議会役員と意見交換を行う。

開催実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催数 | 8 | 24 | 26 | 26 | 12 |
| 参加者数 | 179 | 570 | 657 | 643 | 344 |
| 総意見交換数 | 88 | 256 | 227 | 215 | 101 |

キ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

| 区 分 | | 年 度 | | | | |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 利用実績 | 問 合 せ 等 件 数 | 38,928 | 35,248 | 33,191 | 33,953 | 44,110 |
| | 問 合 せ 件 数 | 34,564 | 29,682 | 29,849 | 30,296 | 38,541 |
| | 申 込 受 付 件 数 | 4,364 | 5,566 | 3,342 | 3,657 | 5,569 |
| | アンケート等受付数 | 5,088 | 5,269 | 5,552 | 6,029 | 7,272 |
| | 総 利 用 実 績 数 | 44,016 | 40,517 | 38,743 | 39,982 | 51,382 |
| チャネル別 | 電 話 件 数 | 38,246 | 34,032 | 32,419 | 33,176 | 43,407 |
| | F A X 件 数 | 241 | 788 | 460 | 374 | 240 |
| | E - M a i l 件 数 | 179 | 143 | 116 | 149 | 139 |
| | 質 問 箱 件 数 | 262 | 285 | 196 | 254 | 324 |
| | アンケートシステム | 5,088 | 5,269 | 5,552 | 6,029 | 7,272 |
| 回答率 | 1 次 回 答 数 | 35,291 | 31,536 | 30,043 | 28,980 | 37,853 |
| | 1 次 回 答 対 象 件 数 | 35,754 | 32,102 | 30,435 | 29,371 | 38,238 |
| | 回 答 率 (%) | 98.71 | 98.24 | 98.71 | 98.67 | 98.99 |

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成26年度)

| | 問 合 せ 内 容 | 問合せ数 | 担当課 |
|----|------------------------------------|-------|----------|
| 1 | 【健診】高齢者健診の受診券の申込み | 2,387 | 国保年金課 |
| 2 | 成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種について | 1,811 | 感染症対策課 |
| 3 | 【イベント申込】【集団健診】7月植木集団健診の申込み | 1,148 | 健康づくり推進課 |
| 4 | 【健診】特定健診の受診券の申込み | 958 | 国保年金課 |
| 5 | 〇〇課をお願いします。 | 882 | |
| 6 | 【火の国まつり】第37回火の国まつりの雨天対応 | 659 | にぎわい推進室 |
| 7 | 市県民税(所得・課税)証明書を発行してもらいたいのですが。 | 599 | 中央税務課 |
| 8 | 熊本市国民健康保険加入者の特定健診(特定健康診査)について知りたい。 | 539 | 国保年金課 |
| 9 | 休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。 | 508 | 医療政策課 |
| 10 | 住民票を発行してもらいたいのですが。 | 455 | 区政推進課 |

※問合せ数上位10件を掲載

FAQアクセス数

| F A Q 件 名 | アクセス数 |
|----------------------------------|--------|
| 市県民税(所得・課税)証明書を発行してもらいたいのですが。 | 44,056 |
| 家庭ごみの分別種類を知りたい。 | 26,338 |
| 介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？ | 25,114 |
| 土・日・祝日に住民票や印鑑証明などを受け取ることはできますか？ | 22,613 |
| 戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？ | 21,953 |
| 市内の幼稚園、小・中・高等学校の卒業式と入学式の日程を知りたい。 | 20,602 |
| 阿蘇くまもと空港から熊本駅まではどのくらいで行けますか？ | 18,116 |
| ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。 | 17,435 |
| 住民票を発行してもらいたいのですが。 | 17,198 |
| 災害や火災の情報を入手する方法(概要) | 14,937 |

※アクセス数上位10件を掲載

ク 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

| 年 度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数(件) | 290 | 327 | 285 | 248 | 268 |

ケ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

| 年 度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 件数(件) | 603 | 2,182 | 815 | 498 | 557 |

コ 2,000人市民委員会

2,000人市民委員に、市政の様々な政策等について情報提供を行い、その情報を基にアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

運営実績

| 区分 \ 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 委 員 数 | 2,124人 (当初) | 2,028人 (年度末) | 2,172人 (当初) | 2,018人 (年度末) |
| ア ン ケ ー ト 回 数 | 2回 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 研 修 会 開 催 数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

サ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

| 年度 | 案 件 名 | 意見募集結果 |
|------------------------|---|---------------|
| 25 | (仮称) 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例 (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) | 330 件 (241 人) |
| | 第 2 次熊本市都市マスタープラン (地域別構想) (素案) | 6 件 (2 人) |
| | 第 5 次行財政改革計画 (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市第 6 次総合計画基本計画 (見直し素案) | 29 件 (2 人) |
| | 熊本市男女共同参画基本計画中間見直し (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市消費者行政推進計画 (素案) | 2 件 (1 人) |
| | 熊本市 MICE 施設整備基本計画 (素案) | 83 件 (28 人) |
| | 熊本市生涯学習指針 (見直し素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市いじめ防止基本方針 (素案) | 1 件 (1 人) |
| 第 2 次熊本市地下水保全プラン (素案) | 0 件 (0 人) | |
| 26 | 熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し (素案) | 8 件 (2 人) |
| | 熊本市学校規模適正化基本方針 (素案) | 2 件 (1 人) |
| | 桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 (素案) | 58 件 (22 人) |
| | 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例 (素案) | 420 件 (167 人) |
| | 熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (素案) | 2 件 (1 人) |
| | 熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (素案) | 1 件 (1 人) |
| | (仮称)熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案) | 9 件 (2 人) |
| | (仮称)熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案) | 3 件 (3 人) |
| | (仮称)熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (素案) | 8 件 (3 人) |
| | (仮称)熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案) | 6 件 (2 人) |
| | 熊本市自治基本条例の一部を改正する条例 (素案) | 96 件 (29 人) |
| | 熊本市東アジア戦略中間見直し (素案) | 3 件 (1 人) |
| | 熊本市住生活基本計画 (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 (素案) | 6 件 (5 人) |
| | くまもとはつらつプラン (平成 2 7 年度～平成 2 9 年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) (素案) | 13 件 (2 人) |
| | 熊本市子ども輝き未来プラン (素案) | 12 件 (2 人) |
| | 熊本市低炭素都市づくり戦略計画改定版 (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 第 3 次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画 (素案) | 0 件 (0 人) |
| | 熊本市障がい者プラン中間見直し (素案) | 6 件 (2 人) |
| | 熊本市障がい福祉計画 (第 4 期) (素案) | 2 件 (2 人) |
| 区役所等の在り方に関する基本方針 (素案) | 4 件 (2 人) | |
| 第 3 次熊本市硝酸性窒素削減計画 (素案) | 5 件 (1 人) | |

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

| 相談種目 | 曜日・時間 | 担当 | 相談内容 | 相談件数（上段：年度 下段：件数） | | | | |
|----------|----------------------|------------|-------------------|-------------------|-------|-------|-----|-------|
| | | | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 法律相談 | 月・水・金 13：00～16：00 | 弁護士 | 民事・法的解釈を必要とするものなど | 1,166 | 1,190 | 1,194 | 999 | 1,012 |
| 税務相談 | 第1・3月 13：00～16：00 | 税理士 | 所得税・相続税贈与税など | 152 | 159 | 146 | 158 | 199 |
| 相続・登記相談 | 木 13：00～16：00 | 司法書士 | 相続・土地・建物登記など | 480 | 420 | 436 | 598 | 729 |
| 民事介入暴力相談 | 月 9：00～12：00 | 熊本県暴力追放協議会 | 民事介入暴力に関する事 | 27 | 21 | 22 | 16 | 15 |

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

4 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがICT（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）、平成19年3月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成24年6月にICT推進計画を策定し、情報化施策を推進している。

(1) 熊本市ICT推進計画（平成24～28年度）

ア 基本的事項

1. 計画の趣旨

これまで本市が実施してきた情報化を進化させ、本市が目指す九州・東アジアの交流拠点としての成長と日本一暮らしやすい政令指定都市づくりを情報化の側面から推進するとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって安定的・継続的に提供できる行政運営の実現と、市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「熊本市ICT推進計画（平成24年度～平成28年度）」を策定した。

2. 計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「熊本市第6次総合計画」に加え、「熊本市政令指定都市ビジョン」との整合性も視野に入れて策定した。

全ての市民がICTサービスの恩恵を享受できるため、市民・地域の情報化ニーズ、情報化社会への対応、国や県の情報化政策などを踏まえた情報化の理念及び構想を定め、今後実施していく基本的な施策を示すことで、本市における総合的な情報化推進計画として位置づけている。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

イ 情報化の基本方針

1 基本理念 『九州ど真ん中！ 人々が集い躍動する 情報交流拠点 e 政令指定都市くまもと』

本計画では、市民に普及が進むICTを有効に活用し、すべての市民が情報化の恩恵を享受できる環境の整備を図る。

市民生活の利便性向上や地域の活性化などにおいては、市民が主体となる情報化の推進にも取組んでいく。また、九州の中央に位置する地理的優位性を活かして、九州全域、さらには日本全国、東アジアも視野に入れ、情報交流拠点として成長していくとともに、情報化の側面からも、市民はもとより観光客や企業から「選ばれる都市くまもと」

2 情報化ビジョン

ビジョン1 便利で身近なe情報サービスの拡充

各種行政手続きや観光、交通など本市に関する様々な情報を積極的かつタイムリーに提供するとともに、多様化・高度化する情報化ニーズを的確に把握し、いつでも、どこでも、便利で身近な情報サービスを拡充する。

ビジョン2 市民に信頼されるスリムなe市政運営の推進

ICTを活用し、行政事務の一層の効率化、情報システムコストの抑制を図るとともに、透明性・公平性のあるITガバナンスを確立し、市民に信頼されるスリムな市政運営を推進する。

ビジョン3 安全・安心で暮らしやすいeまちづくりの推進

防災、子育て、医療などの分野はもとより、地域活性化や環境保護施策においてもICTを有効に活用するとともに、地域のコミュニティ活動を促進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進する。

ウ 情報システム整備計画

ビジョンごとに具体的取り組みを示す。

ビジョン1 「みんなに役立つ情報発信」として、市ホームページの拡充など 5施策

「いつでもどこでも簡単・便利な行政手続きの提供」として、市民視点の窓口サービスの向上など 4施策

「伝える・伝わる市民の声市民参画支援」として、市民の声データベースの活用強化 1施策

ビジョン2 「ICTライフサイクルを考慮した効率的で経済的な最適化」として、情報システムの最適化など 6施策

「透明性・公平性のあるITガバナンスの確立」として、ITガバナンスの強化など 3施策

ビジョン3 「コミュニティ活動の支援」として、コミュニティ活動の情報交流支援 1施策

「安全・安心の強化・拡充」として、防災情報収集・提供の強化など 3施策

「子育て、学習支援」として、ICTを活用した学校教育の充実など 2施策

「健康・高齢者支援」として、健康づくり支援の推進など 2施策

「地域産業の活性化支援」として、農商工連携・交流の促進など 3施策

「環境の保護・維持」として、環境教育・エコライフの推進 1施策

エ 情報化推進方策

1 推進体制の整備

本市の情報化を推進するにあたっては、総合的かつ確実な実施が求められる。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていく。

2 進行管理方法の確立

「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル（PDCAサイクル：Plan→Do→Check→Action）を確立していく。

具体的には、所管部署において本計画の「事業の最終目標」や「事業年度目標」に基づき、情報化施策・事業を実施し、その実施状況を情報化推進協議会へ報告。情報化推進協議会では、各情報化施策・事業や計画全体を評価し、改善方針を決定する。この改善方針に従って、計画全体や情報化施策・事業内容、事業目標などについて見直しを実施する。

3 ICT人材の育成

ICT人材の育成にあたっては、大きく4つの基本的な方向性を定めている。

「情報活用能力」・・・情報化を推進する上で、全ての基盤となり、必要不可欠である。

「情報セキュリティ対策」・・・住民情報、税情報や福祉情報など個人情報扱う上で重要であり、情報化を推進する上では「情報活用能力」と併せて車の両輪となる。

「ユーザビリティの確保」・・・市民の利便性を向上する上で市民へサービスや情報を提供する際に必要となる。

「システムマネジメント能力」・・・これからは適切にシステム開発時の進捗管理等を担えるようなICT推進リーダーを育てる必要がある。

(2) 電子自治体推進事業

国のICT推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成15年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成23年度のシステム更改時には民間ASP方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成19年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型GIS共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

また、平成21年度末に地域の各種団体が簡単にホームページを作成できる地域情報化基盤システム（名称：くまもとわくわくWebタウン）を構築した。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備
- ・平成20年度 富合町合併によるLAN整備
- ・平成21年度 城南町・植木町合併によるLAN整備
- ・平成23年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のLAN整備
庁内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成24年度 庁内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成25年度 庁内ネットワーク再構築

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

2 システムの概要

総合行政情報システムは、昭和60年度に汎用機（ホスト）を導入して以来、平成19年度にHAWネット、平成24年度にAネットが稼動し、合計56業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム稼動業務一覧

1 ホスト

| 稼動年度 | 番号 | 業務名 | 稼動年度 | 番号 | 業務名 |
|-------|----|-------------|-------|----|-------------------|
| 昭和 60 | 1 | 住民記録 | 平成 11 | 19 | 介護保険 |
| | 2 | 国民健康保険 | 平成 14 | 20 | 保険料収納支援 |
| 昭和 61 | 3 | 行政基本 | 平成 15 | 21 | 市税基本 |
| | 4 | 国民年金 | 平成 16 | 22 | 市税収滞納支援 |
| | 5 | 下水道水洗化貸付金償還 | | 23 | 市民税課税支援 |
| 昭和 62 | 6 | 軽自動車税 | 平成 17 | 24 | 諸税管理（事業所・市たばこ・入湯） |
| | 7 | 市・県民税 | | 25 | 諸税収納 |
| | 8 | 税収納管理 | | 26 | 固定資産税家屋評価 |
| | 9 | 法人市民税 | | 27 | 税地図情報 |
| | 10 | 固定資産税 | | 28 | 税ファイリング |
| 昭和 63 | 11 | 母子医療事務 | 平成 18 | 29 | 障害者支援費 |
| | 12 | 保育所管理 | | 30 | 固定資産税異動管理 |
| | 13 | 老人福祉事務 | 平成 19 | 31 | 保健福祉総合連携 |
| | 14 | 障害福祉事務 | 平成 22 | 32 | 子ども手当 |
| | 15 | 生活保護 | 平成 23 | 33 | 住記連携 |
| 平成 元 | 16 | 乳児医療 | | 34 | 児童手当 |
| 平成 7 | 17 | 特別土地保有税 | | | |
| 平成 8 | 18 | 母子寡婦福祉資金貸付 | | | |

2 HAWネット

| 稼働年度 | 番号 | 業務名 | 稼働年度 | 番号 | 業務名 |
|-------|----|--------|-------|----|-----------|
| 平成 19 | 1 | 障がい者福祉 | 平成 20 | 9 | 更生医療給付 |
| | 2 | 障がい者手当 | | 10 | 精神通院医療 |
| | 3 | 障がい者支援 | | 11 | 貸付金（災害援護） |
| 平成 20 | 4 | 総合相談 | | 12 | さくらカード管理 |
| | 5 | 子育て給付 | | 13 | 健康管理 |
| | 6 | 子育て支援 | | 14 | 予防接種管理 |
| | 7 | 高齢者福祉 | 平成 26 | 15 | 臨時福祉給付金 |
| | 8 | 手帳交付管理 | 平成 27 | 16 | 子ども子育て支援 |

3 Aネット

| 稼働年度 | 番号 | 業務名 | 稼働年度 | 番号 | 業務名 |
|-------|----|-----------|-------|----|-----------|
| 平成 24 | 1 | 共通基盤 | 平成 25 | 4 | 住基ネット |
| | 2 | 住民記録／印鑑登録 | | 5 | 住居表示証明／就学 |
| 平成 25 | 3 | 戸籍 | 平成 26 | 6 | 選挙 |

ウ 情報システムの将来

1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼働開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定した。

2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成24年4月の政令指定都市移行、同7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成22年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手し、平成23年度の共通基盤システム一次開発を完了した。平成25年度には、住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）や共通基盤システムの2次構築を完了した。税務系、保険料系、福祉系システムについては、社会保障・税番号制度への対応を考慮しつつ、業務の効率化・市民サービスの向上等の観点から再構築を行っているところ。

(5) 情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

5 社会保障・税番号制度推進（区政推進課 社会保障・税番号制度推進室）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤(インフラ)であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

(1) 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

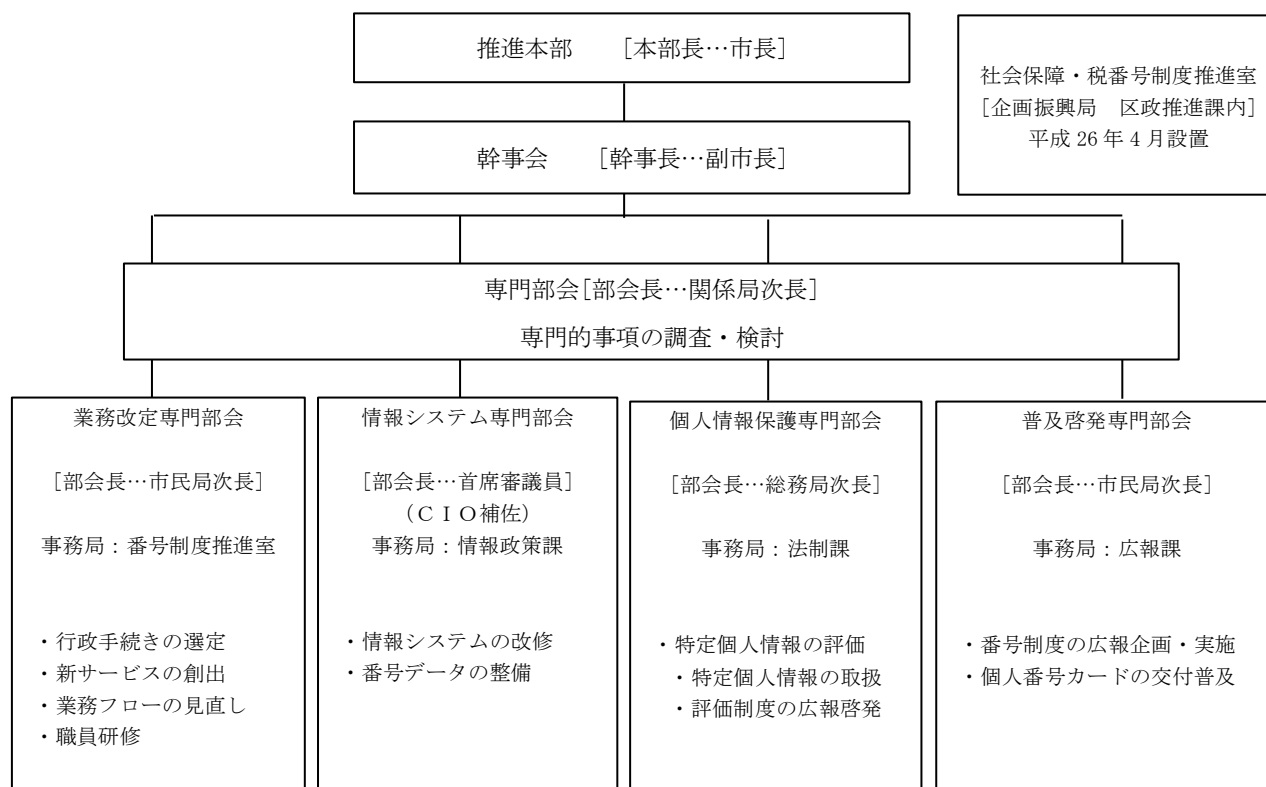
平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。)」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

【推進本部体制図】

平成 27 年 4 月 1 日現在



(2) 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める38事務を選定した。

| | |
|----------|---|
| マイナンバー事務 | 住民基本台帳 |
| 社会保障関係事務 | 国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護、障がい者、その他の福祉関連給付事務 |
| 税関係事務 | 個人住民税、固定資産税、軽自動車税 |
| 災害対策事務 | 被災者台帳 |

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

| | |
|------|--|
| 制定内容 | 番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。 |
| 施行日 | 平成28年1月1日 |

市民

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

| | |
|---|--|
| 熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル | 平成27年3月策定 |
| 特定個人情報保護評価書の作成 | 全ての事務で素案作成済、現在最終調製中 |
| 評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務 | 平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務） |

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成27年12月までに本庁舎（中央区役所）内に設置する。

| | |
|--------|-------------------|
| 運用開始時期 | 平成28年1月 |
| センター機能 | 個人番号カードの交付を行う特設窓口 |

オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに応答するために、市独自のコールセンターを設置する。

| | |
|--------|-----------------|
| 運用開始時期 | 平成27年9月 |
| 設置期間 | 平成27年9月より1年間を予定 |

カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

| | |
|-----------------|--|
| 運用開始時期 | 平成 28 年 3 月開始予定 |
| 利用可能なコンビニエンスストア | 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス |
| 利用可能時間 | 毎日 午前 6 時 30 分～午後 11 時 00 分（年末年始を除く） |
| 取扱証明書類 | 住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書 |

キ マイナンバーサポーターの養成

市民及び市職員を対象とした普及啓発活動を推進するため、全庁職員を対象に「マイナンバーサポーター」を養成し、効果的・効率的で実践的な啓発活動を実施する。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 養成講座開催数 | 18 回 （平成 27 年 6 月中完了） |
| マイナンバーサポーター I | 160 名 所属職員に制度の知識を習得させる職員 |
| マイナンバーサポーター II | 95 名 マイナンバー I の役割に加え、市民への普及啓発を行う。 |

ク 出前講座の開催

市民が集う各種会合（公民館講座・自治会会合・各種集會等）や市又は関係団体が開催する会議などにおいて主催者への合意を得たうえで、制度についてのチラシやパンフレットを用いた説明・広報を行う。

| | |
|------|----------------------------|
| 開催期間 | 平成 27 年 5 月～10 月 |
| 開催数 | 41 回（平成 27 年 8 月 14 日現在） |
| 受講者数 | 1,131 人（ ” ） |

6 統計（統計課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

| 調査名 | 調査年次 | 調査内容 |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 国勢調査（総務省） | 5年毎 | 日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。 |
| 住宅・土地統計調査（総務省） | 5年毎 | 住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。 |
| 就業構造統計調査（総務省） | 5年毎 | 国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。 |
| 工業統計調査（経済産業省） | 毎年 ※経済センサス活動調査年は中止 | 製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。 |
| 商業統計調査（経済産業省） | 5年毎 | 商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。 |
| 農林業センサス（農林水産省） | 5年毎 | 農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。 |
| 全国消費実態調査（総務省） | 5年毎 | 国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。 |
| 漁業センサス（農林水産省） | 5年毎 | 漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。 |
| 経済センサス （総務省、経済産業省） | 基礎調査は平成21年から5年毎 活動調査は平成23年から5年毎 | 経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。 |

（2）統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサス活動調査結果（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市市勢要覧 3,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

| 年度 | 利用者数 | 利用冊数 | 蔵書数 |
|----|------|------|--------|
| 22 | 100 | 190 | 20,124 |
| 23 | 72 | 162 | 9,217 |
| 24 | 16 | 19 | 9,376 |
| 25 | 21 | 54 | 9,219 |
| 26 | 11 | 14 | 9,457 |

※平成24年以降の利用者及び利用冊数は図書複写を行ったもののみ計上

7 市民協働（市民協働課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

(1) 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

キ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し人材育成セミナーなどを実施している。

あいぽーと利用人数

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 44,164 | 51,047 | 58,958 | 64,571 | 61,110 |

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,992 | 2,100 | 2,142 | 2,207 | 2,331 |

（３）特定非営利活動促進法に関すること（設立認証・認定・仮認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や仮認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。また、必要に応じ特定非営利活動促進法に関する説明会等を開催している。

（４）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくするなる環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（５）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

8 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所まちづくり推進課が各総合出張所・出張所内等に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 27. 4. 1 現在)

| | 中央区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 合 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 校 区 数 | 19 | 18 | 16 | 21 | 20 | 94 |
| 町内自治会数 | 243 | 137 | 138 | 163 | 229 | 910 |

※うち南区は町内自治会対象校区は 18 校区

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

| 種 別 | | 年 額 (円) |
|------|----------------|---------|
| 均等割額 | 200世帯以下 | 60,000 |
| | 201世帯以上400世帯以下 | 65,000 |
| | 401世帯以上800世帯以下 | 70,000 |
| | 801世帯以上 | 75,000 |
| 世帯割額 | 1世帯あたり | 600 |

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 26,047灯 (平26.12.31現在)

補助額

年間一灯あたり 10ワットまで 1,200円
10ワットを超える 2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：設置経費の1/2以内、上限一灯につき 7,500円
灯 数：20灯まで

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 助成制度

| 名 称 | 補助金額 | 対 象 事 業 (活動) |
|--------------|--------|--------------|
| 校区自治協議会運営補助金 | 20万円/年 | 運営のための事務費等 |

イ 校区自治協議会の設立状況（93校区1地区）

（平27.4.1現在）

中央区（18/19校区）

| 校区名 | | 校区名 | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 出水校区 | 10 | 壺川校区 |
| 2 | 出水南校区 | 11 | 五福校区 |
| 3 | 一新校区 | 12 | 白川校区 |
| 4 | 大江校区 | 13 | 城東校区 |
| 5 | 帯山校区 | 14 | 砂取校区 |
| 6 | 帯山西校区 | 15 | 碩台校区 |
| 7 | 黒髪校区 | 16 | 託麻原校区 |
| 8 | 慶徳校区 | 17 | 春竹校区 |
| 9 | 向山校区 | 18 | 本荘校区 |

東区（18/18校区）

| 校区名 | | 校区名 | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 秋津校区 | 10 | 託麻西校区 |
| 2 | 泉ヶ丘校区 | 11 | 託麻東校区 |
| 3 | 画図校区 | 12 | 託麻南校区 |
| 4 | 尾ノ上校区 | 13 | 月出校区 |
| 5 | 健軍校区 | 14 | 長嶺校区 |
| 6 | 健軍東校区 | 15 | 西原校区 |
| 7 | 桜木校区 | 16 | 東町校区 |
| 8 | 桜木東校区 | 17 | 山ノ内校 |
| 9 | 託麻北校区 | 18 | 若葉校区 |

西区（16/16校区）

| 校区名 | | 校区名 | |
|-----|------|-----|-------|
| 1 | 池田校区 | 9 | 高橋校区 |
| 2 | 池上校区 | 10 | 中島校区 |
| 3 | 小島校区 | 11 | 花園校区 |
| 4 | 春日校区 | 12 | 古町校区 |
| 5 | 河内校区 | 13 | 松尾北校区 |
| 6 | 城山校区 | 14 | 松尾西校区 |
| 7 | 城西校区 | 15 | 松尾東校区 |
| 8 | 白坪校区 | 16 | 芳野校区 |

南区（21/21校区）

| 校区名 | | 校区名 | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 飽田西校区 | 12 | 田迎南校区 |
| 2 | 飽田東校区 | 13 | 富合校区 |
| 3 | 飽田南校区 | 14 | 豊田校区 |
| 4 | 奥古閑校区 | 15 | 中緑校区 |
| 5 | 川口校区 | 16 | 日吉校区 |
| 6 | 川尻校区 | 17 | 日吉東校区 |
| 7 | 隈庄校区 | 18 | 御幸校区 |
| 8 | 城南校区 | 19 | 力合校区 |
| 9 | 杉上校区 | 20 | 田迎西校区 |
| 10 | 銭塘校区 | 21 | 力合西校区 |
| 11 | 田迎校区 | | |

北区（20校区1地区/20校区1地区）

| 校区名 | | 校区名 | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 麻生田校区 | 12 | 田原校区 |
| 2 | 植木校区 | 13 | 大和地区 |
| 3 | 川上校区 | 14 | 西里校区 |
| 4 | 楠校区 | 15 | 楡木校区 |
| 5 | 桜井校区 | 16 | 菱形校区 |
| 6 | 山東校区 | 17 | 北部東校区 |
| 7 | 清水校区 | 18 | 武蔵校区 |
| 8 | 城北校区 | 19 | 山本校区 |
| 9 | 高平台校区 | 20 | 弓削校区 |
| 10 | 田底校区 | 21 | 吉松校区 |
| 11 | 龍田校区 | | |

市民

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

（開設済数 平27.4.1現在）

| 開設年度 (平成) | 地域コミュニティセンター名 | | | | | | 箇所数 | |
|--------------|---------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|----|
| 4 | 楠 | 城南 | 春竹 | 出水 | | | 4 | 71 |
| 5 | 壺川 | 中島 | 松尾 | 白山 | 慶徳 | | 5 | |
| 7 | 帯山 | 城山 | 北部東 | | | | 3 | |
| 8 | 小島 | 松尾西 | 庄口 | 向山 | | | 4 | |
| 9 | 砂取 | 一新 | | | | | 2 | |
| 10 | 田迎西 | 清水 | | | | | 2 | |
| 11 | 龍田 | 日吉 | | | | | 2 | |
| 12 | 黒髪 | 武蔵 | | | | | 2 | |
| 13 | 西原 | 託麻北 | 田迎南 | 画図 | 池田 | | 5 | |
| 14 | 弓削 | 西里 | 池上 | 出水南 | 尾ノ上 | | 5 | |
| 15 | 力合 | 麻生田 | 松尾北 | 東町 | 帯山西 | | 5 | |
| 17 | 碩台 | 託麻原 | 御幸 | 高平台 | 桜木 | | 5 | |
| 18 | 若葉 | 河内 | 本荘 | | | | 3 | |
| 19 | 託麻東 | | | | | | 1 | |
| 20 | 月出 | 城西 | 古町 | 春日 | | | 4 | |
| 21 | 花園 | | | | | | 1 | |
| 22 | 川上 | 飽田 | | | | | 2 | |
| 23 | 白坪 | 長嶺 | | | | | 2 | |
| 24 | 託麻西 | | | | | | 1 | |
| 25 | 菱形 | | | | | | 1 | |
| 26 | 豊田 | 吉松 | 植木 | 山東 | | | 4 | |
| 27 | 杉上 | 桜木東 | 大和 | 田迎 | 桜井 | 田原 田底 山本 | 8 | |

(4) 地域公民館（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成27年4月1日現在、626館の地域公民館組織が結成されている。

| | | | | |
|-----|------------|------------|------------|-------------|
| 中央区 | 中央地区・・・4館 | 五福地区・・・6館 | 大江地区・・・24館 | |
| 東区 | 東部地区・・・39館 | 託麻地区・・・51館 | 秋津地区・・・17館 | |
| 西区 | 西部地区・・・59館 | 花園地区・・・20館 | 河内地区・・・31館 | |
| 南区 | 南部地区・・・29館 | 幸田地区・・・22館 | 飽田地区・・・15館 | 天明地区・・・32館 |
| | 富合地区・・・23館 | 城南地区・・・41館 | | |
| 北区 | 龍田地区・・・18館 | 清水地区・・・21館 | 北部地区・・・55館 | 植木地区・・・119館 |

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所まちづくり推進課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の50%を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

営繕費：営繕費の50%を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

9 安全安心まちづくり・交通安全対策（市民協働課）

概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心パトロール

ア 防犯パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、本市において、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、犯罪を発生させないことを目指し、繁華街等安全安心パトロールを繁華街アーケードを中心に実施。本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし平成22年度から実施。

平成25年度に繁華街安全安心パトロール事業と路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業を業務提携させた。

なお、路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（ごみ減量推進課と共同所管）が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

① 「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ア) 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(イ) ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

- (ウ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (エ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止
- (オ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (カ) 違法と認められる客引き行為の禁止
- (キ) 違法と認められる金融業者の宣伝行為の禁止
- (ク) 違法と認められる落書きの禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

| | 区 域 | 規 制 の 内 容 | 過 料 |
|------|-------------------|--------------------------------------|--------|
| 路上喫煙 | 市内全域（路上禁煙区域を除く） | 歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない | なし |
| | 路上禁煙区域 | 路上喫煙は禁止 | 1,000円 |
| ポイ捨て | 市内全域（美化重点推進区域を除く） | ポイ捨ては禁止 | なし |
| | 美化重点推進区域 | ポイ捨ては禁止 | 1,000円 |

② 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

(ア) 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

(イ) 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

(ウ) 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

(エ) 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員4名（熊本県警察OB）

③ 事業費

平成27年度予算 10,512千円

(2) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他4路線1,900m(平成5年4月1日指定)

(3) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進(交通ルール・マナーアップ促進事業)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和58年から、交通安全教育専門員(3人)を配置し、幼児(保育園・幼稚園)に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、ダミー人形や模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者(主に老人クラブを対象)に対しては、教育ビデオ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

また、スクアードストレート(恐怖直視)技法を用いた交通事故擬似体験による自転車交通安全教育を平成24年度から市立中学・高校で実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開する。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約405人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日(各月1・10・20日)や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(4) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所(現 交通事故相談室)を開設し、専門相談員2名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害者 | 340 | 325 | 280 | 233 | 269 |
| 加害者 | 58 | 65 | 68 | 58 | 82 |
| 合計 | 398 | 390 | 348 | 291 | 351 |

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

| 項目 | | 年度 | | | | |
|------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 収 | 寄付金 | 1,556,642 | 637,139 | 643,740 | 435,806 | 792,193 |
| | 運用利益 | 670,054 | 554,414 | 510,147 | 505,278 | 277,217 |
| 支 | 援助金ほか | △2,446,642 | △880,000 | △1,633,790 | △1,195,256 | △1,487,991 |
| | 差引(積立または取り崩し) | 1,336,696 | 311,553 | △479,903 | △254,172 | △418,581 |
| 基金残高 | | 83,045,812 | 83,357,365 | 83,521,202 | 83,702,836 | 84,076,448 |

10 男女共同参画(市民協働課 男女共生推進室)

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

| | | |
|-------|-----|--|
| 昭和62年 | 4月 | 女性行政の総合窓口を設置(婦人生活課) |
| 平成2年 | 4月 | 総合婦人会館・カルチャーセンターオープン |
| 平成5年 | 4月 | 「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更 |
| 平成10年 | 4月 | 「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更 |
| 平成11年 | 4月 | 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立 |
| 平成13年 | 9月 | 「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置 |
| 平成14年 | 6月 | 「男女共同参画地域推進員制度」 |
| 平成16年 | 4月 | 「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」 |
| 平成18年 | 5月 | 「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催(5/11～5/14) |
| 平成21年 | 4月 | 「熊本市男女共同参画推進条例」施行 |
| 平成22年 | 3月 | 「熊本市男女共同参画基本計画」策定 |
| 平成22年 | 4月 | 「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更 |
| 平成22年 | 11月 | 「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催(11/18～11/19) |
| 平成24年 | 4月 | 「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行 |
| 平成26年 | 10月 | 「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始 |

(1) 男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行(年3回)及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用(登録者数152人)
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査(5年ごと)・企業実態調査(3年ごと)の実施

(2) 男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進

平成24年度：29.3% 平成25年度：31.0% 平成26年度：28.8%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数194人）

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地 中央区黒髪3丁目3番10号

構造 鉄筋コンクリート4階建（一部5階）

面積 敷地面積 6,665㎡ 延床面積 5,376㎡

工期 平成元年1月～平成2年3月

開館 平成2年4月7日

建設費 2,280,000千円

主要施設 4階 会議室、研修室A・B・C、和室

3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム

2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、
ファミリーサポートセンター〈熊本〉、ギャラリー

1階 メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室、

その他 駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台
第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）

駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

総合相談室

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 2,425 | 2,517 | 2,748 | 2,904 | 2,343 |

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

| 区分 年度 | メインホール | | | | | | | 多目的ホール | | | | | | | 研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和議室等 (14室) |
|----------|-----------------|-----------------|----------------------|-------------------|-------------------|------------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------|-------------------|-------------------|------------------------|------------------|--|
| | 集式 会・大 会典 | 音楽 会・演 奏会 | 歌謡 ショー ・浪 曲 | 演 劇・ 演 芸 | 日 舞・ 洋 舞 | 講 習・ 講 演 会 | そ の 他 計 | 集式 会・大 会典 | 音楽 会・演 奏会 | 歌謡 ショー ・浪 曲 | 演 劇・ 演 芸 | 日 舞・ 洋 舞 | 講 習・ 講 演 会 | そ の 他 計 | |
| 22 | 9 | 116 | 31 | 26 | 7 | 10 | 199 | 6 | 43 | 49 | 8 | 5 | 24 | 135 | 3,428 |
| 23 | 10 | 90 | 29 | 20 | 5 | 14 | 168 | 2 | 18 | 11 | 0 | 9 | 42 | 82 | 3,323 |
| 24 | 10 | 132 | 18 | 27 | 4 | 9 | 200 | 6 | 63 | 16 | 5 | 4 | 34 | 128 | 3,040 |
| 25 | 11 | 109 | 16 | 21 | 5 | 38 | 200 | 4 | 50 | 14 | 14 | 13 | 60 | 155 | 3,033 |
| 26 | 35 | 73 | 4 | 21 | 15 | 64 | 212 | 11 | 39 | 11 | 7 | 25 | 72 | 165 | 3,140 |

利用者状況

| 区分 年度 | メインホール | | | | | 多目的ホール | | | | |
|----------|------------------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|--------|--------|
| | 公 共 団 体 | 文 化 団 体 | 一 般 団 体 | 個 人 | 合 計 | 公 共 団 体 | 文 化 団 体 | 一 般 団 体 | 個 人 | 合 計 |
| 22 | 34 | 6 | 137 | 22 | 199 | 25 | 3 | 87 | 20 | 135 |
| 23 | 32 | 6 | 107 | 23 | 168 | 17 | 1 | 47 | 17 | 82 |
| 24 | 40 | 10 | 95 | 55 | 200 | 20 | 10 | 57 | 41 | 128 |
| 25 | 32 | 18 | 142 | 8 | 200 | 18 | 4 | 112 | 11 | 145 |
| 26 | 10 | 30 | 161 | 11 | 212 | 15 | 20 | 124 | 6 | 165 |

市民

1 1 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成21年3月に策定された「熊本市第6次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 沿 革

| | | |
|-------|-----|---|
| 昭和40年 | 8月 | 同和対策審議会答申 |
| 44年 | 7月 | 同和対策事業特別措置法の施行 |
| 50年 | 12月 | 市民局に同和対策室を設置 |
| 51年 | 5月 | 隣保館を設置 |
| 52年 | 6月 | 西原公園児童館を設置 |
| 62年 | 12月 | 熊本市人権啓発市民協議会が発足 |
| 平成5年 | 1月 | 熊本市雇用開発協議会を設置 |
| 11年 | 6月 | 人権教育のための国連10年推進本部を設置 |
| 12年 | 5月 | 熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定 |
| 12年 | 12月 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行 |
| 13年 | 4月 | 同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更 |
| 15年 | 8月 | 隣保館をふれあい文化センターに名称変更 |
| 21年 | 3月 | 熊本市人権教育・啓発基本計画を策定 |
| 22年 | 3月 | 合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。 |
| 24年 | 3月 | 組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。 |
| 26年 | 7月 | 熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定 |
| 27年 | 4月 | 組織改編により市民局に人権推進総室を設置 |

(2) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

(3) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成17年8月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進する体制を整備し、職場研修推進制度のもと各職場で局、区等を中心に主体的な取り組みを行っている。

(4) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 中央区本荘4丁目6番6号
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和51年5月1日
 構造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）
 敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡ 駐車場面積 411.94㎡
 用地費 69,623千円
 工事費 新築（昭和50年度）82,495千円
 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）
 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練室）

利用者

| 区分 | 年 度 | 24 | 25 | 26 |
|--|-----|--------|--------|--------|
| 主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等） | | 14,815 | 15,006 | 15,746 |
| 貸し館利用者数 | | 9,930 | 10,162 | 13,361 |
| 福祉サービス利用者数（入浴・昼食・リハビリ室） | | 12,437 | 10,883 | 11,417 |

(5) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 北区植木町宮原912番地
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和55年8月1日
 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建
 敷地面積 3022.82㎡ 建物面積 延774.40㎡ 駐車場面積 369.20㎡
 工事費 新築（昭和55年度）85,200千円
 増築（平成3年度）29,333千円
 主な施設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（ゲートボール等）

利用者

| 区分 | 年 度 | 24 | 25 | 26 |
|--|-----|--------|-------|-------|
| 館内利用者数（学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等） | | 10,692 | 6,467 | 7,921 |
| 館外（運動場）利用者数（ゲートボール利用者 等） | | 1,694 | 102 | 1,443 |

12 生涯学習

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

本市においても「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定した。本指針において、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

(1) 施策の展開

<生涯学習ネットワークの構築>

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・民間団体等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

<学習機会の充実>

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期（小学生）における学習の充実
- ・思春期（中高生）における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

<学習成果を生かす環境づくり>

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要

| | | |
|-------|------------------------------|----------------------------|
| 名称 | 中央公民館 | 河内公民館 |
| 所在地 | 中央区草葉町5番1号 | 西区河内町船津791番地 |
| 開設年月日 | 昭和26年4月1日 (昭和43年4月1日新築移転) | 平成15年4月1日 (平成20年4月1日移転) |
| 構造 | 鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 | 鉄筋コンクリート3階建 |
| 敷地面積 | 1,350㎡ | 18,496㎡ |
| 建物面積 | 1,878㎡ | 1,475㎡ |
| 名称 | 北部公民館西里分館 | 北部公民館北部東分館 |
| 所在地 | 北区下硯川町1798番地 | 北区鶴羽田2丁目13番9号 |
| 開設年月日 | 平成3年4月1日 | 平成3年4月1日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート平屋建 | 木造平屋建 |
| 敷地面積 | 3,584.39㎡ | - |
| 建物面積 | 715.64㎡ | 13.24㎡ |

※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田の各公民館の施設は、西区役所・各総合出張所・各出張所の施設と併設。また、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設は、区役所等所管ホールと併設。なお、併設施設の概要は、区政関係の概況に記載。

※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載

平成26年度 市立公民館等学習活動在籍状況（平27.3.31現在）

| | | 中央区 | | | 東区 | | | 西区 | | | 南区 | | | | | 北区 | | | | 合計 | | | |
|------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | 中央 | 大江 | 五福 | 東部 | 託麻 | 秋津 | 西部 | 花園 | 河内 | 南部 | 幸田 | 鮑田 | 天明 | 富合 | 城南 | 龍田 | 清水 | 北部 | | 植木 | | |
| 主催事業 | 主催講座 | 講座数 | 76 | 67 | 75 | 160 | 102 | 102 | 69 | 117 | 54 | 102 | 57 | 49 | 40 | 67 | 43 | 51 | 139 | 139 | 49 | 1,558 | |
| | | 在籍者数 | 2,372 | 2,203 | 2,013 | 7,375 | 2,286 | 2,190 | 1,764 | 3,738 | 1,697 | 5,048 | 2,410 | 1,291 | 469 | 2,108 | 1,611 | 2,816 | 3,257 | 2,964 | 1,739 | 49,351 | |
| | 家庭教育学級 | 学級数 | 4 | 8 | 6 | 10 | 9 | 6 | 8 | 3 | 2 | 3 | 4 | 4 | 5 | - | - | 4 | 4 | 4 | - | 84 | |
| | | 在籍者数 | 285 | 196 | 150 | 265 | 195 | 97 | 217 | 54 | 104 | 72 | 78 | 125 | 162 | - | - | 106 | 85 | 54 | - | 2,245 | |
| | 教養講演会 | 講演会数 | 5 | 6 | 5 | 6 | 7 | 6 | 4 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 10 | 10 | 1 | 1 | 4 | 1 | 91 | |
| | | 参加者数 | 514 | 1,480 | 224 | 828 | 740 | 928 | 478 | 491 | 178 | 205 | 678 | 328 | 230 | 307 | 1,885 | 231 | 30 | 95 | 200 | 10,050 | |
| | 合計 | 講座数 | 85 | 81 | 86 | 176 | 118 | 114 | 81 | 125 | 61 | 108 | 65 | 57 | 49 | 77 | 53 | 56 | 144 | 147 | 50 | 1,733 | |
| | | 在籍者数 | 3,171 | 3,879 | 2,387 | 8,468 | 3,221 | 3,215 | 2,459 | 4,283 | 1,979 | 5,325 | 3,166 | 1,744 | 861 | 2,415 | 3,496 | 3,153 | 3,372 | 3,113 | 1,939 | 61,646 | |
| | 自主講座 | 合計 | 講座数 | 64 | 59 | 57 | 83 | 69 | 55 | 50 | 50 | 15 | 50 | 62 | 32 | 28 | 24 | - | 54 | 66 | 102 | 24 | 944 |
| | | | 在籍者数 | 1,920 | 1,267 | 1,095 | 2,104 | 1,349 | 1,210 | 918 | 918 | 148 | 873 | 1,365 | 419 | 350 | 327 | - | 1,275 | 1,611 | 1,496 | 376 | 19,021 |
| 総合計 | 講座数 | 149 | 140 | 143 | 259 | 187 | 169 | 131 | 175 | 76 | 158 | 127 | 89 | 77 | 101 | 53 | 110 | 210 | 249 | 74 | 2,677 | | |
| | 在籍者数 | 5,091 | 5,146 | 3,482 | 10,572 | 4,570 | 4,425 | 3,377 | 5,201 | 2,127 | 6,198 | 4,531 | 2,163 | 1,211 | 2,742 | 3,496 | 4,428 | 4,983 | 4,609 | 2,315 | 80,667 | | |
| | 講座数 | 432 | | | 615 | | | 382 | | | 605 | | | | | 643 | | | | 2,677 | | | |
| | 在籍者数 | 13,719 | | | 19,567 | | | 10,705 | | | 20,341 | | | | | 16,335 | | | | 80,667 | | | |

(3) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やPTAとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育協働事業「家庭教育地域リーダー養成講座」

PTAや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に、NPO等による専門性を生かした協働型の家庭教育地域リーダー養成講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

ウ 家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

エ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館12館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

1 3 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要ときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成26年度の運用状況

平成26年度は、受け付けた55件の苦情申立てのうち44件の処理を終了し、前年度から調査を継続していた19件と併せて、計63件を処理した。

行政組織別受付状況

(単位：件・%)

| 組織 | 件数 | 構成比 | 組織 | 件数 | 構成比 |
|----------|----|------|-----------|----|-------|
| 総務局 | 1 | 1.8 | 西区役所 | 1 | 1.8 |
| 企画振興局 | 4 | 7.3 | 上下水道局 | 6 | 10.9 |
| 財政局 | 4 | 7.3 | 病院局 | 1 | 1.8 |
| 健康福祉子ども局 | 8 | 14.6 | 教育委員会 | 2 | 3.6 |
| 環境局 | 1 | 1.8 | 東区選挙管理委員会 | 1 | 1.8 |
| 都市建設局 | 19 | 34.6 | その他機関 | 2 | 3.6 |
| 中央区役所 | 2 | 3.6 | 合計 | 55 | 100.0 |
| 東区役所 | 3 | 5.5 | | | |

苦情処理の状況

(平成25年度からの継続分)

(単位：件・%)

| 区分 | 件数 | 構成比 |
|--------------------------|----|-------|
| 1 調査結果を通知したもの | 15 | 78.9 |
| (1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの | 7 | 36.8 |
| (2) 市の業務に不備がなかったもの | 8 | 42.1 |
| 2 調査対象とならなかったもの | 1 | 5.3 |
| (1) 管轄外のもの | 0 | 0.0 |
| (2) その他のもの(利害無し・1年以上経過等) | 1 | 5.3 |
| 3 調査を中止したもの | 1 | 5.3 |
| 4 取り下げられたもの | 2 | 10.5 |
| 合計 | 19 | 100.0 |

(平成26年度受付分)

(単位：件・%)

| 区分 | 件数 | 構成比 |
|--------------------------|----|-------|
| 1 調査結果を通知したもの | 27 | 49.1 |
| (1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの | 13 | 23.6 |
| (2) 市の業務に不備がなかったもの | 14 | 25.5 |
| 2 調査対象とならなかったもの | 6 | 10.9 |
| (1) 管轄外のもの | 1 | 1.8 |
| (2) その他のもの(利害無し・1年以上経過等) | 5 | 9.1 |
| 3 調査を中止したもの | 2 | 3.6 |
| 4 取り下げられたもの | 9 | 16.4 |
| 5 継続調査中のもの | 11 | 20.0 |
| 合計 | 55 | 100.0 |

健康福祉子ども

| | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 健 や か な ラ イ フ ス タ イ ル の 確 立 | 133 |
| 2 | 健 康 福 祉 サ ー ビ ス 体 制 | 136 |
| 3 | 社 会 保 障 制 度 | 144 |
| 4 | 高 齢 者 福 祉 | 155 |
| 5 | 障 が い 者 福 祉 | 169 |
| 6 | 子 ど も 育 成 | 185 |
| 7 | 青 少 年 育 成 | 206 |
| 8 | 生 活 衛 生 | 214 |

1 健やかなライフスタイルの確立

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いである。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されている。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増している。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めていく。

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加している。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化している。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければならない。

そこで、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア 食育の推進

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数 | 403 | 375 | 466 | 484 | 404 |

イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 食生活改善推進員研修会 | 73 | 77 | 60 | 57 | 58 |
| すこやか食生活改善講習会 | 92 | 92 | 92 | 93 | 94 |

ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 修了者 | 79 | 69 | 78 | 92 | 85 |

(2) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40～74歳 | 7,350 | 1,788 | 1,686 | 1,830 | 1,569 |
| 75歳以上 | 913 | 220 | 356 | 611 | 443 |
| 計 | 8,263 | 2,008 | 2,042 | 2,441 | 2,012 |

※40歳以上の市民で希望する者に交付。

イ 健康教育

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数（回） | 430 | 320 | 513 | 735 | 697 |
| 延 人 員（人） | 12,499 | 17,274 | 12,072 | 16,949 | 12,848 |

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

ウ 健康相談

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 開催回数（回） | 489 | 442 | 572 | 589 | 590 |
| 延 人 員（人） | 4,477 | 5,716 | 6,446 | 7,475 | 13,464 |

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

エ 訪問指導

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実 人 員 | 127 | 124 | 332 | 365 | 222 |
| 延 人 員 | 253 | 136 | 400 | 420 | 242 |

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

(3) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 健康増進法に基づく特定健康診査 | 307 | 249 | 210 | 810 | 785 |
| 肺 が ん 検 診 | 27,676 | 25,127 | 22,861 | 22,579 | 22,443 |
| 胃 が ん 検 診 | 11,688 | 11,022 | 10,556 | 10,107 | 9,904 |
| 大 腸 が ん 検 診 | 21,704 | 24,708 | 22,670 | 22,467 | 22,194 |
| 乳 が ん 検 診 | 12,826 | 13,124 | 12,036 | 11,837 | 14,183 |
| 子 宮 頸 が ん 検 診 | 注1) 20,168 | 注2) 19,936 | 注3) 19,017 | 注4) 18,665 | 注5) 23,530 |

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4)及び注5)には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ3,556人、3,742人、3,672人、3,512人及び3,606人を含む。

(4) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓内科専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規人工透析者数 | 288 | 273 | 266 | 260 | 251 |

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(5) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

| 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 結核一般住民検診 | 17,859 | 15,550 | 15,406 | 15,285 | 15,608 |
| ツベルクリン反応検査(乳幼児) | - | - | - | - | - |
| BCG接種(乳幼児) | 7,129 | 6,781 | 6,881 | 6,962 | 6,889 |
| 管理検診 | 222 | 388 | 353 | 345 | 318 |
| 接触者検診 | 1,619 | 1,314 | 1,397 | 1,450 | 1,635 |

イ 患者管理

(単位 人)

| 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 結核患者登録数 | 326 | 305 | 269 | 235 | |
| 新登録患者数 | 128 | 126 | 115 | 96 | |
| 結核患者訪問指導 | 249 | 379 | 318 | 279 | 431 |
| 新登録患者中の入院勧告患者数 | 48 | 53 | 53 | 45 | |

(6) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びHIV抗体検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

| 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談 | 1,678 | 1,573 | 1,491 | 1,786 | 1,658 |
| 検査 | 1,590 | 1,498 | 1,415 | 1,657 | 1,657 |

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

| 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
|------|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 保健所 | B型肝炎(HBs抗原)検査 | 248 | 167 | 56 | 52 | 49 |
| | C型肝炎(HCV抗体)検査 | 247 | 165 | 57 | 46 | 48 |
| 医療機関 | B型肝炎(HBs抗原)検査 | 120 | 265 | 4,023 | 4,918 | 3,863 |
| | C型肝炎(HCV抗体)検査 | 127 | 269 | 4,048 | 4,955 | 3,910 |

(7) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況

(単位 件)

| 区分 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--------------|----|--------|--------|--------|---------|---------|
| 四種混合 | | | | 7,214 | 22,604 | 27,074 |
| 三種混合 | | 29,060 | 28,100 | 22,583 | 6,476 | |
| 二種混合 | | 6,015 | 6,085 | 5,784 | 5,810 | 5,502 |
| ポリオ(生ワクチン) | | 12,856 | 10,034 | 5,102 | | |
| ポリオ(不活化ワクチン) | | | | 27,151 | 13,123 | 7,406 |
| インフルエンザ | | 96,890 | 94,660 | 97,445 | 102,549 | 101,905 |
| 日本脳炎 | | 26,683 | 35,411 | 27,859 | 23,893 | 30,245 |
| 麻疹風疹混合 | | 26,496 | 26,104 | 26,792 | 13,336 | 13,394 |
| 子宮頸がん | | 5,279 | 31,169 | 8,367 | 1,227 | 103 |
| ヒブ | | 7,474 | 27,652 | 29,166 | 30,405 | 28,340 |
| 小児用肺炎球菌 | | 8,852 | 32,682 | 30,807 | 28,926 | 28,312 |
| 水痘 | | | | | | 12,864 |
| 成人用肺炎球菌 | | | | | | 16,954 |

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌は、任意接種に対する助成事業として平成23年2月から実施、平成25年度からは法定接種となった。

ポリオは、平成24年9月から生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えとなった。

平成24年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。

三種混合ワクチン販売中止により、平成26年度から四種混合と合わせて集計している。

平成26年10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が、法定接種となった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 各区役所

| 名称 | 本庁等 | 熊本市保健所 | 中央区役所 | 東区役所 | 西区役所 | 南区役所 | 北区役所 |
|-------|-----|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 医師 | 3人 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 保健師 | 22人 | 2人 | 24人 | 25人 | 19人 | 22人 | 23人 |
| 管内世帯数 | — | — | 95,392世帯 | 78,505世帯 | 38,727世帯 | 47,635世帯 | 55,734世帯 |
| 管内人口 | — | — | 185,862人 | 189,944人 | 92,517人 | 127,090人 | 143,602人 |

(注) 1 管内世帯数、管内人数、医師、保健師数は平成27年4月1日

- 本市初のPFI方式により整備した熊本市総合保健福祉センター（愛称：ウェルパルクまもと）は、4階に熊本市保健所、3階にこころの健康センター・中央区保健子ども課健康センター大江分室・市民協働課市民活動推進班、2階に子ども発達支援センター・発達障害者支援センター・子ども総合相談室、1階に市民活動支援センター・あいぼーと等の機能を有する複合施設

(2) 保健福祉情報ネットワークの活用（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努める。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していく。

(3) 救急医療制度 (医療政策課)

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 救急医療体制整備の経緯

| | |
|----------|---|
| 昭和51年12月 | 年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関) |
| 昭和52年7月 | 熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始 |
| 昭和53年 | 病院群輪番制による二次救急医療業務開始 |
| 昭和56年11月 | 熊本市医師会(休日・夜間急患センター)に一次救急医療業務を委託(小児科・内科) 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託 |
| 昭和57年4月 | 休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始 |
| 昭和58年4月 | 休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充(小児科・内科・外科) |
| 昭和63年4月 | 休日昼間の一次救急業務を開始 |
| 平成2年4月 | 熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託 |
| 平成14年8月 | 熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併) |
| 平成17年4月 | 病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の3市7町 (平成22年3月より、合併のため3市5町)で事業継続のための協定を締結 (税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの) |
| 平成20年10月 | 富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(富合町分)を継承 |
| 平成22年4月 | 城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(城南町分)を継承 植木町との合併により、鹿本郡医師会に委託している在宅当番医制事業(植木町分)を継承 植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救急 医療圏の2市(熊本市は植木地区)での協定を継続 |
| 平成27年4月 | 植木地区が、鹿本救急医療圏から熊本中央救急医療圏に編入されたことにより、鹿本 救急医療圏の病院群輪番制病院運営事業負担金に関する協定を廃止 |

イ 一次救急医療業務(年末年始を除く)

- ① 休日・夜間急患センター
 - ・熊本市医師会熊本地域医療センター
診療科目 小児科・内科・外科
診療時間 毎夜間(午後6時から翌午前8時まで)、休日昼間(午前8時から午後6時まで)
(平成21年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)
 - ・休日準夜急患診療所(熊本赤十字病院)
診療科目 小児科・内科・外科・整形外科
診療時間 休日夜間(午後6時から翌午前0時まで)
- ② 在宅当番医制
 - ・熊本市医師会委託
診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)
(平成22年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強)
 - ・下益城郡医師会委託 富合・城南地区(1)
 - ・鹿本医師会委託 植木地区(1~2)
()内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

| 区分 | | 年度 | | | | | |
|------------------------|----------|------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 休日 夜間 急患 センター | 地域医療センター | 小児科(人) | 18,643 | 19,898 | 17,432 | 16,722 | 15,704 |
| | | 内科(人) | 11,534 | 10,994 | 11,292 | 10,660 | 9,913 |
| | | 外科(人) | 2,668 | 2,363 | 2,851 | 2,382 | 1,925 |
| | | 計(人) | 32,845 | 33,255 | 31,575 | 29,764 | 27,542 |
| | | 二次医療搬送(再掲) | 1,341 | 1,394 | 1,179 | 1,152 | 1,370 |
| | 熊本赤十字病院 | 患者総数(人) | 4,317 | 4,639 | 4,593 | 5,448 | 5,173 |
| 在宅当番医制(人) | | 33,390 | 33,953 | 35,266 | 37,352 | 38,268 | |
| (実施医療機関延数) | | (916) | (907) | (925) | (910) | (925) | |
| 救急調剤(件) | | 20,926 | 21,591 | 20,840 | 19,881 | 18,793 | |
| 休日夜間歯科診療(人) | | 178 | 149 | 161 | 158 | 94 | |
| 委託料(千円) | | 177,490 | 177,505 | 177,307 | 177,199 | 182,524 | |

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

① 休日・夜間急患センター

・熊本市医師会熊本地域医療センター
診療科目 小児科・内科・外科

② 在宅当番医制（熊本市医師会委託）

診療科目 内科系(4～7)、外科系(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1)、泌尿器科(1)、
小児科(3～4)（小児科・泌尿器科は午前9時～午後5時）
()内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

⑤ 年末年始診療実績

| 区分 | | 年度 | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 診療実日数(日) | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 急患 センター | 小児科(人) | 732 | 744 | 671 | 670 | 873 |
| | 内科(人) | 532 | 630 | 653 | 702 | 1,038 |
| | 外科(人) | 128 | 157 | 198 | 101 | 89 |
| 在宅当番医(人) | | 4,638 | 4,589 | 5,025 | 5,964 | 8,008 |
| 救急調剤(件) | | 1,246 | 1,284 | 1,428 | 1,448 | 2,027 |
| 歯科在宅当番医(人) | | 287 | 331 | 429 | 490 | 486 |
| 委託料(千円) | | 19,256 | 19,006 | 18,298 | 18,298 | 19,145 |

エ 二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院）の輪番制により実施。

（4）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（保健師、看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

| 相談区分 | 年度 | | | | | 調査確認等 実施件数 (再掲) |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------|
| | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 相談・問合せ | 886 | 1,157 | 1,154 | 1,239 | 1,274 | 1 |
| 苦情相談 | 414 | 497 | 575 | 489 | 524 | 62 |
| その他 | 86 | 52 | 86 | 120 | 95 | 0 |
| 合計 | 1,386 | 1,706 | 1,815 | 1,848 | 1,893 | 63 |

健
福

（5）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編） 平成16年4月1日

・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

| 項目 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計（人） | | 12,723 | 12,313 | 11,994 | 12,009 | 11,680 |
| 目標数（人） | | 14,550 | 14,752 | 14,875 | 14,896 | 14,677 |
| 達成率（%） | | 88 | 87 | 83 | 81 | 80 |

（6）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

(審議会の構成)

- ・全体会
調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
- ・身体障がい者福祉専門分科会（身体障がい者福祉専門分科会審査部会）
身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の交付に際し、障害の程度等に応じて疑義が生じたものについて審査を行う。
- ・高齢者福祉専門分科会
高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。
- ・民生委員審査専門分科会
民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
- ・児童福祉専門分科会（児童福祉専門分科会審査部会）
児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 在宅福祉センター

| 名 称 | 熊本市南部在宅福祉センター | 熊本市東部在宅福祉センター |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 所 在 地 | 南区日吉1丁目4番15号 | 東区健軍本町31番20号 |
| 設 置 主 体 | 熊本市 | 熊本市 |
| 運 営 主 体 | 熊本市社会福祉事業団 | 東部福祉センター 管理運営共同企業体 |
| 開設年月日 | 平成5年4月20日 | 平成6年5月22日 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 敷地面積 | 1,601.01㎡ | 1,394.69㎡ |
| 延床面積 | 779.40㎡ | 801.70㎡ |
| 開館時間 | 9時～17時（一部22時迄） | 9時～17時（一部22時迄） |
| 主 な 設 備 | 休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室 | 休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室 |

(7) 民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1,436人、現員1,384人）

(平27.4.1現在)

| 地区 性別(人) | 中央区 | 東 区 | 西 区 | 南 区 | 北 区 | 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 男 | 71 | 81 | 55 | 70 | 74 | 351 |
| 女 | 315 | 230 | 158 | 169 | 161 | 1,033 |
| 計 | 386 | 311 | 213 | 239 | 235 | 1,384 |

(主任児童委員141名を含む)

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
- 校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
- 前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 運営費補助金等（平成27年度分）

| | | |
|--------------------------|----|---------------------|
| ・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金 | 年額 | 7,898千円 |
| ・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金 | 年額 | 9,100千円（130千円×70団体） |
| ・民生委員活動費（費用弁償） | 年額 | 110千円／人 |
| ・民生委員活動費（費用弁償会長加算分） | 年額 | 11,840円／人 |

(8) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

(平27.4現在)

| 名 称 | 代 表 者 | 所 在 地 | 設 置 目 的 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 | 潮谷愛一 | 中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F | 住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る |
| 公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター | 荒木哲美 (H27.4現在) ※27.5.28からは西島喜義 | 中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 | 高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする |

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

| 名 称 | 代 表 者 | 所 在 地 | 設 置 目 的 |
|------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 熊本市民生委員児童委員協議会 | 城生昌隆 | 中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F | 民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する |
| 熊本市母子寡婦福祉連合会 | 池田恵子 | 中央区南千反畑町10-7 | 母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る |
| 熊本市老人クラブ連合会 | 徳永悟 (H27.4現在) ※27.6.25からは山田正 | 中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 | 老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る |
| 熊本市遺族連合会 | 村上國夫 | 中央区紺屋町2丁目8番1号 | 遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する |
| 城南町遺族会 | 榊田正治 | 南区城南町藤山1859番地 | 遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する |
| 植木町遺族会 | 田上謙治 | 北区植木町山本1797番地 | 遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する |
| 熊本県英霊顕彰会 | 蒲島郁夫 | 中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内 | 英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る |
| 熊本市原爆被害者の会 | 長曾我部久 | 中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 | 被爆者の相互扶助と福利増進を図る |
| 熊本市地区保護司会 | 主海偉佐雄 | 中央区大江3丁目1番53号 | 更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする |
| 熊本県中国残留孤児等対策協議会 | 三浦一水 | 中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内 | 中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする |
| 熊本BBS会 | 河内田晃子 | 中央区大江3丁目1番53号 | 非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う |
| 熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会 | 江藤正行 | 中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F | 住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る |
| 日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部 | 大西一史 | 中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター 新町分室3F | 日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る |
| 熊本市手をつなぐ育成会 | 川村隼秋 | 中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 | 熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る |
| 熊本市身体障害者福祉協会連合会 | 多門文雄 | ” | 組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る |
| 熊本市社会福祉施設連合会 | 本山雅徳 | 東区渡鹿8丁目16番46号 | 市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る |
| 熊本市保育園連盟 | 江藤美信 | 中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 | 乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする |

(9) 指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成26年度 社会福祉法人 155法人 うち実施数 102法人

平成26年度 社会福祉施設 270施設 うち実施数 270施設

①児童福祉施設 185施設

（保育所157、母子生活支援施設2、乳児院2、児童養護施設4、障がい児施設7、児童厚生施設13（児童館12※、児童遊園1）※青少年育成課実施の公立児童館10を含む）

②老人福祉施設 69施設

（特別養護老人ホーム31、地域密着型特別養護老人ホーム13、養護老人ホーム7、軽費老人ホーム（A型を含む）18）

③障がい者支援施設 14施設

④保護施設 1施設（救護施設1）

⑤社会事業授産施設 1施設

イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成26年度 介護老人保健施設 29施設 うち実施数 17施設

(10) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成27年度当初予算） 1,388,415千円（障がい 113,100千円）

（平成27年度対象施設数） 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計12カ所（障がい2箇所）

(11) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課、子ども支援課）

ア 目的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平27.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談係職員

家庭・女性相談員 7人 妊娠に関する悩み相談員（時間外・休日対応） 9人

エ 利用状況（平成25年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談 1, 832件

・女性のための相談

| | | | | | |
|------|---------------|-----|------------------|--------|-----|
| 夫等 | 夫等（交際相手）からの暴力 | 530 | 経 済 関 係 | 生活困窮 | 378 |
| | 薬物中毒・酒乱 | 9 | | サラ金・借金 | 18 |
| | 離婚問題 | 270 | | 求職 | 40 |
| | その他 | 59 | | その他 | 157 |
| 子ども | 養育困難 | 32 | 住居問題 | | 128 |
| | その他子どもの問題 | 389 | 医 療 関 係 | 病気 | 73 |
| 親族 | 親の暴力 | 40 | | 精神的問題 | 156 |
| | その他親族の問題 | 155 | | 妊娠・出産 | 352 |
| 人間関係 | 男女問題 | 11 | その他 | その他 | 50 |
| | 家庭不和 | 61 | | その他 | 7 |
| | その他 | 119 | 合計 | 3,034 | |

・子どものための相談

| 養護 | 障害・発達 | 学校生活等 | 非行 | 育成 | 生活環境 | その他 | 合計 |
|-----|-------|-------|----|----|-------|-----|-------|
| 496 | 75 | 50 | 3 | 20 | 1,657 | 12 | 2,313 |

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（1）介護保険（平成12年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者

（平27.3.31現在）

| | | |
|---------------|------------|-----------|
| 第1号被保険者数 | 65歳以上75歳未満 | 86,337人 |
| | 75歳以上 | 87,201人 |
| | 合計 | 173,538人 |
| 第1号被保険者のいる世帯数 | | 124,689世帯 |
| 40歳以上65歳未満者数 | | 242,593人 |

イ 要介護（要支援）認定

- ① 介護認定審査会 委員 252名
 (構成) ・医療関係者 97名
 ・保健関係者 51名
 ・福祉関係者 104名
- ② 審査件数 35,054件 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)
- ③ 要介護（支援）認定の状況

(平27.3.31現在) (単位 人)

| 区 分 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合 計 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第1号被保険者 | 6,087 | 5,343 | 8,573 | 5,786 | 4,125 | 3,889 | 3,363 | 37,166 |
| 65歳以上75歳未満 | 885 | 682 | 976 | 603 | 399 | 360 | 358 | 6,910 |
| 75歳以上 | 5,202 | 4,661 | 7,597 | 5,183 | 3,726 | 3,529 | 3,005 | 30,256 |
| 第2号被保険者 | 93 | 107 | 192 | 154 | 79 | 103 | 96 | 824 |
| 合 計 | 6,180 | 5,450 | 8,765 | 5,940 | 4,204 | 3,992 | 3,459 | 37,990 |

ウ 介護サービス利用の状況

- ① 居宅介護（支援）サービス受給者

(平27.3.31現在) (単位 人)

| 区 分 | 要支援1 | 要支援2 | 経過的要介護 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合 計 |
|---------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第1号被保険者 | 3,749 | 3,881 | 0 | 6,413 | 4,342 | 2,475 | 1,644 | 1,004 | 23,508 |
| 第2号被保険者 | 43 | 80 | 0 | 151 | 132 | 51 | 71 | 47 | 575 |
| 合 計 | 3,792 | 3,961 | 0 | 6,564 | 4,474 | 2,526 | 1,715 | 1,051 | 24,083 |

- ② 地域密着型サービス受給者

(平27.3.31現在) (単位 人)

| 区 分 | 要支援1 | 要支援2 | 経過的要介護 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合 計 |
|---------|------|------|--------|------|------|------|------|------|-------|
| 第1号被保険者 | 46 | 50 | 0 | 506 | 574 | 638 | 501 | 395 | 2,710 |
| 第2号被保険者 | 1 | 0 | 0 | 7 | 3 | 4 | 5 | 7 | 27 |
| 合 計 | 47 | 50 | 0 | 513 | 577 | 642 | 506 | 402 | 2,737 |

- ③ 施設サービス受給者

(平27.3.31現在) (単位 人)

| 区 分 | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設 | 合 計 |
|---------|----------|----------|-----------|-------|
| 第1号被保険者 | 1,795 | 1,926 | 724 | 4,445 |
| 第2号被保険者 | 9 | 29 | 10 | 48 |
| 合 計 | 1,804 | 1,955 | 734 | 4,493 |

エ 保険料

①平成27年度介護保険料額

(年 額)

| 対 象 者 | 保険料の設定方法 | 保 険 料 |
|--|------------------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者 市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者 | 基準額×0.5 | 34,200円 |
| | (公費投入後) 基準額×0.45 | 30,780円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の者 | 基準額×0.625 | 42,756円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者 | 基準額×0.75 | 51,300円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 | 基準額×0.875 | 59,856円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 | 基準額×1 | 68,400円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者で合計所得金額が120万円未満の場合 | 基準額×1.15 | 78,660円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合 | 基準額×1.3 | 88,920円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合 | 基準額×1.5 | 102,600円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の場合 | 基準額×1.65 | 112,860円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の場合 | 基準額×1.8 | 123,120円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が500万円以上600万円未満の場合 | 基準額×1.9 | 129,960円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が600万円以上700万円未満の場合 | 基準額×2.0 | 136,800円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が700万円以上の場合 | 基準額×2.1 | 143,640円 |

② 保険料賦課収納の状況

(平27.3.31現在)

| 年度 | | 区分 | | | | |
|------|-----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 現年度分 | 保険料賦課額(円) | 7,068,349,531 | 7,257,112,881 | 9,390,151,330 | 9,759,851,975 | 10,161,189,567 |
| | 保険料収納額(円) | 6,923,753,598 | 7,108,530,610 | 9,188,007,967 | 9,548,309,001 | 9,947,101,467 |
| | 収 納 率 (%) | 97.95 | 97.95 | 97.85 | 97.83 | 97.89 |
| 過年度分 | 保険料賦課額(円) | 384,724,391 | 376,742,807 | 377,933,926 | 433,379,165 | 492,948,802 |
| | 保険料収納額(円) | 58,471,615 | 55,353,951 | 52,975,317 | 60,442,110 | 73,632,765 |
| | 収 納 率 (%) | 15.20 | 14.69 | 14.02 | 13.95 | 14.94 |
| 計 | 保険料賦課額(円) | 7,453,073,922 | 7,663,855,688 | 9,768,085,256 | 10,193,231,140 | 10,654,138,369 |
| | 保険料収納額(円) | 6,982,225,213 | 7,163,884,561 | 9,240,983,284 | 9,608,751,111 | 10,020,734,232 |
| | 収 納 率 (%) | 93.68 | 93.84 | 94.60 | 94.27 | 94.05 |

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 27. 3. 31 現在)

| | | | |
|----------------|-----------------------|--|---|
| 介護サービス 事業所数 | 毎年・10月1日 (平成12年開始) | 介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び 利用者の状況等のサービス供給に関する事項 | |
| | | 居宅サービス事業所 ・訪問介護 241 事業所 ・訪問看護 735 事業所 ・居宅療養管理指導 1,228 事業所 ・通所リハ 939 事業所 ・認知症通所介護 44 事業所 ・特定福祉用具販売 52 事業所 ・認知症GH 60 事業所 ・短期入所療養 63 事業所 ・特定施設 30 事業所 ・看護小規模多機能 2 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所 13 事業所 | ・訪問入浴 7 事業所 ・訪問リハ 611 事業所 ・通所介護 275 事業所 ・夜間対応型訪問介護 2 事業所 ・福祉用具貸与 52 事業所 ・居宅介護支援 239 事業所 ・短期入所生活 40 事業所 ・小規模多機能 52 事業所 ・地域密着型特定施設 2 事業所 ・定期巡回・随時対応型 5 事業所 |

② 施設サービス事業者

(平27. 3. 31現在)

| 介護保険施設 | 施設数 | 床数 |
|-------------|-----|-------|
| ① 介護老人福祉施設 | 31 | 1,704 |
| ② 介護老人保健施設 | 29 | 2,168 |
| ③ 介護療養型医療施設 | 25 | 945 |

健
福

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

| 区分 | | 年度 | | | | |
|---------------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 居宅 サービス | 訪問通所系 | 14,040,225,720 | 15,416,509,527 | 16,816,833,953 | 18,380,350,562 | 19,747,708,078 |
| | 短期入所系 | 1,223,480,763 | 1,320,756,830 | 1,322,230,839 | 1,308,620,774 | 1,373,949,212 |
| | その他 | 3,533,126,047 | 4,152,956,772 | 4,851,601,124 | 5,393,807,471 | 5,879,400,913 |
| | 福祉用具購入 | 78,909,398 | 93,294,156 | 94,729,185 | 93,909,978 | 95,960,017 |
| | 住宅改修 | 217,589,576 | 250,221,757 | 279,829,181 | 274,569,864 | 285,653,443 |
| | 小計 | 19,093,331,504 | 21,233,739,042 | 23,365,224,282 | 25,451,258,649 | 27,382,671,663 |
| 施設 サービス | 介護老人福祉施設 | 5,020,198,292 | 5,128,083,913 | 5,221,960,057 | 5,377,258,524 | 5,448,580,425 |
| | 介護老人保健施設 | 5,907,489,891 | 5,983,738,996 | 6,338,650,538 | 6,294,819,496 | 6,322,148,377 |
| | 介護療養型医療施設 | 4,876,540,119 | 4,463,992,139 | 3,992,071,551 | 3,549,567,607 | 3,255,578,151 |
| | 小計 | 15,804,228,302 | 15,575,815,048 | 15,552,682,146 | 15,221,645,627 | 15,026,306,953 |
| 地域密着型サービス | | 3,676,136,787 | 4,183,021,839 | 4,832,528,869 | 5,437,634,164 | 6,037,684,620 |
| 計 | | 36,641,597,121 | 40,992,575,929 | 43,750,435,297 | 46,110,538,440 | 48,446,663,236 |
| 高額介護サービス費 | | 791,269,841 | 839,407,704 | 904,246,182 | 954,854,462 | 991,521,027 |
| 高額医療合算介護サービス費 | | 93,325,598 | 95,263,161 | 113,031,893 | 102,268,949 | 118,013,073 |
| 審査支払手数料 | | 57,993,460 | 62,971,570 | 67,864,510 | 64,504,050 | 66,459,197 |
| 特定入所者介護サービス費 | | 1,378,824,040 | 1,425,723,400 | 1,493,248,060 | 1,579,105,528 | 1,631,821,657 |
| 合計 | | 40,895,109,532 | 43,415,941,764 | 46,328,825,942 | 48,811,271,429 | 51,254,478,190 |

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

| サービス種類 | サービス内容 | 備考 |
|-----------------------|--|---------------|
| 小規模多機能型居宅介護 | 「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。 | 予防有 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。 | 対象 要介護度1以上 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。 | 対象 要介護度1以上 |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせ、サービスの提供を行う。 | 対象 要介護度1以上 |
| 認知症対応型通所介護 | 認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受ける。 | 予防有 |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。 | 対象 要支援2以上 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成19年度以降整備開始。 | 対象 要介護度3以上 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護を受ける。 | 対象 要介護度1以上 |

ク 地域支援事業（平成18年度より実施）

① 介護予防事業

二次予防事業施策

| 事業の種類 | 事業の内容 |
|---------------|--|
| 二次予防事業対象者把握事業 | 介護予防上の支援が必要と認められる二次予防事業対象者を様々なルートにより把握する。 |
| 通所型介護予防事業 | 二次予防事業対象者に対し、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。 |
| 訪問型介護予防事業 | 閉じこもり等の状態にある二次予防事業対象者に対し、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。 |
| 二次予防事業評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行う。 |

一次予防事業施策

| 事業の種類 | 事業の内容 |
|--------------|---|
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。 |
| 一次予防事業評価事業 | 年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。 |

② 包括的支援事業

| 事業の種類 | 事業の内容 |
|-----------------|--|
| 介護予防ケアマネジメント事業 | 二次予防事業対象者について、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行う。 |
| 総合相談支援事業/権利擁護事業 | 地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域のネットワーク構築や実態把握、相談支援、権利擁護の観点からの対応などを行う。 |
| 包括的・継続的マネジメント事業 | ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。 |

③ 任意事業

| 事業の種類 | 事業の内容 |
|---------------|---|
| 介護給付等費用適正化事業 | 利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。 |
| 家族介護支援事業 | 要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。 |
| 福祉用具・住宅改修支援事業 | 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。 |
| 地域自立生活支援事業 | 高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。 |

(2) 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始) (国保年金課)

ア 世帯数及び被保険者数

(各年度3月31日現在)

| 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総世帯数 | 313,612 | 316,797 | 322,515 | 325,703 | 328,601 |
| 被保険者世帯数 | 112,067 | 111,533 | 111,219 | 110,164 | 108,698 |
| 加入率(%) | 35.73 | 35.21 | 34.48 | 33.82 | 33.08 |
| 総人口 | 723,111 | 724,558 | 730,915 | 732,013 | 732,569 |
| 被保険者数 | 197,634 | 195,021 | 192,523 | 188,789 | 184,063 |
| 加入率(%) | 27.33 | 26.92 | 26.34 | 25.79 | 25.13 |

イ 保険料賦課徴収状況

| 区分 | 年度 | 24 | | | 25 | | | 26 | | |
|-------|-----------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| | | 医療分 | 介護分 | 後期分 | 医療分 | 介護分 | 後期分 | 医療分 | 介護分 | 後期分 |
| 現年度分 | 調定額(円) | 13,332,672,272 | 1,598,753,694 | 3,420,975,385 | 13,288,133,185 | 1,562,240,751 | 3,403,077,405 | 12,813,140,395 | 1,495,446,726 | 3,334,702,572 |
| | 収入済額(円) | 11,657,272,785 | 1,375,979,724 | 2,996,105,695 | 11,630,620,991 | 1,344,082,552 | 2,984,040,087 | 11,281,167,365 | 1,293,017,472 | 2,945,565,560 |
| | 収納率(%) | 87.24 | 85.95 | 87.50 | 87.34 | 85.94 | 87.61 | 87.85 | 86.35 | 88.26 |
| 過年度分 | 調定額(円) | 5,508,020,010 | 719,404,299 | 1,164,627,793 | 5,521,506,063 | 735,703,627 | 1,237,692,288 | 4,932,700,752 | 659,279,422 | 1,141,525,910 |
| | 収入済額(円) | 348,897,416 | 42,732,690 | 76,062,426 | 368,582,401 | 46,339,089 | 83,687,868 | 444,103,745 | 58,335,867 | 104,598,521 |
| | 収納率(%) | 6.32 | 5.94 | 6.53 | 6.65 | 6.29 | 6.76 | 8.98 | 8.84 | 9.16 |
| 計 | 調定額(円) | 18,840,692,282 | 2,318,157,993 | 4,585,603,178 | 18,809,639,248 | 2,297,944,378 | 4,640,769,693 | 17,745,841,147 | 2,154,726,148 | 4,476,228,482 |
| | 収入済額(円) | 12,006,170,201 | 1,418,712,414 | 3,072,168,121 | 11,999,203,392 | 1,390,421,641 | 3,067,727,955 | 11,725,271,110 | 1,351,353,339 | 3,050,164,081 |
| | 収納率(%) | 63.58 | 61.12 | 66.93 | 63.66 | 60.44 | 66.05 | 65.93 | 62.63 | 68.09 |
| 賦課期日 | | 4月1日 | | | 4月1日 | | | 4月1日 | | |
| 徴収回数 | | 10 | | | 10 | | | 10 | | |
| 保険料額※ | 1人当り(円) | 97,862 | 32,515 | 23,819 | 98,380 | 33,521 | 24,362 | 96,412 | 33,534 | 24,319 |
| | 1世帯当り | | | | | | | | | |
| | 最高(円) | 510,000 | 120,000 | 140,000 | 510,000 | 120,000 | 140,000 | 510,000 | 140,000 | 160,000 |
| | 最低(円) | 15,300 | 4,020 | 3,900 | 15,300 | 4,020 | 3,900 | 15,300 | 4,020 | 3,900 |
| | 平均(円) | 169,402 | 41,047 | 41,230 | 168,595 | 41,860 | 41,749 | 163,258 | 41,362 | 41,180 |
| 保険料率※ | 所得割(%) | 9.2 | 2.2 | 2.3 | 9.2 | 2.2 | 2.3 | 9.2 | 2.2 | 2.3 |
| | 均等割(円) | 28,400 | 13,400 | 7,300 | 28,400 | 13,400 | 7,300 | 28,400 | 13,400 | 7,300 |
| | 平等割(円) | 22,600 | - | 5,700 | 22,600 | - | 5,700 | 22,600 | - | 5,700 |
| 算定割 | 所得割(%) | 57.41 | 55.76 | 57.42 | 57.63 | 56.25 | 57.64 | 58.90 | 58.42 | 59.58 |
| | 均等割(%) | 29.48 | 44.24 | 29.87 | 29.29 | 43.75 | 29.56 | 28.37 | 41.59 | 28.07 |
| | 平等割(%) | 13.11 | - | 12.71 | 13.09 | - | 12.80 | 12.72 | - | 12.35 |
| 財政状況 | 歳入(円) | 83,388,663,135 | | | 82,505,642,375 | | | 83,164,205,108 | | |
| | 歳出(円) | 85,577,541,684 | | | 83,997,571,731 | | | 85,210,246,639 | | |
| | 単年度収支額(円) | 3,113,272,004 | | | 696,949,193 | | | △554,112,175 | | |
| | 累積収支額(円) | △2,188,878,549 | | | △1,491,929,356 | | | △2,046,041,531 | | |

※平成24年度および平成25年度保険料額・保険料率については、不均一課税のため旧熊本市の数値を記載。その他のものは、旧城南町・旧植木町の数値を含む通年で記載。

ウ 給付状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|----------|-------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 給付割合 | 一般被保険者(割) | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 70歳以上一般(割) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 70歳以上現役並(割) | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 未就学児(割) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 療諸養費 | 件数 | 2,656,603 | 2,828,851 | 2,888,418 | 2,901,309 | 2,844,866 |
| | 費用(円) | 58,215,583,553 | 63,216,565,537 | 63,417,702,663 | 63,956,973,828 | 65,031,445,396 |
| 一時産金育児 | 件数 | 1,114 | 1,118 | 1,081 | 1,097 | 1,015 |
| | 費用(円) | 466,060,000 | 468,060,000 | 452,190,000 | 453,000,000 | 424,192,000 |
| | 1件当たり給付額(円) | 420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000) | 420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000) | 420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000) | 420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000) | 420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000 ※H27.1月以降404,000) |
| 葬祭費 | 件数 | 853 | 889 | 900 | 846 | 838 |
| | 費用(円) | 16,960,000 | 17,780,000 | 18,000,000 | 16,920,000 | 16,760,000 |
| | 1件当たり給付額(円) | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |
| 給合付費計 | 件数 | 2,843,643 | 2,830,858 | 2,890,399 | 2,903,252 | 2,846,719 |
| | 費用(円) | 62,833,588,423 | 63,702,405,537 | 63,887,892,663 | 64,426,893,828 | 65,090,624,596 |
| はありんきまゆ術 | 件数 | 51,875 | 43,683 | 36,507 | 34,467 | 32,847 |
| | 費用(円) | 51,875,000 | 43,683,000 | 36,507,000 | 34,467,000 | 32,847,000 |
| | 1件当たり給付額(円) | 1回 1,000 | 1回 1,000 | 1回 1,000 | 1回 1,000 | 1回 1,000 |
| | | — | — | — | — | — |

エ 診療費・諸率

| 区分 | | 年度 | | | | |
|-------------|--|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 受診率(%) | | 968.44 | 990.89 | 1,013.09 | 1,028.87 | 1,047.90 |
| 1件当たり日数 | | 2.4 | 2.4 | 2.3 | 2.2 | 2.2 |
| 1件当たり費用額(円) | | 26,875 | 27,040 | 26,625 | 26,716 | 27,459 |
| 1人当たり費用額(円) | | 260,266 | 267,933 | 269,735 | 274,868 | 287,745 |
| 1人当たり受診日数 | | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 1日当たり費用額(円) | | 11,151 | 11,446 | 11,736 | 12,014 | 12,517 |

オ 納付組織(平成27.3.31現在)

名称 国民健康保険会
 組織数 34組織
 会員数 137世帯
 事務費 (保険会の事務費)

- ・当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円(通常事務費)
- ・保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき1,000円(特別事務費変更時のみの交付)

カ 収納率向上対策

- ・職員、嘱託員による電話催告等の初期未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・保険料収納員（50人）の臨戸徴収強化
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談窓口の拡充
- ・口座振替の推進
- ・コンビニエンスストアへの収納業務委託
- ・資格適正化の強化

（3）後期高齢者医療制度（平成20年4月1日より広域連合にて実施）

対象者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）
 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部
 - ※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の下肢1/2以上を欠く
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
 2. 療育手帳A1、A2
 3. 国民年金などの障害年金1級、2級
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

後期高齢者保険料賦課徴収状況

| 区分 | 年度 | 24 | | 25 | | 26 | |
|------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 特別徴収 | 普通徴収 | 特別徴収 | 普通徴収 | 特別徴収 | 普通徴収 |
| 現年度分 | 調定額(円) | 3,537,659,400 | 2,564,695,700 | 3,571,845,300 | 2,597,292,200 | 3,523,619,000 | 2,635,515,940 |
| | 収入済額(円) | 3,537,659,400 | 2,512,344,479 | 3,571,845,300 | 2,536,070,082 | 3,523,619,000 | 2,571,338,870 |
| | 収納率(%) | 100 | 97.96 | 100 | 97.64 | 100 | 97.56 |
| 過年度分 | 調定額(円) | — | 102,999,014 | — | 102,779,448 | — | 115,605,440 |
| | 収入済額(円) | — | 37,107,827 | — | 32,447,021 | — | 41,192,870 |
| | 収納率(%) | — | 36.03 | — | 31.57 | — | 35.63 |
| 計 | 調定額(円) | 3,537,659,400 | 2,667,694,714 | 3,571,845,300 | 2,700,071,648 | 3,523,619,000 | 2,751,121,380 |
| | 収入済額(円) | 3,537,659,400 | 2,549,452,306 | 3,571,845,300 | 2,568,517,103 | 3,523,619,000 | 2,612,531,740 |
| | 収納率(%) | 100 | 95.57 | 100 | 95.13 | 100 | 94.96 |

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人/千円）

| 区分 | | 年度 | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 被保険者 | 第1号被保険者 | 119,606 | 114,568 | 113,998 | 110,394 | 107,073 |
| | 任意加入被保険者 | 1,954 | 1,873 | 1,718 | 1,548 | 1,436 |
| | 第3号被保険者 | 56,851 | 54,136 | 53,198 | 52,458 | 51,652 |
| | 合計 | 178,411 | 170,577 | 168,914 | 164,400 | 160,161 |
| 免除者保険料 | 法定免除 | 8,059 | 9,210 | 9,811 | 9,984 | 10,123 |
| | 申請免除 | 18,974 | 21,836 | 23,420 | 26,190 | 25,386 |
| | 若年者猶予 | 2,680 | 2,799 | 3,226 | 3,469 | 3,480 |
| | 学生納付特例 | 11,386 | 12,100 | 12,302 | 12,688 | 12,874 |
| | 合計 | 41,089 | 45,945 | 48,759 | 52,331 | 51,863 |
| 免除率 (%) | | 39.5 | 40.1 | 42.8 | 47.4 | 48.4 |

イ 年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位 千円）

| 区分 | 年度 | 24 | | 25 | | 26 | |
|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 受給者 | 年金額 | 受給者 | 年金額 | 受給者 | 年金額 |
| 老齢福祉年金 | 22 | 22 | 5,637 | 14 | 3,276 | 12 | 2,771 |
| 老齢年金 | 7,536 | 7,536 | 3,666,894 | 6,559 | 3,209,388 | 5,644 | 2,735,124 |
| 通算老齢年金 | 5,668 | 5,668 | 1,346,537 | 5,103 | 1,215,592 | 4,541 | 1,073,324 |
| 老齢基礎年金 | 133,005 | 133,005 | 88,253,999 | 140,746 | 93,419,879 | 148,468 | 97,149,602 |
| 障害年金 | 388 | 388 | 341,533 | 361 | 316,959 | 349 | 301,585 |
| 障害基礎年金 | 12,439 | 12,439 | 10,958,960 | 12,746 | 11,185,802 | 13,155 | 11,339,646 |
| 母子・遺児年金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遺族基礎年金 | 1,396 | 1,396 | 1,073,644 | 1,361 | 1,049,715 | 1,353 | 1,025,811 |
| 寡婦年金 | 108 | 108 | 50,331 | 100 | 46,068 | 90 | 40,451 |
| 計 | 160,562 | 160,562 | 105,697,535 | 166,990 | 110,446,679 | 173,612 | 113,668,314 |

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくするための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・市バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）
- ・ 年金出前講座

(5) 生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|-------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 生活扶助 | 世帯 | 8,416 | 9,196 | 9,941 | 10,384 | 10,716 |
| | 人員 | 11,923 | 13,043 | 14,070 | 14,623 | 14,888 |
| | 金額(千円) | 7,238,211 | 7,851,578 | 8,488,546 | 8,645,962 | 8,857,100 |
| 住宅扶助 | 世帯 | 7,103 | 7,769 | 8,479 | 8,895 | 9,217 |
| | 人員 | 9,657 | 10,536 | 11,492 | 11,948 | 12,231 |
| | 金額(千円) | 2,785,292 | 3,088,369 | 3,363,988 | 3,550,346 | 3,688,943 |
| 教育扶助 | 世帯 | 633 | 685 | 736 | 767 | 764 |
| | 人員 | 946 | 1,028 | 1,099 | 1,180 | 1,176 |
| | 金額(千円) | 123,258 | 132,220 | 140,595 | 151,347 | 161,677 |
| 医療扶助 | 世帯 | 8,443 | 8,443 | 9,746 | 10,266 | 10,665 |
| | 人員 | 10,540 | 10,540 | 12,242 | 12,910 | 13,331 |
| | 金額(千円) | 12,259,907 | 13,134,380 | 13,041,986 | 13,919,041 | 14,173,869 |
| 介護扶助 | 世帯 | 1,527 | 1,692 | 1,884 | 2,094 | 2,275 |
| | 人員 | 1,577 | 1,749 | 1,942 | 2,169 | 2,354 |
| | 金額(千円) | 300,936 | 330,044 | 383,185 | 430,006 | 469,264 |
| 出産扶助 | 世帯 | 0.5 | 0.5 | 0.2 | 0.1 | 0.4 |
| | 人員 | 0.5 | 0.5 | 0.2 | 0.1 | 0.4 |
| | 金額(千円) | 809 | 906 | 891 | 545 | 1,336 |
| 生業扶助 | 世帯 | 340 | 389 | 415 | 396 | 364 |
| | 人員 | 765 | 864 | 935 | 901 | 843 |
| | 金額(千円) | 67,255 | 74,054 | 78,701 | 74,145 | 75,370 |
| 葬祭扶助 | 世帯 | 17 | 22 | 18 | 17 | 19 |
| | 人員 | 18 | 22 | 18 | 18 | 20 |
| | 金額(千円) | 67,932 | 73,122 | 62,197 | 69,153 | 71,182 |
| 保護施設事務費(千円) | | 246,805 | 264,122 | 256,275 | 266,112 | 281,675 |
| 実数 | 世帯 | 9,814 | 10,694 | 11,530 | 12,103 | 12,451 |
| | 人員 | 13,532 | 14,783 | 15,913 | 16,664 | 16,977 |
| | 金額(千円) | 23,107,722 | 24,940,949 | 25,826,803 | 27,106,627 | 27,782,409 |

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移(年度平均)

| 区分 | | 年度 | | | | |
|----|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | | % | % | % | % | % |
| 市 | | 18.53 | 20.16 | 21.57 | 22.55 | 23.00 |
| 県 | | 12.09 | 13.00 | 13.92 | 14.50 | 15.00 |

ウ 保護措置状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|---------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 申請件数 | | 2,149 | 1,989 | 2,494 | 2,278 | 2,158 |
| 開始件数 | | 1,863 | 1,710 | 2,152 | 2,003 | 1,923 |
| 却下・取下件数 | | 298 | 167 | 340 | 263 | 252 |
| 廃止件数 | | 863 | 923 | 1,390 | 1,546 | 1,593 |

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成26年度月平均)

| 就 業 別 | 世 帯 数 | 構 成 比 |
|------------------------|--------|-------|
| 世帯主が働いている世帯 | 1,373 | 10.9 |
| 常用勤労者 | 1,187 | 9.5 |
| 日雇労働者 | 155 | 1.2 |
| 内職者 | 12 | 0.1 |
| その他の就業者 | 18 | 0.1 |
| 世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯 | 338 | 2.7 |
| 働いている者のいない世帯 | 10,741 | 86.3 |
| 合 計 | 12,451 | 100.0 |

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(平27.4.1現在)

| 種別 | 施設名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所在地 | 許可年月 | 定員 | 措置人員 |
|----|-----------|--------|-------|-------------|--------|----|------|
| 救護 | 銀杏寮 | 社会福祉法人 | 本山 雅徳 | 春日5丁目17-36 | 昭35.12 | 60 | 39 |
| 医療 | イエズスの聖心病院 | 社会福祉法人 | 田代 篤信 | 上熊本2丁目11-24 | 昭27.4 | 87 | 0 |

健
福

4 高齢者福祉（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成26年10月1日現在で23.2%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められている。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

(1) 高齢者人口の推移

(各年度10月1日現在推計)

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65歳 ~ 69歳 | 39,150 | 37,548 | 40,478 | 43,808 | 47,239 |
| 70歳以上 | 112,264 | 115,295 | 118,059 | 120,616 | 123,532 |
| 計 | 151,369 | 152,843 | 158,537 | 164,424 | 170,771 |
| 全人口に対する割合 (%) | 20.88 | 21.04 | 21.65 | 22.40 | 23.24 |

(2) 高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

| | |
|----------|--|
| 目的 | 臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| 事業内容 | 原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。 |
| 設立年月日 | 昭和63年2月1日認可 |
| 実施主体 | 公益社団法人熊本シルバー人材センター |
| 登録人員 | 2,383人（平27.3.31現在） |
| 就業実人員 | 1,951人（平成26年度） |
| 平成27年度予算 | 44,147千円 |

イ 老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成金

助成基準 30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）
 助成金 月額 4,000円

② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円

③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

助成実績

| 区分 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 老人クラブ助成対象数 | | 575 | 554 | 547 | 546 | 538 |
| 会員数 | | 31,513 | 30,197 | 29,120 | 28,239 | 27,567 |
| 助成金支出額（円） | | 29,525,000 | 29,191,000 | 29,018,000 | 28,826,000 | 28,326,000 |

(3) 熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

（平成8年10月1日開始）

| | |
|--------------|--|
| 目的 | 高齢者・障がい者・被爆者の社会参加に寄与する。 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の人 ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・被爆者健康手帳所持者 |
| 事業内容 | バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけ乗車券（電鉄電車はおでかけ回数券）との併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。 |
| 平成27年3月末交付者数 | 88,826人 |

(4) 敬老祝品 (平成10年4月1日開始)

目的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

受給資格 次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に80・88歳及び101歳以上の年齢に達する者、及び当該年度に100歳の誕生日を迎える者。

平成26年度実績 支給者9,974人 支給総額20,885千円

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

目的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

対象者 原則として、市内居住の60歳以上の高齢者(ただし、事業内容によってはこの限りではない)

事業概要

- ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等
- ・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座
- ・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
- ・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要 「(11)施設」カ・キ・クに別途掲載

イ 老人農園 (昭和51年度開始)

目的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。

対象者 60歳以上の高齢者

農園数 6カ所

| 農園名 | 所在地 | 開設年月日 | 面積 |
|---------|-----------------------------|------------|--------|
| 蓮台寺老人農園 | 西区蓮台寺1丁目49-1・50-1 | 昭52. 6. 1 | 1,470㎡ |
| 健軍老人農園 | 東区湖東1丁目24 東区健軍4丁目1550-15 | 昭53. 6. 1 | 1,214㎡ |
| 若葉老人農園 | 東区若葉4丁目153・218・243 | 昭54. 10. 1 | 2,772㎡ |
| 島崎老人農園 | 西区島崎5丁目502・503 | 昭54. 11. 1 | 933㎡ |
| 楠老人農園 | 北区楠6丁目1352-1 | 昭55. 8. 1 | 1,285㎡ |
| 池田老人農園 | 西区池田2丁目992・993 | 平12. 4. 1 | 1,014㎡ |

(6) ひとり暮らし高齢者対策

ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)

目的 一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数 1,009台(平26年度末)

平成27年度予算 44,615千円

イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和50年度開始）

目的 一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者

事業内容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。

実利用者数 45人（平成26年度末）

訪問回数 最低週1回

平成27年度予算 685千円

ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）

目的 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。

対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。

事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。

利用者数 310人（平成26年度）

平成27年度予算 1,905千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 老人日常生活用具給付事業（昭和56年度開始）

目的 日常生活用具を給付することにより、要援護高齢者等の日常生活の便宜及び安全な在宅生活の継続を図る。

対象者 おおむね65歳以上の要援護高齢者

平成27年度予算 1,000千円

事業実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数(件) | 46 | 43 | 23 | 30 | 32 |
| 所要額(円) | 887,830 | 667,990 | 539,930 | 609,317 | 627,895 |

イ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対象者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

利用状況

| 項目 住宅名 | 開設時期 | 戸数 | 補助員数 |
|-----------|-----------------------|-----|------|
| 県営水源団地 | H 4. 4. 1 | 25 | 1 |
| 市営出水団地 | H 7. 4. 1 | 67 | 3 |
| 市営南部中央団地 | H12. 6. 1 | 20 | 1 |
| 市営白藤団地 | H14. 4. 1 | 46 | 2 |
| 市営楠団地 | H11. 12. 1～H15. 7. 25 | 143 | 5 |
| 合計 | | 301 | 12 |

ウ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

（8）在宅高齢者介護予防

生活管理指導短期宿泊事業

在宅生活において基本的生活習慣の欠如等により、社会適応が困難な高齢者を施設に一時的に入所させ、日常生活に対する指導・支援を行うことにより、高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行を予防する。

利用状況

| 区分 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数(件) | 9 | 14 | 15 | 17 | 13 |
| 延日数(日) | 304 | 391 | 566 | 849 | 265 |

（9）家族介護支援

ア 家族介護者教室

目的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対象者 高齢者を介護している家族等

事業内容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開催数 170回（平成26年度）

イ 高齢者介護用品支給事業（平成12年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事業内容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事業実績

| 区分 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 154 | 165 | 171 | 193 | 194 |
| 事業費(千円) | 9,486 | 12,452 | 12,111 | 12,625 | 13,034 |

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成13年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。

対象者 要介護1以上の対象者を現に介護している家族の者。

事業内容 演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開催数 2回（予定）

（10）老人ホーム入所者数

（平27.3.31現在）

| 区分 | 施設数（市内） | 定員 | 本市の措置人員 |
|---------|---------|-----|---------|
| 養護老人ホーム | 8 | 490 | 387 |

（11）施設

ア 老人福祉センター

| 名称 | 中央老人福祉センター | 東老人福祉センター |
|-------|--------------------------------------|----------------------------|
| 所在地 | 中央区南千反畑町10番7号 | 東区健軍本町31番20号 |
| 設置主体 | 熊本市 | 熊本市 |
| 運営主体 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 | 東部福祉センター管理運営共同企業体 |
| 開設年月日 | 昭和39年6月1日 （昭和50年9月2日改築） | 昭和46年4月1日 （平成6年5月22日改築） |
| 構造 | 鉄筋2階建 | 鉄筋コンクリート造平家建 |
| 敷地面積 | 541㎡ | 1,395.69㎡ |
| 建物面積 | 延496㎡ | 延343.96㎡ |
| 建設費 | 51,435千円 | 142,116千円 |
| 開館時間 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後5時 |
| 使用料 | 浴室使用料100円 | 浴室使用料100円 |
| 定員 | 200人 | 100人 |
| 主な設備 | 集会室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 機能回復訓練室 事務室 | 娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室 |

名称 西老人福祉センター
所在地 西区小島3丁目3番26号
設置主体 熊本市
運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和49年7月10日
構造 木造平屋建
敷地面積 3,400㎡
建物面積 延252㎡
建設費 25,875千円
開館時間 午前9時～午後5時
使用料 浴室使用料100円
定員 100人
主な設備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

南老人福祉センター
西区小島3丁目3番26号
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平屋建
延264㎡
延343.96㎡
24,486千円
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
100人
集会室 談話室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

名称 北老人福祉センター
所在地 北区八景水谷1丁目2番6号
設置主体 熊本市
運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和48年10月22日
構造 鉄筋平屋建
敷地面積 2,961㎡
建物面積 延296㎡
建設費 24,300千円
開館時間 午前9時～午後5時
使用料 浴室使用料100円
定員 100人
主な設備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

川上老人福祉センター
北区梶尾町1279番地1
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和47年4月1日
鉄筋平屋建
2,369㎡
延655.6㎡
合併による
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
150人
集会室 娯楽室
浴室男女各1 事務室
機能回復訓練室 図書室

名称 天明老人福祉センター
所在地 南区銭塘町2172番地
設置主体 熊本市
運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 平成3年9月8日
構造 鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積 1,272㎡
建物面積 延380.5㎡
建設費 99,330千円
開館時間 午前9時～午後5時
使用料 浴室使用料100円
定員 100人
主な設備 大広間 多目的ホール
浴室男女各1 和室
食堂 事務室

河内老人福祉センター
西区河内町船津2708番地
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和51年1月21日
鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建
2,629.3㎡
延577.5㎡
合併による
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
150人
集会室 相談室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
事務室

| 名称 | 西里老人福祉センター | 城南老人福祉センター |
|-------|--|--|
| 所在地 | 北区徳王町870番地 | 南区城南町宮地976番地 |
| 設置主体 | 熊本市 | 熊本市 |
| 運営主体 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 | 株式会社オカムラ |
| 開設年月日 | 平成7年10月1日 | 平成22年3月23日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート平屋建 | 鉄筋コンクリート平屋建 |
| 敷地面積 | 2,509㎡ | 3,890.46㎡ |
| 建物面積 | 延567.53㎡ | 延668.61㎡ |
| 建設費 | 141,375千円 | 合併による |
| 開館時間 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後5時 |
| 使用料 | 浴室使用料100円 | 浴室使用料100円 |
| 定員 | 150人 | 150人 |
| 主な設備 | 集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室 | 集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室 |

| 名称 | 富合老人福祉センター |
|-------|------------------------------------|
| 所在地 | 南区富合町木原2319番地 |
| 設置主体 | 熊本市 |
| 運営主体 | 富合老人福祉センター管理運営共同企業体 |
| 開設年月日 | 昭和50年3月31日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート平屋建 |
| 敷地面積 | 2,652.64㎡ |
| 建物面積 | 延537.57㎡ |
| 建設費 | 合併による |
| 開館時間 | 午前9時～午後5時 |
| 使用料 | 浴室使用料100円 |
| 主な設備 | 大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室 |

利用状況

(平成26年度)

| 施設名 区分 | 中央 | 東 | 西 | 南 | 北 | 川上 | 河内 | 天明 | 西里 | 城南 | 富合 | 計 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 利用者 | 16,490 | 18,447 | 8,832 | 7,405 | 16,760 | 19,830 | 9,709 | 4,648 | 8,726 | 14,430 | 6,257 | 131,534 |
| 1日平均 利用者 | 56 | 63 | 30 | 25 | 57 | 68 | 33 | 16 | 30 | 49 | 21 | 448 |
| 使用料収入 (円) | 312,400 | 562,900 | 241,500 | 164,600 | 127,800 | 1,798,700 | 933,100 | 308,800 | 261,000 | 184,300 | 82,600 | 4,977,700 |

イ 養護老人ホーム

| | |
|-----------|--|
| 名 称 | 雁回敬老園 |
| 所 在 地 | 南区富合町2316番地 |
| 設 置 主 体 | 熊本市 |
| 運 営 主 体 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和34年12月 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造 2階建 |
| 敷 地 面 積 | 4,687.11㎡ |
| 建 物 面 積 | 延496㎡ |
| 建 設 費 | 合併による |
| 定 員 | 50人 |
| 主 な 設 備 | 集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場 |

本市の措置状況

(平27.3.31現在)

| 施設名・区別 | 雁 回 敬 老 園 | | |
|--------|-----------|----|----|
| | 男 | 女 | 計 |
| 措置人数 | 2 | 15 | 17 |

健
福

ウ 老人憩の家 (昭和48年度開始)

| | |
|---------|---|
| 目 的 | 高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る |
| 設 置 主 体 | 熊本市 |
| 運 営 方 法 | 各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託 |
| 構 造 | 木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造/平屋又は2階建 |
| 建 物 面 積 | 概ね50㎡前後 |
| 建 設 費 | 約648万円 (全施設平均) |
| 施 設 内 容 | 集会場 トイレ 台所 その他 |
| 施 設 数 | 131カ所(他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託) |
| 開 館 時 間 | 午前9時～午後5時 |
| 使 用 料 | 無料 |

エ お達者文化会館

| | |
|-----------|-------------------|
| 名 称 | 熊本市お達者文化会館 |
| 所 在 地 | 南区馬渡1丁目7番1号 |
| 設 置 主 体 | 熊本市 |
| 運 営 主 体 | 介護予防支援施設管理運営共同企業体 |
| 開 設 年 月 日 | 平成12年5月 |
| 構 造 | 鉄骨平屋建 |
| 敷 地 面 積 | 1,660㎡ |
| 建 物 面 積 | 193.048㎡ |
| 建 設 費 | 50,245千円 |
| 開 館 時 間 | 午前9時～午後10時 |
| 使 用 料 | |

(単位 円)

| 使用時間 使用場所 | 午 前 (9時～12時) | 午 後 (13時～17時) | 夜 間 (18時～22時) |
|--------------|-----------------|------------------|------------------|
| 多目的ホール | 1,800 | 2,000 | 2,000 |

※冷暖房使用料は、1時間200円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

オ 南部万年青会館

| | |
|-----------|-------------------|
| 名 称 | 熊本市南部万年青会館 |
| 所 在 地 | 南区八幡6丁目9番25号 |
| 設 置 主 体 | 熊本市 |
| 運 営 主 体 | 介護予防支援施設管理運営共同企業体 |
| 開 設 年 月 日 | 平成13年5月 |
| 構 造 | 鉄骨平屋建 |
| 敷 地 面 積 | 1,700㎡ |
| 建 物 面 積 | 430㎡ |
| 建 設 費 | 158,666千円 |
| 開 館 時 間 | 午前9時～午後10時 |
| 使用料及び主な設備 | |

(単位 円)

| 使用時間 使用場所 | 午 前 (9時～12時) | 午 後 (13時～17時) | 夜 間 (18時～22時) |
|--------------|-----------------|------------------|------------------|
| 多目的ホール | 1,800 | 2,000 | 2,000 |
| 調 理 室 | 1,200 | 1,800 | 1,800 |
| 会 議 室 A | 400 | 500 | 500 |
| 会 議 室 B | 400 | 500 | 500 |
| 会 議 室 C | 400 | 500 | 500 |

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

カ 東部はつらつ交流会館

名 称 熊本市東部はつらつ交流会館
 所在地 東区秋津3丁目17番23号
 設置主体 熊本市
 運営主体 介護予防支援施設管理運営共同企業体
 開設年月日 平成15年5月
 構造 木造平屋建
 敷地面積 1,076.12㎡
 建物面積 320.05㎡
 建設費 93,923千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料

(単位 円)

| 使用時間 使用場所 | 午 前 (9時～12時) | 午 後 (13時～17時) | 夜 間 (18時～22時) |
|--------------|-----------------|------------------|------------------|
| 多目的ホール | 1,800 | 2,000 | 2,000 |
| 会 議 室 | 400 | 500 | 500 |

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

キ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター
 所在地 西区島崎4丁目2番95号
 設置主体 熊本市
 運営主体 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
 開設年月日 平成12年5月
 構造 木造平屋建
 敷地面積 1,609㎡
 建物面積 82.58㎡
 建設費 13,944千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 無料
 主 な 設 備 研修室 事務所 トイレ

ク 夢もやい館（健康福祉政策課）

名称 熊本市夢もやい館
 所在地 北区楠1丁目20番5-101号
 設置主体 熊本市
 運営主体 夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
 開設年月日 平成14年11月
 構造 鉄筋コンクリート造
 敷地面積 3,881.04㎡
 建物面積 903.66㎡
 建設費 304,797千円
 開館時間 午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
 使用料

（単位 円）

| 施設等名 | 使用料 |
|------------------------------|--------------|
| 体育室 | 1時間につき 600 |
| 学習室（洋室） | 1時間につき 150 |
| 学習室（和室） | 1時間につき 150 |
| トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。） | 1回 200 |
| 冷暖房設備 | 1時間までごとに 100 |

主な設備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン
 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

ケ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名称 熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
 所在地 北区植木町岩野285番地29
 設置主体 熊本市
 運営主体 かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社
 開設年月日 平成15年1月7日
 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 敷地面積 6,111.97㎡
 建物面積 3,632.06㎡
 建設費 1,167,928千円
 主な設備 事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室
 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室
 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

コ その他の施設

| 種 別 | 施 設 名 | 運営主体 | 施設長 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 |
|-----------|---------------|--------|--------|-----------------|---------|-----|
| 養護老人ホーム | 慈愛園老人ホーム | 社会福祉法人 | 廣田 順一 | 中央区神水1丁目14番1号 | 昭21.11 | 70 |
| 〃 | 聖 母 の 丘 | 〃 | 笠原 洋子 | 西区島崎6丁目1番27号 | 昭21.11 | 50 |
| 〃 | ラ イ ト ホ ー ム | 〃 | 中山 泰男 | 中央区黒髪5丁目23番1号 | 昭26. 5 | 50 |
| 〃 | 熊 本 め ぐ み の 園 | 〃 | 青木 祐心 | 東区小山町1781番地 | 昭47. 2 | 50 |
| 〃 | 愉 和 荘 | 〃 | 石橋 伸哉 | 北区植木町米塚105番地 | 昭32. 7 | 50 |
| 〃 | 明 生 園 | 〃 | 山本 幸雄 | 西区花園7丁目19番1号 | 昭21. 2 | 120 |
| 〃 | 明 飽 苑 | 〃 | 徳永 せつよ | 西城区山薬師2丁目10番10号 | 昭47. 2 | 50 |
| 特別養護老人ホーム | バウラスホーム | 社会福祉法人 | 石川 光男 | 中央区神水1丁目14-1 | 昭39. 7 | 64 |
| 〃 | 白 川 の 里 | 〃 | 落水 清美 | 東区小山町2493 | 昭49. 5 | 120 |
| 〃 | 天 望 庵 | 〃 | 平原 静雄 | 北区龍田陳内1丁目3-30 | 昭60. 4 | 80 |
| 〃 | バ ラ 苑 | 〃 | 青木 祐心 | 東区小山町1781 | 昭62. 4 | 50 |
| 〃 | み ゆ き 園 | 〃 | 中村 亜紀子 | 南区御幸笛田6丁目6-71 | 昭63. 8 | 70 |
| 〃 | く わ の み 荘 | 〃 | 跡部 尚子 | 北区鹿子木町405 | 昭48. 8 | 120 |
| 〃 | 天 寿 園 | 〃 | 米満 淑恵 | 南区奥古閑町4375-1 | 平 2. 7 | 74 |
| 〃 | シ ル バ ー 日 吉 | 〃 | 中山 弘一 | 南区平成2丁目6-9 | 平 5. 4 | 56 |
| 〃 | 三 和 荘 | 〃 | 後藤 道彌 | 西城区山大塘4丁目1-15 | 平 6. 4 | 52 |
| 〃 | リデルホーム黒髪 | 〃 | 中山 泰男 | 中央区黒髪5丁目23-1 | 平 3. 6 | 30 |
| 〃 | リバーサイド熊本 | 〃 | 野口 駿 | 西区河内町野出1936-1 | 平 7. 6 | 52 |
| 〃 | コスモス・ファミリー熊本 | 〃 | 河本 達や | 北区太郎迫町144-1 | 平 8. 4 | 52 |
| 〃 | 聖 母 の 丘 | 〃 | 笠原 洋子 | 西区島崎6丁目1-27 | 平 8.10 | 50 |
| 〃 | ヴィラ・ながみね | 〃 | 西 靖子 | 東区长嶺南4丁目12-65 | 平 9. 4 | 52 |
| 〃 | こ ぼ り 苑 | 〃 | 宮崎 正二 | 南区護藤町1586 | 平10. 2 | 50 |
| 〃 | 花 み ず き | 〃 | 中原 悦子 | 中央区出水7丁目90-1 | 平10.10 | 52 |
| 〃 | ハ ー モ ニ ー | 〃 | 鷺山 銀子 | 東区秋津町秋田171-3 | 平10.12 | 52 |
| 〃 | あ い こ う | 〃 | 高瀬 美子 | 北区清水新地3丁目5-33 | 平12.11 | 52 |
| 〃 | さ く ら の 苑 | 〃 | 下川 みどり | 西区松尾町近津1361 | 平13. 7 | 50 |
| 〃 | さ わ ら び | 〃 | 山田 千恵子 | 北区龍田町弓削864-1 | 平14.10 | 52 |
| 〃 | る り 苑 | 〃 | 吉永 桐子 | 東区上南部1丁目16-36 | 平15.12 | 50 |
| 〃 | み か ん の 丘 | 〃 | 池尻 久美子 | 西区河内町白浜1440-2 | 平17. 4 | 50 |
| 〃 | シルバーピアさくら樹 | 〃 | 河内 悟 | 東区佐土原3丁目12-26 | 平17. 10 | 50 |
| 〃 | 力 合 つ く し 庵 | 〃 | 松下 啓子 | 南区合志4丁目3-50 | 平19. 2 | 50 |
| 〃 | た く ま の 里 | 〃 | 吉尾 邦子 | 東区御領1丁目13-26 | 平成19. 8 | 50 |
| 〃 | 祥 麟 館 | 〃 | 小林 佳之 | 南区长南町沈目1513 | 平12. 4 | 50 |
| 〃 | ゆ う と び あ | 〃 | 森 寛子 | 南区富合町古閑994-1 | 平 7. 3 | 50 |
| 〃 | 黎 明 館 | 〃 | 納富 修次郎 | 北区植木町豊田187 | 平 4. 4 | 50 |
| 〃 | 川 尻 ヒ ル ズ | 〃 | 松山 和樹 | 南区南高江7丁目3 | 平25. 8 | 60 |
| 〃 | グッドライフ熊本駅前 | 〃 | 大石 逸子 | 西区春日2丁目1-24 | 平25.10 | 60 |
| 〃 | かんなの杜 | 〃 | 林 良樹 | 北区植木町滴水9-2 | 平26. 8 | 60 |

| 種 別 | 施 設 名 | 運営主体 | 施設長 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 |
|----------------------|---------------------|--------|--------|----------------|-------|----|
| 特別養護老人ホーム (地域密着型) | 風 の 木 苑 | 社会福祉法人 | 米澤 幸子 | 東区西原1丁目11-62 | 平20.6 | 29 |
| 〃 | 八 角 堂 | 〃 | 植木 雅啓 | 西区花園2丁目10-16 | 平21.6 | 29 |
| 〃 | リデルホーム龍田 | 〃 | 中山 泰男 | 北区龍田陣内3丁目19-12 | 平21.9 | 20 |
| 〃 | サンビレッジ高平台 | 〃 | 白井 志津子 | 北区大窪3丁目11-47 | 平22.7 | 29 |
| 〃 | れいめいの家 | 〃 | 納富 賢一 | 北区植木町豊田187 | 平24.4 | 20 |
| 〃 | 向山つくし庵 | 〃 | 堺 珠美 | 中央区本山1丁目6-17 | 平24.7 | 29 |
| 〃 | 上 熊 本 苑 | 〃 | 河本 達人 | 西区上熊本3丁目12-24 | 平24.8 | 29 |
| 〃 | み ゆ き 東 館 | 〃 | 梅田 孝子 | 南区御幸笛田6丁目6-71 | 平25.4 | 20 |
| 〃 | は る の 里 | 〃 | 楠田 明子 | 南区城南町舞原253-1 | 平25.6 | 29 |
| 〃 | 天 寿 園 青 葉 | 〃 | 米満 淑恵 | 南区奥古閑町4375-1 | 平26.4 | 23 |
| 〃 | リバーサイド熊本 ユニットホーム | 〃 | 野口 駿 | 西区河内町野出1936-1 | 平26.4 | 9 |
| 〃 | 田原の郷 | 〃 | 濱坂 浩一郎 | 北区植木町鞍掛1522-1 | 平26.5 | 29 |
| 〃 | あいこう ひかり館 | 〃 | 高瀬 美子 | 北区清水新地3丁目5-33 | 平26.5 | 20 |

5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して、生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実することが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（1）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内容 身体障害者手帳の等級決定及び交付
 諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）
 実績
 身体障害者手帳所持者数

（平成27年3月31日現在）

| 障害別 | 年齢 | | 計 |
|------------|-------|--------|--------|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 視覚障害 | 25 | 2,002 | 2,027 |
| 聴覚又は平衡機能障害 | 80 | 2,640 | 2,720 |
| 音声・言語機能障害 | 4 | 278 | 282 |
| 肢体不自由 | 304 | 14,285 | 14,589 |
| 内部障害 | 114 | 11,435 | 11,549 |
| 計 | 527 | 30,640 | 31,167 |

イ 療育手帳交付

目的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内容 療育手帳の等級決定及び交付
 実績
 療育手帳所持者数

（平成27年3月31日現在）

| 障害 | 年齢 | 年齢 | | 計 |
|------|-----|-------|-------|------|
| | | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 知的障害 | 軽度 | 994 | 938 | 1932 |
| | 中度 | 397 | 1398 | 1795 |
| | 重度 | 267 | 890 | 1157 |
| | 最重度 | 269 | 916 | 1185 |
| 計 | | 1927 | 4142 | 6069 |

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平成27年3月31日現在）

| 障害 | 年齢 | 年齢 | | 計 |
|----|----|-------|-------|------|
| | | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 1級 | | 3 | 1168 | 1171 |
| 2級 | | 41 | 5166 | 5207 |
| 3級 | | 20 | 1019 | 1039 |
| 計 | | 64 | 7353 | 7417 |

(2) 障がい者社会参加促進事業

ア 重度身体障がい者用自動車改造費助成

| | |
|----------|---|
| 目 的 | 自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。 |
| 助 成 額 | 上限100千円 |
| 対 象 者 | 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり) |
| 平成27年度予算 | 2,700千円 |

イ 障がい者自動車運転免許取得費助成

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 目 的 | 免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。 |
| 助 成 額 | 免許取得に要した費用の2/3(上限100千円) |
| 平成27年度予算 | 2,500千円 |

ウ 障がい者福祉タクシー経費

| | |
|----------|---|
| 目 的 | 重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。 |
| 制 度 概 要 | 福祉タクシー利用券(450円)を年40枚、または患者等輸送タクシー車利用券(大型車1,360円/中型車1,090円/小型車550円)を年35枚交付する。 |
| 対 象 者 | 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者に限る) |
| 平成27年度予算 | 58,150千円 |

エ 熊本市優待証(さくらカード)交付事業

※高齢者福祉の項目に記載

オ おでかけパス券交付経費

| | |
|----------|--|
| 目 的 | 障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。 |
| 制 度 概 要 | 障がい者を対象とするさくらカードの所持者が、提示するだけで市内のバス・電車を利用できるパス券の販売を行う。 |
| 対 象 者 | 本市に住民票があり、身体障害者手帳1,2,3級、療育手帳A1,A2,B1、精神障害者保健福祉手帳1,2,3級のいずれかを所持する者。 |
| 平成27年度予算 | 238,900千円 |

カ 障がい者燃料費助成

| | |
|----------|--|
| 目 的 | 重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。 |
| 制 度 概 要 | 燃料費助成券（1枚1,000円）を年12枚交付する。 |
| 対 象 者 | 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、さくらカード、福祉タクシー券の利用ができない者。 （所得税非課税の者に限る） |
| 平成27年度予算 | 11,400千円 |

キ 福祉バス運行事業

| | |
|---------|--|
| 目 的 | 身体障がい者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障がい者の福祉の増進をはかる。 |
| 対 象 者 | 本市に居住する身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者。 |
| 事 業 内 容 | 在宅障がい者の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 |
| 利 用 者 数 | 3,025人（平成26年度） |

ク 手話通訳者設置等経費

| | |
|----------|--|
| 目 的 | 本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。 |
| 利 用 件 数 | 3,129件（平成26年度） |
| 平成27年度予算 | 17,659千円 |

ケ 手話通訳者等派遣等経費

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | 聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。 |
| 派 遣 対 象 者 | 市内に居住する聴覚障がい者 |
| 派 遣 件 数 | 2,034件（平成26年度） |
| 平成27年度予算 | 9,900千円 |

コ 要約筆記者等派遣等経費

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 手話習得が困難な聴覚障害者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。 |
| 派 遣 対 象 者 | 市内に居住する聴覚障がい者 |
| 派 遣 件 数 | 223件（平成26年度） |
| 平成27年度予算 | 1,800千円 |

サ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費

目 的 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。

派 遣 対 象 者 市内に居住する盲ろう者

派 遣 件 数 196件（平成26年度）

平成27年度予算 2,020千円

シ 点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業

目 的 視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に
必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。

平成27年度予算 280千円

ス 障がい者等住宅改造費助成

目 的 障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要
な経費を助成することにより、当該要援護高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護
者の負担軽減を図ることを目的とする。

対 象 者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2
の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり）

助 成 限 度 額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む）

平成27年度予算 8,900千円

セ 障がい者等レクリエーション開催経費

目 的 在宅の障がいのある方に自然や地域社会と触れ合う機会を提供し、また、ボランティアや
地域住民等との交流を通じて、障がいのある方々の立場の理解・啓発を目的とする。

対 象 者 本市に居住している障がい者

平成27年度予算 630千円

ソ 障がい者スポーツ大会経費

目 的 障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図ると
ともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与する
ことを目的として開催する。

対 象 者 本市に居住している障がい者

平成27年度予算 2,405千円

(3) 身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対象者 本市に居住している視覚障がい者

平成27年度予算 800千円

(4) 社会福祉施設等施設整備事業

障害者福祉施設整備費補助金

目的 民間法人が整備する社会福祉施設に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

平成27年度予算 113,100千円

(5) 身体障がい者相談 (平成26年度)

相談員 24人

相談件数 322件 (会合・行事等への参加件数を除く)

平成27年度予算 764千円 (含む知的障害者相談員経費)

(6) 知的障がい者相談 (平成26年度)

相談員 8人

相談件数 325件 (会合・行事等への参加件数を除く)

(7) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

| 区分 年度 | 精神保健福祉相談 (電話・面接) (延件数) | | | | | 訪 問 (延件数) | | | | | 合 計 |
|----------|------------------------|------------|-------|-------|--------|-----------|------------|-------|-----|-------|--------|
| | 社会復帰 | 老人 精神保健 | アルコール | その他 | 計 | 社会復帰 | 老人 精神保健 | アルコール | その他 | 計 | |
| 22 | 2,976 | 327 | 301 | 6,660 | 10,264 | 496 | 136 | 90 | 565 | 1,287 | 11,551 |
| 23 | 1,767 | 187 | 302 | 7,212 | 9,468 | 525 | 89 | 80 | 614 | 1,308 | 10,776 |
| 24 | 2,585 | 1,221 | 350 | 6,896 | 11,052 | 351 | 176 | 64 | 526 | 1,117 | 12,169 |
| 25 | 2,624 | 1,113 | 201 | 5,428 | 9,366 | 368 | 170 | 50 | 443 | 1,031 | 10,397 |
| 26 | 2,020 | 1,277 | 173 | 3,936 | 7,406 | 387 | 185 | 40 | 505 | 1,117 | 8,523 |

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医 (嘱託) による相談日を各区役所ごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

エ ネットワーク連絡会

各区で、関係機関と情報交換を行い連携体制をとって精神障がい者の支援を行うことを目的とした連絡会を実施する。

オ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

(8) 精神通院医療給付費

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成27年度予算 1,884,000千円

(9) 重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 20歳以上の障がい者

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成27年度予算 1,144,836千円（平成26年度より乳児等医療費助成と予算統合）

(10) 更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成27年度予算 1,802,000千円

(11) 身体障がい者在宅生活支援

ア 特別障害者手当等給付費

目 的 重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。

受 給 者 延 数 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成27年度予算 1,802,000千円

イ 身体障がい者福祉電話設置経費

目 的 在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。

電 話 与 台 数 34台（平27.3末現在）

電 話 与 台 数 34台（平27.3末現在）

貸 与 対 象 者 外出困難な身体障がい者（1、2級）

平成27年度予算 814千円

ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費

目 的 緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。

対 象 者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者

平成27年度予算 551千円

エ 補装具給付費

目 的 身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。
（一部自己負担有）

品 目 車いす、補聴器、座位保持装置等

平成27年度予算 144,000千円

オ 日常生活用具給付費

目 的 身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。
（一部自己負担有）

品 目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等

平成27年度予算 129,000千円

（12）自立支援給付事業

ア 居宅介護給付費

目 的 心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。

平成27年度予算 311,000千円

イ 行動援護給付費

目 的 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。

平成27年度予算 2,200千円

ウ 重度訪問介護給付費

目 的 重度の肢体不自由者（児）又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）であり、常時介護を要する障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

平成27年度予算 423,000千円

エ 療養介護給付費

目 的 心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。

平成27年度予算 745,200千円

オ 生活介護給付費

目的 心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。

平成27年度予算 3, 1 1 7, 0 0 0千円

カ 同行援護給付費

目的 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。

平成27年度予算 3 9, 0 0 0千円

キ 就労継続支援給付費

目的 心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。

平成27年度予算 7 4 5, 2 0 0千円

ク 短期入所給付費

目的 家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。

平成27年度予算 9 9, 0 0 0千円

ケ 施設入所給付費

目的 主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者へ居住の場を提供する。

平成27年度予算 1, 1 3 7, 0 0 0千円

コ 共同生活援助給付費

目的 障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

平成27年度予算 7 4 7, 0 0 0千円

サ 自立訓練給付費

目的 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。

平成27年度予算 1 4 8, 0 0 0千円

シ 就労移行支援給付費

目 的 一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

平成27年度予算 347,000千円

ス 地域相談支援給付費

目 的 障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。

平成27年度予算 300千円

セ 計画相談支援給付費

目 的 自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

平成27年度予算 140,000千円

(13) 障害児通所支援給付事業

ア 児童発達支援給付費

目 的 障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

平成27年度予算 292,000千円

イ 医療型児童発達支援給付費

目 的 肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。

平成27年度予算 403千円

ウ 放課後等デイサービス支援給付費

目 的 就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

平成27年度予算 315,000千円

エ 保育所等訪問支援給付費

目 的 保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

平成27年度予算 48,000千円

オ 障害児相談支援給付費

目 的 障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

平成27年度予算 48,000千円

(14) 地域生活支援事業

ア 訪問入浴サービス経費

目的 在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。

平成27年度予算 23,000千円

イ 日中一時支援経費

目的 障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。

平成27年度予算 43,000千円

ウ 移動支援経費

目的 屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。

平成27年度予算 10,000千円

エ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）

目的 障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。

平成27年度予算 1,769千円

オ 障がい者虐待防止対策支援事業

目的 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

平成27年度予算 3,400千円

カ 熊本市障がい者理解促進事業

目的 「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。

平成27年度予算 1,700千円

(15) 心身障害者扶養共済制度

目的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするもの。

加入者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

| 加入時年齢 | | 34歳以下 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 |
|-------|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保 険 料 | 平成19年度以前加入者 | 5,600円 | 6,900円 | 8,700円 | 10,600円 | 11,600円 | 12,800円 | 14,500円 |
| | 平成20年度以降新規加入者 | 9,300円 | 11,400円 | 14,300円 | 17,300円 | 18,800円 | 20,700円 | 23,300円 |

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円(1口当たり)の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成27年度予算 23,845千円

健
福

(16) 市関連施設

| | | |
|-----------|-----------------------------|--------------------------|
| 名 称 | 熊本市障害者福祉センター希望荘 | (熊本市希望荘地域活動支援センター) |
| 所 在 地 | 中央区大江5丁目1番15号 | 中央区大江5丁目1番15号 |
| 設 置 主 体 | 熊本市 | 熊本市 |
| 運 営 主 体 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和55年6月1日 | 平成5年7月10日 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階) | 鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階) |
| 敷 地 面 積 | 2,954.56㎡(駐車場込) | 2,954.56㎡(駐車場込) |
| 建 物 面 積 | 延567.53㎡ | 延691.39㎡ |
| 建 設 費 | 160,320千円 | 170,053千円 |
| 平成27年度予算 | 76,665千円(指定管理者による希望荘運営費として) | |

(17) 障がい児支援事業

ア 特別児童扶養手当受給者数

(平成27年4月1日現在)

| 区 分 | 受 給 者 | 障 害 児 | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 1級障害児 | 2級障害児 | 計 |
| 人 数 | 1576 | 625 | 1,081 | 1,765 |

(注) 月額1人 1級 51,100円 2級 34,030円

イ 重度心身障がい児医療費助成

対 象 者 20歳未満の障がい児

(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)

受 給 資 格 者 本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者

所 得 制 限 なし

平成27年度予算 1,144,836千円(平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)

ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業

目 的 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。

対 象 者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒

平成27年度予算 9,500千円

(18) 障がい児療育相談事業

障がい児等療育支援事業

目 的 在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。

対 象 者 本市在住の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、重症心身障がい児(者)及びその保護者

平成27年度予算 7,400千円

(19) 精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年4月に開設されました。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行います。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

また、必要な場合は訪問相談や診療を実施する。

①こころの健康相談

こころの悩み等について、電話相談員が電話による相談を受け付ける。また、精神科医師、保健師及び心理士等が面接による相談を受け付ける。

| 区分 年度 | こころの健康相談（電話延件数） | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------|----|-------|-----|-----------------|-------------|----------|-------|-------|
| | 老人 精神 保健 | 社会 復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の 健康 づくり | うつ・ うつ状態 | 摂食 障害 | その他 | 計 |
| 24 | 81 | 210 | 141 | 50 | | 221 | 1,323 | 269 | — | 787 | 3,082 |
| 25 | 123 | 343 | 126 | 45 | 82 | 200 | 1,684 | 358 | — | 1,879 | 4,840 |
| 26 | 130 | 281 | 160 | 32 | 104 | 144 | 1,390 | 223 | 12 | 4,079 | 6,555 |

| 区分 年度 | こころの健康相談（面接延件数） | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------|----|-------|-----|-----------------|-------------|----------|-----|-------|
| | 老人 精神 保健 | 社会 復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の 健康 づくり | うつ・ うつ状態 | 摂食 障害 | その他 | 計 |
| 24 | 12 | 225 | 30 | 31 | | 91 | 310 | 117 | — | 313 | 1,129 |
| 25 | 19 | 284 | 28 | 9 | 31 | 84 | 309 | 70 | — | 506 | 1,340 |
| 26 | 18 | 444 | 24 | 3 | 31 | 72 | 272 | 42 | 0 | 277 | 1,183 |

| 区分 年度 | こころの健康相談（訪問延件数） | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------|----|-------|-----|-----------------|-------------|----------|-----|-----|
| | 老人 精神 保健 | 社会 復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の 健康 づくり | うつ・ うつ状態 | 摂食 障害 | その他 | 計 |
| 24 | 10 | 17 | 10 | 1 | | 91 | 10 | 5 | — | 23 | 84 |
| 25 | 7 | 73 | 1 | 1 | 0 | 84 | 32 | 3 | — | 20 | 140 |
| 26 | 9 | 70 | 4 | 0 | 0 | 3 | 30 | 1 | 0 | 20 | 137 |

※相談実績は、衛生行政報告例による。

②ひきこもり相談事業

半年以上社会参加がない状態で悩んでいる者及びその家族からの電話を受けて、面接や家庭訪問による相談を行う。

| 区分 年度 | ひきこもり相談（延件数）（再掲） | | | |
|----------|------------------|-----|-----|-----|
| | 電 話 | 面 接 | 訪 問 | 計 |
| 24 | 251 | 182 | 30 | 463 |
| 25 | 262 | 226 | 41 | 529 |
| 26 | 162 | 253 | 33 | 448 |

※ひきこもり相談事業については、相談窓口の明確化のため平成26年10月より民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設。

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

①精神保健福祉担当者研修会

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

②思春期精神保健福祉研修会

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

③依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実に図る。

④精神保健福祉ボランティア養成講座

精神障がい者等が安定した地域生活を送るために、地域住民に対して精神障がいの正しい理解の普及を図り、地域で精神障がい者を支える精神保健福祉ボランティアを育成する。

⑤自殺予防研修会

自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する。

⑥ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

①ひきこもり家族教室

ひきこもりで困っている家族が、日頃の悩みの分かち合いや学習会・情報交換を通じて、本人への関わり方や支援を考える機会を提供する。

※平成26年10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設し、引き続き実施している。

②自死遺族グループミーティング

大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

③依存症当事者グループミーティング

やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する。

④依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

⑤依存症講演会

依存症で悩む家族が家族関係について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

⑥WRAP(元気回復行動プラン)集中クラス

精神障がい者が、苦労や困難に直面した際にWRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または元気を保つための方法を学ぶ機会を提供する。

⑦ピアサポート講座

精神障がい者が、その経験を生かし、理解と共感を持って仲間をサポートしていけるように知識や情報を学ぶ機会を提供する。また、講座修了者を対象にピアサポートについて理解を深めるフォロー研修の機会を提供する。

⑧ピアサポート講演会

他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及及び精神障がいの理解を図る。

⑨就労支援講演会（当事者向け）

精神障がい者の就労状況や支援についての情報を提供し、就労支援の推進を図る。

⑩地域住民への健康教室

地域で精神障がい者が暮らすために地域住民の理解を深める。

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 就労準備デイ・ケア

統合失調症の者を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、就労支援機関と連携を図りながら一般就労への促進を図る。

また、就労支援としてデイ・ケア中や終了後も就職活動の支援や就職後のフォロー等も継続して実施している。

ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目的 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的かつ公正に行う。

内容 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ 精神医療審査会

目的 精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内容 精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

(20) 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門家による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

相談支援延べ数（平成22～26年度）

（単位 件）

| 年 度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支援区分 | | | | | |
| 電話相談 | 1,489 | 1,314 | 2,100 | 2,244 | 2,727 |
| 来所相談 | 3,103 | 3,028 | 3,436 | 3,914 | 3,427 |
| 訪問相談 | 129 | 127 | 217 | 230 | 198 |
| グループ活動 | 686 | 466 | 456 | 403 | 272 |
| 小集団親の会支援 | 129 | 38 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て安心親支援活動 | 382 | 226 | 304 | 347 | 304 |
| 子育てスマイル相談活動 | 300 | 384 | 385 | 406 | 546 |
| 合 計 | 6,218 | 5,583 | 6,898 | 7,544 | 7,474 |

6 子ども育成（子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くようなまちの実現を目指し、総合的な次世代育成支援対策に取り組んでいる。

しかし、一方では、少子化の進展に歯止めがかからず、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

本市では、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

近年、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じている。このため、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、児童相談所をはじめ教育相談室等も備えた総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいばるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、孤立化する親子への地域での支援をはじめ、児童手当等、経済的支援を行うなど、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、待機児童解消対策にさらに取り組む必要がある。また、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

さらに、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、3月に子ども・子育て支援事業計画を策定したところであり、この計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（1）「熊本市子ども輝き未来プラン2015」

ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、
子ども・子育て支援事業計画

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、
熊本市地域福祉計画、第2次健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン など

イ 計画期間

平成27年度～31年度

ウ 計画の特徴

- ①第2期（後期）計画（平成22年度～平成26年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

②子育て支援策の総合化

子育て支援（親育ち支援） 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
子ども支援（子育て支援） 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
社会的支援（環境整備） 子どもが育つ安心の環境づくり
未来へ向けた支援 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

③策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画） 対象者15,000人（回収率56.2%）
熊本市子ども・子育て会議での審議（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成25年度 5月 熊本市子ども・子育て会議の設置（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
11月～12月 ニーズ調査
平成26年度 4月～11月 量の見込み・確保方策、計画審議
12月～1月 パブリックコメント
3月 計画決定

（2）子ども・子育て支援新制度

ア 熊本市子ども・子育て会議の設置・運営

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成25年4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた子ども・子育て支援事業計画について審議し、27年3月に計画を決定した。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等10人で構成（委員の任期は2年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成25年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成26年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成27年3月に計画を決定した。

平成27年度以降は、計画の適切な点検・評価を行う。

(3) エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

平成27年3月末の基金現在高 360,164千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

| 年 度 | 助成件数 | 助成金額（千円） |
|-----|------|----------|
| 22 | 22 | 1,700 |
| 23 | 25 | 1,850 |
| 24 | 25 | 1,950 |
| 25 | 30 | 2,250 |
| 26 | 31 | 2,344 |

(4) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉

保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

| 年 度 | 利用者数（実人員） | 延べ利用日数 |
|-----|-----------|--------|
| 22 | 93 | 672 |
| 23 | 122 | 1,300 |
| 24 | 119 | 1,511 |
| 25 | 102 | 929 |
| 26 | 105 | 864 |

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実績〉

| 年 度 | 利用者数（実人員） | 延べ利用日数 |
|-----|-----------|--------|
| 22 | 26 | 89 |
| 23 | 30 | 105 |
| 24 | 32 | 102 |
| 25 | 27 | 50 |
| 26 | 20 | 98 |

イ 病児・病後児保育事業

〈目的・事業内容〉

小学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

| 年 度 | 実施施設数 | 延べ利用者数 |
|-----|-------|--------|
| 22 | 6 | 3,686 |
| 23 | 6 | 5,086 |
| 24 | 7 | 4,752 |
| 25 | 8 | 5,546 |
| 26 | 8 | 5,698 |

ウ 産後ホームヘルプサービス事業

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実績〉

| 年 度 | 利用者数（実人員） | 延べ利用回数 |
|-----|-----------|--------|
| 22 | 101 | 1,093 |
| 23 | 102 | 1,055 |
| 24 | 91 | 862 |
| 25 | 93 | 1,310 |
| 26 | 116 | 1,209 |

エ ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事業

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

※平成26年度から、病児の預かりを行う「緊急子どもサポートくまもと事業」と統合。

〈実績〉

| 年 度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 会員数（人） | 3,274 | 3,366 | 3,346 | 2,809 | 3,278 |
| 活動件数（件） | 4,410 | 4,046 | 4,169 | 5,467 | 5,570 (うち病児84件) |

※ 緊急子どもサポートくまもと事業〈平成23年10月～平成25年度〉

〈目的・事業内容〉

緊急子どもサポートくまもとは、病気の子どもを預けたい方（依頼会員）と預かる方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

※平成26年度から、上記「ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事業」との統合に伴い事業終了。

〈実績〉

| 年 度 | 23 | 24 | 25 |
|---------|-----|-----|-----|
| 会員数（人） | 744 | 516 | 727 |
| 活動件数（件） | 78 | 315 | 55 |

カ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実績〉

| 年度 | 対象件数 | 訪問件数 | | | | 訪問率 |
|----|-------|-----------------|--------------|--------------|-------|------|
| | | 地域支援員 (民生委員) | 育児支援 (直営) | 育児支援 (委託) | 合計 | |
| 22 | 7,150 | 1,449 | 2,322 | 2,321 | 6,092 | 85.2 |
| 23 | 7,074 | 2,240 | 1,983 | 2,100 | 6,323 | 89.4 |
| 24 | 7,144 | 2,359 | 2,080 | 2,126 | 6,565 | 91.9 |
| 25 | 7,131 | 2,447 | 2,023 | 2,013 | 6,483 | 90.9 |
| 26 | 7,039 | 2,565 | 1,885 | 1,984 | 6,434 | 91.4 |

※対象件数については、出生概数

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

（5）乳幼児ママ・パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に家庭教育のあり方、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等、家庭教育についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成25年度実績） 226回 講師派遣

（平成26年度実績） 236回 講師派遣

また、3歳児の保護者を対象に子育て支援情報を提供するためにひごっこすくすくマップ（携帯版）を作成・配布している。また小児科医療機関等に子育て支援情報を掲載した「ひごっこすくすくマップ（ポスター）」を作成し、掲示している。

（平成25年度実績） 作成部数 マップ（携帯版） 10,000部

マップ（ポスター） 1,000部

（平成26年度実績） 作成部数 マップ（携帯版） 10,000部

マップ（ポスター） 1,000部

(6) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

| 年 度 | 設置箇所数 | | 延べ利用者数 |
|-----|-------|----|---------|
| | 公立 | 私立 | |
| 22 | 10 | 10 | 106,855 |
| 23 | 10 | 10 | 107,116 |
| 24 | 10 | 10 | 113,497 |
| 25 | 10 | 10 | 111,901 |
| 26 | 10 | 10 | 107,038 |

イ 街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実績〉

| 年 度 | 延べ利用者数 | 備考 |
|-----|--------|-----------|
| 26 | 15,840 | ※H26年6月開設 |

ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」 …別掲

(7) 子ども医療費助成

ア 地域子育て支援センター事業

対 象 者 小学校3年生（9歳到達後の3月31日まで）の子ども（平成23.10月改正）

受 給 資 格 者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者

所 得 制 限 なし

実 施 状 況 件 数 1,077,809件（平成26年度）

助成額 1,766,988千円

(8) 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。(平成16年度開始)

- ・1回7万5千円または15万円まで。
- ・妻の年齢による。通算助成制限あり。

〈実績〉

| 年度 | 助成件数 | 助成額(千円) |
|----|------|---------|
| 22 | 580 | 78,036 |
| 23 | 694 | 91,869 |
| 24 | 824 | 109,545 |
| 25 | 916 | 114,885 |
| 26 | 977 | 123,294 |

(9) 児童手当給付事業

〈内容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

- 0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子、第2子)、中学生 月額10,000円

健
福

(10) 母子医療給付状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 養育医療給付事業 | 実人員 | 282 | 315 | 406 | 403 | 351 |
| | 延日数 | 10,369 | 11,627 | 14,284 | 14,336 | 14,299 |
| 妊娠中毒症等療養援護事業 | 実人員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 延日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立支援医療(育成医療)事業 | 実人員 | 338 | 317 | 335 | 376 | 331 |
| | 延日数 | 5,184 | 6,309 | 6,394 | 5,573 | 6,423 |
| 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 実人員 | 690 | 710 | 792 | 761 | 720 |
| | 延日数 | 18,644 | 19,694 | 22,713 | 23,433 | 22,662 |
| 療育医療給付事業 | 実人員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 延日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定不妊治療費助成事業 | 助成件数 | 580 | 694 | 916 | 824 | 977 |

(11) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

| 区分 | | 年度 | | | | |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 妊娠の届出受理数 | | 7,580 | 7,635 | 7,515 | 7,408 | 7,442 |
| 保育指導 (健康相談) | 妊 婦 | 8,063 | 8,246 | 8,043 | 8,338 | 8,491 |
| | 産 婦 | 998 | 485 | 714 | 660 | 803 |
| | 乳 児 | 7,611 | 5,881 | 6,336 | 6,047 | 6,354 |
| | 幼 児 | 9,382 | 9,039 | 8,602 | 8,584 | 8,980 |
| | 思 春 期 | 73 | 67 | 201 | 214 | 120 |
| | そ の 他 | 1,020 | 729 | 767 | 956 | 1,278 |
| 健康教育 | 思 春 期 | 2,519 | 2,291 | 4,187 | 4,167 | 4,128 |
| | 両(母)親学級 | 767 | 805 | 784 | 816 | 713 |
| | 育児学級(乳児期) | 12,760 | 11,034 | 11,326 | 10,022 | 10,859 |
| | 育児学級(幼児期) | 18,007 | 18,807 | 14,155 | 10,674 | 10,975 |
| | そ の 他 | 7,729 | 8,376 | 10,324 | 12,831 | 12,877 |
| 訪問指導 | 妊 婦 | 175 | 234 | 162 | 180 | 188 |
| | 産 婦 | 5,253 | 4,713 | 4,766 | 4,676 | 4,906 |
| | 新 生 児 | 285 | 220 | 247 | 230 | 186 |
| | 未 熟 児 | 593 | 605 | 498 | 490 | 579 |
| | 乳 児 | 5,197 | 4,564 | 4,633 | 4,609 | 4,719 |
| | 幼 児 | 2,552 | 2,617 | 2,285 | 2,212 | 2,133 |
| | そ の 他 | 807 | 870 | 645 | 732 | 730 |

イ 健康診査状況

(単位 人)

| 区分 | | | 年度 | | | | | |
|------------------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 医療機関委託分 | 妊 婦 | 一 般 | 88,222 | 88,722 | 87,538 | 87,406 | 87,702 | |
| | | 精 密 | 1,551 | 1,421 | 1,510 | 1,348 | 2,045 | |
| | | B型肝炎 | 7,390 | 7,520 | 7,402 | 7,258 | 7,344 | |
| | | 歯 科 | 877 | 1,233 | 1,118 | 974 | 1,126 | |
| | 3か月児 | 一 般 | 6,640 | 6,449 | 6,462 | 6,447 | 6,398 | |
| | 7か月児 | 一 般 | 6,382 | 6,212 | 6,209 | 6,261 | 6,311 | |
| 保健福祉センター・総合支所実施分 | 妊 婦 | 歯 科 | 3,143 | 2,974 | 3,660 | 3,503 | 3,457 | |
| | | 3か月児 | 一 般 | 524 | 522 | 551 | 491 | 468 |
| | | 7か月児 | 一 般 | 316 | 343 | 338 | 282 | 219 |
| | 1歳6か月児 | 一 般 | 7,036 | 6,854 | 7,136 | 6,914 | 6,846 | |
| | | 歯 科 | 7,032 | 6,850 | 7,130 | 6,913 | 6,844 | |
| | | 精 密 | 119 | 184 | 177 | 168 | 165 | |
| | 3歳児 | 一 般 | 6,735 | 4,322 | 6,632 | 6,705 | 6,824 | |
| | | 歯 科 | 6,730 | 4,319 | 6,623 | 6,704 | 6,820 | |
| 精 密 | | 680 | 370 | 596 | 720 | 835 | | |

(12) 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。24時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、関係機関の紹介、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援につなぐ。

開庁時（平日18時以降、夜間・休日等）の児童相談所の虐待通告等の電話受付を行っている。

所在地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2階

面接相談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

電話相談 24時間年中無休受付

メール相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

FAX相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

非行問題についての相談 第2木曜日 午後1時から午後4時

〈実績〉

①総相談実件数

(単位 件)

| 年度 | 電話 | 面接 | メール | FAX | 合計 |
|----|-------|-----|-----|-----|-------|
| 26 | 4,910 | 123 | 364 | 1 | 5,398 |

総相談実件数5,398件は、前年度（子ども総合相談室）比122%増。

開庁時（17時15分以降）の相談は、5,398件の内3,584件（66%）で前年度（子ども総合相談室）比5%増。

②相談対象者別の実件数

(単位 件)

| 年度 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他の10代 | 20歳以上 | 不明 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|------|---------|-------|-------|-------|
| 26 | 683 | 887 | 850 | 408 | 80 | 1,665 | 825 | 5,398 |
| | 12.7% | 16.4% | 15.7% | 7.6% | 1.5% | 30.8% | 15.3% | |

③相談内容述べ件数

(単位 件)

| 年度 | 学校関係 (いじめ、 不登校、ネット やスマホ 関連含む) | 家庭・ 保護者間 の人間 関係 | 発達障がい ・健康 | 育児 (非行・暴力・ ひきこもり 含む) | 就労・ 職場・ 将来不安 | 性・異性 ・DV相談 | 虐待・ 虐待通告 | 関連情報 その他 | 合計 |
|----|---|--------------------------|--------------|-------------------------------|--------------------|---------------|-------------|-------------|-------|
| 26 | 1,691 | 1,616 | 1,293 | 1,109 | 717 | 266 | 208 | 1,763 | 8,663 |
| | 19.5% | 18.7% | 14.9% | 12.8% | 8.3% | 3.1% | 2.4% | 20.3% | |

(13) 要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成18年6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成27年度当初における構成機関：46機関）した。要保護児童対策として、平成24年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議（児童虐待防止連絡会議）を行うと共に、区進行管理会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、親育ち支援事業の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成24年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成24年度51回、平成25年度16回、平成26年度41回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成22年4月に熊本市児童相談所を開設し、平成24年4月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいばる くまもと」を開設した。

〈実績〉

| 年 度 | 児童虐待 相談受付件数（件） | 実務者会議 （児童虐待防止 連絡会議） 開催回数（回） | オレンジリボン サポーター（人） | 親育ち支援事業 開催回数（回） |
|-----|-------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------|
| 24 | 195 | 7 | 1,843 | 42 |
| 25 | 188 | 10 | 625 | 42 |
| 26 | 269 | 10 | 1,556 | 32 |

(14) 児童相談所

- 設 置 平成22年4月1日
- 所 在 地 中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」3F
- 目 的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。
- 事 業 内 容
- ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
 - ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
 - ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
 - ・里親の登録等
 - ・児童措置費負担金の認定
 - ・障害児施設給付費等の支給決定
 - ・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

| 相談種別 | | 平成22年度 対応件数 | 平成23年度 対応件数 | 平成24年度 対応件数 | 平成25年度 対応件数 | 平成26年度 対応件数 |
|--------|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 養護相談 | 児童虐待相談 | 420件 | 399件 | 374件 | 359件 | 485件 |
| | その他の養護相談 | 170件 | 353件 | 292件 | 382件 | 395件 |
| 障害等相談 | | 697件 | 586件 | 626件 | 628件 | 642件 |
| | 療育手帳判定件数 | 499件 | 532件 | 576件 | 592件 | 625件 |
| 非行相談 | | 128件 | 92件 | 93件 | 87件 | 124件 |
| 育成相談 | 性格行動相談 | 88件 | 72件 | 125件 | 117件 | 123件 |
| | 不登校相談 | 43件 | 62件 | 66件 | 68件 | 62件 |
| | 適性相談 | 1件 | 2件 | 3件 | 5件 | 1件 |
| | 育児・しつけ相談 | 9件 | 10件 | 15件 | 10件 | 24件 |
| その他の相談 | | 138件 | 96件 | 49件 | 28件 | 134件 |
| 計 | | 1,694件 | 1,672件 | 1,643件 | 1,684件 | 1,990件 |

(15) ひとり親家庭支援事業

ア 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる
実 施 状 況 件 数 62,283件
経 費 274,949千円 (平成26年度)

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(平成27年3月末現在)

| | 離婚世帯 | 死別世帯 | 未婚世帯 | 障がい世帯 | 遺棄世帯 | その他の世帯 | 計 |
|-----|-------|------|------|-------|------|--------|-------|
| 世 帯 | 7,155 | 77 | 858 | 37 | 23 | 364 | 8,514 |

エ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付)を行っている。

(平成26年度実績) 母子家庭等自立支援教育訓練給付 1人
母子家庭等高等職業訓練促進給付 66人

オ ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等(児童訪問援助員)を派遣している。

〈実 績〉

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録児童数 | 14 | 13 | 18 | 16 | 26 |
| 派遣件数 | 9 | 21 | 15 | 23 | 20 |
| 訪問員登録数 | 39 | 79 | 140 | 79 | 62 |

(16) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成26年度実績) 323件 145,489千円

(17) 施 設

ア 助産施設（子ども支援課）

(平27.4.1現在)

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 許可年月 | 定員 (床) |
|---------------|-------------|-----------|--------------|--------|-----------|
| 熊 本 市 民 病 院 | 熊 本 市 | 高 田 明 | 東区湖東1丁目1番60号 | 平18. 1 | 10 |
| 慈 恵 病 院 | 医 療 法 人 | 蓮 田 太 二 | 西区島崎6丁目1番27号 | 平18. 4 | 2 |
| 熊 本 赤 十 字 病 院 | 日 本 赤 十 字 社 | 一 二 三 倫 郎 | 東区長嶺南2丁目1番1号 | 〃 | 1 |
| 福 田 病 院 | 医 療 法 人 社 団 | 福 田 稠 | 中央区新町2丁目2番6号 | 〃 | 2 |

イ 母子生活支援施設（子ども支援課）

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 (世帯) |
|---------------------|-------------|---------|---------------|---------|------------|
| は ば た き ホ ー ム | 社 会 福 祉 法 人 | 嶋 村 聖 子 | 中央区壺川2丁目1番57号 | 昭23. 10 | 20 |
| き ら き ら 星 レ ジ デ ン ス | 〃 | 小 山 敬 子 | 東区尾ノ上4丁目11-60 | 平24. 4 | 25 |

ウ 乳児院（子ども支援課）

(平27.4.1現在)

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 |
|-----------------|-------------|---------|---------------|---------|----|
| 熊 本 乳 児 院 | 社 会 福 祉 法 人 | 甲 斐 国 英 | 中央区本荘2丁目3番8号 | 昭22. 12 | 30 |
| 慈 愛 園 乳 児 ホ ー ム | 〃 | 潮 谷 佳 男 | 中央区神水1丁目14番1号 | 昭25. 4 | 15 |

健
福

エ 児童養護施設（子ども支援課）

(平27.4.1現在)

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 |
|-----------------|-------------|-----------|---------------|---------|----|
| 慈 愛 園 子 供 ホ ー ム | 社 会 福 祉 法 人 | 緒 方 健 一 | 中央区神水1丁目14番1号 | 昭27. 4 | 81 |
| 菊 水 学 園 | 〃 | 松 本 孝 一 郎 | 中央区渡鹿5丁目9番12号 | 昭25. 10 | 80 |
| 藤 崎 台 童 園 | 〃 | 尾 里 裕 子 | 中央区古京町3番5号 | 昭24. 3 | 70 |
| 龍 山 学 苑 | 〃 | 上 村 宏 洩 | 北区龍田6丁目3番60号 | 昭23. 10 | 50 |

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 認可年月 | 定員 |
|-----------------|-------------|---------|---------------|---------|------------------|
| 愛 育 学 園 | 社 会 福 祉 法 人 | 福 山 大 介 | 北区清水新地1丁目3番1号 | 昭38. 12 | 80 |
| 大 江 学 園 | 〃 | 塘 林 敬 規 | 東区渡鹿8丁目16番46号 | 昭40. 6 | 70 |
| 熊 本 ラ イ ト ハ ウ ス | 〃 | 原 口 庄 塑 | 東区新生1丁目23番11号 | 昭28. 7 | 20 (盲児・ろう あ児) |

カ 児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

| 施 設 名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所 在 地 | 許可年月 | 定員 |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|--------|----|
| 熊 本 県 ひ ば り 園 | 社 会 福 祉 法 人 | 丸 内 春 美 | 東区長嶺南2丁目3番2号 | 昭56. 4 | 20 |
| 済 生 会 な で し こ 園 | 〃 | 植 田 し げ 子 | 南区白藤3丁目2番71号 | 平16. 4 | 30 |
| 三 気 の 家 | 〃 | 田 之 上 あ か ね | 北区室園町20番40号 | 平 6. 4 | 24 |

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

（平27.4.1現在）

| 施設名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所在地 | 許可年月 | 定員 |
|-----------------|--------|---------|----------------|-------|----|
| くまもと江津湖療育医療センター | 社会福祉法人 | 興 梶 ひ で | 東区画図町大字重富575番地 | 平6.10 | 86 |

ク 児童自立支援施設（子ども支援課）

（平27.4.1現在）

| 施設名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所在地 | 許可年月 | 定員 |
|--------|------|-------|------------|-------|----|
| 清水が丘学園 | 熊本県 | 川西 秀明 | 北区打越町38番1号 | 明42.4 | 50 |

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

| 施設名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所在地 | 許可年月 | 定員 （世帯） |
|-------------|------|-------|--------------|-------|------------|
| 熊本県女性相談センター | 熊本県 | 山中 和彦 | 東区長嶺南2丁目3番3号 | 昭32.8 | — |

コ 母子・父子福祉施設（子ども支援課）

| 施設名 | 経営主体 | 施設代表者 | 所在地 | 開設年月 | 定員 |
|----------------|------------------|--------|-----------------|-------|----|
| 熊本市母子・父子福祉センター | 社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 | 竹原 美佐子 | 中央区水前寺4丁目47番50号 | 昭60.6 | — |

(18) 公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ3つの区分（1号認定（教育標準時間）、2号、3号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（1号認定）（市外委託分除く）

（平27.4.1現在）

| 区 分 | 施設数 | 定 員 | 年 齢 別 入 所 児 童 数 | | | | | | 合計 |
|-----------------|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | |
| 公立（幼稚園のみ） | 8 | 1,141 | | | | 154 | 202 | 205 | 561 |
| 私立（幼保連携型認定こども園） | 24 | 2,436 | | | | 622 | 686 | 700 | 2,008 |
| 計 | 32 | 3,577 | | | | 776 | 888 | 905 | 2,569 |

イ 保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（平27.4.1現在）

| 年度 | 公 立 別 | 定 員 | 入所児童数 | 入所率（%） | 待機児童数 |
|----|-------|--------|--------|--------|-------|
| 23 | 公 立 | 2,035 | 2,022 | 99.4 | 0 |
| | 私 立 | 12,950 | 13,747 | 106.2 | 1 |
| | 計 | 14,985 | 15,769 | 105.2 | 1 |
| 24 | 公 立 | 2,035 | 2,052 | 100.8 | 6 |
| | 私 立 | 13,210 | 14,134 | 107.0 | 112 |
| | 計 | 15,245 | 16,186 | 106.2 | 118 |
| 25 | 公 立 | 2,035 | 2,058 | 101.1 | 33 |
| | 私 立 | 13,530 | 14,461 | 106.9 | 146 |
| | 計 | 15,565 | 16,519 | 106.1 | 179 |
| 26 | 公 立 | 1,985 | 2,032 | 102.3 | 28 |
| | 私 立 | 14,030 | 15,010 | 107.0 | 291 |
| | 計 | 16,015 | 17,042 | 106.4 | 319 |
| 27 | 公 立 | 1,865 | 1,856 | 99.5 | 66 |
| | 私 立 | 16,205 | 16,418 | 101.3 | 327 |
| | 計 | 18,070 | 18,274 | 101.0 | 393 |

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100

ウ 年齢別保育所等入所状況（2号、3号認定）

（平27.4.1現在）

| 区 分 | 保育所等数 | 定 員 | 年 齢 別 入 所 児 童 数 | | | | | |
|-----|-------|--------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 |
| 公 立 | 20 | 1,865 | 100 | 281 | 312 | 356 | 408 | 399 |
| 私 立 | 186 | 16,205 | 1,043 | 2,856 | 2,957 | 3,103 | 3,252 | 3,207 |
| 計 | 206 | 18,070 | 1,143 | 3,137 | 3,269 | 3,459 | 3,660 | 3,606 |

エ 保育所等

公 立

（平27.4.1現在）

| 施 設 名 | 定員 | 職 員 数 | | | 所 在 地 | 施 設 名 | 定員 | 職 員 数 | | | 所 在 地 |
|----------|-----|-------|-----|----|-----------|----------|-------|-------|-----|-----|----------|
| | | 保育士 | その他 | 計 | | | | 保育士 | その他 | 計 | |
| 1 城東保育園 | 130 | 14 | 2 | 16 | 中央区九品寺1丁目 | 12 春日保育園 | 90 | 10 | 2 | 12 | 西区春日3丁目 |
| 2 黒髪乳児 " | 60 | 4 | 1 | 5 | 中央区黒髪2丁目 | 13 幸田 " | 90 | 8 | 2 | 10 | 南区良町2丁目 |
| 3 白山 " | 90 | 9 | 2 | 11 | 中央区白山2丁目 | 14 麻生田 " | 100 | 12 | 2 | 14 | 北区麻生田4丁目 |
| 4 本荘 " | 130 | 16 | 2 | 18 | 中央区本荘6丁目 | 15 菱形 " | 80 | 8 | 2 | 10 | 北区植木町上古閑 |
| 5 横手 " | 100 | 11 | 2 | 13 | 中央区横手2丁目 | 16 山本 " | 70 | 8 | 2 | 10 | 北区植木町清水 |
| 6 京塚 " | 110 | 11 | 2 | 13 | 東区尾ノ上3丁目 | 17 田底 " | 90 | 9 | 2 | 11 | 北区植木町正清 |
| 7 健軍 " | 110 | 11 | 2 | 13 | 東区健軍2丁目 | 18 豊田 " | 120 | 9 | 2 | 11 | 北区植木町豊田 |
| 8 京町台 " | 100 | 11 | 2 | 13 | 西区池田1丁目 | 19 清水 " | 90 | 9 | 2 | 11 | 北区清水本町 |
| 9 池上 " | 90 | 9 | 2 | 11 | 西区池上町 | 20 西里 " | 110 | 10 | 2 | 12 | 北区硯川町 |
| 10 中島 " | 45 | 8 | 2 | 10 | 西区沖新町 | 計 20カ所 | 1,865 | 193 | 39 | 232 | |
| 11 小島 " | 60 | 6 | 2 | 8 | 西区小島7丁目 | | | | | | |

私立

(平27.4.1現在)

| 施設名 | 定員 | 所在地 | 施設名 | 定員 | 所在地 |
|--------------|-----|----------------|---------------|--------|----------------|
| 1 第二画図保育園 | 60 | 中央区出水4丁目13-19 | 70 かおる保育園 | 90 | 西区中島町2056-2 |
| 2 出水南保育園 | 90 | 中央区出水6丁目15-21 | 71 すぎのこ保育園 | 90 | 西区二本木4丁目22-25 |
| 3 大江保育園 | 90 | 中央区大江2丁目1-18 | 72 つくし保育園 | 70 | 西区花園5丁目2-11 |
| 4 ひかり幼児園 | 90 | 中央区大江2丁目3-2 | 73 瑩光保育園 | 60 | 西区花園6丁目8-34 |
| 5 帯山のぎく保育園 | 90 | 中央区帯山4丁目55-17 | 74 本妙寺保育園 | 130 | 西区花園4丁目3-23 |
| 6 黒髪幼愛園 | 200 | 中央区黒髪2丁目9-20 | 75 松尾保育園 | 70 | 西区松尾町上松尾4971 |
| 7 つばみ保育園 | 120 | 中央区国府本町12-73 | 76 出仲間保育園 | 170 | 南区出仲間3丁目1-11 |
| 8 きよめ保育園 | 90 | 中央区国府2丁目6-24 | 77 明星保育園 | 110 | 南区出仲間2丁目349番地 |
| 9 友愛会保育園 | 90 | 中央区壺川2丁目13-6 | 78 仁愛保育園 | 240 | 南区薄場1丁目14-10 |
| 10 ひまわり保育園 | 60 | 中央区新大江1丁目7-39 | 79 海路口保育園 | 60 | 南区海路口町617 |
| 11 愛光幼児園 | 90 | 中央区新大江2丁目10-25 | 80 奥古閑保育園 | 45 | 南区奥古閑町1562-2 |
| 12 熊本夜間保育園 | 45 | 中央区新市街13-19 | 81 川尻保育園 | 90 | 南区川尻5丁目4-24 |
| 13 シオン保育園 | 120 | 中央区新町4丁目7-35 | 82 川口保育園 | 60 | 南区川口町1099-2 |
| 14 マリア幼愛園 | 90 | 中央区水前寺4丁目31-56 | 83 上ノ郷保育園 | 90 | 南区上ノ郷1丁目10-5 |
| 15 水前寺保育園 | 80 | 中央区水前寺公園20-5 | 84 なかよし保育園 | 100 | 南区幸田2丁目1-80 |
| 16 寺原保育園 | 60 | 中央区坪井5丁目13-6 | 85 力合さくら保育園 | 190 | 南区合志3丁目6-26 |
| 17 天使の園保育園 | 60 | 中央区渡鹿1丁目17-52 | 86 熊本藤富保育園 | 90 | 南区護藤町973 |
| 18 くほんじ保育園 | 160 | 中央区八王寺町51-35 | 87 済生会しらふじ保育園 | 160 | 南区白藤3丁目2-70 |
| 19 藤崎台保育園 | 60 | 中央区古京町3-5 | 88 日吉保育園 | 120 | 南区十禅寺2丁目9-1 |
| 20 千草保育園 | 120 | 中央区平成3丁目2-12 | 89 城南慈光保育園 | 60 | 南区城南町坂野2090-1 |
| 21 かっぱ保育園 | 180 | 中央区保田窪1丁目2-101 | 90 和光保育園 | 150 | 南区城南町隈庄736 |
| 22 双葉保育園 | 90 | 中央区本荘2丁目3-15 | 91 小木保育園 | 120 | 南区城南町塚原994-19 |
| 23 みのり保育園 | 60 | 中央区本荘3丁目6-19 | 92 城南ふたば保育園 | 70 | 南区城南町丹生宮667 |
| 24 第二桜ヶ丘保育園 | 120 | 中央区世安町567-3 | 93 くすのき保育園 | 120 | 南区城南町六田475-2 |
| 25 木の葉保育園 | 160 | 東区石原2丁目5-31 | 94 城南こぼと保育園 | 60 | 南区城南町鰐瀬223 |
| 26 大光保育園 | 110 | 東区画図町所島755-3 | 95 鮑田東保育園 | 90 | 南区砂原町25 |
| 27 なぎさ保育園 | 120 | 東区江津1丁目7-25 | 96 銭塘保育園 | 80 | 南区銭塘町976-2 |
| 28 第二エンゼル保育園 | 120 | 東区榎町3-10 | 97 愛保育園 | 90 | 南区近見3丁目13-30 |
| 29 Ai保育園尾ノ上 | 120 | 東区尾ノ上1丁目8番24号 | 98 第二森下保育園 | 90 | 南区近見7丁目12-33 |
| 30 やまびこ保育園 | 50 | 東区尾ノ上2丁目25-18 | 99 旭保育園 | 180 | 南区近見6丁目11-11 |
| 31 小山保育園 | 150 | 東区小山2丁目24-20 | 100 浄法たから保育園 | 140 | 南区富合町小岩瀬686 |
| 32 供合保育園 | 150 | 東区上南部3丁目18-52 | 101 雁回まこと保育園 | 100 | 南区富合町木原1410-1 |
| 33 ぎんなん保育園 | 90 | 東区京塚本町65-31 | 102 第一保育園 | 150 | 南区富合町新256-1 |
| 34 幼育学園幼光園 | 90 | 東区健軍3丁目34-17 | 103 リリー保育園 | 45 | 南区並建町839-1 |
| 35 せきれい保育園 | 90 | 東区健軍5丁目1-11 | 104 島口みのり保育園 | 50 | 南区島口町2137-2 |
| 36 やまぼと保育園 | 100 | 東区御領2丁目12-20 | 105 モロナイ保育園 | 120 | 南区八分字町618 |
| 37 ふわわ保育園 | 120 | 東区桜木1丁目11-21 | 106 中緑保育園 | 50 | 南区美登里町454 |
| 38 熊本日の出保育園 | 120 | 東区桜木3丁目15-5 | 107 そよかせ保育園 | 130 | 南区南高江1丁目11-126 |
| 39 わらべ保育園 | 160 | 東区新南部2丁目2-50 | 108 こじか保育園 | 90 | 南区南高江7丁目9-30 |
| 40 画図保育園 | 90 | 東区下江津2丁目2-1 | 109 リズム保育園 | 150 | 南区御幸笛田3丁目12-1 |
| 41 おげき保育園 | 90 | 東区下南部2丁目2-123 | 110 御幸こぼと保育園 | 120 | 南区御幸笛田7丁目15-30 |
| 42 帯山保育園 | 120 | 東区月出2丁目4-27 | 111 桜ヶ丘保育園 | 100 | 北区植木町滴水245-1 |
| 43 月出保育園 | 90 | 東区月出6丁目3-5 | 112 大和保育園 | 60 | 北区植木町大和37-6 |
| 44 二岡保育園 | 150 | 東区戸島3丁目11-62 | 113 田原児童園 | 80 | 北区植木町富成1167 |
| 45 ひむき保育園 | 130 | 東区戸島7丁目9-48 | 114 和幸保育園 | 60 | 北区植木町平野323-2 |
| 46 ながみね保育園 | 110 | 東区長嶺東5丁目1-17 | 115 清水ヶ丘保育園 | 90 | 北区兎谷1丁目3-82 |
| 47 広福保育園 | 120 | 東区長嶺東5丁目23-25 | 116 梶尾保育園 | 90 | 北区梶尾町288番地1 |
| 48 つばめ保育園 | 180 | 東区長嶺南7丁目7-15 | 117 むつみ保育園 | 120 | 北区楠1丁目15-16 |
| 49 木の実保育園 | 90 | 東区西原2丁目20-14 | 118 くすの実保育園 | 120 | 北区楠4丁目3-15 |
| 50 光輪保育園 | 90 | 東区沼山津4丁目8-29 | 119 きらら保育園 | 150 | 北区清水新地2丁目8-1 |
| 51 こまどり保育園 | 120 | 東区八反田2丁目21-17 | 120 まんごく保育園 | 120 | 北区清水万石4丁目5-5 |
| 52 さくらぎ保育園 | 90 | 東区花立3丁目30-1 | 121 はけみや保育園 | 90 | 北区高平3丁目35-28 |
| 53 さくらんぼ保育園 | 130 | 東区広木町29-35 | 122 さつきヶ丘保育園 | 100 | 北区龍田1丁目4-30 |
| 54 聖母幼愛園 | 90 | 東区南町13-3 | 123 たつだの森保育園 | 120 | 北区龍田陳内3丁目38-50 |
| 55 ひばり保育園 | 120 | 東区山ノ内1丁目1-87 | 124 たつだ保育園 | 145 | 北区龍田弓削2丁目7-100 |
| 56 のぞみ保育園 | 100 | 東区若葉2丁目12-1 | 125 ひでみ保育園 | 260 | 北区鶴羽田3丁目1-78 |
| 57 カトレア保育園 | 90 | 東区若葉6丁目13-52 | 126 北部中央保育園 | 120 | 北区西梶尾町535-3 |
| 58 熊本すみれ保育園 | 90 | 西区池亀町20-41 | 127 どれのき保育園 | 70 | 北区榎木5丁目30-20 |
| 59 報徳保育園 | 90 | 西区池田2丁目49-15 | 128 五丁保育園 | 90 | 北区貫町66番地1 |
| 60 有明保育園 | 50 | 西区小島下町4223 | 129 あゆみ保育園 | 90 | 北区武蔵ヶ丘1丁目4-32 |
| 61 誠櫻幼愛園 | 120 | 西区春日6丁目22-1 | 130 こぐま保育園 | 170 | 北区四方寄町39-1 |
| 62 仁愛乳児園 | 50 | 西区春日4丁目30-11 | | | |
| 63 若葉幼愛園 | 70 | 西区上代1丁目11-2 | | | |
| 64 たちばな保育園 | 75 | 西区河内町河内2192 | | | |
| 65 河内からたち保育園 | 40 | 西区河内町河内2946 | | | |
| 66 白羊保育園 | 90 | 西区島崎3丁目20-34 | | | |
| 67 こずえ保育園 | 130 | 西区新土河原1丁目7-20 | | | |
| 68 城高保育園 | 90 | 西区城山大塘2丁目1-24 | | | |
| 69 美心幼愛園 | 70 | 西区中島町560 | | | |
| | | | 計130カ所 | 13,565 | |
| | | | 公私立計150カ所 | 15,430 | |

オ 助成

① 助成金支出状況（平成27年度予算）

| | |
|------------------|--------------|
| 私立保育所障害児保育事業費補助金 | 年額 120,000千円 |
| 熊本市保育園連盟助成金 | 年額 6,392千円 |
| 私立保育所一時預かり事業費補助金 | 年額 30,000千円 |
| 地域活動事業費補助金 | 年額 3,500千円 |
| 産休等代替職員費補助金 | 年額 11,000千円 |
| 私立保育所延長保育促進事業補助金 | 年額 150,000千円 |

② 認可外保育施設助成

〈助成内容〉

- ・ 園児賠償責任保険料
- ・ 職員研修費
- ・ 園児の健康診断実施のための経費助成
- ・ 職員の健康診断実施のための経費助成
- ・ 医薬品・衛生材料等の購入経費助成
- ・ 調理・調乳担当職員の検便経費助成
- ・ 防災設備の整備、安全確保及び衛生管理に必要な備品購入経費助成
- ・ 乳児保育及び障がい児保育に対する経費助成

〈助成状況〉

18,100千円（平成27年度予算）

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額（保育料）

（平27.4.1現在）

| 階層区分 | | 1号認定保育料 （月額） |
|------|---------------------------|-----------------|
| ① | 生活保護世帯 | 0円 |
| ② | 市民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む） | 3,000円 |
| ③ | 市民税所得割課税額 24,300円未満 | 7,400円 |
| ④ | 24,300円以上 48,600円未満 | 9,300円 |
| ⑤ | 48,600円以上 65,000円未満 | 11,800円 |
| ⑥ | 65,000円以上 77,101円未満 | 16,100円 |
| ⑦ | 77,101円以上 211,201円未満 | 20,500円 |
| ⑧ | 211,201円以上 | 25,700円 |

キ 保育所・認定こども園等の保育認定(2号・3号認定)利用者負担額(保育料) (月額)

(平27.4.1現在)

| (月額、円) 階層区分 | | | 3号認定 (3歳未満) | | 2号認定 (3歳以上) | |
|-------------|------------|------------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| | | | 保育 標準時間 | 保育 短時間 | 保育 標準時間 | 保育 短時間 |
| ① | 生活保護世帯 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| ② | 市民税非課税世帯 | | 4,000円 | 4,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| ③-1 | 市民税所得割課税 | 24,300円未満 | 10,000円 | 9,900円 | 7,500円 | 7,400円 |
| ③-2 | 24,300円以上 | 48,600円未満 | 12,000円 | 11,800円 | 9,500円 | 9,300円 |
| ④-1 | 48,600円以上 | 65,000円未満 | 16,000円 | 15,700円 | 12,000円 | 11,800円 |
| ④-2 | 65,000円以上 | 81,000円未満 | 22,500円 | 22,100円 | 20,000円 | 19,700円 |
| ④-3 | 81,000円以上 | 97,000円未満 | 27,500円 | 27,100円 | 24,500円 | 24,100円 |
| ⑤-1 | 97,000円以上 | 121,000円未満 | 33,000円 | 32,500円 | 28,000円 | 27,500円 |
| ⑤-2 | 121,000円以上 | 145,000円未満 | 34,500円 | 34,000円 | 28,500円 | 28,000円 |
| ⑤-3 | 145,000円以上 | 169,000円未満 | 38,000円 | 37,400円 | 29,000円 | 28,500円 |
| ⑥-1 | 169,000円以上 | 213,000円未満 | 45,000円 | 44,300円 | 29,500円 | 29,000円 |
| ⑥-2 | 213,000円以上 | 257,000円未満 | 47,000円 | 46,200円 | 30,500円 | 30,000円 |
| ⑥-3 | 257,000円以上 | 301,000円未満 | 50,000円 | 49,200円 | 31,000円 | 30,500円 |
| ⑦-1 | 301,000円以上 | 349,000円未満 | 53,000円 | 52,200円 | 32,000円 | 31,400円 |
| ⑦-2 | 349,000円以上 | 397,000円未満 | 55,000円 | 54,100円 | 32,500円 | 31,900円 |
| ⑧ | 397,000円以上 | | 58,000円 | 57,000円 | 33,000円 | 32,400円 |

(19) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

市立

(平27.5.1現在)

| 施設名 | 定員 | 所在地 |
|-------------------|-------|-----------|
| 市立 熊本五福 | 125 | 中央区魚屋町1丁目 |
| 〃 一新 | 176 | 中央区新町1丁目 |
| 〃 碩台 | 90 | 中央区南千反畑町 |
| 〃 向山 | 125 | 中央区本山4丁目 |
| 〃 川尻 | 160 | 西区川尻4丁目 |
| 〃 古町 | 160 | 西区二本木4丁目 |
| 〃 隈庄 | 180 | 南区城南町宮地 |
| 〃 楠 | 125 | 北区楠3丁目 |
| 計8ヶ所 | 1,141 | |
| 国立大学法人 熊本大学教育学部附属 | 160 | 中央区城東町 |

私立

(平27.5.1現在)

| 施設名 | 定員 | 所在地 | 施設名 | 定員 | 所在地 |
|------------|-----|-----------|----------|-------|-----------|
| YMCA 水前寺 | 130 | 中央区出水3丁目 | 聖母愛児 | 140 | 西区島崎6丁目 |
| 画図 | 300 | 中央区出水8丁目 | 花陵 | 180 | 西区田崎3丁目 |
| 熊本学園大学付属敬愛 | 140 | 中央区大江2丁目 | 亀の子 | 120 | 西区谷尾崎町 |
| 帯山 | 250 | 中央区帯山4丁目 | 熊本音楽 | 280 | 南区出仲間6丁目 |
| 信愛女学院 | 250 | 中央区上林町 | ゆたか | 160 | 南区今町 |
| 王栄 | 170 | 中央区九品寺2丁目 | 力合 | 160 | 南区白藤1丁目 |
| 出水 | 220 | 中央区国府2丁目 | ルンビニー | 150 | 南区近見2丁目 |
| マリア | 200 | 中央区水前寺4丁目 | わかくさ | 150 | 南区南高江7丁目 |
| 九州音楽 | 180 | 中央区水前寺公園 | 恵水 | 330 | 南区御幸笛田3丁目 |
| 白山 | 200 | 中央区菅原町 | 植木中央 | 340 | 北区植木町舞尾 |
| 坪井 | 80 | 中央区内坪井町 | 大窪 | 160 | 北区大窪3丁目 |
| ときわ | 315 | 中央区本荘町 | 城北 | 340 | 北区清水新地2丁目 |
| 九州音楽京塚 | 410 | 東区尾ノ上1丁目 | 高平 | 240 | 北区高平2丁目 |
| 第2 さくら体育 | 350 | 東区戸島西7丁目 | 立田 | 240 | 北区龍田6丁目 |
| さくら | 350 | 東区长嶺南1丁目 | 武蔵ヶ丘 | 330 | 北区武蔵ヶ丘5丁目 |
| 聖母 | 200 | 東区南町 | 計33ヶ所 | 7,305 | |
| ちぐさ | 120 | 西区池上町 | 公私立計42ヶ所 | 8,606 | |
| 暁 | 120 | 西区島崎5丁目 | | | |

健福

イ 幼稚園就園奨励費

市立幼稚園（8園）

（平成 26 年度）

| 減 免 条 件 | | 区 分 | 減免限度額 (円) | 対象人数 (人) | 減免実施額 (円) | 対象率 (%) |
|---------|-------------------------------|---------|--------------|-------------|--------------|------------|
| 表 1 | 生活保護世帯 | 第 1 子 | 79,000 | 2 | 119,700 | 0.3 |
| | | 第 2 子 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | | 第 3 子以降 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 市民税が非課税の世帯・市民 税の所得割が非課税の世帯 | 第 1 子 | 20,000 | 31 | 593,400 | 5.1 |
| | | 第 2 子 | 50,000 | 8 | 400,000 | 1.3 |
| | | 第 3 子以降 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 上記区分以外の世帯 | 第 1 子 | — | 0 | 0 | 0.0 |
| | | 第 2 子 | 40,000 | 35 | 1,356,600 | 5.8 |
| | | 第 3 子以降 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| 表 2 | 生活保護世帯 | 第②子 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | | 第③子以降 | 79,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 市民税が非課税の世帯・市民 税の所得割が非課税の世帯 | 第②子 | 50,000 | 36 | 1,754,300 | 5.9 |
| | | 第③子以降 | 79,000 | 2 | 151,200 | 0.3 |
| | 上記区分以外の世帯 | 第②子 | 40,000 | 180 | 6,903,200 | 29.7 |
| | | 第③子以降 | 79,000 | 17 | 1,209,900 | 2.8 |
| 合計 | | 園児数(全体) | 606人 | 311 | 12,488,300 | 51.32 |

私立幼稚園（４９園）

| 補助条件 | | 区分 | 補助限度額 (円) | 対象人数 (人) | 補助実施額 (円) | 対象率 (%) |
|-------------|--|---------------|--------------|-------------|---------------|------------|
| 表 1 | Ⅰ 生活保護世帯 | 第1子 | 308,000 | 17 | 3,577,700 | 0.2 |
| | | 第2子 | 308,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | | 第3子以降 | 308,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| | Ⅱ 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯 | 第1子 | 199,200 | 513 | 96,631,900 | 5.9 |
| | | 第2子 | 253,000 | 96 | 17,944,290 | 1.1 |
| | | 第3子以降 | 308,000 | 4 | 848,000 | 0.0 |
| | Ⅲ 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円 | 第1子 | 115,200 | 752 | 82,909,200 | 8.6 |
| | | 第2子 | 211,000 | 139 | 24,072,900 | 1.6 |
| | | 第3子以降 | 308,000 | 2 | 328,000 | 0.0 |
| | Ⅳ 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円 | 第1子 | 62,200 | 2,748 | 161,749,300 | 31.5 |
| | | 第2子 | 185,000 | 466 | 73,279,700 | 5.3 |
| | | 第3子以降 | 308,000 | 8 | 1,467,100 | 0.1 |
| Ⅴ 上記区分以外の世帯 | 第1子 | — | 0 | 0 | 0.0 | |
| | 第2子 | 154,000 | 149 | 19,606,400 | 1.7 | |
| | 第3子以降 | 308,000 | 6 | 1,285,500 | 0.1 | |
| 表 2 | Ⅰ 生活保護世帯 | 第②子 | 308,000 | 6 | 1,395,600 | 0.1 |
| | | 第③子以降 | 308,000 | 3 | 665,800 | 0.0 |
| | Ⅱ 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯 | 第②子 | 253,000 | 263 | 60,673,080 | 3.0 |
| | | 第③子以降 | 308,000 | 52 | 11,218,220 | 0.6 |
| | Ⅲ 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円 | 第②子 | 211,000 | 407 | 83,565,700 | 4.7 |
| | | 第③子以降 | 308,000 | 65 | 14,385,320 | 0.7 |
| | Ⅳ 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円 | 第②子 | 185,000 | 1,465 | 262,116,100 | 16.8 |
| | | 第③子以降 | 308,000 | 165 | 37,233,290 | 1.9 |
| | Ⅴ 上記区分以外の世帯 | 第②子 | 154,000 | 577 | 85,697,700 | 6.6 |
| | | 第③子以降 | 308,000 | 82 | 17,511,240 | 0.9 |
| 合計 | | 園児数(全体)8,734人 | | 7,985 | 1,058,162,040 | 91.42 |

※小学校1～3年生に兄弟を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。

※平成20年度から小学校1～3年生に兄弟を有する場合は優遇措置あり。(表2)

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算額(千円) | 47,665 | 47,665 | 47,665 | 47,665 | 47,665 |

7 青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の確立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。平成26年から熊本市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関する事項についての協議も行っている。

| | |
|------|--------------------------------|
| 委員構成 | 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員 |
| 任期 | 在職期間（但し学識経験者は2年） |
| 事業内容 | ・協議会の開催 ・善行青少年の表彰選考 |

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

| | |
|------|---|
| 構成 | 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。 |
| 主な事業 | ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会 ・子ども・若者育成支援強調月間 ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動 ・熊本市青少年健全育成大会 ・研修会 ・家庭・地域の教育力の向上 ・青少協活動の地域への浸透 |

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、88小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、市長から委嘱を受けた青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年5月に自主的に結成された任意団体。

オ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。
単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

カ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）15個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

キ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

(2) 児童育成クラブ

| | |
|-----------|---|
| 目 的 | 放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。 |
| 開 設 日 | 4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く） 平日：児童の下校時間～午後6時 |
| 開 設 時 間 | 土曜日及び長期休業中：午前8時30分～午後6時 |
| 指 導 員 | 503名（平27.3.31現在） |
| 巡 回 指 導 員 | 6名（平27.3.31現在） |
| 開 設 状 況 | （公営）77箇所4,382名（民営）15箇所421名（平27.3.31現在） ※開設時間、指導員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。 |

(3) 青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（平成27年度）

| 区 分 | 内 訳 | 人 員（人） |
|-----|----------------------|--------|
| 民 間 | 校区青少年健全育成協議会の推薦 | 230 |
| 学 校 | 小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦 | 302 |
| 計 | | 532 |

ウ 指導状況

① 実施状況

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 街頭指導実施状況 | | | | | |
| 年間街頭指導実施回数（回） | 806 | 816 | 924 | 931 | 885 |
| 従事した青少年指導委員延人員（人） | 4,273 | 4,003 | 4,659 | 4,629 | 4,395 |
| 指導した青少年の総数（人） | 6,140 | 5,297 | 5,966 | 6,141 | 4,195 |

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

| 学 職 別 | 行為別 | 喫 煙 | 怠 学 | 遊技施設内 声かけ指導 | 交通指導 | 帰宅指導 | その他 | 計 |
|-------------|-----|--------|--------|----------------|----------|------------|----------|--------------|
| | 年度 | | | | | | | |
| 小 学 生 | 24 | - | - | 164(40) | 15(2) | 330(90) | 132(45) | 641(177) |
| | 25 | - | - | 205(46) | - | 576(195) | 247(73) | 1,028(314) |
| | 26 | - | 2(2) | 108(18) | 3(3) | 165(48) | 364(145) | 642(216) |
| 中 学 生 | 24 | 11(3) | 1(0) | 902(188) | 43(2) | 184(50) | 109(37) | 1,250(280) |
| | 25 | 0(0) | 6(2) | 850(175) | 14(4) | 242(91) | 143(47) | 1,255(319) |
| | 26 | 2(2) | - | 563(120) | 6(1) | 119(32) | 167(67) | 857(222) |
| 高 校 生 | 24 | 11(0) | 30(22) | 3,036(1,048) | 194(69) | 180(81) | 245(166) | 3,696(1,386) |
| | 25 | 10(3) | 24(17) | 2,917(1,052) | 101(39) | 297(148) | 147(105) | 3,496(1,364) |
| | 26 | 1(0) | 7(6) | 2,136(710) | 38(7) | 217(100) | 134(83) | 2,533(906) |
| そ の 他 | 24 | 23(10) | 4(2) | 168(54) | 102(37) | 50(15) | 32(15) | 379(133) |
| | 25 | 21(5) | - | 236(70) | 50(15) | 44(16) | 11(0) | 362(106) |
| | 26 | 2(0) | - | 104(12) | 44(22) | 3(1) | 10(3) | 163(38) |
| 計 | 24 | 45(13) | 35(24) | 4,270(1,330) | 354(110) | 744(236) | 518(263) | 5,966(1,976) |
| | 25 | 31(8) | 30(19) | 4,208(1,343) | 165(58) | 1,159(450) | 548(225) | 6,141(2,103) |
| | 26 | 5(2) | 9(8) | 2,911(860) | 91(33) | 504(181) | 675(298) | 4,195(1,382) |

注 () 内数字は女子……再掲

エ 小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

ア 西原公園児童館

| | |
|-------|-------------------|
| 所在地 | 中央区九品寺4丁目24番4号 |
| 開設年月日 | 昭和53年8月1日 |
| 構造 | 鉄筋3階建 |
| 敷地面積 | 6,386㎡(西原公園面積) |
| 建物面積 | 320.86㎡(昭和56年度増築) |
| 着工 | 昭和53年1月4日 |
| 完工 | 昭和53年7月11日 |
| 建設費 | 52,585千円 |

イ 熊本市城南児童館

| | |
|-------|------------------|
| 所在地 | 南区城南町舞原451番地9 |
| 開設年月日 | 昭和26年3月1日 |
| 構造 | 木造・平屋建て |
| 敷地面積 | 4,492.50㎡ |
| 建物面積 | 393.47㎡(児童館部分のみ) |
| 着工 | 平成24年12月26日 |
| 完工 | 平成25年12月13日 |
| 建設費 | 115,603千円 |

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくり交流室の項に一括記載

(5) 勤労青少年ホーム

主として15歳から35歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座や利用者によるボランティア活動、各種イベントを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

| | |
|------|------------------|
| 所在地 | 北区鶴羽田2丁目13番10号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート2階建 |
| 敷地面積 | 2,527.17㎡ |
| 建物面積 | 756.50㎡ |
| 着工 | 平成元年8月25日 |
| 完成 | 平成2年3月25日 |
| 開館 | 平成2年4月1日 |
| 建設費 | 262,028千円 |
| 利用状況 | 6,747人(平成26年度実績) |

(6) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 指導者養成

| 名称 | 内容 | 対象 | 開催期間 | 受講者数 (人) | 場所 | 備考 |
|-----------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------|-------------|------------------------------|--------------------|
| キャンプリーダー入門 | キャンプの企画・運営・実技等 | 市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者 | 6月7日・8日 (全2回) | 11 | 熊本市総合体育館・青年会館 あそ教育キャンプ場ほか | (財)熊本市社会教育振興事業団共催 |
| レクリエーション指導者セミナー | 青少年指導者に必要とされる知識やスキルについての講義 | 市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者 | 6月1日・15日 2月18日・25日 (全4回) | 34 | 熊本市総合体育館・青年会館 市役所14階ホール | (一財)熊本市社会教育振興事業団共催 |

イ 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。

① あそ教育キャンプ場

所在地 阿蘇市南宮原字村上

開設年月日 昭和42年7月21日

敷地面積 132,809㎡

収容人数 570人

管理棟 鉄骨丸太造り2階建630㎡

(1階308㎡/2階322㎡)

野外施設 ①テントサイト(4サイト、テント57張)

②共同炊事場6ヶ所、トイレ5ヶ所(うち多目的トイレ1ヶ所)

③大営火場1ヶ所・小営火場4ヶ所

④場内オリエンテーリングコース

年間利用者数 22,430人(平成26年度利用実績、述べ人数)

主催事業 ①ファミリーキャンプ(日帰り、参加者数98人)

利用状況

| 団体名 | 年度 | 24 | | | 25 | | | 26 | | |
|--------------|---------|-----|------------|------------|-----|------------|------------|-----|------------|------------|
| | | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) |
| 学校教育 | 幼稚園・保育園 | 0 | 0 | 0 | 1 | 134 | 0.6 | 0 | 0 | 0 |
| | 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 214 | 1 |
| | 中学校 | 41 | 20,816 | 94.7 | 42 | 21,848 | 94.2 | 42 | 21,219 | 94.6 |
| | 高校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会教育(青少年団体等) | | 6 | 932 | 4.2 | 12 | 1,011 | 4.4 | 8 | 847 | 3.8 |
| その他(家族等) | | 23 | 117 | 0.6 | 8 | 102 | 0.4 | 5 | 52 | 0.2 |
| 主催事業 | | 3 | 116 | 0.5 | 3 | 93 | 0.4 | 3 | 98 | 0.4 |
| 合計 | | 76 | 21,981 | 100.0 | 66 | 23,188 | 100.0 | 59 | 22,430 | 100.0 |

(注) 構成比(%) = 延人員の構成比

② 金峰山少年自然の家

所在地 西区池上町字西平山
 開設年月日 昭和50年10月1日
 敷地面積 9,456.18㎡
 建物延面積 2,038.60㎡ (本館)
 定員 200人
 施設内容 宿泊棟 (児童用23室・引率者用2室・バリアフリー1室・バリアフリー浴室)
 研修室・体育室・食堂・浴室棟・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
 屋外多目的ハウス・テントサイト

利用状況

(平成27年4月1日現在)

| 年度 団体名 | 22 | | | 23 | | | 24 | | |
|-----------|------|------------|------------|------|------------|------------|------|------------|------------|
| | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) |
| 小学校 | 93 | 24,067 | 77.3 | 94 | 24,676 | 82.8 | 95 | 23,534 | 79.8 |
| 中学校 | 9 | 1,512 | 4.9 | 1 | 93 | 0.3 | 3 | 279 | 0.9 |
| 少年団体 | 28 | 2,420 | 7.8 | 22 | 1,508 | 5.1 | 22 | 1,882 | 6.4 |
| その他の団体 | 15 | 1,637 | 5.3 | 12 | 2,050 | 6.9 | 10 | 1,897 | 6.4 |
| 主催事業 | 21 | 1,486 | 4.7 | 15 | 1,470 | 4.9 | 18 | 1,906 | 6.5 |
| 合計 | 166 | 31,122 | 100.0 | 144 | 29,797 | 100.0 | 148 | 29,498 | 100.0 |
| 稼働率 (%) | 79.7 | | | 70.8 | | | 73.0 | | |

| 年度 団体名 | 25 | | | 26 | | |
|-----------|------|------------|------------|------|------------|------------|
| | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) | 団体数 | 延人員 (人) | 構成比 (%) |
| 小学校 | 96 | 23,519 | 76.4 | 96 | 23,322 | 77.3 |
| 中学校 | 4 | 303 | 1.0 | 3 | 262 | 0.8 |
| 少年団体 | 24 | 1,808 | 6.0 | 32 | 2,769 | 9.2 |
| その他の団体 | 12 | 2,933 | 9.5 | 7 | 2,146 | 7.1 |
| 主催事業 | 21 | 2,225 | 7.1 | 15 | 1,684 | 5.6 |
| 合計 | 157 | 30,788 | 100.0 | 153 | 30,183 | 100.0 |
| 稼働率 (%) | 77.4 | | | 78.8 | | |

(注) 稼働率 (%) = (利用日数 / 開所日数) × 100

(7) 青少年の交流

国内外の友好姉妹都市及び九州内の都市との間で、青少年の交流活動を通して、親善を深めるとともに次代を担う青少年リーダーを育成する。

ア 国際交流（平成26年度）

- ① 本市・桂林市高校生交流事業（受入）
期間 平成26年8月1日～8月6日（5泊6日）
団員 14人（高校生団員10、役職員4）
- ② 本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（派遣）
期間 平成26年7月31日～8月9日
団員 27人（中学生高校生団員21、役職員6）

イ 国内交流（平成26年度）

- ① 九州都市中学生交流事業「第17回九州都市中学生交流大会」（派遣）
期間 平成26年8月11日～8月13日（2泊3日）
団員 62人（中学生団員52、役職員10）
- ② 熊本市・福井市小学生交流事業（受入・派遣）
期間 （受入）平成26年7月31日～8月3日（3泊4日）
（派遣）平成27年1月9日～12日（3泊4日）
団員 20人（小学生団員16、役職員4）

(8) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成27年成人式

開催日 平成27年1月12日
場 所 熊本市総合体育館・青年会館
対象者 7,735人

(9) 子ども文化会館

設置主体 熊本市
管理運営 (一財)熊本市社会教育振興事業団（平成23年度より指定管理者）
所在地 中央区新町1丁目3番11号
規模・構造 地下1階、地上5階、塔屋1層の鉄筋コンクリート造
延床面積 5,708.18㎡
供用開始 平成7年3月26日
建設費 2,793,898千円
施設の概要 地下1階 駐車場（4台）、駐輪場（90台）、警備室等
地上1階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室
2階 やすらぎの部屋（4室）、会議室（2室）、相談コーナー（3室）等
3階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室
4階 多目的ホール（228席）、わんぱく広場
5階 多目的ホール上層部
開館時間 午前9時～午後5時
（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで）

主な特別事業実績

(平成26年度)

| 特別事業名 | 内 容 | 期 日 | 参加者数 (人) |
|-----------------------|--|-----------------|-------------|
| ジャンボこいのぼりづくり | 来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る | 4/20～5/5 | 613 |
| ジャンボ七夕づくり | 来館者の作った七夕飾りや願いを書いた短冊を大きな笹に吊るし、エントランスに飾る | 6/28～7/7 | 895 |
| 夏の舞台劇 | プロの劇団による高質な舞台劇を上演 | 7/28 | 710 |
| 納涼祭～ こどもおぼけ館（やかた）～ | 夏の風物詩であるお化け屋敷や怪談話を子どもボランティアの参加により実施 | 8/23～24 | 6,702 |
| 中学生の乳幼児ふれあい体験事業 | 命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう | 9/16 9/17、19 | 258 |
| 節分豆まき | 子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供 | 2/1 | 475 |
| 僕の夢、私の夢体験事業 | 3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表 | 2/7 | 119 |
| こどもん誕生祭 | 当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど） | 3/20～22 | 6,977 |

利用状況（延べ利用者数）

(単位 人)

| 年度 区分 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 子ども | 163,065 | 170,523 | 184,604 | 197,083 | 203,390 |
| 大人 | 107,200 | 119,662 | 136,896 | 146,208 | 147,519 |
| 合計 | 270,265 | 290,185 | 321,500 | 343,291 | 350,909 |

健
福

8 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

(平成 26 年度)

| | 業 種 | 施 設 数 | 監 視 数 | 監視率 (%) |
|-----------|-------------------|-------|-------|---------|
| 営業六法 | 理 容 所 | 707 | 277 | 39.2% |
| | 美 容 所 | 1,448 | 551 | 38.1% |
| | クリーニング所 | 542 | 213 | 39.3% |
| | 旅 館 | 226 | 88 | 38.9% |
| | 興 行 場 | 33 | 9 | 27.3% |
| | 公 衆 浴 場 | 193 | 224 | 116.1% |
| | 計 | 3,149 | 1,362 | 43.3% |
| その他一般環境衛生 | 温 泉 | 127 | 58 | 45.7% |
| | 化 製 場 等 | 2 | 2 | 100.0% |
| | 墓 地 | 1,510 | 42 | 2.8% |
| | 納 骨 堂 | 262 | 2 | 0.8% |
| | 火 葬 場 | 2 | - | - |
| | ビル管理法による 特定建築物 | 257 | 17 | 6.6% |
| | ビル管理法による 登録営業 | 159 | 16 | 10.1% |
| | 遊 泳 場 | 32 | 30 | 93.8% |

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

(2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成24年3月31日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所まちづくり推進課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

| 区分 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数(件) | | 156 | 196 | 200 | 309 | 429 |
| (うち、住まいの健康快適度診断実施数) | | 16 | 15 | 16 | 10 | 7 |

イ 出前教室実施状況

| 区分 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------------|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 出前教室実施件数(件) | | 25 | 5 | 3 | 13 | 6 |
| 延参加人数(人) | | 369 | 102 | 76 | 265 | 192 |

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

| 区分 | 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|
| 生活衛生推進員の登録人数(人) | | 71 | 26 | 58 | 40 | 46 |
| セミナー開催数(回) | | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 |

エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(電話帳で本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)で、民有地・民有家屋の所有者が不明の場合、現地確認し、登記簿等で所有者を探して駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したが、平成24年度2件、平成25年度0件、平成26年度2件であった。また、市内でセアカゴケグモが発見され、健康被害を防止するために生息調査等(駆除：成体105匹、卵のう129個含む。)を実施し注意喚起を行った。

オ 除草指導

苦情処理状況

| 年度 | 指導した雑草地(件数) | 草刈り完了実績(件数) |
|--------|-------------|-------------|
| 平成25年度 | 250 | 191 |
| 平成26年度 | 335 | 255 |

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア 施設

| | | |
|-------|--|--|
| 名 称 | 熊本市動物愛護センター | |
| 所在地 | 東区小山2丁目11-1 | |
| 敷地面積 | 10,726.71㎡ | |
| 建物面積 | 1,141.48㎡ | |
| 管理棟 | 246㎡ | |
| 収容施設棟 | 315.43㎡ | |
| 愛護棟 | 418.86㎡ | |
| 倉庫 | 41.63㎡ | |
| 収納庫 | 27㎡ | |
| 動物愛護園 | 92.56㎡ | |
| 休憩所 | | |
| 建設費 | 20,925千円 | |
| 改築費 | 150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟） 184,527千円（愛護棟） | |
| 建設年月 | 昭和45年5月 | |
| 改築年月 | 昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟） 平成26年3月（愛護棟） | |
| 焼却炉 | 1基 | |

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

| 区分 年度 | 登録 総数 | 予防 接種 | 捕獲 保護 | 不要犬 引取り | 計 | 返還 | 譲渡 | 処分 | 計 | 咬傷 事故 |
|----------|----------|----------|----------|------------|-----|-----|-----|----|-----|----------|
| 21 | 34,369 | 23,664 | 435 | 18 | 453 | 189 | 222 | 39 | 450 | 17 |
| 22 | 38,337 | 25,278 | 575 | 14 | 589 | 257 | 286 | 18 | 561 | 16 |
| 23 | 38,446 | 25,911 | 471 | 32 | 503 | 235 | 210 | 16 | 461 | 15 |
| 24 | 38,624 | 25,600 | 420 | 11 | 431 | 252 | 148 | 7 | 407 | 26 |
| 25 | 38,781 | 24,770 | 423 | 4 | 427 | 222 | 154 | 5 | 381 | 14 |
| 26 | 37,944 | 24,183 | 366 | 6 | 372 | 222 | 151 | 0 | 373 | 30 |

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況（H18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成26年度）

| 法 許可施設数 | | 条例 許可施設 | | 合 計 | | | |
|---------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 施設数 | 監視数 | 施設数 | 監視数 | 施設数 | 目標ポイント | 監視ポイント | 達成率 (%) |
| 13,288 | 15,068 | 1,623 | 2,837 | 14,911 | 22,030 | 22,712 | 103.1 |

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成26年度）

| 区 分 | 衛 生 教 育 | | | | | | 研 修 会 ・ 講 演 会 | | | 合 計 |
|------|------------|------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------|-------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-------|
| | 営 業 者 | | | | そ の 他 | 市 民 | 調 理 師 栄 養 士 研 修 会 | 食 中 毒 予 防 講 演 会 | 条 例 改 正 及 び 食 品 表 示 法 説 明 会 | |
| | 許 可 施 設 | 給 食 施 設 関 係 者 | 食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 | 食 品 衛 生 責 任 者 実 務 講 習 会 | | | | | | |
| 件 数 | 62 | 23 | 5 | 2 | 12 | 64 | 4 | 1 | 8 | 181 |
| 参加人数 | 2,708 | 1,189 | 891 | 235 | 564 | 2,649 | 293 | 148 | 363 | 9,040 |

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

| 年度 | 区分 | 立入り施設数 | 集 団 指 導 | |
|----|----|--------|---------|-------|
| | | | 件 数 | 延べ人数 |
| 22 | | 138 | 7 | 1,216 |
| 23 | | 110 | 5 | 958 |
| 24 | | 110 | 4 | 729 |
| 25 | | 132 | 4 | 423 |
| 26 | | 110 | 4 | 293 |

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町380番地 市場会館5階

検 査 状 況

| 年 度 | 施 設 数 | 食 品 の 検 査 数 | | | | | |
|-----|-------|-------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | 国 産 品 | | 輸 入 品 | | 合 計 | |
| 22 | 265 | 185 | (0) | 18 | (0) | 203 | (1) |
| 23 | 256 | 223 | (1) | 20 | (0) | 243 | (1) |
| 24 | 252 | 215 | (2) | 17 | (0) | 232 | (2) |
| 25 | 246 | 248 | (0) | 22 | (0) | 270 | (0) |
| 26 | 249 | 171 | (1) | 14 | (0) | 185 | (1) |

※（ ）は違反品数を再掲

ウ 熊本市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、市民に安全で衛生的な食肉を供給するために、「と畜場法」「食品衛生法」に基づいて、馬の疾病の検査、食肉に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行っている。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与している。

① と畜検査頭数

| 畜種 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 馬 | 3,373 | 2,792 | 2,839 | 3,363 | 3,358 |
| 牛 | 8,083 | 7,904 | 7,866 | 2,466 | 0 |
| 豚 | 34,826 | 35,946 | 32,967 | 31,417 | 0 |
| めん羊・山羊 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 46,282 | 46,642 | 43,672 | 37,246 | 3,358 |

② 残留有害物質検査頭数

| 畜種 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 馬 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 牛 | 42 | 6 | 24 | 8 | 0 |
| 豚 | 245 | 181 | 235 | 163 | 0 |
| 合計 | 287 | 187 | 263 | 171 | 0 |

③ 衛生検査件数

| 検体 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設設備・器具 | 256 | 138 | 162 | 144 | 117 |
| 枝肉拭き取り検査 | 7,028 | 6,030 | 6,215 | 7,134 | 7,092 |
| 保菌調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 161 | 138 | 130 | 96 | 42 |
| 合計 | 7,445 | 6,306 | 6,507 | 7,374 | 7,251 |

(5) 火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施設

・熊本市斎場

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 東区戸島町796番地 |
| 敷地面積 | 13,209.92㎡ |
| 建物面積 | 斎場 建築面積 3,946.7㎡、延床面積 4,970.3㎡ |
| 建設年月 | 斎場建設工期 平成9年9月19日～平成11年8月31日 (供用開始①火葬棟及び待合棟平成11年4月1日②式場棟平成11年9月1日) |
| 構造 | 斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部2階建て(庭園含む) |
| 総事業費 | 約 3,660,000千円 |
| 型式 | 台車式15基 |
| 火葬棟の機能 | ①告別室(4室) ②炉前ホール ③火葬炉15基(3基増設スペースを確保)、汚物炉1基 ④収骨室(4室) ⑤中央監視室 ⑥事務室 |

・熊本市植木火葬場

| | |
|------|----------------------------|
| 所在地 | 北区植木町滴水628番地1 |
| 敷地面積 | 1,447.28㎡ |
| 建物面積 | 斎場 建築面積 229.8㎡、延床面積 205.1㎡ |
| 建設年月 | 昭和56年3月 |
| 構造 | (火葬棟) 鉄筋折板平屋造、(待合棟) 木造平屋 |
| 火葬炉 | 2基 |

イ 利用状況

① 火葬

(単位 件)

| 区分 | | 年度 | | | | |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 大人 | 市内 | 5,556 | 5,822 | 5,904 | 5,968 | 6,264 |
| | 市外 | 373 | 415 | 356 | 390 | 401 |
| 小人 | 市内 | 19 | 21 | 27 | 29 | 11 |
| | 市外 | 3 | 8 | 3 | 0 | 0 |
| 死産児 | 市内 | 168 | 170 | 157 | 161 | 171 |
| | 市外 | 42 | 60 | 47 | 40 | 47 |
| 改葬人骨 | 市内 | 110 | 126 | 43 | 57 | 48 |
| | 市外 | 1 | 1 | 4 | 7 | 4 |
| その他 | 市内 | 459 | 633 | 655 | 473 | 472 |
| | 市外 | 65 | 81 | 94 | 80 | 62 |
| 小計 | 市内 | 6,312 | 6,772 | 6,786 | 6,688 | 6,966 |
| | 市外 | 484 | 565 | 504 | 517 | 514 |
| 合計 | | 6,796 | 7,337 | 7,290 | 7,205 | 7,480 |

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

| 区分 | | 年度 | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| | | 市内 | 市外 | | | | | |
| 待 合 室 | 市内 | 658 | 720 | 732 | 804 | 961 | | |
| | 市外 | 21 | 55 | 49 | 20 | 54 | | |
| 夜 間 | 市内 | 56 | 18 | 8 | 6 | 12 | | |
| | 市外 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | | |
| 昼 間 | 市内 | 27 | 12 | 39 | 22 | 21 | | |
| | 市外 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | | |
| 昼 夜 間 | 市内 | 53 | 66 | 84 | 81 | 63 | | |
| | 市外 | 4 | 2 | 6 | 6 | 7 | | |
| 小 計 | 市内 | 794 | 816 | 863 | 913 | 1,057 | | |
| | 市外 | 25 | 58 | 57 | 30 | 63 | | |
| 合 計 | | 819 | 874 | 920 | 943 | 1,120 | | |

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限定する）

| 区分 | 種 別 | 単 位 | 使 用 料 | |
|-------|---------------------------|----------------------|---------|---------|
| | | | 市 内 (円) | 市 外 (円) |
| 火葬場 | 大人 (12歳以上) | 1体 | 6,000 | 36,000 |
| | 小人 (12歳未満) | 1体 | 4,000 | 24,000 |
| | 死産児 | 1体 | 2,000 | 12,000 |
| | 改葬による人骨 | 1体 | 2,000 | 12,000 |
| | その他 (産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部) | 1個 (10キログラムを限度とする。) | 1,000 | 6,000 |
| 待 合 室 | | 1回 (2時間以内) | 4,000 | |
| 式場 | 夜 間 | 1回 (午後4時から翌日の午前9時まで) | 5,000 | 30,000 |
| | 昼 間 | 1回 (午前9時から午後3時まで) | 5,000 | 30,000 |
| | 昼 夜 間 | 1回 (午後4時から翌日の午後3時まで) | 10,000 | 60,000 |

(6) 市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

| 墓地名 | 総面積 (㎡) | 平成24年度までの貸付状況 | | 平成25年度までの貸付状況 | | 平成26年度までの貸付状況 | |
|-------|---------|---------------|--------|---------------|---------|---------------|---------|
| | | 件数 | 面積 (㎡) | 件数 | 面積 (㎡) | 件数 | 面積 (㎡) |
| 花園墓地 | 28,057 | 1,894 | 12,610 | 1,893 | 12,604 | 1,891 | 12,578 |
| 小峯墓地 | 28,617 | 1,905 | 11,591 | 1,904 | 11,587 | 1,900 | 11,577 |
| 立田山墓地 | 37,929 | 1,525 | 10,259 | 1,525 | 10,257 | 1,524 | 10,253 |
| 城山墓園 | 54,747 | 1,146 | 7,150 | 1,149 | 7,158 | 1,146 | 7,130 |
| 清水墓園 | 20,897 | 1,516 | 8,624 | 1,515 | 8,621 | 1,514 | 8,608 |
| 桃尾墓園 | 268,765 | 8,477 | 41,714 | 8,646 | 42,522 | 8,816 | 43,376 |
| 浦山墓園 | 26,407 | 1,241 | 7,945 | 1,236 | 7,918 | 1,235 | 7,917 |
| 計 | 465,419 | 17,704 | 99,893 | 17,868 | 100,667 | 18,026 | 101,439 |

イ 桃尾霊堂

| | |
|------|--|
| 所在地 | 東区戸島町 桃尾墓園内 |
| 敷地面積 | 2,000㎡ |
| 建設概要 | 本体 鉄筋コンクリート平屋建 501.44㎡ 納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,100壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 39.6㎡ (事務所、休憩所、トイレ) 舍利塔 25㎡ |
| 竣工 | 本体工事 昭和56年3月 |
| 建設費 | 昭和55年度 147,180千円(設計委託料含む) 昭和56年度以降 9,300千円(管理棟、舍利塔) |

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

| 墓 地 | 種 別 | 使 用 料 |
|-------------|---------|---------------------|
| 桃 尾 墓 園 | 芝 生 墓 地 | 1 区 画 600,000円 |
| | 一 般 墓 地 | 1平方メートルにつき 120,000円 |
| そ の 他 の 墓 地 | 一 般 墓 地 | 1平方メートルにつき 80,000円 |

| 桃 尾 霊 堂 | 期 間 | 使 用 料 |
|-----------|-----|----------|
| 家 族 納 骨 壇 | 10年 | 200,000円 |
| 短 期 納 骨 壇 | 1年 | 5,000円 |

健
福

(7) 健康危機管理(医療政策課)

平成13年4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関31部署からの32委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内12関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

